

目 次

(令 和 6 年)

○第7回臨時会

第1日目(7月26日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第38号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第4号)	5
議案第39号 損害賠償の額の決定について	7
同意第3号 副村長の選任について	10

○第8回臨時会

第1日目(8月22日)

会議録署名議員の指名	17
会期の決定	17
議案第40号 令和6年度防災行政無線機器更新工事請負契約について	17

○第9回定例会

第1日目(9月6日)

会議録署名議員の指名	24
会期の決定	24
諸般の報告	24
行政報告	25
陳情第6号 県産品の優先使用について(要請)	25
陳情第7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)	26
議案第41号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	26
議案第42号 中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	31
議案第43号 中城村農林水産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第44号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第5号)	45
議案第45号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	52
議案第46号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	54

議案第47号	令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	55
議案第48号	令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	57
議案第49号	令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について	58
認定第1号	令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	59
認定第2号	令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	64
認定第3号	令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	68
認定第4号	令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	70
認定第5号	令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	72
認定第6号	令和5年度中城村水道事業会計決算認定について	74
認定第7号	令和5年度中城村下水道事業会計決算認定について	83
報告第4号	令和5年度決算に係る健全化判断比率について	91
報告第5号	令和5年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）	92
報告第6号	令和5年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）	93
報告第7号	令和5年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業会計）	94
報告第8号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	94

第2日目（9月7日） 休 会（土）

第3日目（9月8日） 休 会（日）

第4日目（9月9日）

一般質問

7番 新垣 修 議員	99
6番 安里 清市 議員	108
13番 新垣 博正 議員	117
12番 金城 章 議員	129

第5日目（9月10日） 休 会（火）

第6日目（9月11日）

一般質問

9番 大城 常良 議員	141
2番 玉那覇 登 議員	151

1番 小橋川 恵 美 議員	157
4番 桃 原 清 議員	166

第7日目（9月12日）

一般質問

15番 石 原 昌 雄 議員	175
8番 屋 良 照 枝 議員	180
5番 新 垣 貞 則 議員	187
14番 新 垣 善 功 議員	197

第8日目（9月13日）

認定第1号 令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	209
認定第2号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	220
認定第3号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	221
認定第4号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	221
認定第5号 令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	221
認定第6号 令和5年度中城村水道事業会計決算認定について	222
認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定について	222

第9日目（9月14日） 休 会（土）

第10日目（9月15日） 休 会（日）

第11日目（9月16日） 休 会（月） 敬老の日

第12日目（9月17日） 委 員 会（火） 委員会審議

第13日目（9月18日） 委 員 会（水） 委員会審議

第14日目（9月19日） 委 員 会（木） 委員会審議

第15日目（9月20日） 委 員 会（金） 委員会審議（陳情等審査及び委員長取りまとめ）

第16日目（9月21日） 休 会（土）

第17日目（9月22日） 休 会（日）

第18日目（9月23日） 休 会（月） 秋分の日

第19日目（9月24日） 委 員 会（火） 委員会審議（連合審査）

第20日目（9月25日） 委 員 会（水） 委員会審議（連合審査）

第21日目（9月26日）

議案第50号	令和6年度中城村一般会計補正予算（第6号）	225
認定第1号	令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	238
認定第2号	令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	240
認定第3号	令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	241
認定第4号	令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	242
認定第5号	令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	244
議案第48号	令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	245
認定第6号	令和5年度中城村水道事業会計決算認定について	246
議案第49号	令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について	247
認定第7号	令和5年度中城村下水道事業会計決算認定について	248
陳情第9号	事務委託費の改定について（要望）	250
陳情第11号	子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書	252
意見書第5号	子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書	252

第7回 臨時会

令和6年第7回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和6年7月26日

会 期 1 日間

閉 会 令和6年7月26日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第 1 日	7月26日	金	午後1時30分	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第38、39号における説明、質疑、討論、採決 同意第3号に対する説明、質疑、討論、採決 閉会

令和6年第7回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和6年7月26日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和6年7月26日（午後1時30分）		
	閉 会	令和6年7月26日（午後2時37分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	10 番	欠 員
	2 番	玉那覇 登	11 番	仲 松 正 敏
	3 番	欠 員	12 番	金 城 章
	4 番	桃 原 清	13 番	新 垣 博 正
	5 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	6 番	安 里 清 市	15 番	石 原 昌 雄
	7 番	新 垣 修	16 番	伊 佐 則 勝
	9 番	大 城 常 良		
欠 席 議 員	8 番	屋 良 照 枝		
会議録署名議員	4 番	桃 原 清	7 番	新 垣 修
	9 番	大 城 常 良		
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	新 垣 忍	上 下 水 道 課 長	下 地 良 和
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	森 本 雅 人
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第38号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第4号）
第 4	議案第39号 損害賠償の額の決定について
第 5	同意第3号 副村長の選任について

議 事 日 程 第 1 号 の 追 加

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の追加

○議長 伊佐則勝 皆さん、こんにちは。ただいまより令和6年第7回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(13時30分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 桃原 清議員及び7番 新垣 修議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日7月26日のみにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日7月26日の1日間に決定しました。

次の日程に入る前に、村長 比嘉麻乃から就任の挨拶の申出がありますので、これを許します。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 ハイタイ、グスーヨチューガナビラ。議員各位、そして傍聴席にいらっしゃる村民の皆様、こんにちは。

まず初めに、村長就任の挨拶の機会をいただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

令和6年第7回中城村議会臨時会の開会に当たり、提案いたします議案の御説明に先立ち、村政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきます。村議会議員各位及び村民の皆様のお理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

初めに、浜田前村長におかれましては、4期16年間にわたり、中城村発展のために尽力を賜りましたことに対し、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。去る6月16日に行われた中城村長選挙におきまして、村民の皆様を負

託を賜り、第30代、そして、中城村初の女性村長として村政のかじ取りを担わせていただくこととなりました。村民の皆様にお信託をいただきましたことに心から感謝をいたしますとともに深くお礼を申し上げます。今後は村長として、中城村のさらなる発展のために全力で取り組み、歴代の村長、議会、村民の皆様が築き上げてこられた中城村のまちづくりと新たな村政運営に向けて邁進する所存でございます。

7月4日付で中城村長に就任いたしました。これからは村民の目線で、村民の立場に立ち、村政運営を進め、中城村に新しい風を吹かせ、明るく元気な中城村にすべく、これから申し述べる各種施策に取り組んでまいります。

まず初めに、「笑顔あふれる環境づくり」といたしまして、沖縄県と共に給食費の無償化を実現。

沖縄県は、2025年度から県立及び市町村立中学校に通う中学生の学校給食の無償化に向けた支援事業を実施することを玉城県知事が表明しており、今後、沖縄県と各市町村教育委員会において事業の詳細な制度設計が行われることとなります。本村といたしましても沖縄県の動向を踏まえつつ、子供たちの健やかな成長と子育て世帯の支援の観点から、県の支援事業を活用し、次年度から学校給食における負担軽減に向け取り組んでまいりたいと存じます。

次に、児童から高齢者まで利用できる多世代交流施設の整備。

現在、村内には子供の第3の居場所づくりによる施設や各公民館において、高齢者に対するふれあい事業などの取組が行われておりますが、その利用対象は一部の村民に限られている場合もございます。児童から高齢者まで、誰でも自由に気兼ねなく利用できる多世代交流施設を整備したいと考えております。多世代交流施設を整備し多様な世代間の交流が行われることにより、中城村に根づく歴史や文化の継承や地域コ

コミュニティーが強化され、笑顔の絶えない明るい村が形成されていくことと考えております。

3番目に、全ての方が積極的に活躍できる場の充実といたしまして、国連において2015年に採択されましたSDGsの取組は、世界各国、日本はもとより各市町村においても様々な取組がなされております。中城村においてもSDGsの掲げる誰ひとり取り残さないという理念に基づき、性別や障害の有無等にかかわらず、全ての方が積極的に活躍できる場の充実を図ってまいります。

次に「魅力あるまちづくり」といたしまして、村内農家の新鮮な野菜などが購入できる直売所の設置。

中城村の基幹産業である農業の振興は、村の重要な課題と認識しております。特に海側地域には広大な農地が広がり、様々な規模で農産物が生産されております。特に小規模な農家の方は、その出品場所についても苦慮している声が多く聞かれております。農家の方が生産した新鮮な野菜を多くの人に購入していただく場を設けることは、海側地域における買物支援にもつながることから、直売所、（仮称）ごさまるしえを早期に設置したいと考えております。

次に、世界遺産「中城城跡」を核とした中城村の魅力を国内外に発信。

中城村には、世界に誇る遺跡として、中城城跡を有しています。国指定の史跡でありかつ世界遺産にも認定されている中城城跡は、これまでも様々な利活用がされてきました。今後も中城城跡を核とした村の魅力をイベントの開催や村内観光プランを検討し、中城村の魅力を国内外に広く積極的にPRをしていきます。

続きまして、「住みたい村・住み続けたい村」といたしまして、高齢者の居場所づくりと住み慣れた地域での生きがいづくり。

これまで中城村は、子育て支援策など様々な施策が展開されております。その取組はしっか

りと継承しつつ、今後は高齢者が住みやすい村としての取組も推進してまいります。さきに述べました多世代交流施設の整備に加え、各公民館における事業の充実等を図り、住み慣れた地域での生きがいを創出し、高齢者も元気な中城村を確立するために全力で取り組んでまいります。

続いて、地域公共交通の拡充についてでございます。

平成27年度より運行を開始した護佐丸バスは、民間路線バスの少ない中城村にとって、村民のかけがえのない交通機関として定着しております。また、沖縄県においては、慢性化する渋滞の緩和や二酸化炭素の排出抑制、公共交通の利用率向上を図るため、様々な施策に取り組んでおり、県民の足の一つでもある沖縄都市モノレール、ゆいレールの浦添市への延伸もその一環であると認識しております。中城村から那覇市・浦添市方面への通勤通学や那覇空港から観光客によるモノレール利用を考慮し、てだこ浦西駅との結節の可能性について検討してまいります。

そして、中部広域都市計画への移行と北中城村との共同のまちづくりなど、村民が誇りに思える新たなまちづくりへの取組もしてまいります。今後の新たなまちづくりの重要な事項として、中部広域都市計画区域への移行がございませぬ。中城城跡を核として進めていく北中城村との共同まちづくりについてさらに深化させ、都市計画区域移行についても継続して取り組んでまいります。

最後になりますが、「平和で安全・安心な中城村」といたしまして、中城村・平和の日を制定し、平和教育を推進してまいります。

多くの犠牲を出した沖縄戦から来年で80年の節目を迎えます。現在も日本全体の75%もの米軍施設がこの小さな県土に集中しています。日本で唯一地上戦が繰り広げられた沖縄戦の悲惨

さを正しく認識し、命の尊さについて後世に語り継ぎ、平和教育をさらに推進するため、「中城村・平和の日」の制定に向けて検討してまいります。

そして、災害に強いまちづくりにも取り組んでまいります。

台風の大型化や集中豪雨、頻繁に発生する地震など、いつ起こるか分からない災害についての備えや発生時における迅速かつ的確な対応が求められております。東側地域は津波や土砂災害、そして西側地域についても崖崩れや土砂災害など、中城村では様々な災害への備えが必要となっております。今後の災害に対応すべき組織体制の強化も含めて、村民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりに向けた取組について推進してまいります。

以上、僭越ながら中城村長としての所信の一端を述べさせていただきます。これから私が先頭に立ち、全ての村政に関わるかじ取りとし

て、職員と共にこれからの村政について確実に推進し、村民の目線、村民の立場に立った村政運営に心がけてまいります。村民福祉の向上と次世代を担う子供たちの明るい未来のため、村民の皆様、議員各位には一層の御協力と御指導を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明といたします。

令和6年7月26日、中城村長 比嘉麻乃。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 伊佐則勝 以上で村長の就任挨拶を終わります。

日程第3 議案第38号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第38号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第4号）について御提案申し上げます。

議案第38号

令和6年度中城村一般会計補正予算（第4号）

令和6年度中城村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,506千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,278,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年7月26日 提出

中城村長 比嘉麻乃

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,423,931	98,906	1,522,837
	2 県補助金	695,311	98,906	794,217
19 繰入金		389,109	6,350	395,459
	2 基金繰入金	389,109	6,350	395,459
21 諸収入		171,595	1,250	172,845
	4 雑入	168,469	1,250	169,719
歳入合計		10,171,686	106,506	10,278,192

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,257,463	110	1,257,573
	1 総務管理費	1,012,421	110	1,012,531
10 教育費		1,414,428	106,396	1,520,824
	1 教育総務費	225,926	1,329	227,255
	2 小学校費	180,704	104,113	284,817
	6 保健体育費	536,356	954	537,310
歳出合計		10,171,686	106,506	10,278,192

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、補正予算について質疑をいたします。

まず6ページです。6ページの2款総務費の一般管理費の中に、これは12節委託料ということがあるんですけども、これは訴訟弁護士委託料11万円とあるんですけども、これの説明を求めます。

2点目に、9ページ、これは10款教育費の中で公園施設費95万4,000円、入っているんですけども、これが補正予算で上がってきているということは、当初予算の計上にはなかったのかどうか。補正に上げた理由、それを伺います。以上2点、よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、6ページ、2款総務費、1項総務管理費の委託料について御説明をいたします。

訴訟弁護士委託料ということで11万円計上しているところでございます。内容につきましては、着手金として、税務課の窓口における対応について法的な措置が必要となったことから、弁護士へ依頼をすることでございます。その費用として11万円を計上しているということです。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

9ページの10款6項3目公園施設費の工事費に関してですが、こちらの当初予算では組まれておりませんで、6月に落雷がございまして、その際の、その影響だと思っております、テニス

コートの照明が5つほど切れてしまいました。
それを取替え工事するための予算となっております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 まず委託料のほう、
今、課長のほうは法的措置ということと言われた
んですけども、その内容というのは我々に
言えるのかどうか。言えなければまたね、個人
的とかそういうのがあるのかどうか、そのあ
たりちょっとお聞かせください。

あと2点目です。落雷によって5台の照明が
使えなくなったと。これは例えば落雷して電球
だけなのか、あるいはまたその下までのものも
含めてなのか、そのあたりいかがですか、お聞
かせください。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたしま
す。

照明だけの影響を受けているということです。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定
によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第38号は委員会付託を省略
します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ
で討論を終わります。

これから議案第38号 令和6年度中城村一般
会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第38号 令和6年度中城村
一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり
可決されました。

日程第4 議案第39号 損害賠償の額の決定
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第39号 損
害賠償の額の決定について。

議案第39号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、
議会の議決を求める。

記

1. 損害賠償の相手方

住所：東京都千代田区外神田4丁目14番1号

氏名：日本カーソリユーションズ株式会社

2. 賠償の概要

令和6年6月11日の大雨により、中城中学校職員駐車場に駐車していた本村教育総務課でリースしている公用車両が水没のため全損となり中途解約となったため、残リース料及び設定残価等の清算を行わなければならなくなった。ただし、損害賠償額1,328,690円のうち1,250,000円は、本村加入の自動車損害共済保険より保険金として補填される。

3. 損害賠償の額

1,328,690円

令和6年7月26日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

本村教育総務課でリースしている公用車両が水没のため全損したため、日本カーソリユーションズ株式会社の損失した額を賠償金として決定し支払いするため、地方自治法第96条第1項に規定する「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。」について、議会の議決を必要とするため。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、議案第39号についてお伺いします。

今回は公用車の水没という不可抗力が出来事だったというふうに解釈はしておりますが、今後もこの大雨であったり、台風であったりする自然災害というのはいつ襲ってくるか分からないということも考えられますので、今回の教訓をどう生かしていくかということで、この場所の公用車の駐車でありますとか、低地に駐車されている公用車についてはどのように今後考えていくかお答えください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 教育委員会とし

ましては、現在、中城中学校の教諭に対しては、大雨の場合についてはこのような状況に陥ることを想定し、基本的には奥のほうには止めないようという指示をしております。対応策としてましては、現在、中学校体育館隣の中城村旧庁舎の跡地ですね、あちらのほうを駐車場として開放しておりますので、できるだけそこに止めていただくようお願いをしているところであります。

今回のような異常気象による大量な大雨については今後も予測されることから、今後いろいろ教育委員会としても何らかの対応ができるかは検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、都市建設課のほうにもお伺いしますが、この河川につい

て、今後何らかの整備や維持管理をしっかりとやる考えはあるのかどうなのか確認したいと思います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

現在、この中学校というのは移転を予定していて、今後、商業施設誘致を検討している場所でもありますので、今後この河川について、商業施設を誘致した場合にどう活用というか、ここを敷地として使うためにボックスカルバートとか、そういう感じで埋めるのか、そういうのは今後の課題となっているとは思いますが。今後またこういう異常気象であふれないようにとか、そういうことも検討しながら、ここの商業施設誘致の場所を考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 商業施設云々というよりも、ここは民家もあります。やはり早急に対策を講じることが私は必要じゃないかなと思います。容量がオーバーしたということで、せんだっての全員協議会では説明を受けましたけれども、これはしっかりと想定できるというような考え方に基づいて整備をもう一度検討していくということを確認したいと思いますが、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 先日の大雨では、こちらだけではなく、あらゆる箇所で冠水被害がありました。これも今、中城村の下地区においては、この流域の流量計算とか、そういうまだ計算ができていない段階であります。こういうまちづくりをしていく中で、今、上下水道課のほうでも、こういう流域の計算を計画を委託しているところでございます。

今からのまちづくりにおいて、この流域計算というのは重要になってくると思っておりますので、今後もこういう異常気象など、そういうものを勘案して計画を立てていく所存でございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 まず、金額についてちょっと質問したいと思います。

これは全協のほうで一定程度の説明をしていたんですけれども、やはりちょっと腑に落ちないのが賠償金額132万8,690円という中で、損害の自動車保険から出るのが125万円ということで、今回この7万8,690円の損害が発生したということなんですけれども、これ全額が賠償の対象にならなかったのかどうか、それ1点目と、先ほどこの駐車場のほう、大分下がっているということで、車の半分ぐらいがちょっと水浸しになったと。それで使えなくなったということなんですけれども、先ほど新垣議員からもあったように、その駐車場の河川ですね。もしその河川が今までに三、四回ぐらい氾濫して、中学校からずっと山から下りてきて、その河川の中で、うちのほうがですね、これ前にコンクリーで造られたやつで逆流してくるんです、どんどん、水量が多くなったら。それを早急に工事というのかな、対策しないと、毎回毎回、想定外の水が流れ出したということでは、もう3回も4回もつながれば、これ想定外とは言えないということで。周辺に向かいのお家まで床下浸水したり、そういうのも含めてやっているものですから、それをしっかり話を聞いて対策を取っていかないと、ある程度の雨が降ればまた同じようなことが起こるということが懸念されるものですから、そこをしっかりと対応できるかどうかですね。できないと思うんですけれども、どのあたりでそういう想定を考えているのか。これが氾濫したときに、都市建設課を呼んで、こういう状況ですよというのもしっかり話をして、言っておりますので、課長、それを聞いてどういう対策をできるのかちょっとこれは検討を早急にしていただきたいんですけれども、そのあたり、もう一回答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時05分）

~~~~~

再 開（14時05分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答えいたします。

今回、損害賠償額としてリース会社から提示された額につきましては、残リースの期間分及び今回この車両の契約につきましてはクローズドエンド方式ということで、残価分を当初から外してリースの料金で割って支払いするということのリース契約になっております。今回この残金額と残価設定にされた部分の合計額が130万円程度の金額として、賠償として上がっています。

それに対し、村で加入している共済損害保険につきましては、限度額が125万円ということで設定されていて、それ以上にかかる費用につきましては本村で負担する額となっております。実質、修理を行う場合のほうも試算しておりまして、実際に修理にかかる費用は180万円ということでしたので、保険会社としてはもうこの金額がマックスということで、その金額で決定しております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 答えします。

議員のおっしゃられるとおり、今回だけじゃなく毎回そういう状況ということは、流域のこの関係が足りていない可能性もありますので、再度調査して、この関係が足りるような措置ができれば検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 村民にできるだけ迷惑

のかからないような対策を取っていただいて、これまたいつ何どき、こうして台風とか、まだ大雨とか、そういうのが発生するか分からない状況ですので。しっかり早急に対応していただいて、村民に不利益がかからないような対策をぜひ取っていただきたい。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第39号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号 損害賠償の額の決定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第39号 損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 同意第3号 副村長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 同意第3号 副村長の選任について。

同意第3号

副村長の選任について

下記の者を副村長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

住 所 中城村字北浜  
氏 名 新 垣 正  
生年月日 昭和32年生

令和6年7月26日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

現副村長の任期が、令和6年8月6日をもって満了することに伴い、後任者を選任したいので、本案を提案するものである。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。休憩します。

休 憩（14時11分）

~~~~~

再 開（14時21分）

○議長 伊佐則勝 再開します。（退席者あり）

○議長 伊佐則勝 地方自治法第117条の件の御指摘がありました。新垣 修議員の退席を求めたいと思います。

休憩します。

休 憩（14時22分）

~~~~~

再 開（14時25分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

半数以上になっておりますので、そのまま会議を進めます。

同意第3号について質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 同意第3号 副村長の選任について賛成の立場から討論します。

副村長の選任同意について、村長から提案されている新垣 正氏については、37年間の役場職員として勤務し、その間、最後の7年間は都市建設課長として、本村の第4次総合計画基本構想、基本計画策定等に携わった経験、実績があり、都計法を熟知しており、今後の本村のまちづくりにはいなくてはならない人材であり、また、在職中は職員とのコミュニケーションも良好な関係で、職員からも信頼されていること。また、さらに退職後は農業経営を実践し、農業に対しての知識もあり、農業振興にも寄与するものと確信していることから、私は新垣 正氏については、副村長として最適任であると確信をして、この同意第3号に賛成いたします。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありますか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 同意第3号について賛成の立場で討論いたします。

後任者については、今、善功議員からあったように、長きにわたり村役場の業務を滞りなく遂行してきたという中で、村発展にも十分尽力されたと思っております。またこれから、今現在、中城小学校の建設が始まっている、そしてまたこれから津覇小学校、中城中学校と、まちづくりの中でも中城中学校の退去した後に新しいまちづくりが始まるという中では、本当に彼が一番適任者じゃないかなというふうに思っているんで、今までの実績を踏まえ、それから、今後の重要なハード計画、ハード事業ですね。それについて、今、その中で一番熟知しているんじゃないかというふうに私は思っております。

その上で、職員からもいろいろ話を聞いたところ、彼はいろいろと小まめに職員との連携、それからコミュニケーションを取ってしっかりやってくれるだろうという話もちよっと伺っているものですから、そのあたりも含めて、私は彼が適任者だというふうに思っているんで、賛成の討論をいたしました。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 私も賛成の立場で討論します。

役場職員としても、正さんは非常に頑張っていますので、そういうことで、役場職員とだけじゃなくて地域のボランティアですね、それも一生懸命。中学校の子供たちに、3年生ですけれども、終わったら野球の指導とかですね、硬式野球のこともやっているし、それから、地域の和宇慶体協長もやりながら、本当に役場職員として、全体の奉仕者として非常にいい人材だなと思って、副村長として適任だと思って賛成します。

○議長 伊佐則勝 進行します。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 賛成の立場で討論します。

皆さんからありましたように新垣 正さんは行政に富んでいるというところ。彼の実績として1つだけ言えるのは、この南上原で区画整理事業が行われるときに、彼は県のほうに出向に行って、この事業を学んできております。そういう中で、この区画整理事業が滞りなく進んでおるといえるのは、本当に彼の力だと思います。そういう面からすると、この中城村について、本当に一生懸命やっているなと思っています。

ありましたように各種団体のほうにも力を入れております。そして、職員にもですね、確かに正さんは口は悪いです。危ない。けれども、優しい。だから、そういう面では職員も信頼していると思います。4年間頑張ってもらいたい。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ございますか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第3号 副村長の選任については同意することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (14時34分)

~~~~~

再 開 (14時36分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、追加日程第1 本臨時会の署名議員として新垣 修議員を指名しましたが、同意第3号において除斥となりましたので、会議録署名議員として大城常良議員を追加指名いたします。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (14時37分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 桃 原 清

中城村議会議員 新 垣 修

中城村議会議員 大 城 常 良

第8回 臨時会

令和6年第8回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和6年8月22日

会 期 1 日間

閉 会 令和6年8月22日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第 1 日	8月22日	木	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第40号における説明、質疑、討論、採決 閉会

令和6年第8回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和6年8月22日（木）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和6年8月22日（午前10時00分）		
	閉 会	令和6年8月22日（午前10時18分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	欠 員
	3 番	欠 員	12 番	金 城 章
	4 番	桃 原 清	13 番	新 垣 博 正
	5 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	6 番	安 里 清 市	15 番	石 原 昌 雄
	7 番	新 垣 修	16 番	伊 佐 則 勝
8 番	屋 良 照 枝			
欠 席 議 員	11 番	仲 松 正 敏		
会 議 録 署 名 議 員	8 番	屋 良 照 枝	9 番	大 城 常 良
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	比 嘉 麻 乃	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	新 垣 正	企 画 課 長	金 城 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	新 垣 忍	上 下 水 道 課 長	下 地 良 和
	会 計 管 理 者	照 屋 郁 子	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	比 嘉 聡	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	森 本 雅 人
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第40号 令和6年度防災行政無線機器更新工事請負契約について

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和6年第8回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番 屋良照枝議員及び9番 大城常良議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日8月22日のみにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日8月22日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第40号 令和6年度防災行政無線機器更新工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、皆さん、改めまして、おはようございます。

では、議案第40号 読み上げて御提案申し上げます。令和6年度防災行政無線機器更新工事請負契約について御提案申し上げます。

議案第40号

令和6年度防災行政無線機器更新工事請負契約について

令和6年度防災行政無線機器更新工事請負契約について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 契約の目的 | 令和6年度防災行政無線機器更新工事 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 金 120,998,900円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金 10,999,900円 |
| 4. 契約の相手方 | 沖縄県宜野湾市赤道2丁目20番2号
株式会社 宜野湾電設
代表取締役社長 仲 村 明 |

令和6年8月22日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

令和6年度防災行政無線機器更新工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上です。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（10時03分）

~~~~~

再開（10時13分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第40号について質疑を行います。

この防災行政無線の機器の整備、環境をつくるということは大変いいことだとは思いますが、これはあくまでも配信する側の設備であって、受信する側の環境についてはどのようにしているかを把握しているか、お答えください。

防災アプリとかSNSでいろんな配信をするということをおっしゃっていますが、一方の受信する側は、公民館にはWi-Fiの環境が整っていないのが大半だと思います。しっかりと整っているところというのは把握されているのか、そういうふうに整うべきものが整っていない状態でここだけ整備するというのは、まだまだ不足じゃないかなと私、思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

今回の防災無線機器更新につきましては、親宅の機器の更新になります。本来であれば、10年耐用年数ということでありまして、今回、2011年、平成23年に今の機器を導入しております。それからすると14年経過しておりますので、

早急に対応しないといけないということで、今回の議会上程になっております。

今ありましたWi-Fi、各通信の環境につきましてはスマホの対応ということで現在は考えておりますが、ガラケーにつきましては通信種類等もありますので、対応できるかどうかはこれから検討をしたいと考えてまいります。

ただ、公民館にWi-Fiということは今後考える必要はあるかもしれませんが、今回の案件につきましては親宅の機能強化ということで考えております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これ災害時には大変重要なことだと思います。防災訓練をするときも、たくさんの住民が集まってきます。そこでいろんな情報収集をするというのは、当然のことだと私は思っております。そういった中でせっかくアプリでいろんな情報が配信されるのに、受信する側がそういう環境が整っていないということは片手落ちだというふうに考えますので、早急にやるということを約束できますか。

村長、どちらでもいいですから、ちゃんと答えていただければ。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、その内容については認識をしているところでございます。情報を発信するものについては我々行政の役目、そこをやるのが我々の仕事だと考えております。

いろいろと情報を取り込むということは各電信会社、通信会社についても移動子局とかそういうことを国の補助を受けてやっているところでありますので、そういう補助的なものがあれ

ば移動のWi-Fiなども考えられるのではな  
いかなというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑。

15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 金額が大きい、1億  
余りの物件なんですけれども、耐用年数につ  
いてもう一度、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをい  
たします。

機器の耐用年数については10年前後というこ  
とで耐用年数は決まっています。

しかしながら、今回の早急に対応した部分に  
つきましては、親宅以外からの発信ができるよ  
うにということ考えて今回の工事請負になっ  
ておりますので、耐用年数は10年前後というこ  
とで考えていただければと思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第40号は委員会付託を省略  
します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから、議案第40号 令和6年度防災行政  
無線機器更新工事請負契約についてを採決しま  
す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第40号 令和6年度防災行政  
無線機器更新工事請負契約については、原案  
のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、  
本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、  
数字、その他の整理を要するものについては、  
その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整  
理を要するものについては、議長に一任するこ  
とに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労  
さまでした。

閉 会 (10時18分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここ  
に署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 屋 良 照 枝

中城村議会議員 大 城 常 良

# 第9回 定例会

## 令和6年第9回中城村議会定例会会期日程表

開 会    令和6年9月6日

会 期 21 日間

閉 会    令和6年9月26日

| 日 次  | 月 日   | 曜日 | 開議時刻  | 会 議 名 | 事 項                                                                                                                                                                               |
|------|-------|----|-------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日  | 9月6日  | 金  | 午前10時 | 本会議   | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告、陳情第6、7号<br>議案第41、42、43、44、45、46、47号に対する<br>説明、質疑、討論、採決、及び議案第48、49号<br>に対する説明、質疑、委員会付託<br>認定第1、2、3、4、5、6、7号に対する<br>説明<br>報告第4、5、6、7、8号に対する報告、質<br>疑 |
| 第2日  | 9月7日  | 土  | /     | 休 会   |                                                                                                                                                                                   |
| 第3日  | 9月8日  | 日  | /     | 休 会   |                                                                                                                                                                                   |
| 第4日  | 9月9日  | 月  | 午前10時 | 本会議   | 一般質問（4人）                                                                                                                                                                          |
| 第5日  | 9月10日 | 火  | /     | 休 会   |                                                                                                                                                                                   |
| 第6日  | 9月11日 | 水  | 午前10時 | 本会議   | 一般質問（4人）                                                                                                                                                                          |
| 第7日  | 9月12日 | 木  | 午前10時 | 本会議   | 一般質問（4人）                                                                                                                                                                          |
| 第8日  | 9月13日 | 金  | 午前10時 | 本会議   | 認定第1、2、3、4、5、6、7号に対する<br>質疑、委員会付託                                                                                                                                                 |
| 第9日  | 9月14日 | 土  | /     | 休 会   |                                                                                                                                                                                   |
| 第10日 | 9月15日 | 日  | /     | 休 会   |                                                                                                                                                                                   |
| 第11日 | 9月16日 | 月  | /     | 休 会   | 敬老の日                                                                                                                                                                              |
| 第12日 | 9月17日 | 火  | 午前10時 | 委員会   | 委員会審議                                                                                                                                                                             |
| 第13日 | 9月18日 | 水  | 午前10時 | 委員会   | 委員会審議                                                                                                                                                                             |
| 第14日 | 9月19日 | 木  | 午前10時 | 委員会   | 委員会審議                                                                                                                                                                             |
| 第15日 | 9月20日 | 金  | 午前10時 | 委員会   | 委員会審議（陳情等審査及び委員長取りまと<br>め）                                                                                                                                                        |
| 第16日 | 9月21日 | 土  | /     | 休 会   |                                                                                                                                                                                   |
| 第17日 | 9月22日 | 日  | /     | 休 会   |                                                                                                                                                                                   |
| 第18日 | 9月23日 | 月  | /     | 休 会   | 秋分の日                                                                                                                                                                              |
| 第19日 | 9月24日 | 火  | 午前10時 | 委員会   | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                                                       |
| 第20日 | 9月25日 | 水  | 午前10時 | 委員会   | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                                                       |
| 第21日 | 9月26日 | 木  | 午前10時 | 本会議   | 委員長報告に対する質疑、討論、採決                                                                                                                                                                 |

閉会

# 令和6年第9回中城村議会定例会（第1日目）

|                                |                 |                    |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和6年9月6日（金）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 会             | 令和6年9月6日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 散 会             | 令和6年9月6日（午後3時07分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美            | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登              | 10 番                               | 欠 員       |
|                                | 3 番             | 欠 員                | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清              | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則            | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市            | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修              | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝            | 16 番                               | 伊 佐 則 勝   |
| 欠 席 議 員                        |                 |                    |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 11 番            | 仲 松 正 敏            | 12 番                               | 金 城 章     |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保              | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃            | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 新 垣 正              | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍              | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子            | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡              | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 森 本 雅 人   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり            |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                                     |
|------|---------------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                              |
| 第 2  | 会期の決定                                                   |
| 第 3  | 諸般の報告                                                   |
| 第 4  | 行政報告                                                    |
| 第 5  | 陳情第6号 県産品の優先使用について（要請）                                  |
| 第 6  | 陳情第7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）                          |
| 第 7  | 議案第41号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         |
| 第 8  | 議案第42号 中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 9  | 議案第43号 中城村農林水産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例              |
| 第 10 | 議案第44号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第5号）                            |
| 第 11 | 議案第45号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                      |
| 第 12 | 議案第46号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                     |
| 第 13 | 議案第47号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）                    |
| 第 14 | 議案第48号 令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について                      |
| 第 15 | 議案第49号 令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について                     |
| 第 16 | 認定第1号 令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について                          |
| 第 17 | 認定第2号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について                    |
| 第 18 | 認定第3号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                   |
| 第 19 | 認定第4号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について                  |
| 第 20 | 認定第5号 令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について                |

- |      |         |                                         |
|------|---------|-----------------------------------------|
| 第 21 | 認定第 6 号 | 令和 5 年度中城村水道事業会計決算認定について                |
| 第 22 | 認定第 7 号 | 令和 5 年度中城村下水道事業会計決算認定について               |
| 第 23 | 報告第 4 号 | 令和 5 年度決算に係る健全化判断比率について                 |
| 第 24 | 報告第 5 号 | 令和 5 年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計） |
| 第 25 | 報告第 6 号 | 令和 5 年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）       |
| 第 26 | 報告第 7 号 | 令和 5 年度決算に係る資金不足比率について（中城村下水道事業会計）      |
| 第 27 | 報告第 8 号 | 令和 5 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について        |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和6年第9回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番 仲松正敏議員及び12番 金城章議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日9月6日から9月26日の21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は本日9月6日から9月26日の21日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和6年6月21日より令和6年9月5日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和6年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので御参照ください。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会、また、後期高齢者医療広域連合議会、中部広域市町村圏事務組合からの報告についてはそれぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書を配付しておりますので、御参照ください。

3 各所管事務調査の報告について

○文教社会常任委員会

- ・8月13日(火)福祉課より、社会福祉協議

会に関する事及び介護保険に関する事に関して調査しております。

○建設常任委員会

- ・7月9日(火)上下水道課より、老朽化の汚水調査及び糸蒲公園内パークゴルフ場復旧整備の取組について。

- ・8月13日(火)産業振興課より、中城城跡と中城モール周辺の海岸を活用した観光振興の取組及び農業未来地域座談会を開催しての課題及び今後の課題について調査を行っております。

なお、提出された各報告書については、事務局で閲覧してください。

4 陳情・要請・意見書等の処理について

期間中に受理した陳情、要請、意見書等については6件受理し、9月2日の議会運営委員会で協議した結果、陳情第9号『事務委託費の改定について(要望)』及び陳情第11号『子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書』については、総務常任委員会へ付託します。

陳情第8号『母(王乖彦)が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情』及び第10号『県民大会開催の要請』は、資料配付とし、また、陳情第6号及び7号の『県産品の優先使用について(要請)』、『地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)』については、本日の審議日程に加えております。

5 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○7月18日から19日まで、中部地区町村議会議長会の県内行政視察が久米島町にて、久米島冷温農業実証施設等と空き家対策としての納骨堂建設事業の視察研修が執り行われ、議長及び局長が参加しております。

○8月9日(金)に、中部地区町村議会議長会における議員・職員研修会が北中城村、

中央公民館にて開催され、各議員が参加しております。

○8月27日（火）に、沖縄県町村議会議長会の県内正副議長及び委員長の研修会が北谷町のニライセンターで開催され、正副議長及び正副委員長が参加しております。

## 6 その他

その他の日程等については、別紙を御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、皆さん、改めましておはようございます。

行政報告を行います。

令和6年5月から令和6年7月までの村長及び教育長の主要事項日程等につきましては、資料を御覧ください。

今議会におきましては、2点を議会報告いたします。

まず1点目、行政懇談会についてでございます。今後の豊かで魅力あるまちづくりを進めていく上で、地域の思いや課題について、直接地域の皆様の御意見を伺い、行政経営に反映させていくことを目的として7月29日、伊集自治会を皮切りに全21自治会を訪問いたしまして、昨日で全ての自治会の懇談会を終えました。

7月4日に就任しました新村長の下、中城村が実施している事務事業及びこれから実施予定の重点施策について村民の皆様に早い時期に説明する必要があると判断して、実施をいたしました。第5次総合計画中期基本計画の策定に当たり、行政懇談会の御意見、御要望などを参考にし、情勢等の変化を踏まえながら、前期基本計画の検証、評価を行い、各施策の見直しを行っていく予定でございます。

今回のこの行政懇談会では、ここにいらっしゃいます全議員の皆さんが、各自治会での懇談

会への御参加がありました。心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

2点目に、第14回中城護佐丸まつりについてでございます。

昭和54年に第1回中城まつりを開催し、平成22年に開催された第10回目の節目に中城護佐丸まつりと改称し、開催場所につきましても中城村が誇る世界遺産中城城跡に変更しております。

今回、第14回目を迎える中城護佐丸まつりにおきましては、村民参加による郷土愛に満ち、生きがいあふれる郷土づくりに寄与することを目的とし、中城村と世界遺産中城城跡の魅力を感じてもらい、中城に愛着を持ってもらうことを考え開催いたします。

開催期日でございますが、令和6年10月19日土曜日と20日日曜日、開催場所は世界遺産中城城跡でございます。

以上2点の行政報告といたします。

○議長 伊佐則勝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 陳情第6号 県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第6号は会議規則第95条の規定により、同規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号 県産品の優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第6号 県産品の優先使用について(要請)は原案のとおり採択されました。

日程第6 陳情第7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第7号は会議規則第95条の規定により、同規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから陳情第7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)は原案のとおり採択されました。

日程第7 議案第41号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第41号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

#### 議案第41号

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年中城村条例第16号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

#### 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の改正に伴い、保育施設における3歳児及び4・5歳児の職員配置基準が変更になった為、本村条例も改正が必要である。

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用<br/>する設備、食器等及び飲用に供する水につ<br/>いて、衛生的な管理に努め、<u>又は衛生上必要な措<br/>置を講じなければならない。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に<br/>規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）<br/>は、村長が行う研修（村長が指定する都道府県<br/>知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了<br/>した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法<br/>律第107号。以下「特区法」という。）第12条<br/>の5第5項に規定する事業実施区域内にある家<br/>庭的を行う場所にあつては、保育士又は当該事<br/>業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育<br/>士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有<br/>すると村長が認める者であつて、次の各号のい<br/>ずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1<br/>項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設<br/>備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第<br/>63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める<br/>指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意し<br/>て、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保<br/>育を提供しなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応</p> | <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用<br/>する設備、食器等及び飲用に供する水につ<br/>いて、衛生的な管理に努め、<u>及び衛生上必要な措<br/>置を講じなければならない。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に<br/>規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）<br/>は、村長が行う研修（村長が指定する都道府県<br/>知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了<br/>した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法<br/>律第107号。以下「特区法」という。）第12条<br/>の5第5項に規定する事業実施区域内にある家<br/>庭的を行う場所にあつては、保育士又は当該事<br/>業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育<br/>士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有<br/>すると村長が認める者であつて、次の各号のい<br/>ずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1<br/>項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設<br/>備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第<br/>63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める<br/>指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意し<br/>て、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保<br/>育を提供しなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応</p> |

じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第31条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第31条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

|                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> | <p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(職員に関する経過措置)

第2条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当面の間、第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、本条例改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以降においても、なおその効力を有する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第41号について質疑をいたします。

まず、本条例の一部改正は、保育士の負担軽減につながるということで評価していますし、子供たちの安全性も確保できるのではないかと、いうふうに思います。

その上で、4ページにあります附則のところ、第1条、これ令和6年4月1日から適用すると

いう文言というふうにあります。これは各保育園、それからこども園に対しての説明はいつ頃終わったのかどうか、周知されているのかどうか。

それ1点目と、2点目が、第2条にあります「保育の提供に支障を及ぼすときがあるときは当面の間適用しない」というふうにあるんですけども、これ村として条例が施行された場合には、一定程度の期間を設けて全ての保育園、それからこども園がそれに準じていくというのが条例の趣旨ではないかなというふうに思っているものですから、そのあたりの期限も設定できるのかどうか、その2点伺います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えします。

いつ頃に周知をしたかということに関しては、そうですね、4月1日前後に全保育施設に周知をしているところでございます。

期限は、今回、国のほうも当面の間というふううたっておりますので、具体的にいつまでには必ず守りなさいと示されておられませんので、当面の間というのは、しばらく当面の間ということで、経過措置はそのまま効力があるということとなります。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 まず1点目、これ4月1日前後に各園には通知を出して、説明を行っているということで、説明会の中でも9園あって、その中の2園はもうこれ済んでいるということなんですけれども、あと7園ですね、これは今、皆さんも我々も知っているとおおり、保育士不足というのがあって、大変厳しい状況ではあるというふうに思うんですけれども、やっぱりそれはそれとして子供たちの安全安心、それから保育士の負担を軽減するためには、しっかり条例が施行された場合にはやっていかないといけないというふうに感じているものですから、ぜひともこれは村を代表して、みんなで取り組んでいただいて、課任せにするのではなくて、近くに保育士になり得る方々がいるのであれば、ぜひそれも併せてみんなで協力していただきたいというふうに思っております。

2点目が、当面の間は当面の間ということになるんですけれども、やっぱり村条例として施行して、始まるのであれば、これ国はもう国だと、村は村としての立ち位置があるものですから保育士不足で大変だということは分かるんですけれども、そこはしっかりみんなで協力して、先ほど言ったとおおりやっていかないと、その定数に合っていないという、どんどんまた後ろに下がって行って、いつまでたってもこの条例が守られないというような形に成りかねないもの

ですから、そこはしっかり担当課中心で進めていっていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは、議案第41号について質疑します。

これも今改正したとおりにした場合に、財政的にはどのぐらいの財政が必要なのか、そして保育士は何名ぐらい必要なのか、それを試算したことがありますか。もしあれば幾ら、何名の保育士が必要なのか、そして財政的にはどのぐらいの負担が生じるか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在のところ、試算したことはございません。

○議長 伊佐則勝 14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 まずは何名が必要なのか、人員ね。それと財政がどの程度必要なのかは、これは当然改正したときには、皆さん方は試算を出すべきだと思うんですよ。それで、それに基づいて財政的に無理なのか、その辺を検討していただいて、できるだけそれに近づくように、その改正した法律に準ずるような方法に持っていくようにしていかなければならないんじゃないかと。先ほども9番の大城議員からあったように、子供の安全、そして安心を守る意味から国は改正したと思うんです。そういうことで、村長はじめ真剣に検討していただきたいと思います。以上。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第41号は委員会付託を省略  
します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから議案第41号 中城村家庭的保育事業  
等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定  
することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第41号 中城村家庭的保育  
事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例は原案のとおり可決さ  
れました。

日程第8 議案第42号 中城村特定教育・保  
育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例を議題  
とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第42号 中  
城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事  
業の運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第42号

中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年  
中城村条例第15号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

#### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する  
基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、保育施設の情報を書面掲示に加え、インターネ  
ット公表が義務付けられた為、本村条例も改正が必要である。

中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年中  
城村条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(利用定員)

第4条 (略)

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に

(利用定員)

第4条 (略)

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第

掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる

3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる

費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合計額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合計額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申

込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（特別利用保育の基準）

第34条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 （略）

（特別利用教育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該

込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（特別利用保育の基準）

第34条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 （略）

（特別利用教育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

（利用定員）

#### 第36条（略）

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う事業所にあつては、中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等

当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

（利用定員）

#### 第36条（略）

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う事業所にあつては、中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等

をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

#### 第38条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

#### 3・4 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第43条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総

をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

#### 第38条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

#### 3・4 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第43条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労

理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第50条 特定地域型保育事業者が法第19条

第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

(特定利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こどもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学

働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第50条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項

第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

(特定利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こどもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 （略）

附 則

### 第3条 削除

前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 （略）

附 則

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に

規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する本村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する本村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する本村が定める額」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、議案第42号について質疑を行います。

先ほど41号が可決されましたが、41号の中で説明の中では新しい基準に満たすことができるのが2園、そして旧基準で経過処置をしなければならないのが7施設ということで報告がありました。この件についてもこのインターネットでうちの園は基準に満たしていますよという、保育基準を新規で改正されたものがしっかりとネット上でも公開されるのかどうか確認し

たいと思います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えいたします。

こちらインターネット公表の項目というのが定められておまして、例えば施設の名称及び所在地でありますとか、入所定員でありますとか、保育士その他の配置数及びその予定でありますとか、様々な掲示することが義務づけられる事項がございます。その中に先ほど申しました入所定員と保育士の数などもありますので、満たされているかどうかというのが全てインターネットのほうで掲示されまして、それを閲覧することが可能となっております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 可能ということですか。

が、例えば具体的にもうちょっと踏み込んで聞いてみたいと思うんですけれども、新しく基準に満たすところはいいんですけれども、満たしていないところ、この7施設については旧基準のまま行くと。いつ頃に改善していくかという期日とかそういったものも記載していくのかどうなのか確認したいと思います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 いつ頃に新基準になるかどうかという部分については、具体的な表示とかはありません。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これ閲覧する人が一目でこの園は基準を満たしている園、この園はまだ満たしていない園というのがはっきりと分かるような内容で掲載する予定なのかどうか。もし分かりにくいところがあれば、村のほうからちゃんと指導していくという考えもあるのかを確認したいと思います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 こちら国の基準に基づいての公表になりますので、一目見て新基準か旧基準かというのはすぐには分からないと思いますが、村のほうに問合せがある場合は、お知らせしたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時30分）

~~~~~

再 開（10時35分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、改めて42号について質疑します。

説明資料の中に、これ認可外保育園を除くという文言が入っているんですけれども、残念ながら本村ではまだまだ20名程度の待機児童がおりまして、その方々は認可外保育園に入れざるを得ないというふうに私は思っているんですけ

れども、その中で認可外に対しての状況はどうか。そのまま認可外だから、あなたたち自分たちでやりなさいというようなやり方なのか、あるいは今の認可保育園あるいはこども園がこういうふうにやりますから、一緒にどうですかと、そのインターネットに載せて定員とか内容とかそういうのも含めてしっかりできないですかというような取組はやっていけるのかどうか、その1点お伺いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今回の条例改正につきましては、認可の保育施設になっておりまして、認可外施設に関しては今回特に示されておりませんので、それぞれの園でそれぞれの表示方法で保護者のほうへ情報提供しているというふうに考えております。

ですので、インターネットで公表しているかしていないかというのは、今のところすぐお答えはできませんけれども、園によってはやっている所もあるかもしれないということでちょっと1園1園ホームページを開けて調べているわけではございませんので、今すぐはちょっとお調べしてからお答えしたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 実際に子供たちが認可外にいるということですので、それはそれとしてしっかり調べて、認可外が今何園あって、その認可外の園は今どういう状況であるということも担当課としては把握するのは私は常だというふうに思っているんで、ぜひそこら辺は調べていただいて、行政指導までにはいなくても、しっかりみんながやっているところは一緒にやられてくださいと、あるいはやったらどうですかというふうに村からの提案としてやっていただきたいんですけれども、そのあたりちょっとできそうなところはありますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 認可外施設に関しま

しては、これからまた情報収集をしまして、お調べしてからまたお答えしたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 しっかり現状を把握していただいて、できる限り認可外もちょっとそういうインターネットも含めて、利用者がすぐ分かるような体制を整えていただきたいというふうに思っているんで担当課は頑張ってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第42号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号 中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第42号 中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第43号 中城村農林水産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第43号 中城村農林水産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第43号

中城村農林水産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中城村農林水産業振興施設の設置及び管理に関する条例（平成21年中城村条例第12号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

農林水産業振興施設の設置及び管理の委任をするため、中城村農林水産業振興施設の設置及び管

理に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村農林水産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中城村農林水産業振興施設の設置及び管理に関する条例（平成21年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第9条関係）			別表（第2条、第9条関係）		
名称及び内容	所在地	管理委任の相手方	名称及び内容	所在地	管理委任の相手方
製氷設備 製氷 1 ～ 2 t 貯氷 3 t 冷蔵1.5t	中城村字奥間浜 原856番地 4	佐敷・中城漁業協 同組合中城支所	製氷設備 製氷 1 ～ 2 t 貯氷 3 t 冷蔵1.5t	中城村字奥間浜 原856番地 4	佐敷・中城漁業協 同組合中城支所
冷凍庫 4,635mm（幅） × 3,735mm（奥 行）× 3,450mm （高さ）	中城村字奥間浜 原856番地 4	佐敷・中城漁業協 同組合中城支所			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第43号について質疑します。

まず1ページ、改正前、改正後なんですけれども、今回、佐敷中城漁協協同組合中城支所に委託するという事になっているんですけども、その支所と村との間で現在管理規定等の締結は終わっているのかどうか、あるいはまだ準備中なのか、そのあたりを伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 管理規定について

は、現在準備中でございます。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 管理規定というのは、普通の公民館も村から貸しているところも三、四か所もありますし、多分そのあたりの管理規定になるかなとは思いますが、しっかりと中身を詰めていただいて、その冷凍庫が何か不備があったとかいろいろ漁港のほうから話があるときのしっかりと管理規定を読んで対応してくださいとか、そういうものを含めてしっかりとつくっていかないと、あとあとの件でまたいざこざが起きたらいろいろ大変ですので、そのあたりもまたしっかりと。これが施行されて、早い時期にできるということで考えてよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。
○都市建設課長 呉屋克行 早急に進めてまいります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第43号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第43号 中城村農林水産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第43号 中城村農林水産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第44号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第44号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第5号)について御提案申し上げます。

議案第44号

令和6年度中城村一般会計補正予算(第5号)

令和6年度中城村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,746,697千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比嘉麻乃

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		66,999	47,410	114,409
	1 地方特例交付金	66,999	47,410	114,409
11 地方交付税		1,693,475	65,050	1,758,525
	1 地方交付税	1,693,475	65,050	1,758,525
15 国庫支出金		2,450,682	60,346	2,511,028
	1 国庫負担金	1,497,455	492	1,497,947
	2 国庫補助金	944,090	59,854	1,003,944
16 県支出金		1,522,837	38,509	1,561,346
	1 県負担金	686,341	246	686,587
	2 県補助金	794,217	37,163	831,380
	3 委託金	42,279	1,100	43,379
19 繰入金		395,459	762	396,221
	1 特別会計繰入金	0	762	762
20 繰越金		30,000	265,451	295,451
	1 繰越金	30,000	265,451	295,451
21 諸収入		172,845	9,320	182,165
	4 雑入	169,719	9,320	179,039
22 村債		289,417	△18,343	271,074
	1 村債	289,417	△18,343	271,074
歳 入 合 計		10,278,192	468,505	10,746,697

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		109,925	△4,778	105,147
	1 議会費	109,925	△4,778	105,147
2 総務費		1,257,573	336,853	1,594,426
	1 総務管理費	1,012,531	344,093	1,356,624
	2 徴税费	129,627	△8,118	121,509
	3 戸籍住民基本台帳費	82,682	878	83,560
3 民生費		4,271,295	40,735	4,312,030
	1 社会福祉費	2,045,122	44,738	2,089,860
	2 児童福祉費	2,226,173	△4,003	2,222,170
4 衛生費		1,175,604	38,919	1,214,523
	1 保健衛生費	682,140	35,592	717,732
	2 清掃費	484,037	3,327	487,364
6 農林水産業費		302,165	38,825	340,990

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	284,385	34,693	319,078
	2 林業費	815	2,360	3,175
	3 水産業費	16,965	1,772	18,737
7 商工費		252,572	83	252,655
	1 商工費	252,572	83	252,655
8 土木費		567,318	18,693	586,011
	1 土木管理費	47,401	10,202	57,603
	2 道路橋梁費	329,771	2,844	332,615
	3 河川費	3,357	3,895	7,252
	4 都市計画費	20,498	1,752	22,250
10 教育費		1,520,824	△825	1,519,999
	1 教育総務費	227,255	1,176	228,431
	2 小学校費	284,817	954	285,771
	3 中学校費	70,819	1,122	71,941
	5 社会教育費	254,097	1,038	255,135
	6 保健体育費	537,310	△5,115	532,195
歳 出 合 計		10,278,192	468,505	10,746,697

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 44,717	証書借入 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金等につい て、利率の見 直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	特別の融資 条件のあるも のを除き、償 還期限は、据 置期間を含め 30年以内、償 還方法は、元 金均等又は元 利均等によ る。ただし、 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、も しくは繰上げ	千円 21,474	同じ	同じ	同じ
防災施設整備債	116,500			120,800				
農道整備事業債	17,200			17,800				

				償還又は低利 に借換えする ことができ る。				
--	--	--	--	---------------------------------	--	--	--	--

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第44号一般会計補正予算について質疑をいたします。

まず、14ページですね、これ歳入になるんですけども、21款の5目の雑入で、これ説明の中で水泳指導料ということで56万円入っているんですけども、これ例えばプール施設を貸している状況の中での収入なのか、指導による収入なのか、そのあたりを伺いたいと思います。

2点目が、22ページ、これ2目の児童措置費ということで22節、これ償還金利子及び割引料ということで、2行目の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金返還金ということで、これ過年度分ということであるんですけども、120万ですね、それについて説明を求めます。

3点目、これ38ページ、これ10款教育費の3目公園施設費になるんですけども、その中の12節委託料ということで38ページですね。これ管理棟磁気探査業務委託料ということで199万5,000円が入っております。これがどういう状況になっているのか、これも説明を求めます。

以上3点お願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、歳入、雑入の水泳指導料についての説明を行います。

この歳入につきましては、現在、6月19日から中城南小学校の3階プールにおいて、生涯学習講座、これにつきましては水泳教室ですが、そちらを開催しております。この水泳教室に参

加される児童や一般の方たちから、この講座に係る使用料を1回当たりを1,000円で回数4回のもので歳入を得ております。その歳入を雑入として計上しております。

(「議長、休憩お願いします」という声あり)

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (11時00分)

~~~~~

再 開 (11時01分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 22ページの児童措置費の償還金利子及び割引料のうち、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金返還金につきましては、令和5年度の実績確定に基づきまして実際の交付決定金額よりも超過交付になった分の返還でございます。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 38ページ、10款6項3目の委託料ですね、管理棟磁気探査業務委託料について御説明いたします。

こちらに関しましては、管理棟建て替えに伴う磁気探査となっております。当初予算のほうでは1,255万1,000円の予算を計上しております。これはその前年度、基本設計を行いまして、それに基づいた算出した金額となっております。今年度にありました実施設計、繰越事業なんです。実施設計を行いまして、ちょっと面積が増になるということでして、それに伴う磁気探査面積も増となりますので、それに伴う増額となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ、プールの件は、

児童・一般の方が参加費としてそれを頂いているということで、これは期限的にはそのままずっと続けていくのか、あるいは一旦どこかで切るつもりなのか。

それと、南小はプールがあるものですから、児童はそのプールも使っているんですけども、お金もこれ参加料ということで、子供のほうも取っているということでやっているのかどうかですね。子供は取らなかったら、みんな参加してしまうかというような話もあるかもしれないんですけども、そのあたりはどういうふうに考えておられるか。

あと2点目、返還金については、令和5年の超過分の返還ということで、これは理解をしました。

あと管理棟、これも面積が、建て替えるための面積が多くなったということで、その増分のこれは磁気探査もしないといけないというところということで、これも理解していいわけですね。

じゃ、1点目のほうをお願いします。

**○議長 伊佐則勝** 教育総務課長 我謝慎太郎。

**○教育総務課長 我謝慎太郎** お答えいたします。

この講座につきましては、現在、南小学校のプールの事業、児童の事業ですけども、そちらのほうについて今ルネサンスから指導員を派遣していただいて、この事業のほうを行っております。このルネサンスのほうから、私たち教育委員会のほうで一般の方、要するに学校の児童ではなくて、この例えば夏休み期間であったり、今まで地域開放していたことはあるんですけども、それを教室としてできないかということで、その中で今回、水泳講座ができるということで開催しております。

実際この講座につきましては反響はいいので、できれば続けていきたいと考えています。この件につきましては、今後ちょっとルネサ

スのほうとも協議していきたいなというふうに考えております。

どうしてもこの講座に対しては、村から委託料を出して、契約しておりますので、利用する方についてはやはり申込みをしていただいて、使用料を徴収しているということになっております。

**○議長 伊佐則勝** ほかに質疑ありますか。

8番 屋良照枝議員。

**○8番 屋良照枝議員** お願いします。

ページ、33ページ、公園費の遊具の修繕費ということで168万3,000円というふうに説明を受けましたけれども、これ何か所直すのか、そして要望のあった自治会というか、そういうものを全部満たしているのか、お伺いします。

**○議長 伊佐則勝** 都市建設課長 呉屋克行。

**○都市建設課長 呉屋克行** お答えします。

令和5年度に村内の各公園の遊具についての点検業務を行いました。それにより判定が悪い箇所について、現在、公園の長寿命化計画というものを策定して、県からその策定を行えばこの補助事業費が下りるので、それにより遊具の修繕を行っていこうと考えております。

ただ、その中で軽微な修繕というものが、この業務に、この補助メニューにこれができないということになっているので、その中で軽微なものをピックアップして、久場の児童公園1号のコンビネーション遊具、久場児童公園2号の2連ブランコ、添石児童公園のコンビネーション遊具、泊児童公園のコンビネーション遊具、石橋原公園のロッキング遊具、南上原糸蒲公園のローラー滑り台を現在、今年度でこれは軽微ですぐできるということの調査を受けておりますので、この分を積算したものが今回の補正金額となっております。

**○議長 伊佐則勝** 8番 屋良照枝議員。

**○8番 屋良照枝議員** 今おっしゃいました6件、それは令和5年ということですけども、

令和5年のはありますけれども、そのほかに今現在これも直してほしいという、そういうあれはございますか。令和5年はあれですけども、今現在もっとほかにも直してほしいというその依頼はありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 すみません、令和5年度に調査した結果では、18か所のそれぞれ40項目ぐらいの遊具の点検して、判定が取替え、修繕とかという感じで出ております。その中で今回上げているものは、令和6年度中に修繕ができるという報告があったものを今回補正として上げております。そのほかについては、取替えが必要と判定されているものなどがございしますので、それについては公園の長寿命化計画を策定して、補助金を来年度以降活用して、修繕及び取替えを行っていこうと思っております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第44号に質問をします。

支出のほう、歳出のほうですね、17ページの2款1目2節、3節の説明、減になった説明。それと19ページ、同じ1目の2節、3節の減の説明。22ページも同様、2節、3節の説明を。あと、26ページ、6款3目18節のちょっと説明。ちょっとおとといの説明で31ページの道路維持管理8款1目13節のこの敷鉄板の説明をちょっと聞き漏らしましたので、これの説明。38ページ、10款4目1節の説明ですね。以上、よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

ページ、17ページの2節の給与、3節の職員手当につきましては、当初予算におきましては、まちづくり推進課の予算を計上しておりましたので、3月の議会によりまして廃止が決定され

まして、4月以降、総務管理費、一般管理費のほうでは計上をしなくてよくなりましたので、その分の減になります。職員手当の減についても扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当についても同じ内容でございます。

あと4節の共済費の共済組合費追加費用につきましても、同じくまちづくり推進課の部分になります。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 金城 章議員の御質問にお答えいたします。

2節の給料と職員手当につきましては、税務課におきまして人事異動に伴う職員給与の変動と、あと職員のほうの育休取得者がおりますので、そちらのほうの減額となっております。

3節のほうも同様に扶養手当から期末手当は、同様の理由となっております。

あと期末手当、会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当に関しましては、採用実績に基づく報酬額の決定による差額分の減額の補正と併せて、あと、新規に採用された方の在職期間率、そこに基づく計算で減額となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 22ページ、2節の給料の減につきましては、産休・育休に取得の職員が多数、複数いますので、それに伴う減となっております。職員手当の減も同様の理由となっております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 金城議員の6款1項3目の18節負担金及び交付金の件についてお答えいたします。

こちらのほうは県事業で行われる沖縄型対候性園芸施設整備事業補助金ということなんですが、事業主体のほうがJAのほうになっていまして、導入するのが平張りハウス3名の農家が

いまして、5棟の計画で今進めています。

品目に関しましては、輪菊、大菊ですね、それを平張りハウスを入れる、導入するというこ  
とでの県の補助が今決定しましたので、そこで  
補正をしております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 8の2の1の13節  
の敷鉄板リースについてお答えいたします。

現在、橋梁修繕整備事業において、泊浜原線  
の沖縄ガルバなどに抜ける道ですね、泊浜原線  
の1号ボックスの修繕を行うのですが、この工  
事までの間、調査した調査測量設計した結果、  
工事までの間、少し大型車両が通るので危険が  
あるということで、現在、敷鉄板において養生  
するというのでリース料を10か月分計上して  
おります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、10款6項  
4目の学校給食費の1節報酬について説明いた  
します。

地産地消コーディネーター及び会計年度任用  
職員の報酬の増額に係る部分については、退職  
に伴う不採用、新たに採用した分の給与の差額  
分を増額で計上しております。

会計年度任用職員の育休代替につきましては、  
調理員、正職員のほうが1名育児休業を取っ  
ていましたので、その任用のためにその報酬を計  
上してはりましたが、職員の復職により報酬の  
支払いが不要となりましたので、その分を減額  
しております。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今質問したのは減に  
なっているところをほとんど質問をしましたけ  
れども、職員がまた全部少なくなって減になっ  
たのかなと思っていたら、育休ということが多  
いので、ぜひ職員の確保はぜひやって、職  
務に支障を来さないようなことが望んでいます  
のでよろしくをお願いします。

それと、産業振興課の平張りハウスですね、  
これ大菊の場合、ほとんど設定しているのかど  
うか、これからまたもっと菊栽培は少なくなっ  
ていると聞いているんですけども、まだまだ  
必要な箇所があるのかどうかだけ。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会  
事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武  
宏 お答えします。

農家自体、この花卉以外にも減っているのは  
確かですが、今回担い手と、また新しく規模拡  
大を求めた方が出てきています。根がよければ、  
もっと増えていく可能性はありますので、産業  
振興課としてもぜひ応援していきたいと思っ  
ております。

○議長 伊佐則勝 14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ページ、25ページ、  
衛生費ですね、4款の1目清掃総務費の17節の  
備品購入費として不法投棄監視カメラの購入と  
いうことでありましたが、現在何基設置されて  
いるのか。今回1基増やす理由は、例えば不法  
投棄場所が増えたとか、あるいは故障したのか。

それと、この監視カメラを設置した効果、こ  
れまでの効果があったのかどうか。

それと、この監視カメラを設置して、犯人捜  
しじゃないんだけど、不法投棄した人を特  
定できたのかどうか、そういうのがあるのか。  
ただ監視カメラを設置しているだけで効果が出  
てくるのか。そして、それに基づいてどうい  
う効果が出たか、ひとつ説明求めます。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 それでは、お答え  
いたします。

現在、村内16基、移動式のカメラが稼働して  
おります。今回この補正は新たに3台購入して、  
設置する予定です。

設置しての不法投棄の効果、抑止の効果とか  
ですけども、一応一定の効果はあるというふ

うに思っはいますけれども、やはりこの場所に設置すると、また別の場所で発生したりとかありますので、なかなか難しいところではありますけれども、それなりの効果はあると思っております。

あと、特定できた方がいたかということなんですけれども、過去に1件ありました。以上です。

○議長 伊佐則勝 14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 そして、これ効果というのはどの程度効果出ているのかね。例えば今課長が答弁したんだけど、こっちに捨ててあるのを、また場所を変えて別の方向に捨てていくと、不法投棄がね。

これどうにか皆さん方も知恵を出して、この16台あるカメラをもうちょっと運用の仕方を変えて、不法投棄する人の特定を進めない限り、不法投棄は減らないと思うんですよ。不法投棄する人は大体決まっているんじゃないですか。私は大体決まっていると思う。そういう意味でその16台、今回17基になりますけれども、それをうまく移動、活用してその不法投棄する人を突き止めることをしない限り、私は不法投棄は減らないと思うんですよ。そういうのに活用してできないかどうか、課長、ちょっと知恵を出して、汗も出しながら知恵も出してやってもらえんかどうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 定期的に移動もしながら、また地域の方の情報も得ながら、しっかり取り組んでいきたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 一つ、そういう道具はちゃんと整えておりますので、うまく移動しながら、活用しながら特定人物を突き止めて、注意するなり警告するなりすれば、ある程度不法投棄はなくなると考えておりますので、もっと効果的な運用を要望いたします。以上。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第44号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第44号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (11時27分)

~~~~~

再 開 (11時38分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第11 議案第45号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第45号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第45号

令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,789千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,479,625千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比嘉麻乃

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		1,734,577	280	1,734,857
	1 県補助金	1,734,576	280	1,734,856
6 繰入金		320,404	1,362	321,766
	1 他会計繰入金	320,403	1,362	321,765
7 繰越金		1	4,147	4,148
	1 繰越金	1	4,147	4,148
歳入合計		2,473,836	5,789	2,479,625

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		59,133	△482	58,651
	1 総務管理費	46,107	△725	45,382
	2 徴税费	12,975	243	13,218
5 保健事業費		48,232	1,826	50,058
	1 特定健康診査等事業費	22,712	280	22,992
	2 保健事業費	25,520	1,546	27,066
8 諸支出金		4,141	4,445	8,586
	1 償還金及び還付加算金	4,140	4,445	8,585

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	2,473,836	5,789	2,479,625
合計				

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第45号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第45号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第46号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第46号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第46号

令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,507千円を増額し、歳入歳出予算の総額を212,318千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比嘉麻乃

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		163,523	227	163,750
	1 後期高齢者医療保険料	163,523	227	163,750
4 繰越金		1	1,037	1,038
	1 繰越金	1	1,037	1,038
5 諸収入		1,261	243	1,504
	1 延滞金、加算金及び過料	2	243	245
歳入合計		210,811	1,507	212,318

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,758	△1	3,757
	1 総務管理費	1,148	△12	1,136
	2 徴収費	2,610	11	2,621
2 後期高齢者医療広域連合納付金		205,574	746	206,320
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	205,574	746	206,320
3 諸支出金		1,179	762	1,941
	2 繰出金	0	762	762
歳出合計		210,811	1,507	212,318

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第46号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第47号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を

議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第47号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第47号

令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,543千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ205,241千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比嘉麻乃

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		195,047	600	195,647
	1 基金繰入金	195,047	600	195,647
3 繰越金		1	7,943	7,944
	1 繰越金	1	7,943	7,944
歳入合計		196,698	8,543	205,241

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		196,697	8,543	205,240
	1 南上原土地区画整理事業費	196,697	8,543	205,240
歳出合計		196,698	8,543	205,241

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第47号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第47号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第48号 令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第48号 令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について御提案申し上げます。

議案第48号

令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について

令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金について、別紙のとおり処分したいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立て、及び組入資本金に組み入れたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とするため、提出するものである。

令和5年度 中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,285,770,024	156,338,807	167,884,652

議会の議決による処分類	100,234,094	0	△167,234,094
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△67,000,000
組入資本金の組入	100,234,094	0	△100,234,094
処分後残高	1,386,004,118	156,338,807	(繰越利益剰余金) 650,558

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は建設常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第48号 令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第49号 令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、議案第49号 令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について御提案申し上げます。

議案第49号

令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について

令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金について、別紙のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

提案理由

令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金を減債積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とするため、提出するものである。

令和5年度中城村下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	174,829,825	0	12,498,570
議会の議決による処分額	0	0	△12,498,570
減債積立金の積立	0	0	△12,498,570
建設改良積立金の積立	0	0	0
処分後残高	174,829,825	0	(繰越利益剰余金) 0

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第49号 令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分については建設常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (11時59分)

~~~~~

再 開 (13時30分)

○議長 伊佐則勝 皆さん、こんにちは。

これより再開いたします。

日程第16 認定第1号 令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、認定第1号 令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第1号

令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

令和5年度 一般会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款              | 項              | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額      | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考                 |
|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------|---------------|--------------------|
| 01 村税          |                | 2,731,778,000 | 2,913,599,365 | 2,774,846,580 | 14,721,796 | 126,054,055 | 43,068,580    | 還付未済額<br>2,023,066 |
|                | 01 村民税         | 1,103,964,000 | 1,140,218,586 | 1,099,539,671 | 3,250,108  | 39,383,673  | △4,424,329    | 還付未済額<br>1,954,866 |
|                | 02 固定資産税       | 1,464,578,000 | 1,586,739,931 | 1,493,860,786 | 11,173,429 | 81,768,916  | 29,282,786    | 還付未済額<br>63,200    |
|                | 03 軽自動車税       | 87,385,000    | 97,727,125    | 92,532,400    | 298,259    | 4,901,466   | 5,147,400     | 還付未済額<br>5,000     |
|                | 04 村たばこ税       | 75,850,000    | 88,913,723    | 88,913,723    | 0          | 0           | 13,063,723    |                    |
|                | 05 特別土地保有税     | 1,000         | 0             | 0             | 0          | 0           | △1,000        |                    |
| 02 地方譲与税       |                | 53,487,000    | 56,917,537    | 56,917,537    | 0          | 0           | 3,430,537     |                    |
|                | 01 地方揮発油譲与税    | 12,170,000    | 12,480,000    | 12,480,000    | 0          | 0           | 310,000       |                    |
|                | 02 自動車重量譲与税    | 36,340,000    | 37,628,000    | 37,628,000    | 0          | 0           | 1,288,000     |                    |
|                | 03 特別とん譲与税     | 3,267,000     | 4,449,537     | 4,449,537     | 0          | 0           | 1,182,537     |                    |
|                | 04 地方道路譲与税     | 1,000         | 0             | 0             | 0          | 0           | △1,000        |                    |
|                | 05 森林環境譲与税     | 1,709,000     | 2,360,000     | 2,360,000     | 0          | 0           | 651,000       |                    |
| 03 利子割交付金      |                | 459,000       | 460,000       | 460,000       | 0          | 0           | 1,000         |                    |
|                | 01 利子割交付金      | 459,000       | 460,000       | 460,000       | 0          | 0           | 1,000         |                    |
| 04 配当割交付金      |                | 5,839,000     | 5,831,000     | 5,831,000     | 0          | 0           | △8,000        |                    |
|                | 01 配当割交付金      | 5,839,000     | 5,831,000     | 5,831,000     | 0          | 0           | △8,000        |                    |
| 05 株式等譲渡所得割交付金 |                | 6,516,000     | 6,501,000     | 6,501,000     | 0          | 0           | △15,000       |                    |
|                | 01 株式等譲渡所得割交付金 | 6,516,000     | 6,501,000     | 6,501,000     | 0          | 0           | △15,000       |                    |
| 06 法人事業税交付金    |                | 30,595,000    | 29,264,000    | 29,264,000    | 0          | 0           | △1,331,000    |                    |
|                | 01 法人事業税交付金    | 30,595,000    | 29,264,000    | 29,264,000    | 0          | 0           | △1,331,000    |                    |
| 07 地方消費税交付金    |                | 482,758,000   | 482,757,000   | 482,757,000   | 0          | 0           | △1,000        |                    |
|                | 01 地方消費税交付金    | 482,758,000   | 482,757,000   | 482,757,000   | 0          | 0           | △1,000        |                    |

| 款  | 項                                                             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----|---------------------------------------------------------------|---------------|---------------|---------------|-------|-----------|---------------|----|
| 08 | ゴルフ場利用<br>税交付金                                                | 29,317,000    | 29,936,954    | 29,936,954    | 0     | 0         | 619,954       |    |
|    | 01 ゴルフ<br>場利用<br>税交付金                                         | 29,317,000    | 29,936,954    | 29,936,954    | 0     | 0         | 619,954       |    |
| 09 | 環境性<br>能割交<br>付金                                              | 6,297,000     | 5,872,637     | 5,872,637     | 0     | 0         | △424,363      |    |
|    | 01 環境性<br>能割交<br>付金                                           | 6,297,000     | 5,872,637     | 5,872,637     | 0     | 0         | △424,363      |    |
| 10 | 地方特<br>例交付<br>金                                               | 20,836,000    | 21,353,000    | 21,353,000    | 0     | 0         | 517,000       |    |
|    | 01 地方特<br>例交付<br>金                                            | 20,836,000    | 20,836,000    | 20,836,000    | 0     | 0         | 0             |    |
|    | 03 新型コ<br>ロナウ<br>イルス<br>感染症<br>対策地<br>方税減<br>収補填<br>特別交<br>付金 | 0             | 517,000       | 517,000       | 0     | 0         | 517,000       |    |
| 11 | 地方交<br>付税                                                     | 1,768,389,000 | 1,772,265,000 | 1,772,265,000 | 0     | 0         | 3,876,000     |    |
|    | 01 地方交<br>付税                                                  | 1,768,389,000 | 1,772,265,000 | 1,772,265,000 | 0     | 0         | 3,876,000     |    |
| 12 | 交通安<br>全対策<br>特別交<br>付金                                       | 1,744,000     | 1,486,000     | 1,486,000     | 0     | 0         | △258,000      |    |
|    | 01 交通安<br>全対策<br>特別交<br>付金                                    | 1,744,000     | 1,486,000     | 1,486,000     | 0     | 0         | △258,000      |    |
| 13 | 分担金<br>及び負<br>担金                                              | 1,628,000     | 2,077,150     | 2,077,150     | 0     | 0         | 449,150       |    |
|    | 02 負担金                                                        | 1,628,000     | 2,077,150     | 2,077,150     | 0     | 0         | 449,150       |    |
| 14 | 使用料<br>及び手<br>数料                                              | 125,072,000   | 105,582,905   | 104,132,615   | 0     | 1,450,290 | △20,939,385   |    |
|    | 01 使用料                                                        | 77,093,000    | 70,435,238    | 68,984,948    | 0     | 1,450,290 | △8,108,052    |    |
|    | 02 手数料                                                        | 47,979,000    | 35,147,667    | 35,147,667    | 0     | 0         | △12,831,333   |    |
| 15 | 国庫支<br>出金                                                     | 2,506,082,120 | 2,237,190,840 | 2,237,190,840 | 0     | 0         | △268,891,280  |    |
|    | 01 国庫負<br>担金                                                  | 1,498,342,000 | 1,489,212,608 | 1,489,212,608 | 0     | 0         | △9,129,392    |    |
|    | 02 国庫補<br>助金                                                  | 998,690,120   | 738,596,214   | 738,596,214   | 0     | 0         | △260,093,906  |    |
|    | 03 委託金                                                        | 9,050,000     | 9,382,018     | 9,382,018     | 0     | 0         | 332,018       |    |
| 16 | 県支出<br>金                                                      | 1,860,574,000 | 1,675,330,866 | 1,675,330,866 | 0     | 0         | △185,243,134  |    |
|    | 01 県負担<br>金                                                   | 685,787,000   | 686,728,862   | 686,728,862   | 0     | 0         | 941,862       |    |
|    | 02 県補助<br>金                                                   | 1,138,757,000 | 951,917,202   | 951,917,202   | 0     | 0         | △186,839,798  |    |
|    | 03 委託金                                                        | 36,030,000    | 36,684,802    | 36,684,802    | 0     | 0         | 654,802       |    |

| 款        | 項              | 予算現額           | 調定額            | 収入済額           | 不納欠損額      | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考                |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------|-------------|---------------|-------------------|
| 17 財産収入  |                | 11,803,000     | 11,984,615     | 11,984,615     | 0          | 0           | 181,615       |                   |
|          | 01 財産運用収入      | 11,802,000     | 11,984,615     | 11,984,615     | 0          | 0           | 182,615       |                   |
|          | 02 財産売却収入      | 1,000          | 0              | 0              | 0          | 0           | △1,000        |                   |
| 18 寄附金   |                | 322,706,000    | 329,074,757    | 329,074,757    | 0          | 0           | 6,368,757     |                   |
|          | 01 寄附金         | 322,706,000    | 329,074,757    | 329,074,757    | 0          | 0           | 6,368,757     |                   |
| 19 繰入金   |                | 336,330,000    | 336,097,000    | 336,097,000    | 0          | 0           | △233,000      |                   |
|          | 01 特別会計繰入金     | 233,000        | 0              | 0              | 0          | 0           | △233,000      |                   |
|          | 02 基金繰入金       | 336,097,000    | 336,097,000    | 336,097,000    | 0          | 0           | 0             |                   |
| 20 繰越金   |                | 563,034,880    | 563,035,102    | 563,035,102    | 0          | 0           | 222           |                   |
|          | 01 繰越金         | 563,034,880    | 563,035,102    | 563,035,102    | 0          | 0           | 222           |                   |
| 21 諸収入   |                | 193,977,000    | 233,079,726    | 233,079,726    | 0          | 0           | 39,102,726    |                   |
|          | 01 延滞金、加算金及び過料 | 2,909,000      | 2,935,334      | 2,935,334      | 0          | 0           | 26,334        |                   |
|          | 02 村預金利子       | 1,000          | 0              | 0              | 0          | 0           | △1,000        |                   |
|          | 03 貸付金元利収入     | 1,000          | 0              | 0              | 0          | 0           | △1,000        |                   |
|          | 04 雑入          | 191,066,000    | 230,144,392    | 230,144,392    | 0          | 0           | 39,078,392    |                   |
| 22 村債    |                | 539,117,000    | 404,017,000    | 404,017,000    | 0          | 0           | △135,100,000  |                   |
|          | 01 村債          | 539,117,000    | 404,017,000    | 404,017,000    | 0          | 0           | △135,100,000  |                   |
| 97 一時立替金 |                | 0              | 0              | 0              | 0          | 0           | 0             |                   |
|          | 01 一時立替金       | 0              | 0              | 0              | 0          | 0           | 0             |                   |
| 98 一時借入  |                | 0              | 0              | 0              | 0          | 0           | 0             |                   |
|          | 01 一時借入        | 0              | 0              | 0              | 0          | 0           | 0             |                   |
| 歳入合計     |                | 11,598,339,000 | 11,223,713,454 | 11,083,510,379 | 14,721,796 | 127,504,345 | △514,828,621  | 還付未済<br>2,023,066 |

令和5年度 一般会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款      | 項      | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|--------|--------|-------------|-------------|--------|---------|---------------|----|
| 01 議会費 |        | 109,923,000 | 109,030,902 | 0      | 892,098 | 892,098       |    |
|        | 01 議会費 | 109,923,000 | 109,030,902 | 0      | 892,098 | 892,098       |    |

| 款         | 項            | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額         | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-----------|--------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|----|
| 02 総務費    |              | 1,786,403,000 | 1,744,209,200 | 19,470,000  | 22,723,800  | 42,193,800    |    |
|           | 01 総務管理費     | 1,568,174,000 | 1,545,560,201 | 5,137,000   | 17,476,799  | 22,613,799    |    |
|           | 02 徴税費       | 119,605,000   | 116,047,868   | 0           | 3,557,132   | 3,557,132     |    |
|           | 03 戸籍住民基本台帳費 | 93,548,000    | 77,620,788    | 14,333,000  | 1,594,212   | 15,927,212    |    |
|           | 04 選挙費       | 2,651,000     | 2,585,101     | 0           | 65,899      | 65,899        |    |
|           | 05 統計調査費     | 949,000       | 945,128       | 0           | 3,872       | 3,872         |    |
|           | 06 監査委員費     | 1,476,000     | 1,450,114     | 0           | 25,886      | 25,886        |    |
| 03 民生費    |              | 4,753,558,000 | 4,375,548,711 | 219,091,000 | 158,918,289 | 378,009,289   |    |
|           | 01 社会福祉費     | 2,487,748,000 | 2,148,273,720 | 209,405,000 | 130,069,280 | 339,474,280   |    |
|           | 02 児童福祉費     | 2,264,042,000 | 2,225,507,610 | 9,686,000   | 28,848,390  | 38,534,390    |    |
|           | 04 災害救助費     | 1,768,000     | 1,767,381     | 0           | 619         | 619           |    |
| 04 衛生費    |              | 1,094,935,000 | 1,078,966,089 | 0           | 15,968,911  | 15,968,911    |    |
|           | 01 保健衛生費     | 692,959,000   | 679,233,066   | 0           | 13,725,934  | 13,725,934    |    |
|           | 02 清掃費       | 401,976,000   | 399,733,023   | 0           | 2,242,977   | 2,242,977     |    |
| 05 労働費    |              | 3,491,000     | 3,490,735     | 0           | 265         | 265           |    |
|           | 01 労働諸費      | 3,491,000     | 3,490,735     | 0           | 265         | 265           |    |
| 06 農林水産業費 |              | 241,897,000   | 220,216,403   | 14,218,000  | 7,462,597   | 21,680,597    |    |
|           | 01 農業費       | 201,143,000   | 193,967,131   | 0           | 7,175,869   | 7,175,869     |    |
|           | 02 林業費       | 3,098,000     | 3,073,689     | 0           | 24,311      | 24,311        |    |
|           | 03 水産業費      | 37,656,000    | 23,175,583    | 14,218,000  | 262,417     | 14,480,417    |    |
| 07 商工費    |              | 84,160,000    | 83,566,409    | 0           | 593,591     | 593,591       |    |
|           | 01 商工費       | 84,160,000    | 83,566,409    | 0           | 593,591     | 593,591       |    |
| 08 土木費    |              | 521,287,000   | 409,945,642   | 95,945,702  | 15,395,656  | 111,341,358   |    |
|           | 01 土木管理費     | 46,684,000    | 46,203,839    | 0           | 480,161     | 480,161       |    |
|           | 02 道路橋梁費     | 297,842,000   | 196,276,577   | 86,859,702  | 14,705,721  | 101,565,423   |    |
|           | 03 河川費       | 4,357,000     | 4,333,976     | 0           | 23,024      | 23,024        |    |
|           | 04 都市計画費     | 17,932,000    | 8,659,250     | 9,086,000   | 186,750     | 9,272,750     |    |
|           | 05 下水道費      | 154,472,000   | 154,472,000   | 0           | 0           | 0             |    |
| 09 消防費    |              | 308,420,000   | 308,419,032   | 0           | 968         | 968           |    |
|           | 01 消防費       | 308,420,000   | 308,419,032   | 0           | 968         | 968           |    |
| 10 教育費    |              | 2,206,087,000 | 1,875,687,420 | 272,158,000 | 58,241,580  | 330,399,580   |    |
|           | 01 教育総務費     | 213,320,000   | 185,137,409   | 21,989,000  | 6,193,591   | 28,182,591    |    |
|           | 02 小学校費      | 256,572,000   | 212,429,179   | 37,400,000  | 6,742,821   | 44,142,821    |    |
|           | 03 中学校費      | 859,966,000   | 834,597,725   | 0           | 25,368,275  | 25,368,275    |    |
|           | 04 幼稚園費      | 263,739,000   | 151,529,839   | 102,420,000 | 9,789,161   | 112,209,161   |    |

| 款        | 項            | 予算現額           | 支出済額           | 翌年度繰越額      | 不用額         | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----------|--------------|----------------|----------------|-------------|-------------|---------------|----|
|          | 05 社会教育費     | 275,958,000    | 270,003,611    | 0           | 5,954,389   | 5,954,389     |    |
|          | 06 保健体育費     | 336,532,000    | 221,989,657    | 110,349,000 | 4,193,343   | 114,542,343   |    |
| 11 災害復旧費 |              | 4,000          | 0              | 0           | 4,000       | 4,000         |    |
|          | 02 土木施設災害復旧費 | 4,000          | 0              | 0           | 4,000       | 4,000         |    |
| 12 公債費   |              | 483,043,000    | 482,811,807    | 0           | 231,193     | 231,193       |    |
|          | 01 公債費       | 483,043,000    | 482,811,807    | 0           | 231,193     | 231,193       |    |
| 13 諸支出金  |              | 4,391,000      | 0              | 0           | 4,391,000   | 4,391,000     |    |
|          | 01 普通財産取得費   | 4,391,000      | 0              | 0           | 4,391,000   | 4,391,000     |    |
| 14 予備費   |              | 740,000        | 0              | 0           | 740,000     | 740,000       |    |
|          | 01 予備費       | 740,000        | 0              | 0           | 740,000     | 740,000       |    |
| 歳出合計     |              | 11,598,339,000 | 10,691,892,350 | 620,882,702 | 285,563,948 | 906,446,650   |    |

歳入歳出差引残額 391,618,029 円

令和6年9月6日

中城村 村長 比嘉 麻乃

### 実質収支に関する調書

(一般会計)

令和5年度

| 区 分 |                                               | 金 額           |
|-----|-----------------------------------------------|---------------|
| 1.  | 歳 入 総 額                                       | 11,083,510 千円 |
| 2.  | 歳 出 総 額                                       | 10,691,892 千円 |
| 3.  | 歳 入 歳 出 差 引 額                                 | 391,618 千円    |
| 4.  | (1) 継続費 繰越額                                   | 0 千円          |
|     | (2) 繰越明許費 繰越額                                 | 96,167 千円     |
|     | (3) 事故繰越し 繰越額                                 | 0 千円          |
|     | 計                                             | 96,167 千円     |
| 5.  | 実 質 収 支 額                                     | 295,451 千円    |
| 6.  | 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額               | 0 千円          |
| 備考  | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |               |

以上でございます。

日程第17 認定第2号 令和5年度中城村国

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出

村長 比嘉麻乃。

決算認定について御提案申し上げます。

○村長 比嘉麻乃 それでは、認定第2号 令

認定第2号

令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比嘉麻乃

令和5年度 国民健康保険特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款           | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 備考               |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|------------|---------------|------------------|
| 01 国民健康保険税  |               | 396,751,000   | 437,179,048   | 389,585,415   | 4,756,854 | 43,353,332 | △7,165,585    | 還付未済額<br>516,553 |
|             | 01 国民健康保険税    | 396,751,000   | 437,179,048   | 389,585,415   | 4,756,854 | 43,353,332 | △7,165,585    | 還付未済額<br>516,553 |
| 02 使用料及び手数料 |               | 376,000       | 346,700       | 346,700       | 0         | 0          | △29,300       |                  |
|             | 01 手数料        | 376,000       | 346,700       | 346,700       | 0         | 0          | △29,300       |                  |
| 03 国庫支出金    |               | 721,000       | 665,000       | 665,000       | 0         | 0          | △56,000       |                  |
|             | 01 国庫補助金      | 721,000       | 665,000       | 665,000       | 0         | 0          | △56,000       |                  |
| 04 県支出金     |               | 1,743,851,000 | 1,753,445,818 | 1,753,445,818 | 0         | 0          | 9,594,818     |                  |
|             | 01 県補助金       | 1,743,850,000 | 1,753,445,818 | 1,753,445,818 | 0         | 0          | 9,595,818     |                  |
|             | 02 財政安定化基金支出金 | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                  |
| 05 財産収入     |               | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                  |
|             | 01 財産運用収入     | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                  |
| 06 繰入金      |               | 484,526,000   | 387,522,320   | 387,522,320   | 0         | 0          | △97,003,680   |                  |
|             | 01 他会計繰入金     | 484,525,000   | 387,522,320   | 387,522,320   | 0         | 0          | △97,002,680   |                  |
|             | 02 基金繰入金      | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                  |

| 款    | 項              | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 備考              |
|------|----------------|---------------|---------------|---------------|-----------|------------|---------------|-----------------|
| 07   | 繰越金            | 4,694,000     | 4,694,695     | 4,694,695     | 0         | 0          | 695           |                 |
|      | 01 繰越金         | 4,694,000     | 4,694,695     | 4,694,695     | 0         | 0          | 695           |                 |
| 08   | 諸収入            | 4,497,000     | 10,609,273    | 7,279,930     | 0         | 3,329,343  | 2,782,930     |                 |
|      | 01 延滞金・加算金及び過料 | 1,910,000     | 2,313,350     | 2,313,350     | 0         | 0          | 403,350       |                 |
|      | 02 雑入          | 2,587,000     | 8,295,923     | 4,966,580     | 0         | 3,329,343  | 2,379,580     |                 |
| 09   | 村債             | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                 |
|      | 01 財政安定化基金貸付金  | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                 |
| 97   | 一時立替金          | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0             |                 |
|      | 01 一時立替金       | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0             |                 |
| 98   | 一時借入金          | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0             |                 |
|      | 01 一時借入金       | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0             |                 |
| 歳入合計 |                | 2,635,418,000 | 2,594,462,854 | 2,543,539,878 | 4,756,854 | 46,682,675 | △91,878,122   | 還付未済<br>516,553 |

令和5年度 国民健康保険特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款  | 項             | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----|---------------|---------------|---------------|--------|------------|---------------|----|
| 01 | 総務費           | 52,362,000    | 51,465,649    | 0      | 896,351    | 896,351       |    |
|    | 01 総務管理費      | 39,509,000    | 39,112,158    | 0      | 396,842    | 396,842       |    |
|    | 02 徴税費        | 12,802,000    | 12,328,205    | 0      | 473,795    | 473,795       |    |
|    | 03 運営協議会費     | 51,000        | 25,286        | 0      | 25,714     | 25,714        |    |
| 02 | 保険給付費         | 1,730,585,000 | 1,644,684,754 | 0      | 85,900,246 | 85,900,246    |    |
|    | 01 療養諸費       | 1,463,030,000 | 1,396,069,128 | 0      | 66,960,872 | 66,960,872    |    |
|    | 02 高額療養費      | 253,263,000   | 234,409,127   | 0      | 18,853,873 | 18,853,873    |    |
|    | 03 移送費        | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
|    | 04 出産育児諸費     | 13,379,000    | 13,375,169    | 0      | 3,831      | 3,831         |    |
|    | 05 葬祭諸費       | 760,000       | 760,000       | 0      | 0          | 0             |    |
|    | 06 傷病手当金      | 152,000       | 71,330        | 0      | 80,670     | 80,670        |    |
| 03 | 国民健康保険事業費納付金  | 778,934,000   | 778,932,325   | 0      | 1,675      | 1,675         |    |
|    | 01 医療給付費分     | 562,943,000   | 562,942,587   | 0      | 413        | 413           |    |
|    | 02 後期高齢者支援金等分 | 159,618,000   | 159,617,067   | 0      | 933        | 933           |    |

| 款             | 項             | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|--------|------------|---------------|----|
|               | 03 介護納付金分     | 56,373,000    | 56,372,671    | 0      | 329        | 329           |    |
| 04 財政安定化基金拠出金 |               | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
|               | 01 財政安定化基金拠出金 | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
| 05 保健事業費      |               | 48,528,000    | 47,722,261    | 0      | 805,739    | 805,739       |    |
|               | 01 特定健康診査等事業費 | 21,306,000    | 21,213,306    | 0      | 92,694     | 92,694        |    |
|               | 02 保健事業費      | 27,222,000    | 26,508,955    | 0      | 713,045    | 713,045       |    |
| 06 基金積立金      |               | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
|               | 01 基金積立金      | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
| 07 公債費        |               | 51,000        | 0             | 0      | 51,000     | 51,000        |    |
|               | 01 公債費        | 51,000        | 0             | 0      | 51,000     | 51,000        |    |
| 08 諸支出金       |               | 17,891,000    | 16,587,313    | 0      | 1,303,687  | 1,303,687     |    |
|               | 01 償還金及び還付加算金 | 17,890,000    | 16,587,313    | 0      | 1,302,687  | 1,302,687     |    |
|               | 02 延滞金        | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |    |
| 09 予備費        |               | 7,065,000     | 0             | 0      | 7,065,000  | 7,065,000     |    |
|               | 01 予備費        | 7,065,000     | 0             | 0      | 7,065,000  | 7,065,000     |    |
| 歳出合計          |               | 2,635,418,000 | 2,539,392,302 | 0      | 96,025,698 | 96,025,698    |    |

歳入歳出差引残額 4,147,576 円

令和6年9月6日

中城村 村長 比嘉麻乃

### 実質収支に関する調書

(国民健康保険特別会計)

令和5年度

| 区 分                                | 金 額          |      |
|------------------------------------|--------------|------|
| 1. 歳 入 総 額                         | 2,543,540 千円 |      |
| 2. 歳 出 総 額                         | 2,539,392 千円 |      |
| 3. 歳 入 歳 出 差 引 額                   | 4,148 千円     |      |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費通次繰越額 | 0 千円 |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額 | 0 千円 |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額 | 0 千円 |
|                                    | 計            | 0 千円 |
| 5. 実 質 収 支 額                       | 4,148 千円     |      |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 | 0 千円         |      |

|    |                                               |
|----|-----------------------------------------------|
| 備考 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |
|----|-----------------------------------------------|

以上でございます。

本件について提案理由の説明を求めます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

村長 比嘉麻乃。

日程第18 認定第3号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

○村長 比嘉麻乃 それでは、認定第3号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>認定第3号</p><br><p>令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について</p><br><p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。</p><br><p>令和6年9月6日 提出</p><br><p style="text-align: right;">中城村長 比嘉麻乃</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

令和5年度 後期高齢者医療特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款             | 項             | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考               |
|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------|-----------|---------------|------------------|
| 01 後期高齢者医療保険料 |               | 132,390,000 | 132,083,329 | 130,318,598 | 0     | 2,144,655 | △2,071,402    | 還付未済額<br>379,924 |
|               | 01 後期高齢者医療保険料 | 132,390,000 | 132,083,329 | 130,318,598 | 0     | 2,144,655 | △2,071,402    | 還付未済額<br>379,924 |
| 02 使用料及び手数料   |               | 47,000      | 45,500      | 45,500      | 0     | 0         | △1,500        |                  |
|               | 01 手数料        | 47,000      | 45,500      | 45,500      | 0     | 0         | △1,500        |                  |
| 03 繰入金        |               | 45,379,000  | 45,378,175  | 45,378,175  | 0     | 0         | △825          |                  |
|               | 01 一般会計繰入金    | 45,379,000  | 45,378,175  | 45,378,175  | 0     | 0         | △825          |                  |
| 04 繰越金        |               | 1,678,000   | 1,678,283   | 1,678,283   | 0     | 0         | 283           |                  |
|               | 01 繰越金        | 1,678,000   | 1,678,283   | 1,678,283   | 0     | 0         | 283           |                  |

| 款      | 項              | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考              |
|--------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------|-----------|---------------|-----------------|
| 05 諸収入 |                | 1,082,000   | 439,417     | 439,417     | 0     | 0         | △642,583      |                 |
|        | 01 延滞金・加算金及び過料 | 2,000       | 77,463      | 77,463      | 0     | 0         | 75,463        |                 |
|        | 02 償還金及び還付加算金  | 1,078,000   | 361,954     | 361,954     | 0     | 0         | △716,046      |                 |
|        | 03 預金利子        | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0         | △1,000        |                 |
|        | 04 雑入          | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0         | △1,000        |                 |
| 歳入合計   |                | 180,576,000 | 179,624,704 | 177,859,973 | 0     | 2,144,655 | △2,716,027    | 還付未済<br>379,924 |

令和5年度 後期高齢者医療特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款                 | 項                 | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------------------|-------------------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|----|
| 01 総務費            |                   | 3,117,000   | 2,883,455   | 0      | 233,545   | 233,545       |    |
|                   | 01 総務管理費          | 864,000     | 835,500     | 0      | 28,500    | 28,500        |    |
|                   | 02 徴収費            | 2,253,000   | 2,047,955   | 0      | 205,045   | 205,045       |    |
| 02 後期高齢者医療広域連合納付金 |                   | 175,848,000 | 173,575,569 | 0      | 2,272,431 | 2,272,431     |    |
|                   | 01 後期高齢者医療広域連合納付金 | 175,848,000 | 173,575,569 | 0      | 2,272,431 | 2,272,431     |    |
| 03 諸支出金           |                   | 1,311,000   | 363,154     | 0      | 947,846   | 947,846       |    |
|                   | 01 償還金及び還付加算金     | 1,078,000   | 363,154     | 0      | 714,846   | 714,846       |    |
|                   | 02 繰出金            | 233,000     | 0           | 0      | 233,000   | 233,000       |    |
| 04 予備費            |                   | 300,000     | 0           | 0      | 300,000   | 300,000       |    |
|                   | 01 予備費            | 300,000     | 0           | 0      | 300,000   | 300,000       |    |
| 歳出合計              |                   | 180,576,000 | 176,822,178 | 0      | 3,753,822 | 3,753,822     |    |

歳入歳出差引残額 1,037,795 円

令和6年9月6日

中城村 村長 比嘉麻乃

実質収支に関する調書

(後期高齢者医療特別会計)

令和5年度

| 区     | 分  | 金額         |
|-------|----|------------|
| 1. 歳入 | 総額 | 177,860 千円 |
| 2. 歳出 | 総額 | 176,822 千円 |

|    |                                               |          |
|----|-----------------------------------------------|----------|
| 3. | 歳入歳出差引額                                       | 1,038 千円 |
| 4. | (1) 継続費逓次繰越額                                  | 0 千円     |
|    | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 0 千円     |
|    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円     |
|    | 計                                             | 0 千円     |
| 5. | 実質収支額                                         | 1,038 千円 |
| 6. | 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額               | 0 千円     |
| 備考 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |          |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第19 認定第4号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、認定第4号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第4号

令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比嘉麻乃

令和5年度 土地区画整理事業特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款           | 項      | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|-------------|--------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|---------------|----|
| 01 使用料及び手数料 |        | 1,626,000 | 1,650,620 | 1,650,620 | 0     | 0     | 24,620        |    |
|             | 02 使用料 | 1,626,000 | 1,650,620 | 1,650,620 | 0     | 0     | 24,620        |    |

| 款    | 項                  | 予算現額       | 調定額        | 収入済額       | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|------|--------------------|------------|------------|------------|-------|-------|---------------|----|
| 02   | 繰入金                | 12,970,000 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0     | 0     | 7,030,000     |    |
|      | 01 基金繰入金           | 12,970,000 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0     | 0     | 7,030,000     |    |
| 03   | 繰越金                | 62,654,000 | 62,653,014 | 62,653,014 | 0     | 0     | △986          |    |
|      | 01 繰越金             | 62,654,000 | 62,653,014 | 62,653,014 | 0     | 0     | △986          |    |
| 05   | 保留地処分金             | 1,000      | 738,000    | 738,000    | 0     | 0     | 737,000       |    |
|      | 01 南上原区画整理事業保留地処分金 | 1,000      | 738,000    | 738,000    | 0     | 0     | 737,000       |    |
| 歳入合計 |                    | 77,251,000 | 85,041,634 | 85,041,634 | 0     | 0     | 7,790,634     |    |

令和5年度 土地区画整理事業特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款    | 項               | 予算現額       | 支出済額       | 翌年度繰越額 | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|------|-----------------|------------|------------|--------|---------|---------------|----|
| 01   | 土地区画整理事業費       | 77,250,000 | 77,097,748 | 0      | 152,252 | 152,252       |    |
|      | 01 南上原土地区画整理事業費 | 77,250,000 | 77,097,748 | 0      | 152,252 | 152,252       |    |
| 03   | 予備費             | 1,000      | 0          | 0      | 1,000   | 1,000         |    |
|      | 01 予備費          | 1,000      | 0          | 0      | 1,000   | 1,000         |    |
| 歳出合計 |                 | 77,251,000 | 77,097,748 | 0      | 153,252 | 153,252       |    |

歳入歳出差引残額 7,943,886 円

令和6年9月6日

中城村 村長 比嘉麻乃

実質収支に関する調書

(土地区画整理事業特別会計)

令和5年度

| 区  | 分                | 金額        |
|----|------------------|-----------|
| 1. | 歳入 総額            | 85,042 千円 |
| 2. | 歳出 総額            | 77,098 千円 |
| 3. | 歳入 歳出 差引 額       | 7,944 千円  |
| 4. | (1) 継続費 逡次 繰越 額  | 0 千円      |
|    | (2) 繰越 明許 費 繰越 額 | 0 千円      |
|    | (3) 事故 繰越 し 繰越 額 | 0 千円      |
|    | 計                | 0 千円      |
| 5. | 実質 収支 額          | 7,944 千円  |

|                                    |                                               |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 | 0 千円                                          |
| 備考                                 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第20 認定第5号 令和5年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、認定第5号 令和5年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>認定第5号</p> <p>令和5年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和5年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。</p> <p>令和6年9月6日 提出</p> <p style="text-align: right;">中城村長 比 嘉 麻 乃</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

令和5年度 汚水処理施設管理事業特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款  | 項        | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----|----------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|---------------|----|
| 01 | 使用料及び手数料 | 2,644,000 | 2,913,040 | 2,913,040 | 0     | 0     | 269,040       |    |
|    | 01 使用料   | 2,643,000 | 2,913,040 | 2,913,040 | 0     | 0     | 270,040       |    |
|    | 02 手数料   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 02 | 寄附金      | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
|    | 01 寄附金   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 03 | 繰入金      | 2,700,000 | 2,300,000 | 2,300,000 | 0     | 0     | △400,000      |    |
|    | 01 基金繰入金 | 2,700,000 | 2,300,000 | 2,300,000 | 0     | 0     | △400,000      |    |
| 04 | 繰越金      | 422,000   | 421,478   | 421,478   | 0     | 0     | △522          |    |
|    | 01 繰越金   | 422,000   | 421,478   | 421,478   | 0     | 0     | △522          |    |

| 款      | 項       | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|--------|---------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|---------------|----|
| 05 諸収入 |         | 2,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △2,000        |    |
|        | 01 預金利息 | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
|        | 02 雑収入  | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 歳入合計   |         | 5,769,000 | 5,634,518 | 5,634,518 | 0     | 0     | △134,482      |    |

令和5年度 汚水処理施設管理事業特別会計 歳出決算書

(歳 出)

(単位：円)

| 款            | 項            | 予算現額      | 支出済額      | 翌年度繰越額 | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|--------------|--------------|-----------|-----------|--------|---------|---------------|----|
| 01 汚水処理施設管理費 |              | 5,519,000 | 5,005,122 | 0      | 513,878 | 513,878       |    |
|              | 01 汚水処理施設管理費 | 5,519,000 | 5,005,122 | 0      | 513,878 | 513,878       |    |
| 02 予備費       |              | 250,000   | 0         | 0      | 250,000 | 250,000       |    |
|              | 01 予備費       | 250,000   | 0         | 0      | 250,000 | 250,000       |    |
| 歳出合計         |              | 5,769,000 | 5,005,122 | 0      | 763,878 | 763,878       |    |

歳入歳出差引残額 629,396 円

令和6年9月6日

中城村 村長 比嘉 麻乃

実質収支に関する調書

(汚水処理施設管理事業特別会計)

令和5年度

| 区 分 |                                               | 金 額          |      |
|-----|-----------------------------------------------|--------------|------|
| 1.  | 歳 入 総 額                                       | 5,634 千円     |      |
| 2.  | 歳 出 総 額                                       | 5,005 千円     |      |
| 3.  | 歳 入 歳 出 差 引 額                                 | 629 千円       |      |
| 4.  | 翌年度へ繰り越すべき財源                                  | (1) 継続費通次繰越額 | 0 千円 |
|     |                                               | (2) 繰越明許費繰越額 | 0 千円 |
|     |                                               | (3) 事故繰越し繰越額 | 0 千円 |
|     |                                               | 計            | 0 千円 |
| 5.  | 実 質 収 支 額                                     | 629 千円       |      |
| 6.  | 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額               | 0 千円         |      |
| 備考  | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |              |      |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第21 認定第6号 令和5年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、認定第6号 令和5年度中城村水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第6号

令和5年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和5年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

令和5年度中城村水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入 (単位：円)

| 区分         | 予 算 額       |                                         |             | 決算額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考                             |
|------------|-------------|-----------------------------------------|-------------|-------------|------------------|---------------------------------|
|            | 予算現額        | 地方公営企業法第24条<br>第3項の規定による支出額<br>に係る財源充当額 | 合 計         |             |                  |                                 |
| 第1款 水道事業収益 | 576,442,000 | 0                                       | 576,442,000 | 558,543,270 | △ 17,898,730     | (うち仮受消費税及び地方消費税<br>45,860,576円) |
| 第1項 営業収益   | 525,562,000 | 0                                       | 525,562,000 | 512,224,173 | △ 13,337,827     | (うち仮受消費税及び地方消費税<br>823円)        |
| 第2項 営業外収益  | 50,878,000  | 0                                       | 50,878,000  | 46,319,097  | △ 4,558,903      |                                 |
| 第3項 特別収益   | 2,000       | 0                                       | 2,000       | 0           | △ 2,000          |                                 |

支出 (単位：円)

| 区分         | 予 算 額       |                                     |             |             | 決算額         | 地方公営企業<br>法第26条第2<br>項の規定によ<br>る繰越額 | 不用額        | 備 考                             |
|------------|-------------|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------------------------------|------------|---------------------------------|
|            | 予算現額        | 地方公営企業<br>法第26条第3<br>項の規定によ<br>る繰越額 | 小 計         | 合 計         |             |                                     |            |                                 |
| 第1款 水道事業費用 | 535,866,000 | 0                                   | 535,866,000 | 535,866,000 | 480,366,723 | 0                                   | 55,499,277 | (うち仮払消費税及び地方消費税<br>31,019,299円) |
| 第1項 営業費用   | 527,920,000 | 0                                   | 527,920,000 | 527,920,000 | 474,279,950 | 0                                   | 53,640,050 |                                 |
| 第2項 営業外費用  | 6,845,000   | 0                                   | 6,845,000   | 6,845,000   | 6,044,223   | 0                                   | 800,777    |                                 |
| 第3項 特別損失   | 101,000     | 0                                   | 101,000     | 101,000     | 42,550      | 0                                   | 58,450     | (うち仮払消費税及び地方消費税<br>3,866円)      |
| 第4項 予備費    | 1,000,000   | 0                                   | 1,000,000   | 1,000,000   | 0           | 0                                   | 1,000,000  |                                 |

(2) 資本的収入及び支出

収入 (単位：円)

| 区分           | 予 算 額      |                                      |            | 決算額        | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考 |
|--------------|------------|--------------------------------------|------------|------------|------------------|-----|
|              | 予算理額       | 地方公営企業法第26条の<br>規定による繰越額に係る<br>財源充当額 | 合 計        |            |                  |     |
| 第1款 資本的収入    | 60,701,000 | 0                                    | 60,701,000 | 24,435,000 | △ 36,266,000     |     |
| 第1項 補助金      | 60,000,000 | 0                                    | 60,000,000 | 23,735,000 | △ 36,265,000     |     |
| 第2項 出資金      | 700,000    | 0                                    | 700,000    | 700,000    | 0                |     |
| 第3項 固定資産売却代金 | 1,000      | 0                                    | 1,000      | 0          | △ 1,000          |     |

支出 (単位：円)

| 区分           | 予 算 額       |                                  |             | 決算額         | 翌年度繰越額<br>地方公営企業法第<br>26条の規定による<br>繰越額 | 不用額        | 備 考                             |
|--------------|-------------|----------------------------------|-------------|-------------|----------------------------------------|------------|---------------------------------|
|              | 予算理額        | 地方公営企<br>業法第26条<br>の規定によ<br>る繰越額 | 合 計         |             |                                        |            |                                 |
| 第1款 資本的支出    | 301,875,000 | 0                                | 301,875,000 | 135,462,937 | 141,559,000                            | 24,853,063 |                                 |
| 第1項 建設改良費    | 287,752,000 | 0                                | 287,752,000 | 126,340,060 | 141,559,000                            | 19,852,940 | (うち仮払消費税及び地方消費税<br>10,793,843円) |
| 第2項 企業償還金    | 9,123,000   | 0                                | 9,123,000   | 9,122,877   | 0                                      | 123        |                                 |
| 第3項 その他資本的支出 | 2,000,000   | 0                                | 2,000,000   | 0           | 0                                      | 2,000,000  |                                 |
| 第4項 予備費      | 3,000,000   | 0                                | 3,000,000   | 0           | 0                                      | 3,000,000  |                                 |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額111,027,937円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,572,479円、減債基金9,122,877円、建設改良積立金91,111,217円、及び過年度分損益勘定留保資金2,221,364円で補填した。

令和5年度 中城村水道事業損益計算書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

|   |              |             |                    |
|---|--------------|-------------|--------------------|
| 1 | 営業収益         |             |                    |
|   | (1) 給水収益     | 458,314,994 |                    |
|   | (2) その他営業収益  | 8,048,603   | <u>466,363,597</u> |
| 2 | 営業費用         |             |                    |
|   | (1) 原水及び浄水費  | 246,102,618 |                    |
|   | (2) 配水及び給水費  | 47,051,957  |                    |
|   | (3) 総係費      | 62,166,208  |                    |
|   | (4) 減価償却費    | 86,546,817  |                    |
|   | (5) 資産減耗費    | 1,393,051   |                    |
|   | (6) その他の営業費用 | 0           | <u>443,260,651</u> |
|   | 営業利益         |             | <u>23,102,946</u>  |
| 3 | 営業外収益        |             |                    |
|   | (1) 受取利息     | 3,200       |                    |
|   | (2) 他会計補助金   | 1,767,381   |                    |
|   | (3) 工事負担金    | 0           |                    |
|   | (4) 雑収益      | 203,392     |                    |
|   | (5) 長期前受金戻入  | 41,731,310  |                    |
|   | (6) 引当金戻入    | 2,615,386   | <u>46,320,669</u>  |
| 4 | 営業外費用        |             |                    |
|   | (1) 支払利息     | 1,542,723   |                    |
|   | (2) 雑支出      | 530,974     | <u>2,073,697</u>   |
|   | 経常利益         |             | <u>44,246,972</u>  |
| 5 | 特別利益         |             |                    |
|   | (1) 固定資産売却益  | 0           |                    |
|   | (2) 過年度損益修正益 | 0           |                    |
|   | (3) その他特別利益  | 0           | <u>0</u>           |

6 特別損失

|              |        |               |                |
|--------------|--------|---------------|----------------|
| (1) 固定資産売却損  | 0      |               |                |
| (2) 臨時損失     | 0      |               |                |
| (3) 過年度損益修正損 | 38,684 |               |                |
| (4) その他特別損失  | 0      | <u>38,684</u> | <u>△38,684</u> |

当年度純利益 67,311,234

前年度繰越利益剰余金 339,324

その他の未処分利益剰余金変動額 100,234,094

当年度未処分利益剰余金 167,884,652

令和5年度 中城村水道事業剰余金計算書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

|             | 資本金           |            | 剰余金         |           |             |             |              |                           |               | 資本合計          |         |
|-------------|---------------|------------|-------------|-----------|-------------|-------------|--------------|---------------------------|---------------|---------------|---------|
|             | 剰余金           |            | 受贈財産評価額     | 補助金       | その他資本剰余金    | 資本剰余金合計     | 減債積立金        | 建設改良積立金                   | 未処分利益剰余金      |               | 利益剰余金合計 |
|             | 資本金           | 剰余金        |             |           |             |             |              |                           |               |               |         |
| 前年度末残高      | 1,117,848,344 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 83,418,071  | 368,219,343  | 244,261,004               | 695,898,418   | 1,970,085,569 |         |
| 前年度処分額      | 167,921,680   | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 76,000,000   | △ 243,921,680             | △ 167,921,680 | 0             |         |
| 議会の議決による処分額 | 167,921,680   | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 76,000,000   | △ 243,921,680             | △ 167,921,680 | 0             |         |
| 前年度純利益      | 167,921,680   | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 76,000,000   | △ 243,921,680             | △ 167,921,680 | 0             |         |
| 法令による処分額    | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 0            | 0                         | 0             | 0             |         |
| 前年度純利益      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 0            | 0                         | 0             | 0             |         |
| 処分後残高       | 1,285,770,024 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 83,418,071  | 444,219,343  | (繰越利益剰余金)<br>339,324      | 527,976,738   | 1,970,085,569 |         |
| 当年度変動額      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | △ 9,122,877 | △ 91,111,217 | 167,545,328               | 67,311,234    | 67,311,234    |         |
| 資本金組入       | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 0            | 0                         | 0             | 0             |         |
| 資本剰余金受入     | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 0            | 0                         | 0             | 0             |         |
| 基金積立金取崩     | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | △ 9,122,877 | △ 91,111,217 | 100,234,094               | 0             | 0             |         |
| 当年度純利益      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 0            | 67,311,234                | 67,311,234    | 67,311,234    |         |
| 当年度末残高      | 1,285,770,024 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 74,295,194  | 353,108,126  | (未処分利益剰余金)<br>167,884,652 | 595,287,972   | 2,037,396,803 |         |

令和5年度 中城村水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

|             | 資本金           | 資本剰余金       | 未処分利益剰余金             |
|-------------|---------------|-------------|----------------------|
| 当年度末残高      | 1,285,770,024 | 156,338,807 | 167,884,652          |
| 議会の議決による処分額 | 100,234,094   | 0           | △167,234,094         |
| 減債積立金の積立    | 0             | 0           | 0                    |
| 建設改良積立金の積立  | 0             | 0           | △67,000,000          |
| 組入資本金の組入    | 100,234,094   | 0           | △100,234,094         |
| 処分後残高       | 1,386,004,118 | 156,338,807 | (繰越利益剰余金)<br>650,558 |

令和5年度中城村水道事業貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

|                 |                       |                      |
|-----------------|-----------------------|----------------------|
| イ 土 地           | 47,769,530            |                      |
| ロ 構 築 物         | 3,722,750,665         |                      |
| 減価償却累計額         | <u>△1,894,534,114</u> | 1,828,216,551        |
| ハ 機 械 装 置       | 237,396,663           |                      |
| 減価償却累計額         | <u>△211,526,774</u>   | 25,869,889           |
| ニ 車 輜 運 搬 具     | 2,201,704             |                      |
| 減価償却累計額         | <u>△2,091,618</u>     | 110,086              |
| ホ 器 具 備 品       | 46,703,272            |                      |
| 減価償却累計額         | <u>△42,098,307</u>    | 4,604,965            |
| ヘ 建 物           | 66,149,719            |                      |
| 減価償却累計額         | <u>△29,213,049</u>    | 36,936,670           |
| ト リース資産         | 0                     |                      |
| 減価償却累計額         | <u>0</u>              | 0                    |
| チ 建 設 仮 勘 定     |                       | <u>528,211,098</u>   |
| 有形固定資産合計        |                       | <u>2,471,718,789</u> |
| (2) 無 形 固 定 資 産 |                       |                      |
| イ 電 話 加 入 権     |                       | 123,100              |
| ロ ソフトウェア        |                       | 3,420,000            |
| 無形固定資産合計        |                       | <u>3,543,100</u>     |
| 固定資産合計          |                       | <u>2,475,261,889</u> |

## 2 流動資産

|             |             |                      |
|-------------|-------------|----------------------|
| (1) 現金預金    | 729,295,141 |                      |
| (2) 未収金     | 46,877,773  |                      |
| (3) 貸倒引当金   | △58,000     |                      |
| (4) 貯蔵品     | 652,100     |                      |
| (5) 前払金     | 56,000,000  |                      |
| (6) その他流動資産 | 0           |                      |
| 流動資産合計      |             | 832,767,014          |
| 資産合計        |             | <u>3,308,028,903</u> |

## 負債の部

### 3 固定負債

|           |            |                   |
|-----------|------------|-------------------|
| (1) 企業債   | 64,998,811 |                   |
| (2) リース債務 | 0          |                   |
| (3) 引当金   | 6,886,916  |                   |
| 固定負債合計    |            | <u>71,885,727</u> |

### 4 流動負債

|             |            |                    |
|-------------|------------|--------------------|
| (1) 未払金     | 77,905,190 |                    |
| (2) 前受金     | 0          |                    |
| (3) 預り金     | 20,270,250 |                    |
| (4) その他流動負債 | 0          |                    |
| (5) 企業債     | 9,296,383  |                    |
| (6) リース債務   | 0          |                    |
| (7) 引当金     | 3,391,362  |                    |
| 流動負債合計      |            | <u>110,863,185</u> |

### 5 繰延収益

|            |                |                      |
|------------|----------------|----------------------|
| (1) 長期前受金  | 2,143,455,653  |                      |
| (2) 収益化累計額 | △1,055,572,465 |                      |
| 繰延収益合計     |                | <u>1,087,883,188</u> |

|      |  |                      |
|------|--|----------------------|
| 負債合計 |  | <u>1,270,632,100</u> |
|------|--|----------------------|

## 資本の部

### 6 資本金

|             |  |                      |
|-------------|--|----------------------|
| (1) 資 本 金   |  |                      |
| イ 固 有 資 本 金 |  | 40,841,872           |
| ロ 繰 入 資 本 金 |  | 121,331,192          |
| ハ 組 入 資 本 金 |  | 1,123,596,960        |
| 資 本 金 合 計   |  | <u>1,285,770,024</u> |

7 剰 余 金

|                 |             |             |
|-----------------|-------------|-------------|
| (1) 資 本 剰 余 金   |             |             |
| イ 国 庫 補 助 金     | 124,073,537 |             |
| ロ 受 贈 財 産 評 価 額 | 23,011,901  |             |
| ハ 保 険 差 益       | 93,318      |             |
| ニ 工 事 負 担 金     | 9,160,051   |             |
| 資 本 剰 余 金 合 計   |             | 156,338,807 |

|                         |             |             |
|-------------------------|-------------|-------------|
| (2) 利 益 剰 余 金           |             |             |
| イ 減 債 積 立 金             | 74,295,194  |             |
| ロ 建 設 改 良 積 立 金         | 353,108,126 |             |
| ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 | 167,884,652 |             |
| 利 益 剰 余 金 合 計           |             | 595,287,972 |

剰 余 金 合 計 751,626,779

資 本 合 計 2,037,396,803

負 債 資 本 合 計 3,308,028,903

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提案理由の説明を終わります。

日程第22 認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

○議長 伊佐則勝 休憩してよろしいですか。

休 憩（14時28分）

~~~~~

再 開（14時28分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

○村長 比嘉麻乃 大変失礼いたしました。

じゃ、もう一度最初からいきます、すみません。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時29分）

~~~~~

再 開（14時45分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第22 認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第7号

令和5年度中城村下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和5年度中城村下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比 嘉 麻 乃

令和5年度中城村下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入 (単位：円)

| 区分          | 予算額         |             |                                         |             | 決算額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備考                              |
|-------------|-------------|-------------|-----------------------------------------|-------------|-------------|------------------|---------------------------------|
|             | 当初<br>予算額   | 補正<br>予算額   | 地方公営企業法第24条<br>第3項の規定による支<br>出額に係る財源充当額 | 合計          |             |                  |                                 |
| 第1款 下水道事業収益 | 243,423,000 | 1,675,000   | 0                                       | 245,098,000 | 262,512,573 | 17,414,573       | (うち、仮定消費税及び地方消費税<br>5,752,494円) |
| 第1項 営業収益    | 62,840,000  | 450,000     | 0                                       | 63,290,000  | 65,338,230  | 2,048,230        |                                 |
| 第2項 営業外収益   | 180,582,000 | △ 5,500,000 | 0                                       | 175,082,000 | 190,448,737 | 15,366,737       |                                 |
| 第3項 特別収益    | 1,000       | 6,725,000   | 0                                       | 6,726,000   | 6,725,606   | △ 394            |                                 |

支出 (単位：円)

| 区分          | 予算額         |           |            |           |                                             |             | 決算額 | 地方公営<br>企業法第<br>26条第2<br>項の規定<br>による繰<br>越額 | 不用額       | 備考                              |
|-------------|-------------|-----------|------------|-----------|---------------------------------------------|-------------|-----|---------------------------------------------|-----------|---------------------------------|
|             | 当初<br>予算額   | 補正<br>予算額 | 予備費<br>支出額 | 流用<br>増減額 | 地方公営<br>企業法第<br>24条第3<br>項の規定<br>による支<br>出額 | 小計          |     |                                             |           |                                 |
| 第1款 下水道事業費用 | 234,462,000 | 3,212,000 | 0          | 0         | 0                                           | 237,674,000 | 0   | 234,010,911                                 | 3,663,089 | (うち、仮定消費税及び地方消費税<br>5,298,238円) |
| 第1項 営業費用    | 205,272,000 | 2,823,000 | 0          | △ 33,000  | 0                                           | 208,062,000 | 0   | 204,899,899                                 | 3,162,101 |                                 |
| 第2項 営業外費用   | 27,262,000  | 389,000   | 0          | 0         | 0                                           | 27,651,000  | 0   | 27,650,542                                  | 458       |                                 |
| 第3項 特別損失    | 1,428,000   | 0         | 0          | 33,000    | 0                                           | 1,461,000   | 0   | 1,460,470                                   | 530       |                                 |
| 第4項 予備費     | 500,000     | 0         | 0          | 0         | 0                                           | 500,000     | 0   | 500,000                                     | 500,000   |                                 |

(2) 資本的収入及び支出

収入 (単位：円)

| 区分         | 予 算 額       |              |             |                                          |                          | 決算額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考                |
|------------|-------------|--------------|-------------|------------------------------------------|--------------------------|-------------|------------------|--------------------|
|            | 当初<br>予算額   | 補 正<br>予算額   | 小 計         | 地方公営企業法<br>第26条の規定に<br>よる繰越額に係<br>る財源充当額 | 継続費通次繰越<br>額に係る財源充<br>当額 |             |                  |                    |
| 第1款 資本的収入  | 467,920,000 | △ 6,348,000  | 461,572,000 | 0                                        | 0                        | 461,472,000 | △ 100,000        |                    |
| 第1項 企業債    | 173,500,000 | 2,400,000    | 175,900,000 | 0                                        | 0                        | 175,900,000 | △ 100,000        |                    |
| 第2項 補助金    | 200,350,000 | 850,000      | 201,200,000 | 0                                        | 0                        | 201,200,000 | 0                | 翌年度繰り越し財源充当額<br>0円 |
| 第3項 他会計補助金 | 11,070,000  | 402,000      | 11,472,000  | 0                                        | 0                        | 11,472,000  | 0                | 翌年度繰り越し財源充当額<br>0円 |
| 第4項 出資金    | 83,000,000  | △ 10,000,000 | 73,000,000  | 0                                        | 0                        | 73,000,000  | 0                |                    |

支出 (単位：円)

| 区分         | 予 算 額       |            |            |             |                                      | 決算額         | 継続費<br>通次繰<br>越額 | 地方公営<br>企業法第<br>26条の規<br>定による<br>繰越額 | 合 計 | 不用額       | 備 考                              |
|------------|-------------|------------|------------|-------------|--------------------------------------|-------------|------------------|--------------------------------------|-----|-----------|----------------------------------|
|            | 当初<br>予算額   | 補 正<br>予算額 | 流 用<br>増減額 | 小 計         | 地方公営<br>企業法第<br>26条の規<br>定による<br>繰越額 |             |                  |                                      |     |           |                                  |
| 第1款 資本的支出  | 498,155,000 | 6,231,000  | 0          | 504,386,000 | 0                                    | 501,478,743 | 0                | 0                                    | 0   | 2,907,257 |                                  |
| 第1項 建設改良費  | 383,480,000 | 6,231,000  | 0          | 389,711,000 | 0                                    | 387,303,925 | 0                | 0                                    | 0   | 2,407,075 | (うち、仮払消費税及び地方消費税<br>34,834,588円) |
| 第2項 企業債償還金 | 114,175,000 | 0          | 0          | 114,175,000 | 0                                    | 114,174,818 | 0                | 0                                    | 0   | 182       |                                  |
| 第3項 予備費    | 500,000     | 0          | 0          | 500,000     | 0                                    | 0           | 0                | 0                                    | 0   | 500,000   |                                  |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額40,006,743円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,003,092円、引継金9,254,556円及び当年度損益勘定留保資金14,749,095円で補填した。

令和5年度 中城村下水道事業損益計算書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)  
(税 抜)

|   |                      |                    |                    |
|---|----------------------|--------------------|--------------------|
| 1 | 営業収益                 |                    |                    |
|   | (1) 下水道使用料           | 59,188,736         |                    |
|   | (2) 国庫補助金等           | 150,000            |                    |
|   | (3) その他の営業収益         | <u>247,000</u>     | 59,585,736         |
| 2 | 営業費用                 |                    |                    |
|   | (1) 管渠費              | 7,729,761          |                    |
|   | (2) 普及促進費            | 2,200,000          |                    |
|   | (3) 総係費              | 15,825,006         |                    |
|   | (4) 流域下水道<br>維持管理負担金 | 43,339,450         |                    |
|   | (5) 減価償却費            | <u>130,507,444</u> | <u>199,601,661</u> |
|   | 営業損失                 |                    | 140,015,925        |
| 3 | 営業外収益                |                    |                    |
|   | (1) 受取利息             | 40                 |                    |
|   | (2) 他会計補助金           | 70,000,000         |                    |
|   | (3) 長期前受金戻入          | 105,055,728        |                    |
|   | (4) 雑収益              | <u>2,100</u>       | 175,057,868        |
| 4 | 営業外費用                |                    |                    |
|   | (1) 支払利息             | 27,650,542         |                    |
|   | (2) 雑支出              | <u>157,967</u>     | <u>27,808,509</u>  |
|   | 経常利益                 |                    | <u>147,249,359</u> |
| 5 | 特別利益                 |                    |                    |
|   | (1) 過年度損益修正益         | 0                  |                    |
|   | (2) その他特別利益          | <u>6,725,606</u>   | <u>6,725,606</u>   |
| 6 | 特別損失                 |                    |                    |
|   | (1) 過年度損益修正損         | 32,470             |                    |

|                 |                  |                  |                          |
|-----------------|------------------|------------------|--------------------------|
| (2) その他特別損失     | <u>1,428,000</u> | <u>1,460,470</u> | <u>5,265,136</u>         |
| 当年度純利益          |                  |                  | 12,498,570               |
| 前年度繰越利益剰余金      |                  |                  | <u>0</u>                 |
| その他の未処分利益剰余金変動額 |                  |                  | <u>0</u>                 |
| 当年度未処分利益剰余金     |                  |                  | <u><u>12,498,570</u></u> |

令和5年度中城村下水道事業剰余金計算書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

|             | 資本金     |       | 剰余金    |         |       |         |          |            | 資本合計        |
|-------------|---------|-------|--------|---------|-------|---------|----------|------------|-------------|
|             | 受贈財産評価額 | 国県補助金 | 他会計負担金 | 資本剰余金合計 | 剰余金   |         |          | 利益剰余金合計    |             |
|             |         |       |        |         | 減債積立金 | 建設改良積立金 | 未処分利益剰余金 |            |             |
| 前年度末残高      | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 0          | 101,829,825 |
| 前年度処分額      | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 0          | 0           |
| 議会の議決による処分額 | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 0          | 0           |
| 前年度純利益      | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 0          | 0           |
| 法令による処分額    | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 0          | 0           |
| 前年度純利益      | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 0          | 0           |
| 処分後残高       | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 0          | 101,829,825 |
| 当年度変動額      | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 12,498,570 | 85,498,570  |
| 企業債の償還      | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 0          | 0           |
| 出資金の受入      | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 0          | 73,000,000  |
| 国庫(県)補助金の受入 | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 0          | 0           |
| 当年度純利益      | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 12,498,570 | 12,498,570  |
| 当年度末残高      | 0       | 0     | 0      | 0       | 0     | 0       | 0        | 12,498,570 | 187,328,395 |

令和5年度 中城村下水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

|              | 資本金         | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金       |
|--------------|-------------|-------|----------------|
| 当年度末残高       | 174,829,825 | 0     | 12,498,570     |
| 議会の議決による処分数額 | 0           | 0     | △12,498,570    |
| 減債積立金の積立     | 0           | 0     | △12,498,570    |
| 建設改良積立金の積立   | 0           | 0     | 0              |
| 処分後残高        | 174,829,825 | 0     | (繰越利益剰余金)<br>0 |

令和5年度中城村下水道事業貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位:円)

(税 抜)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

|             |                     |                    |
|-------------|---------------------|--------------------|
| イ 土 地       | 0                   | 0                  |
| ロ 建 物       | 0                   |                    |
| 減価償却累計額     | <u>0</u>            | 0                  |
| ハ 構 築 物     | 4,308,064,172       |                    |
| 減価償却累計額     | <u>△104,259,996</u> | 4,203,804,176      |
| ニ 機 械 装 置   | 136,698,339         |                    |
| 減価償却累計額     | <u>△5,168,863</u>   | 131,529,476        |
| ホ 車 輜 運 搬 具 | 0                   |                    |
| 減価償却累計額     | <u>0</u>            | 0                  |
| ヘ 器 具 備 品   | 0                   |                    |
| 減価償却累計額     | <u>0</u>            | 0                  |
| ト 建 設 仮 勘 定 |                     | <u>104,497,278</u> |
| 有形固定資産合計    |                     | 4,439,830,930      |

(2) 無 形 固 定 資 産

|             |  |             |
|-------------|--|-------------|
| イ 施 設 利 用 権 |  | 560,794,883 |
| ロ その他無形固定資産 |  | <u>0</u>    |
| 無形固定資産合計    |  | 560,794,883 |

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

|             |                  |                   |                             |
|-------------|------------------|-------------------|-----------------------------|
| イ その他投資     | <u>4,000,000</u> |                   |                             |
| 投資その他の資産合計  |                  | <u>4,000,000</u>  |                             |
| 固定資産合計      |                  |                   | 5,004,625,813               |
| 2 流動資産      |                  |                   |                             |
| (1) 現金預金    | 22,026,182       |                   |                             |
| (2) 未収金     | 26,912,113       |                   |                             |
| (3) 貸倒引当金   | △30,000          |                   |                             |
| (4) その他流動資産 | <u>0</u>         |                   |                             |
| 流動資産合計      |                  | <u>48,908,295</u> |                             |
| 資産合計        |                  |                   | <u><u>5,053,534,108</u></u> |

負債の部

|                    |                     |                      |                             |
|--------------------|---------------------|----------------------|-----------------------------|
| 3 固定負債             |                     |                      |                             |
| (1) 企業債            |                     |                      |                             |
| イ 建設改良費等の財源に充てる企業債 | 1,837,821,680       |                      |                             |
| (2) 引当金            |                     |                      |                             |
| イ 退職給付引当金          | <u>0</u>            |                      |                             |
| 固定負債合計             |                     | <u>1,837,821,680</u> |                             |
| 4 流動負債             |                     |                      |                             |
| (1) 未払金            | 24,235,104          |                      |                             |
| (2) 前受金            | 0                   |                      |                             |
| (3) 預り金            | 0                   |                      |                             |
| (4) 賞与引当金          | 1,472,000           |                      |                             |
| (5) その他流動負債        | 0                   |                      |                             |
| (6) 企業債            | <u>117,204,957</u>  |                      |                             |
| 流動負債合計             |                     | <u>142,912,061</u>   |                             |
| 5 繰延収益             |                     |                      |                             |
| (1) 長期前受金          | 2,990,527,700       |                      |                             |
| (2) 長期前受金収益化累計額    | <u>△105,055,728</u> |                      |                             |
| 繰延収益合計             |                     | <u>2,885,471,972</u> |                             |
| 負債合計               |                     |                      | <u><u>4,866,205,713</u></u> |

資本の部

6 資本金

|                         |                   |                   |                      |
|-------------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| (1) 資 本 金               |                   |                   |                      |
| イ 固 有 資 本 金             | 101,829,825       |                   |                      |
| ロ 出 資 金                 | <u>73,000,000</u> |                   |                      |
| 資 本 金 合 計               |                   |                   | 174,829,825          |
| 7 剰 余 金                 |                   |                   |                      |
| (1) 資 本 剰 余 金           |                   |                   |                      |
| イ 受 贈 財 産 評 価 額         | <u>0</u>          |                   |                      |
| 資 本 剰 余 金 合 計           |                   |                   | 0                    |
| (2) 利 益 剰 余 金           |                   |                   |                      |
| イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 | <u>12,498,570</u> |                   |                      |
| 利 益 剰 余 金 合 計           |                   | <u>12,498,570</u> |                      |
| 剰 余 金 合 計               |                   |                   | <u>12,498,570</u>    |
| 資 本 合 計                 |                   |                   | <u>187,328,395</u>   |
| 負 債 ・ 資 本 合 計           |                   |                   | <u>5,053,534,108</u> |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第23 報告第4号 令和5年度決算に係る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、報告第4号 令和5年度決算に係る健全化判断比率について御報告いたします。

#### 報告第4号

##### 令和5年度決算に係る健全化判断比率について

中城村一般会計の令和5年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

|          | 令和4年度決算に係る健全化判断比率 | 令和5年度決算に係る健全化判断比率 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条の規定に基づき算定した早期健全化基準 |
|----------|-------------------|-------------------|---------------------------------------------|
| 実質赤字比率   | —                 | —                 | 14.93                                       |
| 連結実質赤字比率 | —                 | —                 | 19.93                                       |

|         |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|
| 実質公債費比率 | 5.7   | 5.4   | 25.0  |
| 将来負担比率  | 143.6 | 137.1 | 350.0 |

備考 実質赤字比率又は連結赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第24 報告第5号 令和5年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、報告第5号 令和5年度決算に係る資金不足比率について御報告いたします。

報告第5号

令和5年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の令和5年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

| 会計区分            | 令和4年度 | 令和5年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------------|-------|-------|---------------------------------------|
| 中城村土地区画整理事業特別会計 | —     | —     | 20.00                                 |

備考 資金不足が発生していない場合は、「—」と記載する。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第25 報告第6号 令和5年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、報告第6号 令和5年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第6号

令和5年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の令和5年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

| 会計区分      | 令和4年度 | 令和5年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------|-------|-------|---------------------------------------|
| 中城村水道事業会計 | —     | —     | 20.00                                 |

備考 資金不足が発生していない場合は、「—」と記載する。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比嘉麻乃

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により

議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第26 報告第7号 令和5年度決算に係る資金不足比率について(中城村下水道事業会計)を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、報告第7号 令和5年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

#### 報告第7号

#### 令和5年度決算に係る資金不足比率について

中城村下水道事業会計の令和5年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

(単位:%)

| 会計区分       | 令和4年度 | 令和5年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|------------|-------|-------|---------------------------------------|
| 中城村下水道事業会計 | —     | —     | 20.00                                 |

備考 資金不足が発生していない場合は、「—」と記載する。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比嘉麻乃

#### 提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第27 報告第8号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、報告第8号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について御報告いたします。

報告第8号

令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告する。

令和6年9月6日 提出

中城村長 比嘉麻乃

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ですか。

14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 今村長の報告では、この土地開発公社を、これはもう何十年も利用していないですよ、本村はね。これうまく利用する方法はないのか。例えば、これから公共施設を造る場合に、先行投資という意味で先行取得をすると、土地を。土地を、所有地があればそこにほかの補助金で公共施設は建設できると思うんですよ。そういうのを考えたことはないですか。

例えば、今老人福祉センターが、もう老朽化で取り壊しましたよね。そういう次の老人福祉センター、あるいはそういうふうに類するようなものを造る場合には、土地があれば補助金はいろいろなメニューはたくさんあると思うんですけれども、どうですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 これまでもそうですけ

れども、補助率の高い補助金をはじめ検討をしておりましたけれども、こちらと比較しながら手出しが少ない、一般財源の負担が少ないところで検討してまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは土地開発公社との土地の取得じゃないですか、用地取得。建築費は別のまたメニューでやると、そういう方法で考えてはどうかと。これはもう何十年も中城村は使っていないです。前はよく使っていたんですよ、前は。

だから、今回の中学校用地でもそういう公社を使って、うまく活用していくべきじゃないかと私は思うんですけれども、その辺は検討したことありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 公社のほうには用地買収の依頼や実際の借入れに当たると思うんですけれども、中学校用地については村としても先ほど申し上げたように、公立の補助を活用できれば、まずは公立の補助を活用してというところで、今通常だとおっしゃるような委託をしていたところを自分たちの事務作業で、公立の補

助を取ってこれたので、それが駄目だった場合には公社の活用というのは考えてもよろしいんですけども、今までは計画していた土地取得については公立の補助で自分たちの対応で取れてきましたので、今後またその機会、計画があれば、両者検討をして考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (15時07分)

## 令和6年第9回中城村議会定例会（第4日目）

|                                                 |                 |                    |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和6年9月6日（金）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和6年9月9日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和6年9月9日（午後3時35分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 小橋川 恵 美            | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                                 | 2 番             | 玉那覇 登              | 10 番                               | 欠 員       |
|                                                 | 3 番             | 欠 員                | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 桃 原 清              | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 貞 則            | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                                 | 6 番             | 安 里 清 市            | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 修              | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
| 8 番                                             | 屋 良 照 枝         | 16 番               | 伊 佐 則 勝                            |           |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                    |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 11 番            | 仲 松 正 敏            | 12 番                               | 金 城 章     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保              | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃            | こ だ も 課 長                          | 比 嘉 昌 子   |
|                                                 | 副 村 長           | 新 垣 正              | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍              | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子            | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡              | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 森 本 雅 人   |
|                                                 |                 |                    |                                    |           |

議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、新垣 修議員の一般質問を許します。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、改めておはようございます。

本日、新体制での一般質問の一番くじを引かせてもらいました。多くの傍聴者もいまして、緊張しておりますけれども、新たな村政運営に向けて、指標に「笑顔あふれる環境づくり」とテーマを掲げ、発展と魅力にあふれたこれからの中城村になるのではと期待をしているところであります。

同時に、浜田村政を引き継いでの運営かじ取りにはなし得ない課題や私自身が疑念に思う問題点などを村民、行政、議会が麻乃村政と共に課題解消の議論を深め、協働発展し続けるむらづくりができることを楽しみながら質問、提案していけたらと熱望し、通告書に沿って、議席番号7番、新垣 修、質問いたします。

大枠1番、植物ごみ減量化の環境づくり。1、各家庭や地域清掃、PTA作業、村内一円維持管理等で排出される枝葉材、いわゆるごみ質組成の「木、竹、わら類」の受入れ先の進捗状況について詳細を伺います。

2番、これまで透明袋での生葉材を乾燥後に回収や、植物ごみ堆肥化の実証実験等提案を行ってきましたが、減量化につながる方策の協議や担当課における方策（企図）状況について伺います。

大枠2番、水路管理と災害への備え。

当間276の1番地の西側水路において、水路の上流部で土砂崩れが発生し、一部土砂が水路

を遮断し、隣接する畑伝いに排水路的な水の通りができました。6月の一時豪雨には、当建物のブロック塀や、その周辺に土砂等が流れ込み、住民の財産等に2次被害が発生しかねない状況にあります。また、住宅地内の生活道路に土砂が今後流れ込まないか危惧いたします。

そこで、1、水路管理は当局と思うが、水路復旧についての対応詳細を伺います。

2、今後の状況を踏まえて、危険予知対策を施せば回避できる状況であると判断しますが、担当部局の対処について伺います。

大枠3番、所信表明の取組実現に期待。冒頭でもお話ししましたが、浜田村政においても、私自身推進の立場でありながらも、疑義案件に対しては付度なしに反対し、村民有益案件であれば賛成の立場で議論を交わしてきました。その視点や判断論点は変わりなく、麻乃村政と向かい合い議論を交わしていければよいと考えております。

そこで、所信表明の中より文言等を切り取り、質問いたします。

ア、中城村の魅力を国内外に発信。

以前から本村のホームページの在り方に本議会においても更新等について活用を求めて議論しました。全世界に本村の取組やイベントなどの情報が発信でき、検索、閲覧できることで中城村を知ってもらえる身近な電子広告です。特にサイトのバナー告知欄はより以上に更新を図り、活用することができないか伺います。

イ、地域公共交通の充実について。

村民の一般利用促進と浦西駅との結節を取り上げていますが、麻乃村長が議員時代に提案、実現させた護佐丸バスの高校生への通学支援同様に、本村の中学生のバス通学費における負担格差の解消をという論点から、行政として中学生におけるバス利用通学費の地域格差の解消を図れるような方策を考える手だてはないのか、あるいは平等的利用負担ができる方策等の協議

などの質問を6月定例会でいたしました。その点について所見を伺います。

大枠4番、トップセールスの活躍に期待。

これまで議員時代に提案していただいた共通課題の取組で、ふるさと納税増税にいろいろと意見等を交わしてきました。発想力の豊かさは、これからの村政運営や行政手法にトップリーダーとして、あるいはトップセールスの立場においていかに発揮されることを期待いたします。企業版ふるさと納税に関して、10月以降、公務出張のいろいろな場において、まずはぜひともガンバ大阪の運営会社でもあるパナソニックスポーツ株式会社への本村の売り込みとして、企業版ふるさと納税と併せてネーミングライツのセールス等にも御尽力を尽くしてきてほしいと熱望いたします。

以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは皆さん、改めましておはようございます。

それでは、新垣 修議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては、住民生活課、大枠2は都市建設課、大枠3は総務課、企画課、大枠4は産業振興課に答えさせます。

私のほうからは、大枠4のトップセールスについて所見を述べさせていただきます。

ふるさと納税は財源確保のために今後積極的にトップセールスとして力を入れていきたいというふうに思っております。

現在、企業版ふるさと納税の協力をお願いをするために、新たにパンフレットですとか、あと村長からのお願いのメッセージが書かれた案内文というんでしょうかね、お願い文などをふるさと納税トップセールスセットというんでしょうかね、今それを担当課につくるようにということで指示をしております。

いよいよ10月から、10月のほとんどが出張で

トップセールスというふうになっていきますけれども、しっかりそれをもってふるさと納税の協力をお願いしていきたいというふうに思っております。

また、このチラシの中に修議員のほうから提案のありましたネーミングライツの公募も掲載していきたいなというふうに思っております。詳細につきましては担当課のほうから答えさせます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 おはようございます。

新垣 修議員の御質問の大枠1の①と②についてお答えいたします。

まず、①についてです。

村内の小中学校のPTA作業から出る草木類に関しましては、村内にある事業所へ無償で受入れをしてもらっており、堆肥化を実施しております。家庭ごみなどの草木類については燃えるごみとして収集し、青葉苑において焼却の処分をしている状況になります。

②についてです。

担当課としても、浦添新クリーンセンター移行に合わせて、草木類については燃えるごみではなく植物ごみとして回収し、堆肥化できるよう取り組みたいと考えております。現在、草木類の受入れ等については事業所と調整している状況です。

また、沖縄県の実施する島しょ型資源循環社会構築事業へ、草木類のリサイクルモデル事業として、今年度沖縄県のほうへ申請しており、モデル事業として選定されれば、令和7年度に実証試験として村内から出る草木類を植物ごみとして収集し、排出される量などを把握し、実態に合わせた収集体制、受入れ体制の構築を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 おはようございます。

新垣 修議員の大枠2番の1と大枠2番の2についてお答えいたします。

大枠2の1、水路復旧については土砂の浚渫を考えていますが、隣接する山側の土地が土砂崩れを起こしており、浚渫時に土砂の崩壊を誘発するおそれがあるため、作業を行っていない状況であります。この場所は県が指定する地滑り防止区域に入っているため、地滑りの調査や対策を中部土木事務所と協議している段階です。

大枠2の2、現状では耕作者の方が畑側に土手を造り、水路の排水がある程度流れるようになっていますが、今後の大雨に備え、畑側にブロックや土のうを設置するなどの調整を地権者や耕作者と行ってまいります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠3、アについてお答えいたします。

本村のホームページは導入から11年以上が経過し、既存のシステムでは標準的に求められるウェブアクセシビリティや閲覧者を意識した情報発信に十分な対応ができていない状況であります。機材の老朽化による故障や動作不良の懸念もあるため、早急なリプレイス対応を行い、情報発信力の強化や利用者の利便性向上を図れるよう検討しなければならないと考えております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠3のイについてお答えいたします。

さきの6月議会にて同質問が出ましたことから、議会後に関係する企画課と教育委員会で協議を行いました。6月議会において、企画課、教育総務課にて答弁した内容と重複しますが、議員が御指摘している伊集、和宇慶、津覇バス

停から東陽バスを利用して通学をしている特定の中学生に限った負担格差の解消あるいは平等性の取れる方策及び検討は大変難しいと考えます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。

新垣 修議員の大枠4についてお答えいたします。

サッカーキャンプ誘致後約10年となりますが、今年度もサッカーキャンプを誘致、トップセールスを予定しております。まずはクラブチームガンバ大阪さんへ改めて中城村の魅力発信を行い、企業版ふるさと納税へ賛同いただけるよう営業活動を実施してまいります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、答弁に対して再質問を求めます。まず、大枠1番のほうから小学校の草木排出ごみを無償受入れしていただいている事業所のほうには本当に心から私たちとしても感謝をしたいと思っております。

これまでの実績があると思うのですが、受け入れた数量の値とか、あるいはその辺のデータ管理は行っているのかを伺います。何キロほど、数量等分かりましたらお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

事業所のほうとしては搬入された量については把握しているということと伺っていますけれども、まだきれいに取りまとめのほうできていなくて、今、役場のほうは事業所からの回答を待っている状況でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 以前にも、3月定例会においても前課長に、後任の課長にはごみ排出量の数値等に関しては十分把握させて引き継ぎ

をしていただきたいというふうに求めておりますので、その辺の数値管理も、まとめられていないというのと、事業所からの回答待ちということなんですけれども、その辺はそういうことじゃなくて、やはりこの事業所の立場に立って、できるだけ早めな数量というのは把握できるような取組をしたほうがいいのかと思いますのでね。

あわせて、その数値に関してなんですけれども、令和5年度における可燃ごみの量と、それからごみ質、いわゆる「木、竹、わら類」の数量等に関して伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

令和5年度、家庭系のごみになりますけれども、ごみ搬入量は3,991トン、竹、わら類については247トンというふうになっております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 厨芥類の数量も把握していますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

厨芥類、生ごみ等になりますけれども、こちらは239トンになっております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 全家庭系ごみが約4,000トンですよ。木、竹、わら類、それと厨芥類合わせて大体486トン、約490トンになりますけれども、これは組合処理費、負担費用を考えますと、先ほどの数量でいきますと、家庭系ごみが247トンで、大体755万、そして厨芥類が239トンですので、約大体730万。大体平均でいくと1,500万の予算を令和6年に請求されるのかな。実績に伴いますのでね。それに併せて以前も同じような話をしていますけれども、厨芥類とか生ごみとか、それから草木類の60%か70%は水分なんですよね。それでそこをいかに減量をするかというのが大きな課題というふう

に思っていますので、その辺はしっかりと取りまとめをやっていただきたいと思いますので、頑張ってもらいたいと思います。

続きまして、先ほど何か県の実施する循環型社会構築事業のほうにエントリーしているというお話なんですけれども、これは選択されれば非常に喜ばしい取組だと。そして、先ほど言うように、こういう生ごみとか木、竹、わら類の数量減量化にもいろいろとはずみがつくんじやないかと思うんですけれども、あくまでも選択された場合ですね。その場合、どのような県からの支援が施されるのか。そして、不採択というのも考えないといけないと思うんですけれども、もし不採択になった場合、次なる保険的な植物ごみの減量あるいは堆肥化あるいは資源化的活用など、どのように考えられているのか、その2点をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

島しょ型資源循環社会構築事業については、リサイクルを推進するため資源循環コストを低減した効率的なリサイクル体制を整備し、地域に適した資源循環社会の構築を目指す事業となっております。リサイクルの手法や体制について調査検討して、県のほうをお願いしているアドバイザーとかがいらっしゃいますので、そちらのほうから、そういった体制づくりとかについてアドバイスを、技術的助言をいただける事業となっております。

もし、この間、申請はしていますけれども、7年度に採択がされなかった場合には、村独自でリサイクルの体制だったり、収集運搬の体制だったり、そういったのを独自で調査検討していく形になります。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 やはり先ほど言ったように、選択されれば喜ばしい。選択されなければ、また新たに村独自で取り組まないといけな

いということですのでね。

可燃ごみに関しましては、現状年々増加傾向にあると見ております。無償受入れしている業者においても堆肥化して販売効率がよい結果につながれば、持続的な受入れにも期待を持てると思うんですけども、キャパオーバーや、あるいは堆肥の商品の在庫上とかの問題が発生した場合、その対処も考えなければならないのかなど危惧します。広域処理移行前までに何らかの持続的処理方法を考えていくとのことですが、県や国の支援事業などの活用、それから民間事業所の活用などを今以上に情報と交渉を重ねて、善処する取組に期待いたしますので、頑張ってください。

また、8月に行った「親子で生ごみ堆肥化コンポスト作り体験」の取組は高く評価いたします。より多くの村民に声かけしていただいて、いろいろな仕掛けづくりで減量化の環境づくりにつながる取組を開催してほしいということを熱望いたします。

また、麻乃村長においても、議員時代には共に研修を受けた中でごみの減量化あるいは植物ごみの堆肥化、資源化については私以上に英知を持ち合わせていますので、担当課の職員にもいろいろと御提言申し上げるなど、いい環境づくりに取り組んでほしいというふうに熱望いたします。

続きまして、大枠2番の再質問をいたします。

添付資料、補足資料に、1番、上空図の写真に周辺状況を記載してあります。お目通しください。緑円の部分が土砂崩れによる水路遮断箇所になり、そのため、上流からの水の流れ、これは青い矢印で記載しております。6月の一時豪雨にはこの青印の流れで水と土砂が建物側に激しく流れ込み、この先の状況を不安視しており、その内容を左側1のほうに、これは家主等の聞き取りで記載してあります。

そこで質問いたします。先ほど呉屋課長のほ

うからは、浚渫等を行う。そして、中部土木事務所へ地滑り調査等の依頼をしているところですが、すけれども、そして、大雨に備え、地権者あるいは耕作者と協議をして、水路の流れを対処していくということなんですけれども、まず、いろんな施しがあると思うんですけども、やはり一番懸念しているのは、私、当間276の1の住民の方から御相談を受けまして、やはり大雨、一時集中豪雨には上流からどういうものが流れてくるか、あるいは建物を、今土砂が大分堆積していて、ブロック塀の高さが45センチぐらいまで上がってきているわけですね。それで、ここ何年かでこういうふうな状況が起こり得る場合、自分の屋敷内に土砂とか、あるいは山からのこういった木ですね、腐朽した木なんかが入り込まないかという不安要素があると。それを何とか取り除くことができないかと。その不安要素をですね。

ということで、もう一つは、同じように三角部分をちょっと書いていますけれども、集落内への土砂流入もやはりちょっと考えられるのかなというふうに思って、その1枚の補足資料に書いていますけれども、その点でやはりこの住民の不安要素が解消されるような万全な施しができるのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

今、新垣 修議員の補足資料、きれいに図面書かれていまして、分かりやすくなっております。

現在、緑の丸で囲まれているところが、水路が遮断されて、左側の山が崩れている状況でございます。先ほども答弁いたしました、この左側の山というのが地滑り防止区域に入っていますので、この浚渫を行いたいのですが、浚渫を行いますと、山側から崩れるのを誘発するということで、今現在はこの地権者と相談して、この黄色の水路にまた迂回させて戻すような対

応をしていきたいと思っております。その迂回させて黄色の水路にまた戻れば、集落内への土砂も流入することはないのかなと考えております。当間276の1の住宅にも水が行かないようにということで、そういう対応で考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 車両保険でもそうだけれども、かけ過ぎて悪いということはないと思うんだけど、やはり住民のこういった財産、生命を守るためにも、その対策を万全に施してほしいと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

もう1点は、課長、この前、現調へ行ったら、③にも書いてありますけれども、その手すり腐食して、もうもしくはその水路に人間が落ちるんじゃないかというふうな状況がありましたので、担当は知っておりましたので、その辺の対策もしっかりとお願いいたします。

それでは、大枠3番、ホームページに関してなんですけれども、ホームページの中に中城村長の部屋あるいはイベントカレンダー、それから企業版ふるさと納税の記載更新に関わる担当部署と、それと記載変更を書き込みするのに料金が発生するのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

料金につきましては発生はいたしません。書き込みにつきましては、各課イベントであったり、情報発信の部分についてはデータをいただいて、総務課のほうで係がホームページへアップ、掲載をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ヤフーとかグーグルで女性首長あるいは女性村長と検索すると、初の中城村長、沖縄あるいは中城村の知名度アップになるようなタイトルリンクが上位で開きます。

そのうちの女性首長によるびじょんネットワークのサイトを開くと、女性首長自治体ホームページにリンクされるようになっていきます。

そこで本村のPRをもっとできないかというふうにずっと見ながら思っていて、まず改良のお話をしたいんですけども、中城村長の部屋の下にイベントカレンダーがありますよね。ほとんど使われていませんよね。それを最大限活用したらどうか。先日の9月の陸上競技大会でもそうなんだけれども、そういったのも1つの村の事業になるし、そこで情報を発信する。あるいは今度10月護佐丸まつりがありますよね。それもそこでは検索できないし、要はイベントですので、もし仮に事前に年間イベントをちゃんとそのカレンダーに書き込むことができれば、やはりこれが全世界に発信できる。これまでアルゼンチンやペルーの子供たちを受入れしていると思うんだけど、やはりそういう子供たちが見て、ああ、こういうことをやっているとか、そういう情報ができるんじゃないかなと思っておりますので、その辺もうちょっと活用できないかというのが1点と、そして、そのことで詳細は観光協会とリンクさせればいいと思うんですよ。仮に護佐丸まつりでいついつ期日、あとは下にリンクページ、観光協会に飛ばさせて、観光協会で行事とか日程全てを網羅していく、そういうふうに一円をつくれればもっといいあれにできないかと。要するに情報発信あるいは中城村の魅力をもっと発信できるホームページになるなと思っておりますので、その辺を少し御検討をお願いします。

そして、今度もう1点、これも村長の部屋の活用の見直しですね。それから発信媒体、今文章だけで7月何日のと書いていますよね、麻乃村長がね。前々から前村長にも、新年の挨拶があつて、半年、1年、ずっと新年の挨拶、全然更新されない。何の件もないのかというふうには本当に残念で、いろんなところ、先ほどネット

を見ますと、今女性首長が全国で65名だったのかな、そのうちの村長というのが5名で、村長は5番目になっているんですけれども、やっぱり気になるから、全部見ましたけどね。

そこで、やはりいいのが、村長へのお手紙とか、それから村長への提案とか、そして、スピーチも文面じゃなくて、ユーチューブというか、先ほどスピーチ動画を撮って、そこに貼付けして、書く必要はないわけだから、それを麻乃村長にはそういった挨拶を四季に応じてさらなる知名度アップがいきるんじゃないのかなと思っていますので、その辺も少し執行部側と難儀かもしれませんが、やってほしいなど。やはり中城村には四季折々の風物があると思うんですね。子供たちの何か行く、中城城跡へ行きました、見てください、またリンクさせるとか、そういうふうにさらなる認知度アップを図れるように活用してほしいと思います。

そしてあと3つ目、企業版ふるさと納税の企業サイトへのアクセスなんですけれども、今令和6年度で、本当だったら、これ中見たいんだけど、もう時間ないから見ないけれども、今3企業の名前があって、1企業が金額が書かれていた。あと2企業が書かれていない状況で、基本的には令和6年度から企業名が全部書かれていますけれども、リンクできる企業とリンクできない企業がありますよね。分かりますか。要はホームページを持っているか、持っていないかもしれないんだけど、そこを自分たちで飛ばすんじゃなくて、要は企画課なら企画課でもいいんだけど、その企業が検索できるようなシステムができないかと。要はマウスで追っかけると、検索というのが出て、その企業を検索できるわけですね。

もう一つは、黒い字と緑の字があって、緑の字はリンクするわけですよ。黒い字はリンクされませんね。せっかくの寄附を行っているのであれば、やはりそこも企業紹介場のウィキペデ

ィアみたいな感じで出てきますので、その辺も企業によっては一つの宣伝効果にもなります。PR効果になりますので、その辺ももう一度見直しして、企業にもそうしたら声かけやすい。先ほど言うように、麻乃村長がふるさと納税に関していろんなパンフレットを作っていますというふうに、中城村ではそういうふうに企業を同じようにPRしていますよという活用というのがもう一つの戦略なのかなと思います。少ない指摘ですが、その辺いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをいたします。

ホームページにつきましては、新垣 修議員がおっしゃっております活用している部分と活用されていない部分があることは前から御指摘等がございます。より多くの情報を発信するために、ホームページの第1の階層については情報が集中し過ぎているところがありますので、システム上、データの貼り付けが難しいところもありますけれども、新着情報を活用して、各イベントの告知であったり、いろいろな村政の情報発信であったりを行っているところです。確かにイベントの部分での活用はされていない状況です。

新垣 修議員からありましたリンクにつきましては、今後新しいホームページの更新、先ほど申し上げましたけれども、システムについて11年以上経過をしているところでありますので、それについては今言った部分についても検討しているところでございます。現在は各課がデータを作成して総務課のほうで貼付けをしているところですので、今後は各課でホームページ上に触れる、操作をできるということで考えておりますので、各課の担当のアイデアでホームページもよりよくなると思いますので、それについては今後も検討をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 課長のほうから、新着情報ということになっていますよね。新着情報は情報でいいと思うんです。あれは短期間なんですよね。実際は項目が10項目あって、上からどんどん行けば、下のほうは消えていく。もう一つは、行事が近くなって初めてこれが出てくる。では、今現在、中城護佐丸まつりという新着情報ありますか。ないですよ。そして、もうその催し開催期日にしか出てこない。それでは遅いと思います。やはり仮に海外あるいは県外からお越しになる方にもイベントのほうに打っておけば、ああ、10月あるね。じゃ、沖縄涼しいね。じゃ、中城へ行きましょうとか。一つきっかけをつくることのできるわけですよ。新着情報を見てから飛行機を取ろうなんて誰も思いませんよ。その辺もひとつ御検討をお願いします。

では、続きまして、地域交通の充実についてだったんですけれども、まずちょっと残念な回答でしたね、企画課長。企画課長のほうが平等性の取れる方策及び検討は大変難しい。6月議会において企画課、教育委員会にて内容と重複したとなっていますけれども、そのときに実際あなた、やぶさかでないというふうに返答していますよね、当時はね。やぶさかでないという言葉は分かりますか。積極的に進めていきたいという良好的な感じで僕は受け止めていますよ。それと、我謝課長も検討していきましょうと。じゃ、1つだけ聞きますけれども、あなた方、その地域の子供たちが何名いるか。仮にそれがマックスでどれだけの予算がつくのか、そういった話合いもしたかどうかお聞きします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

まず、教育委員会のほうでは協議については今後もやっていきたいとは考えています。ただ

し、今この区間についてだけの補助というのについては、企画課とも相談した結果、平等性が難しいと考えましたので、現状では今その方向では進んでおりません。実際にバスの利用については、各世帯によっても様々な状況でありますので、そこも含めながら考えていかなければ平等性が取れないのではないかなということ、今の回答となっております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 ①お答えします。

やぶさかでないという発言は、教育委員会と行政部局の総論として難しいですよという答弁に対して、修議員がそれじゃ切り捨てるんですか的な発言をされたので、最後に検討することはやぶさかではないという答弁でございましたので、検討しない、切り捨てるわけではないですよという意見として使った表現でございますので、誤解のないようにお願いいたします。

教育委員会からもありました平等性の観点につきまして、公共交通の考えとしては、居住地や運行交通機関などの条件により運賃差が出るのが必然でございますのでこの御質問の差額が出ることで平等性がないと捉えるのはなじまないと考えます。運賃差の具体例として説明いたしますが、中城に限った話ではなく県内もしくは日本全国であることございまして、北中や西原でも差額がございます。差額がある中で差額補填をしているところはないですよという答弁もさせていただきました。

この特定の地域の特定の年齢の既存バスを使っている差額をもって平等性に欠けているという認識は公共交通行政としては持てないということで、先ほど教育委員会からもございました、全ての生徒に対しての平等性の取れる方策は大変厳しい、通学運賃差額補填の方向性からも平等性が保てないということで、行政全体として難しいと考えます。端的に伊集から乗っている東陽バスの160円と護佐丸バスの100円だけ

を比べるのが平等ではないという教育委員会の考えもあり、総論として厳しいですという答弁をさせてもらいました。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 課長、6月定例会をぶり返すのが嫌なんだけれども、他市町村とか日本全国、僕はそれは別に関係ない。中城村オンリーの考え方で解消策を考えませんかということとをずっと申し上げているわけですね。ほかの市町村が別にやる必要ないですよ。中城村がやればいいわけですよ。中城村が独自で考えて、子供たちの地域格差をなくしていこうという要は協議を持つ場を設けてほしいということを行っているわけですね。

補足資料2を見ていただけますか。これは先ほどに言ったように、南側地域に64名の子供たちがいますね。ちょっと時間がないもので少し略しますけれども、まず今現在現金で行きますと、この差額平均額が2万4,360円をまずその南側地域の家庭では現状負担しているわけですね、差額負担を。現金での支払いは証明ができないという課題がありますので、それを定期乗車券での差額負担、下のほうの2万3,920円、これであれば購入等の証明が可能ではないかということで、仮に定期券購入の差額で金額を算出した場合、マックスで64名に対して153万880円。でも、全員かその半分の利用者で76万5,440円と算出しております。

前回通学形態には教育長が述べられたように様々な形態があり、その点で教育部局のほうでは調査を行っていただき、教育部局と協議して金額を算出していただければ、しっかりとした金額が僕は出ると思うんですよ。そういうのを出して初めて難しいとか、そういったことが出れば、ああ、そうですかとも言えるんだけど、いや、難しければ、その難しいところをひも解いて協議をしていただいて、教育部局、行政部局と隔たりなく全ての皆さんが地域解消を

図れるような方策を前回は考えていきませんかということで提案したわけですね。

予算も今分からない状態で難しいとかじゃなくて、先ほど課長が言うように、護佐丸バスの交通体系、ルートを僕は言っているんじゃないかと、子供たちが通う場所が、前回は何か日本国憲法どうのと言っていましたけれども、そういうことじゃなくて、同じ場所に通うのになぜ地域格差があるのか。そこを解消できるような手だてをしていただけませんかということですね。ひとつこの表を見て、下のほうに南側地域のアンケート調査を教育部局のほうで取っていただいて、あるいは利用状況を踏まえて、それを踏まえて金額を算出して、行政部局のほうで算出していただいて、再度どういう形であれ、そういった支援ができないか検討していただきたいと思いますけれども、その辺、村長はどうですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣 修議員の再質問について私の方から、これまでのやり取りを聞いて、補足資料も今日初めて見ておりますが、これだけ細かく資料を作るのは本当に大変だったのではないかなと思います。

その中で、マックスであれば150万ほどで、50%であれば76万ということで、今後、6月の議会は私、出席はしてなかったんですけども、この問題が財源的な問題なのか、あるいはルー尔的なものなのか、手続的なものなのかということはしっかり今後また検討していくことは必要ではないかなというふうに私自身は思っております。その後この財源を見て、しっかりとこれはいけるとか、これはもう少し様子を見ようかということ、しっかり答えを出していきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

持ち時間が迫っておりますので、まとめてく

ださい。

○7番 新垣 修議員 大丈夫でございます。

これは令和3年度の村長と麻乃議員とのやり取り、その中にも子供たちの平等性というのをうたって質問していますよね。その辺ももう一度見ていただいております。

ネーミングライツの件なんですけれども、生涯学習課長、令和3年3月定例会にてネーミングライツの導入に関して検討していくという回答を前課長がしておりますけれども、その辺、取扱いのほうはどのようになっているか伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 答えいたします。

令和5年でしたかね、ちょっとはつきり覚えていないんですけれども、一応中城公園の施設等ネーミングライツ・パートナー募集要項というのを作りまして、ホームページへも掲載しております。浜田村長のときもいろいろとお話ししまして、そのネーミングライツに応募してくる業者さんがいないかということいろいろ探したんですが、現状としまして応募してくる業者さんは今のところはない。これからも麻乃村長にトップセールスしていただきながら、そういった業者さんを見つけていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 新体制トップリーダーの麻乃村長、トップセールス首長としてこれまでかなわなかった知名度アップの情報発信あるいは産業振興あるいは循環型社会の形成を兼ね備えた企業誘致の推進、行政組織内のさらなる人材研修派遣など、様々な取組に尽力し、所信表明でも述べられている取組みが大成するように祈って、期待致します。これで一般質問を終わります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時54分）

~~~~~

再開（11時05分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ハイサイグスーヨー、チューウガナビラ。おはようございます。

議席番号6番、安里清市でございます。

議長の許可を得まして、これより一般質問をさせていただきます。

大枠の1番、ごさまるしえ構想について伺いをいたします。

構想の実現に向けた取組を伺います。

②中学校跡地及び旧役場跡地利用で構想されている大型商業施設とのすみ分けはどうか、競合はしないのか伺います。

③建設運営に際しての村の関わり方を伺います。

大枠2です。自主防災組織育成事業について。

①村の防災士資格取得講習助成事業を利用した資格取得者数と事業の効果について伺います。

②村長就任の挨拶の中で述べられた災害に強い中城村づくりのために組織体制づくりが強調されております。具体的にどのような事業になりますでしょうか。

③自主防災組織の結成を促す新たな取組について伺います。

大枠の3番です。公共交通の充実について。

①高齢者の自動車免許返納などもあり、また、村内にスーパーなどの店舗が少ないため、買物に支障を来している状況があります。このような状況の改善のため、護佐丸バスの充実に向けた取組について伺います。

増便などにより停留所の増設や利便性の向上を図るために、新年度に向けた調査費などの予算措置をするべきときではありませんか。

②でだこ浦西駅との連結について。

具体的な行政手続などについてどのように検討されていますか。実現に向けたタイムスケジュールを伺います。

③コミュニティバスの利便性を考えた場合、ア、村内だけの公共交通構想ではなく、北中城村や宜野湾市、西原町など、近隣市町村の商業バスなどと結ぶ交通体系の構築が必要になります。いかにお考えでしょうか。

イ、中城城跡への乗り入れについて。

観光振興を図るためにも必要と考えますが、実現されておりません。今後の取組を伺います。

ウ、県道35号線を通り、北上原や新垣と村役場のある下地区のスムーズな連結も望まれます。現況ではかなりの遠回りとなっております。どのような検討をされますか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、安里清市議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては産業振興課、大枠2は総務課、大枠3は企画課で答えます。

私のほうからは、大枠1のごさまるしえについてでございます。

議員のときもごさまるしえにつきましては一般質問もしていきました。村長就任後も、すぐに担当課と早期の実現に向けて現在も協議を行っているところでございます。引き続き場所や運営についても協議をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、安里清市議員の大枠1の①から

③までの質問にお答えいたします。

①についてです。

(仮称) ごさまるしえ構想については、早期実現に向けて各担当部署と調整している段階であります。

②についてです。

すみ分けとしまして、あくまでも中城村における新鮮な野菜の販売及び中城村でできる加工品等の商品の販売を行うことを目的としておりますので、大型商業施設と競合はないと考えております。

③についてです。

建設運営に関しましては、事業費はなるべくかけないことを前提とし、どのような売り場形態がよいか、運営主体を村もしくは民間等での運営が望ましいのかを今後検討してまいります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、安里清市議員の大枠2、①から③についてお答えいたします。

まず①でございます。

防災士資格取得講習助成につきましては、令和5年度、4名の方に資格取得に係る助成を行っております。自主防災組織を有する地域から優先に資格取得を呼びかけることにより、その組織の防災リーダーとなる人材を育成できる効果があるとして行っております。

②でございます。

近年の災害は広域化、激甚化していると言われております。台風の数は少なくなっている傾向ですが、襲来した場合は強い台風であることが多く、その対策には多くの職員によって早期で対応する必要があります。これまで総務課を中心に避難所運営や現場対策要員の配置検討などを実施してきておりましたが、全体組織において対応できる体制強化を図り、各種災害への迅速な対応を行ってまいります。

③でございます。

自主防災組織の結成につきましては、これまで同様に自治会長会などにおいて、その必要性の説明や組織結成の呼びかけを行ってまいります。防災士の資格取得についても、自治会長会において希望者を募ることを考えておりまして、組織結成の機運の向上のため、呼びかけを行ってまいります。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠3の①についてお答えいたします。

現在、地域公共交通計画の策定に向け、予算をつけ、取り組んでいるところでございます。今年度は現状整理やニーズ把握のためのアンケート調査、課題整理を行い、来年度の計画策定として、地域公共交通の今後の方針や事業の検討を行ってまいります。

②についてお答えいたします。

新村長も浦西駅までの推進と公約に掲げておりますところからも、今後改めててだこ浦西駅延伸の可能性について関係機関との調整を含め、検討してまいります。現在計画はございませんので、行政手続やタイムスケジュールはございません。これまで浦西駅延伸については何度か課内検討はしてまいりました。てだこ浦西駅延伸については民間路線バスが運行するルートがある中で、圏域を越えて中城村が運行する理由があるのかや、現状の29号線の混雑状況、特に西原高校近くの交差点などの状況を考えますと、運行時間への影響や距離延長に伴う委託料の増加など、かなりの多くの課題を抱えておりまして、推進についてもかなり高い難易度の検討となりますことは御理解していただきたいと思っております。

③、アについてお答えいたします。

民間路線バスなど、村外との結節は必要だと考えております。護佐丸バスにおきましては、国道329号線沿いでは東陽バス30番と、普天間

りゅうぼう国道330号では沖縄バスの27番、那覇バスの21番をはじめ、14便と、県道29号線沿いでは那覇バスの97番及び125番と琉大構内の附属小学校バス停ではてだこ浦西駅行き的那覇バス294番や297番と結節しております。また、琉大北口バス停や営林署前バス停は沖縄自動車道のバス停にも近接しており、でき得る限りの結節は考慮しているつもりでございます。

③、イについてお答えいたします。

現在の入場口から正門予定箇所までの車の往来ができる園路整備の完了と同時に、中城城跡への乗り入れができるように計画したいと考えております。これまでも正門側駐車場及び公園内を貫通する園路整備について、沖縄県土木建築部及び中部土木事務所に3回にわたって要望を続けてまいりました。昨年度には中城公園整備促進連絡協議会も再開されておりますので、今後も整備工事の早期完了と護佐丸バスの運行を許可してもらえるよう要請を行ってまいります。

3、ウについてお答えいたします。

現在、地域公共交通計画の策定に向け取り組んでおり、中城村における地域公共交通の今後の方針、計画策定に当たって事業の検討も行っております。しかしながら、ルートの見直しや新規ルートを検討するにはニーズ調査や費用対効果も考慮しなければなりません。現時点で赤字運行を続けている護佐丸バスを拡充すべきなのか、また、ほかの手法がないかも模索する必要があるかと考えております。経費のかからないバス停移動やバス停設置、現行運行時間内、または影響の少ない範囲でのルート変更や、その他で利便性向上が図れる策は積極的な検討の上、導入していくつもりですが、経費が増えるバス停の増設、バス便の増設などは現段階では難しいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。

います。

以下、再質問をいたします。

ごさまるしえの構想についてですけれども、構想の実現に向けた取組について伺いましたけれども、協議を進めながらやっていくという御返答でございました。この件につきましては、村の海側地域に村内の野菜などが購入できるごさまるしえを設置するというので、村長におかれましては構想にも掲げていらっしゃると思います。このごさまるしえ構想の具体的な内容について少し触れていただければと思いますが、先ほどは村内で生産される農水産物の直売という程度のお話でしたけれども、例えば施設であるとか、そういう運営であるとか、そこら辺について御教示お願いいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えいたします。

産業振興課といたしましては、中学校跡地の商業施設が完成する令和12年頃までと認識していますので、その間、下地区の買物弱者をどのようにして守っていかなければならないかを考えまして、早急な予定地と施設の規模、土地、建物、設備に係る予算規模、どのような経営方針または運営方法で進めていくかを関係課と検討しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 これは大型商業施設ができるまでの期間について、ごさまるしえを運営するというふうなお考えに聞こえたんですが、それでよろしいんですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えいたします。

これからのことですので、関係課と調整しながら、今後また大型施設による検討委員会等を

設置していくのかどうか、その辺もまた含めて進めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 お聞きしているのは、ごさまるしえ構想で、中城村の水産物とか農産物、いろんなものを直接販売をするシステムをつくっていくということであるんですが、同時に構想を持っていらっしゃる中学校跡地と役場跡地の両方を併せた形の場所に大型商業施設を造っていくということについて、先ほどの御答弁では競合はしないとおっしゃっていましたが、やはりこの身近な範囲に2つの施設があるということについて、非常に競合しないということについては無理があると思うんですが、そこら辺についても一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 先ほどの答弁と重複しますが、まず12年までにこの大型施設ができる間、JAさんのAコープが廃業になりましたので、その間のこの買物弱者を守ろうということで、まずは小さなものから一応設置いたしまして、この大型施設ができる間に、またその中で運営方法を検討委員会等を設置しながら、今後考えていきたいということです。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そうですね、JAのスーパーが何年か前に店舗が閉鎖されました。非常に便利なお店があった施設だというふうに思っておりましたが、そういうようなことになりました。今般そういうことでそれを補うような形でごさまるしえ構想が進んでいくということについては非常に懸念を持っているわけですが、競合をさせない。大型商業施設とこれとの競合についてはまた別に考えるというふうなお話もございますが、このごさまるしえ自

体が独り立ちして経営をやっていくということについてはどのようにお考えでしょう。その構想が実現をして、建物もできて、その運営が開始をされて、何年ほどまでは村が応援をしながらやっていくというお考えとかありましたらお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 まずは商工会などと情報を共有をしながら、運営をどの会員ができるか。一般公募でできるのか、共同説明会をするのか、その辺も含めて、今からのことですので、その辺は関係課と調整してきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、先ほどからごさまるしえにつきましての質問となっておりますけれども、課長からもありましたように、令和12年に商業施設ができる予定となっておりますので、それまでの間、この地域住民の皆さんにお買物する場所が今はありませんので、その間、すぐにも売店というふうな感じで思っていただければいいのかというふうにも、共同売店なんか。大きな施設ではなくて、今商業施設ができるまでの間、行政懇談会の中ででもちょっと買物する場所を設けてくれないかなという海側地域の皆さんからの要望が本当に多くありました。

農家の皆さんはせっかく作ったお野菜も売る場所がない。その一方でまた海側地域の皆さんからもお買物する場所がない、せめてお豆腐だとか、卵、パンぐらい買う場所が欲しいですという意見がありましたので、私としては公約に上げさせていただいたのは商業施設ができるまでは待てませんので、その間にごさまるしえという、名前はそういうふうになりましたけれども、そういう予定で今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 御答弁の内容ですと、ごさまるしえ自体を継続的に運営するというふうなことではなくて、大型商業施設ができて、村民の買物に対する利便性を考慮する。利便性が図られた段階ではごさまるしえは閉鎖をするというお考えでよろしいのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 先ほど申し上げましたように、令和12年までの間はそんな大きな施設はもちろん村で建設することができませんので、小さな施設でもって、建物でもってごさまるしえを開店していきたいというふうに思っております。大型の商業施設ができた場合に、その中にうまく中城村のものも入れられる。いろんな村外のデパートなどに行きましても、その産地がやっぱり売られているコーナーというのがありますので、そういったところとしてごさまるしえのコーナーというのを置いていただければいいなというふうに、まだあと6年後の話でございまして、それに向けていきたいと思っておりますけれども、まずもう早期にお買物する場所をつくってあげたいという、私としての気持ちでございまして。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ただいまの御答弁だと、限定された状況の中でごさまるしえの運営をされていくと。大型商業施設ができた暁には、その一角をお借りをして、ごさまるしえを継続していくというお考えだというふうにお聞きしました。というようなことであれば、選挙の公約に上げるような項目としては甚だ不自然というか、項目が非常に小さかったのではないかと思います。多分お話を伺った村民の方はごさまるしえに大変な期待を持っていらっしゃるんじゃないかと思いますが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 このごさまるしえのことを公約に上げるということは何とおっしゃいましたか。

○6番 安里清市議員 公約自体としては、次元的なことであれば……

○村長 比嘉麻乃 小さいのではないかとということではあったんですけども、私も3月の一般質問の中でも上げたように、大きな施設は持てないので、小さなものでもいいので、それを造ってくれないかなという一般質問をさせていただきました。その気持ちでさせていただきましたので、村長の公約で皆さんにとりましては小さなものをだたとしても、私にとってはやはり住民の目線で、一日も早くできるだけ予算などを使わずに、早期にかなえてあげたいという気持ちでさせていただいております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 例えば今西原町とかうるま市にあたりでも、同様の施設があって、いろいろ頑張っているように聞いておりますが、先行するこれら施設の運営の状況とか、出品の状況など綿密な調査をやった上で取組を進めないと、当然安定した運営、経営が見込めない状況になるのかと思っております。そういうようなことで、各地のそういった先行する事例を参考に調査をされて、これはちょっと大型商業施設が出てくるかの検討をして、構想自体を取り下げるんだというふうなことも選択肢にすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 運営方法については、先ほど清市議員が言ったように、各地域のファーマーズの状況を調査しながら、今後どのようにしていくかというのを考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 今お話をしているのは、そういったいろんな地域の施設の運営の状況、資産の状況、それから、そこに出品をされる生産者の状況等を十分に調査をされて、今の状態でちょっとこれやらんほうがいいんじゃないかというふうな判断ができるのであれば、これは当然村の予算を投入して、施設の整備等について取り組んでいかれると思いますので、それがうまく具合にいかないんだというようなことであれば、取り下げるということについても御検討すべきではないかという質問であります。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

その辺も考えて、運営方法をどうしていくのか、赤字になるのか、黒字になるのか、それとも村の活性化になるのか、地域の住民の利便性がよくなるのか、その辺を考えて進めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 中城村で生産をされた農水産物の販売が直売所で可能になるということについては、多くの村民の方々、そして生産者の方々が非常に期待をしております。現在実施されている第2、第4日曜日ですか、日曜朝市についても多くの期待が集まっております。ごさまるしえ構想自体がこれから計画される大型商業施設や既存のそういったシステムと競合する取組にならないような進め方、そして、村の予算を使って、そういったことを進めるというふうなことになるかと思っておりますので、十分御検討されて、村民の期待に応えるような事業になるようよろしく検討をお願いいたします。

続いて、大枠の2のほうについて若干質問をいたします。

資格取得者数、これは防災士の数をお聞きし

ました。順調に進んでいるのかなというふうに思います。事業の効果についてもお話をさせていただきました。直接見えるような状況にはないのかなとも思います。今後も緻密な取組を担当課としては進めていただきたいと思います。

②のほうで災害に強い中城村づくりのための具体的な組織体制づくりについて伺いました。この件について何か目新しいようなお話がなかったと思うんですが、先ほど課の対応ではなくて、全庁的な対応でというふうに理解したんですが、それでよろしかったんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

組織体制の強化ということで上げておりますけれども、これまでも組織体制の強化ということで、各担当、災害が起きたときの担当については、各課、各係で対応しているところですが、これまでは総務課を中心に各係への指示をしておりました。今後は災害の被害も大きくなってまいりますので、例えば避難所の運営であったり、その部分については福祉課、税務課も協力するということで、そういう体制を強化していくということで、総務課は各情報の収集に重要なところですので、それに集中して行っていきたいという考えで今後は対応していきます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 災害が広域化、激甚化していくという状況の中で、近年は台風等の接近の際には役場内でそういう体制をちゃんと構築をされて臨んでいるということは非常に心強くは思っております。

地域における今、自主防災組織の結成や、課長のほうで取り組んでもらっています中城村地域防災計画の整備などが順調に進んでいることと思います。自主防災組織という組織が出来上がって、村防災計画により行動計画が規定される。つくり上げられていくという状況ですが、

これらをその組織と計画を統合して動かす訓練が絶対的に不足しているのではないかと思います。

そこで伺いますが、村役場自体として消防法に定める消防訓練は実施されていますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

消防法に基づくものなのかどうか、それと関連するか分かりませんが、これまでは3月の3.11、東日本大震災が起こった次の年からは防災訓練というのを行っております。

しかし、防災組織育成についての、各地域での防災訓練というのはここ最近では久場であったり、伊集であったりというのは行われておりますので、それを全体化した、同時に村役場を中心に防災訓練というものはまだやられていない状況ですので、それをできるように今後も考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 各例えば安里であったり、屋宜であったりの避難訓練はこの何年間継続的にやられているかと思います。今お話をしているのは、役場本体として、この庁舎に住んでいる方々が避難訓練をしたかということについての質問です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

役場庁舎、公共施設の避難行動についてはこれまで行ったことはありません。役場の消防計画というのもございますので、今後それにとつた避難訓練が必要であろうというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そうですね。災害はほとんど来ないんだということが頭に刷り込まれていますけれども、何かのきっかけで、3.11も

そうだったと思うんですが、忘れた頃に来るとも言いますので、この役場本庁を中心にお客さんも含めて何かの場合に避難をするんだという計画も、年に1回は図上訓練をするのか、実際人が動いて避難をするのかも別にして、ぜひ計画を進めていただきたいと思います。

中城村には小学校が3つ、中学校、それから吉の浦会館、資料図書館などたくさんの防火対象物がありますが、それらの施設について、この法令に合致した、例えば自動火災報知設備とか屋内消火栓設備、そういったものの点検とか、各施設における防火管理者の設置の状況等についてちゃんと把握をしていらっしゃるでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

本庁舎でお答えをいたしますけれども、消防庁の法令に基づいた消防用設備等の保守点検につきましては年に1回行っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 非常にたくさんの施設を今村として抱えているわけでありまして、これらの施設一つ一つについてそういった消防設備の点検の義務とか、報告の義務とか、それから訓練の義務とかがあります。そこらについては再度また担当課のほうでよく吟味をされて実施されるようお願いいたします。基本的な点検を行っていくうちに、その積み重ねで組織的な体制づくりも進んでいくかなと思います。まず足元を十分固めて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、大卒の3のほうに移らせていただきます。

先週まで各地で行われました地域懇談会、大変村長、それから課長の皆さんも御苦労さんでございました。

たくさんの地域課題が浮き彫りになってきたと思います。護佐丸バスの充実に向けて各地の

懇談会でも取り上げられたことと思います。私の地元のほうでもバス停の増設や便数の増加など様々な要望がなされました。予算措置をすべきではないかというような最初の質問をいたしました。非常に厳しい状況だというふうにお伺いをしました。

ただ、根拠についてはもう過去に何年も例えば浜地区にバス停がないとか、それから登又がどうだとか、いろんなお話が出ております。村民のいろんな要望に応えることができない根本の原因、何が根本的な問題だというふうにお考えでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

護佐丸バスは当時公共交通空白地帯で、高台下地区と分断されている地形の中、公共交通が不便地域であるというところの改善として導入してきました。多くの利用者に御利用いただいて、もう村民の足としては定着しているのかなと考えておりますが、議員がおっしゃるように各地域から護佐丸バスのルート追加やバス停の増設、バス停の移動等要望はございます。決して多くの村民が不自由を来しているという認識はございません。最低レベルの村を網羅するバスとして長年運行して定着しているところで、さらなる利便性のところでの御要望だと思っております。

先ほど答弁しましたが、現在単純比較で1,000万の赤字で、実際単純比較というのは何かというと、バス券とか定期券で買われているので、未利用の券や、教育委員会の通学バスとして買われている券もあるので、その収入分を差し引くと1,500万ぐらいの赤字で運行しております。持続可能な公共交通と考え継続していくためには、赤字を増やして持続可能な公共交通が保てるかとかいうと、そうではないと思っておりますので、今議員が御指摘の御要望のあるバスの増設、増便については、今のところ

この予算範囲内でやれる公共交通として運行しているの、課題と言われれば予算的な問題だと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 赤字が1,000万から1,500万円ぐらいのというお話ですけれども、例えば当初から赤字を見込んで予算措置をしておけば、予算の範囲で収まるのかなというふうなことも考えるんですが、申し上げているのはもういろんな機会に議会でも取り上げられて、どうにか空白地帯にバスを通せないのかということがあって、それについてはやっぱりもうどうにかするべきときだと思っているんですよ。直接申し上げますと、浜は屋良照枝議員がこれまで何度となくバス停を作ってくれというお話をされております。いつまでそういうふうな状況をされるのか。おっしゃるようにそこに向けた予算はなくて、ほかにはあるんですけれども、それはそれでまた使い道がちゃんと決まっているような状況で、そこに回せないという事情も分かりますけれども、そこら辺についてある程度のめどをつくって、調査あるいは導入について取り組んでいただけないのかと思って、村長が変わりましたので、お考えを少しお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 御意見どうもありがとうございます。これは役場の全ての施策に言えることではございまして、改めてここで言うのが正しいかどうかは悩みながらではございますけれども、バスの運行に関して、全ての村民を公平公正に救える、要望を全てかなえる対応をするのは非常に困難であると思います。要望に応えても、また次の要望というのは当たり前に出てくることであって、それは僕らも認識してはいるんですけれども、余るほどの財源がある自治体だったら考えられるかもしれないんですが、今の状況で予算を前もって準備しておけばとい

う御発言もありましたけれども、現在の交通政策ではこれだけの予算がMAXで考えられる範囲でございます。大変申し訳なく思うんですが、全ての要望をかなえる。高齢者ですと家の近くにバス停が欲しいと切実な要望もございました。聞いていて私も胸が痛くなりましたけれども、あえてそこでできますとは申し上げませんでしたが、全ての要望をかなえるのは申し訳ないんですが、困難でございます。最適なバスとして考えておりますので、今年度予算をつけ調査事業をしておりますので、今年アンケートも取ります、行政懇談会でもいろんな御要望がございました。それをできることからやっていきます。さらに予算を増やしていけるのかも含めて、今年、来年で検討してまいります。その経過も含めて御報告はしたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 大変御努力をいただいているということは御答弁で理解いたしました。それでもやはり村民の方々は自分の住んでいるところ、自分の環境をよくしたいということでの要望が多数地域懇談会で寄せられていただろうと思います。そこら辺についてもまた比嘉村長も鋭意御努力をいただきたいと思います。

てだこ浦西駅との連結について先ほどお話をいたしました、これの必要性については何度かお話いただいていたんですが、現在どんなですか。つないでというふうなことについては非常に困難な状況なのではないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 護佐丸バス1本で浦西駅まで行けると、相当な利便性が上がり非常に有益なバス運営ができるとは思っておりますけれども、先ほど言ったように、今圏域を越えるというのが西原町、浦添市の2つをまたがる、それを中城が運行できるかとなると、かなりハードルが高いのが一番の問題でございます。圏

域を越えるためには相当な理由がないと、ここまで持っていくという理由が、路線バスの承諾もそうですが、国からの認可の際もその理由を説明しなければならず、要望があるからでは通りません。苦しいのが先ほど申し上げましたが、29号線、あと琉大の小学校において浦西駅まで行けるバスがございまして、それと護佐丸バスは結節しているという表現をするんですね。公共交通の話では、必ずこのバス1本で行くのではなくて、空白地帯のバスは、その外との結節点を設けるべきで、今現実設けられています。29号や、琉大附属小学校から浦西駅まで行けるバスがあるので、それを利用すべきで、もちろん国はもとより、公共交通の考えとしては、それがまた2番目のネックとなり、かなり厳しい現状です。県の公共交通の協議会の場で、村としてこうしたいと意見をして、助言、指導をいただくことは可能だと思うので、村長も公約で掲げているので、今まで何度も検討はしてみましたけれども、もう一步踏み込んで、全県の協議会等で発言をしてみるとか、いろいろな手法を検討はしてきたいと思っております。しかし、本当にハードルは厳しいものがございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 コミュニティバスの利便性向上ということで、細かなところまで質問をさせていただきました。交通の便がよくなれば、人の往来も増えて、いろいろ活性化に向けて動き始めるというようなことがございます。そのためには、予算的にも裏づけが必要だということも重々承知をしております。今後また取組、検討をよろしく願います。

村民は新しい村長になられまして、非常に期待を込めて麻乃村長を見ていると思います。観察に近いまなざしで麻乃さんを見ていると思いますので、ぜひともまた頑張ってくださいと思います。

行政懇談会で感じた村民の熱意、気持ちをこ

れからまたむらづくりにも反映させていただければと思います。

今日は3点にわたって質問をさせていただきました。職員の皆様には大変厳しい予算の中、頑張っていることは重々承知をしております。これからも新村長の下、一生懸命頑張っていたいて、中城村を繁栄させていただくよう期待をいたします。

終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時58分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣博正議員の一般質問を許します。

○13番 新垣博正議員 皆さん、こんにちは。本日の3番目、議席番号13番、新垣博正です。議長の許しが出ましたので、質問通告書の順番で質問を行っていきます。

それでは、読み上げて質問に代えさせていただきます。

質問事項の大枠の1番、子供政策等について。

(1) 保育園等の待機児童の現状についてお答えください。

(2) 待機児童をゼロにする考えはありますか、その所見を伺います。

(3) 沖縄県とともに給食費の無償化を実現と。

さきの7月26日の臨時議会において所信表明されました県の無償化の考えは、中学生への支援となっておりますが、小学生の無償化支援は行うのか所見をお伺いいたします。

(4) 多世代交流施設を整備する方針を示されましたが、その建設予定地、施設の規模、土地、建物設備に係る予算規模等についてお答え

ください。

大枠の2番、住民参画の魅力あるまちづくりについて。

(1) 全ての方が積極的に活躍できる場の充実と表明されましたが、抽象表現であり、理念的表明なのか、より具体的に説明できるものなのか。具体的に説明できるのであれば、どのような場でどのような活躍をする場を想定しているのかお答えください。

(2) 直売所の設置についてお伺いいたします。

その予定地、施設の規模、土地、建物設備に係る予算規模、どのような経営方針でいくのか具体的にお示しください。

(3) 世界遺産中城城跡の観光振興について。

前任の村長は15万人構想、門前街構想を掲げましたが、達成できませんでした。この公約は引き継いでいく考えがあるのかお答えください。

大枠の3番、都市計画について。

(1) タウンセンター地区まちづくり計画と中部広域都市計画区域移行について、去った地域懇談会では同時に説明されていましたが、そもそもタウンセンター地区が那覇広域都市計画区域内の計画であり、同時進行で中部広域移行も沖縄県都市計画審議員は認めるものと考えているのか所見をお伺いいたします。

大枠の4番、中城村平和の日の制定についてであります。

(1) 制定の趣旨をお答えください。

(2) 日付をいつにするのか、その根拠は何かお答えください。

(3) 行政が主導して何らかの事業を行うことを想定しているのか具体的にお答えください。

今回の一般質問は所信表明あるいはまた選挙公約等で触れられた部分を基にしておりますので、村長はじめ特別職の方でできれば答弁していただいて、事務方はできるだけ答弁を控えていただければ幸いです。簡潔明瞭な答弁

を希望いたします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては、こども課、教育総務課、大枠2につきましては産業振興課、大枠3につきましては都市建設課、大枠4につきましては企画課で答えさせます。

私のほうから、大枠2の(3)についてお答えいたします。

もちろん城跡の魅力を発信するためには、引き続き今後も来場者数を増やすために努力をしてまいります。門前街構想につきましては引き続き継いでおりません。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。

大枠1の(3)小学生の給食費の無償化についてですけれども、現段階では無償化にする予定はありません。

詳細については教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大枠1、子供政策等についての(1)、(2)及び(4)についてお答えいたします。

(1) 8月1日時点での待機児童数は、1歳児19名、2歳児2名の合計21名となっております。2歳児の待機児童数が減っているのは、認可外施設への入園によるものです。

続きまして、(2)施設整備は十分にされており、保育士確保が待機児童対策の喫緊の課題だと考えております。既存の正規雇用化促進事業、県外保育士誘致事業のほか、保育士の働く環境改善に向けて、今年度より保育補助者研修や施設運営者向けの研修を行っております。

続きまして、(4)多世代交流施設につきましては、具体的な予定地等は未定でございます。子供から高齢者まで誰でも利用でき、交流でき

る場を整備したいと考えております。そのため  
の財源である国や県の何かしらの補助金メニュー  
がないか調査してまいりたいと考えておりま  
す。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、大枠1の  
(3)についてお答えいたします。

沖縄県としましては、学校給食費無償化に向  
けた取組の第一歩として教育費の負担が大きい  
中学生のいる世帯を対象に令和7年4月から2  
分の1を市町村に補助していくということで、  
9月2日の市町村調査説明会の中でも説明があ  
りました。

本村としましては、小学校を含め全額の補助  
を県に補助していただくよう要請しているところ  
であります。小学校の給食費の無償化に向け、  
拡充を行うためには財源の確保が非常に重要と  
考えております。小学校への無償化の実施につ  
いては沖縄県の動向も踏まえつつ検討したいと  
考えております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会  
事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武  
宏 それでは、新垣博正議員の大枠2の(1)  
から(3)までの御質問にお答えしていきたい  
と思います。

まず(1)産業振興課としては、全ての方が  
活躍できる場として農業と福祉の連携による場  
の情報を提供させていただきたいと考えており  
ます。

また、農福連携により障害者の方々が農業を  
通して社会参画を行う機会と農業の担い手不足  
において、新たな働き方の改革につながる取組  
について検討してまいります。

続きまして、(2)です。予定地、施設の規  
模、土地、建物設備に係る予算規模、どのよう  
な経営方針で臨むかは関係部署及び地元関係団  
体との意見を聞きつつ、直売所の早期実現を目

指してまいります。

続きまして、(3)です。世界遺産中城城跡  
数値目標15万人構想については、引き続き観光  
協会も含め努力してまいりたいと考えておりま  
す。

また、門前街構想については、前村長が描い  
ていたそうであればいいな、そうできればいいな  
という思いだと認識しています。なので、前村  
長がおっしゃっていた構想についてはそのまま  
引き継ぐ考えはありません。しかし、観光誘客  
数の増加及び中城城跡を核とした中城公園整備  
事業との連携を踏まえた観光地整備は必要であ  
り、新たな数値目標及び中城城跡周辺の歴史的  
景観に配慮した観光的な整備は必要であると考  
えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣博  
正議員の大枠3番、(1)についてお答えいた  
します。

タウンセンター地区のまちづくり計画につ  
いては、現行の那覇広域都市計画区域での地区計  
画制度を活用するため、沖縄県の協議または同  
意は必要となりますが、沖縄県都市計画審議会  
に諮る内容ではございません。現在、沖縄県と  
協議している中では同意しているものと認識し  
ております。

中部広域都市計画区域への移行については、  
沖縄県が令和9年度の都市計画マスタープラン  
の改定に組みこむのであれば、沖縄県都市計画  
審議会に諮り、審議していくことになると思わ  
れます。現時点で沖縄県と移行についての協議  
を行っている中では、沖縄県は現在都市計画基  
礎調査などの結果を分析するとともに、各分野  
の有識者を交えた広域都市構造の在り方につ  
いての勉強会を実施しており、その成果を踏まえ  
て、中南部都市圏がどうあるべきかを検討して  
から、両村の中部広域移行についての議論を行

うと聞いております。

ただし、同時進行で取組を実施していくことについては、昨年策定した中城村・北中城村協働まちづくり計画の中で都市計画区域の再編に向けた取組でも示しており、当該計画の策定委員会で沖縄県も含めて内容を共有していることから前向きに取り組んでいるものと認識しております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠4について一括してお答えいたします。

沖縄戦の悲惨さを正しく認識し、命の尊さについて後世に語り継ぐ平和教育の推進と世界の恒久平和などを目的に、中城村平和の日の制定の検討に入っております。日付や制定時期、記念事業の計画なども含め、これから詳細の検討となりますが、戦後80年の節目である来年度に向け、平和の日の制定を行い、平和の日宣言及び周知を図るため、記念事業を計画してまいりたいと考えます。

(「休憩で」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (13時45分)

~~~~~

再 開 (13時46分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

こども課長 比嘉昌子のほうに答弁漏れがあったようでございます。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 失礼いたしました。

待機児童をゼロにする考えはございますが、先ほど申したとおり、施設整備は十分にはしてあります。今後は保育士確保が喫緊の課題だと思っ

て取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、順を追っ

て詳細の質問を行ってまいります。

今もこども課長から答弁がありましたけれども、待機児童をゼロにする考えはあるけれども、ただし、保育士がいればの話ですよみたいな流れになっていますけれども、私はゼロにする考えというのを腹をくくってやはり宣言すべきじゃないかなと思いますので、これは担当課に任せても、前の6月議会でも同じことを聞きました。でも、やはり問題は保育士だよな。保育士がこの園が採用できれば受入れも可能であるという、これも私も共通認識で持っているんですけども、しっかりとやはり保育士を確保するためには、何らかの形で村も誠心誠意、束になってこの保育士の確保に向けて尽力していかなければならないというふうに考えております。

これは先ほどの午前中の質問の中でもいろいろと出ましたが、トップセールスという考え方もあろうかと思いますが、村長、このゼロにするためには、やはりこども課だけに任せたらこれは実現しないだろうと私は思っています。なぜかといいますと、前回は19名だったんですけども、また少しばかり増えていって、なかなか改善の見込みが見通せない。一緒になって保育士を探してあげるといような心を尽くして頑張っていくしかないんじゃないかなと思いますので、村長にしっかりとここは宣言するぐらいの答弁をいただきたいと思っています。新しい年度からで結構ですので、ゼロにしていくというぐらいの村民とも約束していただけないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣博正議員の再質問について私のほうから答えさせていただきます。

7月4日の就任の挨拶のほうでも、集まっている職員の皆さんに私からの初めてのお願いですということで、保育士をみんなと一緒に探しましょう。こども課だけの問題ではなくて、もちろん村長はじめ、どの課でも必ず周りには以

前保育士をしていた人がいるかもしれない。なので、みんなで一緒に探しましょうということをお願いをさせていただきました。実際に7月に私も1人潜在保育士を見つけることができました。こども課のほうに紹介はしております。もう既に待機児童ゼロに向けて、私も今しっかりと目を向けて、そうすることによってお仕事するお母さんも増えてきますし、そのまた人員不足である職場の皆さんも、それに準じていくことだ、つながっていくことだと思っておりますので、しっかり今後はもちろん待機児童ゼロに向けて努力してまいります。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 この待機児童ゼロというのは、16年前に浜田村長も初めて村長になるときに公約で掲げて、選挙戦を戦って勝ち抜いてきて掲げた公約であります。16年たって、実際には瞬間的に解決したような形には見えませんが、瞬間的に解決しただけで、潜在的にはこのようにゼロにはなっていないという現状があります。これも人口が多くなったとか、子供が多くなったとか、これは当然南上原の土地区画整理事業等を鑑みて、人口が増加するというのは予測がついた話でありますので、そういったものを理由には私はできないんじゃないかなと思いますね。やっぱり誠心誠意トップセールスでこれも確保して行ってゼロにしていく。子育て支援をやりやすくするというのにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

せんだっての議会でも人数を増やすという条例も可決をしましたので、この条例に沿って保育士の枠もしっかりと増やして行って、負担を軽減して行って、保育園の中でも万が一にもミスが起こるようなことがないようにとか、あるいはまた記録をつけたりとか、いろいろやる現場の保育士さんにも負担がかからないようにするためには、しっかりと確保して行って、待機

児童もゼロにして行って、子育てしやすい中城村というのを全力で私も応援をしていきたいと思っておりますので、誠意を持って取り組んでもらいたいことを希望いたします。

それでは、(3)のほうに移らせていただきますが、中学生からは令和7年からは無償化可能ということで、確認してよろしいでしょうか、それとも検討というまだまだ考え中というレベルなのかどうなのかをお答えください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 この件についてお答えいたします。

先ほどの答弁のほうでも言いましたが、県のほうからの補助金としましては2分の1の補助がほぼ確定という感じで進んできております。本村としまして、もし無償化を実施するに当たっては令和7年度に約1,000万程度の一般財源を投入しないといけない状況になっています。今この財源につきまして、何らかの手当ができないかの調査をしております。北部の一部地域においては再生交付金を使っているところ、基金等が多いところにつきましては一般財源を使っているところが見受けられます。本村としてこの無償化に向けては実施したいところはやまやまであります。この財源の確保について検討している状況であります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私の質問全般について多くが検討ということで、非常にフアジーな答弁が多かったんで、かみ合うかなと当初から心配ではあったんですけども、予想どおりそういった状況になってはいますが、でも、予算措置はこの9月定例会が終わったらそろそろ取り組まなければなりませんよね。やはり判断のリミットとしては何月ぐらいまでには無償化に向けてやるんだ、あるいはもう先送りするか、軽減程度で収めるかという判断が下されなければならないと思うんですけども、12月の定例会

にはそういったものは確定しますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

これから県のほうとまた再度調査なり、実施に向けての委員会が開かれます。本村としましては、他市町村も含めてですが、全額補助のほうを要望している状況であります。その立場からすると、私たちとしてはできるだけ県のほうには無償化、全額補助をしていただくというのを要請していきたいと思っています。予算につきましては、恐らく12月頃までにある程度方向を決めないといけないのかなというふうには考えております。ただし、県の実施要綱は年明け1月に要綱が決まるということなので、市町村として決定される前に、どうかこの要望を通していきたいというふうに今取り組んでいるところであります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これも繰り返しになりますが、村長にもまたお伺いしましょうね。所信表明演説の中では、沖縄県とともに給食費の無償化を実現というふうにタイトルで掲げておりますが、今教育委員会では県のほうが予算つけてくれたら考えます。県のほうがこうなったら考えますというようなことでやっていますけれども、やはりこれは事務方もそういったところしか検討できないんじゃないかなと思いますが、これはある意味では政治決着させないとこの問題はいつまでも選挙のときだけうたい文句で給食費無償化、無償化とやっていますけれども、いつまでたっても票欲しさにそういったのをやっているのかなと思われがちになるので、ここはもうはっきりとやはり無償化に向けて、まずは中学校は令和7年からはやるんだというのがあるのか、ないのか、そこも村長の考え方一つになってくるんじゃないかなと私は思っておりますので、答弁していただけますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 議員もお分かりのように、この無償化に今課長のほうからありますように半額でも約1,000万ほどかかるという答弁がありました。もちろん村長としても、県と共にということで、中学生の給食費の無償化に向けて今協議をしているところではあります。今後それに向けて、もちろん予算が伴ってきますので、村長ができるならばできるというわけではなくて、しっかりと担当課の皆さんと一緒に丁寧に協議をしながら決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 もちろん丁寧に財源確保を前提にして私も話は伺っているつもりでありますので、誤解のないようお願いいたします。

それで、小学生については先送りされる方向で検討されるということですかね、村長。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

小学校の完全無償化を実施するためには約5,800万程度の一般財源を投入することが必要になります。中学校の約6倍近くかかることになります。この財源を令和7年の次年度から実施するにはかなりハードルが高いというふうに考えておりますので、小学生については実施する方向ではまだ考えておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 村長にもう1回お伺いいたしますが、これだけまた小学校でも5,000万円とかという試算が出たようですが、そういった財源を措置、手当とするというのは村長としては無理難題というふうな考えでしょうかね。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 今すぐこの場所が無理なのかということはお答えすることができないんですけれども、私としては小学生までの無償化というのは今のところ考えておりませんでしたし、沖縄県と共にとということで、中学生までの無償化について今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 この辺がファクトチェックといいますか、やらないと村民はちょっとだまされたという言い方は当たらないかもしれませんが、ちょっと惑わせてしまうというところもあるのではないかなと思いますので、しっかりとやはり所信表明の中でも、今後また年度が替わる3月定例会では行うと思いますので、明確にこの辺はできるもの、できないものというのは説明すべきじゃないかなと思いますので、におわすような流れで検討するというような程度で終わらせて、一番やゆされるのは、行政用語の検討はしない方向で検討するというふうによく言われていて、やゆされるときがあるんですけれども、これは私が言ったんじゃなくて、一般論としてよく使われる話なんですよ。そういった意味では明確にできるものはできる、できないものはできないというふうなものを今後も示していただければというふうに思っております。

せっかく私も無償化に向けて取り込むだろうと期待はしていたんですけれども、どうやら県が頑張ってくれば中城も何とか足並みをそろえてやるんだな程度でやっているということで、沖縄県、他の市町村と横並び程度で無償化に向けて進むのかなという印象を今持っております。

次に進みます。

(4) 番のほうですね。多世代交流施設の整備ということで、これはもう一度一つずつじゃ確認しましょうね。予定地というのは、どこを

指して言っていますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 建設予定地、施設の規模、土地建物設備というふうに、議員のほうから質問がございますが、具体的な予定地など全て未定でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これが全て未定で、笑顔絶えない明るい村が形成されていくことを考えておりますというふうに述べられておりますが、まあこんなものなのかなというふうに思ったりするんですけれども、ピンポイントでやはりここにこういった施設を造りたいんだよという構想があって、多世代交流施設の整備というふうに掲げたんじゃないかなと思いますが、もう雲をつかむような話をただ落とし込んでいったというような印象で捉えられても、私はちょっとがっかりしてしまうんですけれども、児童から高齢者まで誰でも自由に気兼ねなく利用できる施設の整備というようになってますので、もうちょっと具体的にここにこういったものを造りたいんだよという流れが分かるようにしているんだろうなというふうに印象としては思っていたんですけれども、村長、これはどういう目的でこのような触れ方をされたのかお答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 今のところ具体的な場所というのはまだ決定しておりません。ただ、山側地域に多世代交流センターを設置に向けて協議を行っております。海側地域には児童館というのがありまして、以前から山側地域の皆さんからは児童館を要望する声がありました。私が議員のときからありました。でも、児童だけではなくて、本当に小さな子供、お母さんが小さな子供を連れて遊ばせる場所、それから、もちろん児童生徒、高齢者の皆さんがこの1つの場所で同じ時間を過ごせる場所が必要だなという

ふうには思っております。まだちゃんとした、就任して2か月なので、まだ予算とか、そういった運営などは具体的には決まっておりませんが、それに向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 恐らく児童館的な要素が先にあって、児童館という言い方よりも多世代で交流できるような児童館の役割も果たしながらというようなイメージかなと今お話を聞いて印象として思ったんですけれども、山側地区、海地区、どちらでもいいんですけれども、でも、それでも広いですね。南上原から北上原、新垣、登又までというふうになるんで、この辺絞り込んで答えられますかね。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 山側地域ということではあるんですけれども、その中でまだ絞り込むというのは今お答えすることはできません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 南上原に仮にというと、やはり村有地も少ないですし、土地を買うとしても、これは財源がかなり伴うものですから、非常にハードルが高くなる部分があるかなと。せめて公園の一角をお借りしてというか、潰してというかでやる方法なのかなとか、いろんなイメージを私も勝手にですけれども、思ったりはするんですけれども、やはりそういったものを打ち出すからには、より村民に分かりやすく、ここにこういったのを造りたいんだよということを聞かれたら、答えられるようにぜひ準備をしていただけたらいいなと思います。

私も後押しをしているつもりで一般質問で取り上げておりますので、別に意地悪な質問をしているつもりは毛頭ありませんので、全力を挙げて後押しをしていきたいというふうに思っていますので、ぜひ次聞かれるときは、ピンポイントで、この辺りにこういう設備を整えて、こ

れぐらいの規模だよと、予算規模もこれぐらいかかるんだよということが分かれば財源の問題とかもいろいろと議員の中でもチェックが行き届くかなというふうに思っていますので、ぜひこういう答え方をしていただければというふうに思います。

そして加えて、公民館を今活用していて、いろんな事業が展開されておりますよね。各地区においては改善センターとも言っていますが、今後高齢化に伴ってトイレの洋式化をしなければならぬんじゃないかなというふうに思っております。でも、各自治会にはそういった整備をする財源が乏しくて、先送りをして何とか捻出に苦慮している。だからといって、現行の制度ではこの設備費用にかかる予算まではすぐには処置できないというふうに言われていて、ずっと先送りになっていて、できれば多目的なトイレですね、障害者も使えるようなトイレが各地の公民館でも整備できればなおさらいだろうなというふうに思っているんですけれども、そういったところも逆に言えば、この多世代交流施設を造る前にそういったところ、既存の施設に対してもサポートして、支援をしていくほうが私は順序的には先じゃないかなと思ったりもするんですけれども、こういったものに対して、公民館の整備、設備に係る支援をしていく考えというのはないでしょうかね。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣博正議員の質問についてお答えいたします。

これまで自治会活性化補助金につきましては、各地域7地区ごとに3年回りですけれども、活用しております。トイレにつきましては、本年度に北上原自治会が和式から洋式に改修をしているところでございます。自治会活動に関する部分につきましては、総務課の予算で補助金を活用しながら、便利に使い勝手がよい施設に改修をしているところであります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 既存の予算の範囲内
でできる整備であればいいんですけれども、場
所によってはコンクリートを削岩機を持ってき
て、完全にもうリフォームしないといけないと
いうような状況、多額な費用がかかったりしま
す。そういったものに対しては当然今までの補
助メニュー程度では焼け石に水で、もうかなり
の負担がかかってしまうので、そういったとこ
ろは希望するようなものは難しいんじゃないか
なと思いますので、現実をやはり見てもらって、
自治会とかと相談して、今後将来はこういった
ものに対して村が支援をしてほしいということ
にぜひ耳を傾けていただきたいと思いますが、
いかがですかね、それは。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、質問にお答
えをいたします。

自治会の公民館、公共施設ということにつ
きましては、各自治会、自治会活性化補助金の中
のメニューの中で何ができるかというのは毎年
調整をしているところでございます。多額の費
用を要する改修等についてはお話しはいた
しますけれども、今、自治会活性化補助金が50
万ということで1地区ごとに行っておりますの
で、適切な改修なのかというのを確認しながら、
対応を考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 そうですね。

次の大卒の2番のほうにも進めさせていただ
きますが、今の質問とも若干関連するかなと私
は思ってますね。全ての方が積極的に活躍でき
る場の充実というふうに書いてありますが、そ
の中で、村長が所信にも述べられたのが性別や
障害の有無にかかわらず、全ての方が積極的に
活躍できる場の充実を図ってまいりますという
ことを述べられております。そういった意味に

おいては、やはり各公民館も整備はまさにこの
問題に該当するのではないかなというふうに思
っております。必ずしもこの地域の活性化事業
の補助金にこだわらず、もうちょっとウイング
を広げて、他方面から予算の獲得を目指して、
各地の公民館の今後高齢化していく、あるいは
また全ての人に優しい、障害者にも優しいよう
な施設として活用できる場として、地域の人た
ちに愛されるような施設にしていくためには、
時代とともにそういったのはリフォームしてい
かなければならないところは手を差し伸べてい
くということをぜひ希望していきたいと思うん
ですけれども、これもなぜかしらここの答弁が
農業と福祉の連携というような答弁がありまし
たけれども、それだけの話なんではなかね、
これは。この全ての方が積極的に活躍できる場
の充実というのは、ほかには何を想定されてい
るのかお答えできますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 先ほど課長のほうから農福
連携というふうに答えがありました。これにつ
きましても私のほうから農福連携を考えている
ということをお伝えをさせていただきました。
まずは農福連携から進めていきたいというふう
に思っております。以前県外のほうにも政務活
動のほうに一緒に行きまして、やはりこの農福
連携というのは大切だなというふうに思いまし
た。それで、この施設や農家の皆さんだけに頼
るのではなくて、やはり行政が間に入ってマッ
チングさせるようなことをしなければならない
なということで、政務活動では学んできました
ので、村長にとってのこの具体的なものは今の
ところは農福連携のほうから入っていきたいな
というふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それだったら農福連
携と書いていたほうが私も非常に分かりやすく、

そこをとっかかりにして議論ができたんじゃないかなと思います。これもまたより進めていくうちに具体化していくことを期待しまして、また次にお伺いしていきたいと思います。

(2) 番の大枠の2の2で、直売所の設置、これは午前中も質問が上がりましたが、これについてもまず買物の難民という言葉が最近というか、ここしばらく耳にするようになりましたけれども、そもそもなんですけれども、なぜこういうふうに買物がしづらくなったのかな。そういうような世の中になったのは根本的な問題というのをやはり探っていかなければ、この議論は前に進まないんじゃないかなと私、思ったりするんですよ。村長、この問題の根本的な買物がやりにくいという問題が起こったというのはどこに問題が潜んでいるのかお答えできますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 ごさまるしえにつきましては、最初提案したときに、農家の皆さんが一生懸命作っても売るところがない。また地域の方々が買物する場所がない。ただいまありましたように最近では買物弱者というふうに言っていることも多いかなと思いますけれども、それは行政懇談会のほうに行きましても多くの意見がありました。本当に買う場所がないというふうな意見が多かったので、私としては問題は買う場所がなければ、その近くに施設を設置をしてあげたいというか、それをしていきたいというこの思いでござまるしえがありますので、その問題だけを捉えれば、買物する場所の提供だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ですから、買物する場所がなくなった。なぜなくなったのかなということを深く考えたことってありますか。分りにくい。ごめんなさいね、じゃ、もう1回。

私もかつて子供の頃は歩いて就学前の子供たちも買物ができたんですね。地域には商店が五、六件もあって、どこの集落にも、お店はありました。買物に困るという感覚はあまりなかったんじゃないかなと思いますね。そして、少しばかりスーパーが誕生してきて、少し多く買うこともできるような世の中がしばらく続いたんですけれども、あるときを境にしてこの問題がなぜか今気づいてみると、中城村には商店という商店が壊滅状態になっているというんですね。

これを私ちょっと調べてみたんですけれども、これは2000年の大規模小売店舗法、いわゆる大店法が2000年の6月に廃止をされたというのがきっかけじゃないかなというふうに気づいてきたんですよ。私も忘れていました。そのとき私も議員ではありませんので。そして、なぜそれが起こったかという、もうそもそもの原因はアメリカからの圧力であったと。アメリカの大規模小売店舗が日本に進出したいという希望があって、この法律を取っ払うことを要望してきた。それに対して日本政府が答えてきた結果、今日中城村においても商店という商店がもう吹き飛ばすように壊滅していったということなんです。そういうふうにかつては共存共栄をしていた小売店舗がなくなっていった。だからといって今買物難民が発生しているのは突然起こったわけじゃなくて、そういうような視点からもやはりこれは見ていく必要があるんじゃないかなと思います。

しかし、それに伴って大規模店舗法の代わりにもう一つの法律ができております。大規模小売店舗立地法という法律に変わりました。これも、その月に施行された法律であります。住民の意見を反映して、そして周辺地域に交通混雑やごみ問題、生活環境に及ぼす影響などをきちんと調査をして、小売業の健全な発展を図る法律となっておりますね。

しかしながら、この法律ももうはっきり言ったら僕はざる法じゃないかなと思います。なぜかといいますと、せんだってオープンしたコストコを見て御覧のとおり、地域にも負担をかけるような大規模店舗が誕生してきて、自分の家に帰るのに10時間かかったという人もいたそうですけれども、こんな不具合な状況を生み出しては何の意味もないなと思っています。ですから、しっかりと腰を据えて商業施設を造るときには、あるいは誘致するときには検討に検討を重ねて、周辺住民だけではなくて、商業ベースで事業を営む側の意見というのもしっかりと聞いて、そして道路の整備も後づけで整備するんじゃないくて、やはり先行して整備できるところは整備していかないとあのような状態を引き起こして、後づけで道を拡張してくれ、抜け道を造ってくれというふうに言っても後の祭りになると思います。こういうような状態を本村でも起こさないためには、しっかりとゼロベースで、やはり商業施設が欲しい、欲しいという気持ちは分かりますけれども、村民に予想外の負担をかけてしまうという状況を生むのは私も望みませんので、ぜひその辺は前のめりにならずにしっかりと腰を据えて計画をしていただきたいというふうに思います。

前の村長の公約を引き継ぎたいという思いも分からんでもないんですけども、ただし、やはりこれは将来構想にかかってまいりますので、その辺は十分検討していただきたいと思います。

それで、私から逆提案していきたいと思うんですけども、固定するお店を造るよりは、移動販売やネットスーパー、宅配サービスの支援を検討していくということが私は今後将来にわたってはいいい方策じゃないかなと思ったりもするんですけども、その辺も含めて買物弱者、買物難民を支えていく上では私は必要じゃないかなと思いますね。今ネットスーパーも60代以上だったらスマホで操作はできると思いますが、

高齢者はまだ難しい人がいれば、そういったのをサポートする買物支援隊のようなものを組織して、使い方とか、代わりに入力してもらって注文したいものを注文して御自宅まで届けてもらえるというようなものもサービスとしては今充実はしてはおると思いますので、そういったところの支援をやったほうがある意味では財源的な意味合いとしても安くつくのではないかなというふうにも一つ考えたりはするんですけども、こういったものも提案をしていきたいんですけども、検討する考えはありませんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

そうですね、清市議員にもお話ししたんですが、まずは拠点を先に作らせていただいて、このネット販売あるいはまた販売車がまたここに来たり、キッチンカーとかですね。またほかの場所から、ここに何曜日には何を売る、また例えば豆腐を売る車が来ますよとか、そういうふうな検討をも一応行ってはおります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これもあまり検討に時間を要してしまうと、買物難民はいつまでたっても解消できないと思いますので、しっかりと早めにできるものから取り組んでもらえないかなと思うんですよね。施設が建つには相当時間もかかったりしますし、そのときには時代がまた変わっていて、ゴーストタウンになってしまう可能性だって考えられるわけですよね。すぐできる方法、もう既にネットスーパーというのは動き出しています。それをサポートする人がいればもっともっとニーズは高まって、玄関口まで配達してくれるというサービスですので、検討する余地は僕はあるんじゃないかなと思っていますので、その辺も含めて検討してい

ただくようにお願いいたします。

時間が少ないので先に進めさせていただきませんが、都市計画のほうですね。中部広域とタウンセンターの地区のまちづくり計画が同時に何ら問題はないと言っていますけれども、タウンセンター地区計画がもし認められて、事業が実行されてすぐには完了しないですよ。完了しない事業が実行されている途中でも中部広域というのが果たして県はオーケーするのかなというのを僕は考えたりするんですけども、どんなですかね。そういうふうに二重基準じゃないかなと私は思ったりするんですけど、決して二重基準じゃないというふうにもし打ち消すような答弁ができるのであれば、答弁していただきたいと思うんですけども。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

タウンセンター地区につきましては、令和7年度からこの用途を設定したものが運用されることとなります。令和9年に中部広域に向けての協議をしている中ですが、現行でももうできるものを優先的に進めるということで今進めておりますので、令和7年度ですけれども、今のままで進めば1月頃にはもう報告できるかもしれません。早く進んでいる状況でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 課長、私が聞いているのは事業が完了しない間でも次の中部広域移行というのが手続というのはできるのかということを知っているんですよ。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 タウンセンター地区の地区計画というものはもう今年度で策定して、運用開始をいたしますので、これで完了とみなしております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 いや、それは違うでしょう。だって……

○議長 伊佐則勝 持ち時間が近づいています。まとめてください。

○13番 新垣博正議員 ……を整理しないと事業は完了しないでしょう。あくまでもこれは計画の範囲内、図面の中の範囲内を言っているんです。その土地をしっかりと今南上原でもまだ完全な完了じゃないですよ。もう保留地も全部売れましたけれども、それでも精算はまだ行ってませんよね。20年以上かかっていますよね。そういうのを完全に完了するまでのスパンというのはそれなりの時間を要しますよね。このタウンセンター地区に対してもですね。そういうような途中ででもできるのかと聞いているんですよ。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この地区計画制度というのは、南上原のような区画整理とは違いまして、この用途を設定するだけの話ですので、この土地利用ができるように用途を設定して、それを運用開始するのが令和7年度からということに今予定していますので、うちが手を加えるということは明確にはございません。

○議長 伊佐則勝 時間ですのでまとめてください。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 手を加えなければ、その土地はどうやって利用するんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今のままで、例えば今まで自己用住宅しかできなかったとか、区域区分の中でしかできなかったものが用途を新しく変えて共同住宅とか、そういうものになるというだけのものでございます。区画整理のようにうちが手を加えて造成するとか、そういうものではございません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 でも、こういった大型の商業施設も誘致しているいろいろとやろうとし

ていますよね。それはあくまでも那覇広域の範囲内の話、それが進行している間に中部広域の手続が十分できるという自信があるということでもよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 博正議員の今の質問にお答えします。

先ほどから都市建設課長が言っているのは、あくまでも那覇広域でできる地区計画を入れて用途をかぶせてやりましょうと。この役場周辺、役場もこれも地区計画に入れてできた施設なんですよ。そのときは地区計画に入れないと何もできない、那覇広域の中では。今回は中部広域の話も出ていますので、離脱の話も出ています。これは令和9年のマスタープランに向けて県も一応はやるということでは話していますので、ただ那覇広域は国の管轄ですので、国の大臣の認可をもらわんといけない。その辺のハードルが高いかなとは思っていますけれども、ただ、今県とも調整しながらちゃんとやっていますので、その辺は期待できるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私のほうの理解が乏しいのかどうなのか分かりませんが、この問題をまた引き続き議論をしていきたいというふうに思っております。残り時間少し残りましてけれども、終わらせていただきます。お疲れさまでした。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時29分）

~~~~~

再 開（14時45分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許し

ます。

○12番 金城 章議員 それでは、皆さん、こんにちは。12番、金城 章、一般質問を行いたいと思います。

私の質問は以前からよく質問している項目です。いい答弁をぜひよろしくお願いいたします。  
大枠1、道路行政についてであります。

①宜野湾横断道路、東西道路の進捗状況はどうか。

②久場前浜原線の開通をどう考えているか。

これも以前に前村長に質問したところでありますので、体制が変わりましたので、ぜひ考えを聞かせてください。

③各地域の生活道路の村道認定道路の移行について。

中城村政はどのように考えるか。用地提供だけでは駄目なのか。この件については、中城村に住宅を造りたいということで申請したところ、認定道路許可が下りてない道路です。しかしながら、村で道路は設工してあります。

④西原バイパス道路の進捗と周辺用地の利用をどう考えているか。

以前は用途変更とかも聞きましたけれども、用途変更の考えはないということでありました。しかしながら、今回また道路と周辺敷地と高低差があると、せっかく主道路が通る割には周辺中城村の用地が利用できないと。それをどのように考えているかどうか。

大枠2、村長の所信表明より。

先ほどの新垣博正議員とほとんど重なりますけれども、ぜひまた違う考えがありましたらお聞かせください。

①中部広域移行をどう考えているか。村長の考えはどのように考えているか。タウンセンターの地区計画変更もありますけれども、中城村の全体をどう考えて、この中部広域を動かすのか考えをお聞かせください。

②多世代交流施設整備とはどのような取組を

行うのか。また、施設の場所は。先ほど来場所も予算も運営も未定とのことですが、先ほど博正議員からあったように、考えがあつて要するにこれは村長が所信で述べられたと思います。この考え方ですよね。自分が造りたいことをただ言ってしまったのかということですね、村長。

③村内農家の新鮮野菜の直売所設置とはどのような施設か。

これも先ほどもありましたけれども、まだ何も未定だと。これも一緒ですね。やはり村長の頭では考えがあつて所信を述べられたと思います。時間は要するかもしれませんが、どのようなことをやるのか。

④中城城跡を活用した観光プランの検討をお話しを、所信で述べておりました。これまでと違う村のPRの考えとはどのような考えがあるのか。これまで中城城跡のPRとか、祭りとか、またCMに使ったとか、そういうのがありましたけれども、その考え以外、誘客者数を上げる考えがあるのかどうか。

大枠3、商業施設についてであります。

庁舎跡地、また中学跡地に商業施設を造るという考えがありますが、その進捗状況は。また、これの会議等を行っているかどうか。あと5年後、7年後と聞いていますが、どのような施設を考えるのか。これも先ほどの博正議員からありましたけれども、別の考えがあればまたお聞かせください。

②新中学校用地周辺整備と学校建設の進捗はどうか。

これも全課での協議とかを行っているのかどうか。建設設計は進む割に周辺用地の配慮がなされているかどうかですね。

大枠4、行政懇談会についてであります。

行政懇談会に多く出た課題は何か。

いろいろ課題があつたと思います。しかし、すぐ取り組める課題はぜひ先に取り組んでいた

だきたいと。どういう課題が多かったかだけ、よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、金城 章議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては都市建設課、大枠2につきましては、こちらも都市建設課、産業振興課、大枠3につきましては都市建設課、教育総務課、大枠4は企画課のほうで答えさせます。

私のほうからは、大枠2の村長の所信表明ということで取り上げていただきまして、ありがとうございます。

中部広域移行につきましては、今後の移行の実現に向けまして県への要望をしていきたいというふうに思っておりますし、先日も知事との懇談の中では中部広域移行に御協力をお願いいたしますということでお話をさせていただきました。

②の多世代交流施設整備ということで、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、山側地域に児童から高齢者までが利用できる交流施設を整備したいということで、今回上げさせていただきました。具体的に今どの場所かというと私の考えもありますけれども、その周辺の皆さんにもしっかりと相談をしながら、今どの位置が一番利活用をしてよいのか、小学校の近くがいいのか、あるいは少し離れたところがいいのかということをしっかりみんなで検討しているところでございます。

③の村内農家の、これはごさまるしえのことだと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、行政懇談会の中で、やはり買物する場所がないので、商業施設ができるまでこういった施設はないかと、できないかということで、また明日、あさって別の議員からもそういうことが質問にありますので、しっかりそのときに答えさせていただきたいと思います。以前、章議員ともこのごさまるしえについて少しお話も

させていただきました。やはり小売店的ではないんですけれども、本当に商店みたいな感じでコミュニティが持てるような場所を、そういう施設を欲しいなというふうに私はずっと思っております。今もそのときと気持ちは一緒でございます。決して予算をかけるとか、大きな施設というわけではなくて、今コミュニティが持てるような、この直売所に行けば、今日は何があるんだろう。豆腐があるのだろうか、何があるんだろうかということで、ちょっと楽しみで来れるような、そういう場所を私は考えております。

④の中城城跡を活用した観光プランということで、これまでいろいろなイベントを城跡でやっているのも私も見学をさせていただきました。もちろん中城城跡を核としたイベントも大切だと思うんですけれども、またその周辺ですね、中城は城跡だけではないと思います。やはり歴史の道を一緒に歩く。今私もずっと観光業に25年いましたけれども、その25年前に比べると、今の観光はちょっと体験型に変わってきているのかなというふうにも感じておりますし、聞いたこともあります。なので、中城のいい場所、魅力を伝えるために農業を体験してもらうのか、あるいはその構想を観光協会で作れるのであれば、そういうふうに観光プランをつくりていきたいなというふうに思っております。このプランは城跡だけのイベントだけではなくて、歴史の道をはじめ、周辺の中城村の魅力を伝えていければなというふうに思っております。

では、詳細につきましては各課のほうで答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の②中学校建設の進捗状況についてですけれども、現在のところ、当初の計画どおりに進めているところです。

詳細については教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、金城章議員の大枠1番、大枠2の①番、大枠3番についてお答えいたします。

大枠1の①宜野湾横断道路（中城地区）については、道路予備修正設計及び橋梁予備設計を今年度発注し、事業化に向けた調査検討を進めていると伺っており、本年度中部土木事務所と二度協議を行っています。

協議では、村として横断道路の必要性の再確認のヒアリング、ほかの計画道路の進捗状況の情報提供がありました。村では庁内アンケートなどを実施し、対外的にはサンライズ推進協議会に呼びかけ、村単独ではなくサンライズ推進協議会として、大型MICEエリア振興に関する協議会の作業部会において、宜野湾横断道路の必要性を提案し、事業化に向けて取り組んでおり、今後も事業化に向けて、県土木部外の部局や上層部より理解、協力が得られるよう進めてまいります。

②久場前浜原線の開通について。現在用地交渉を行っております。用地買収後の工事となるため、開通予定は未定でございます。

③各地域の生活道にも集落の内か外かななどの位置や幅員、受益者数、整備状況も異なります。公共とはいえ、ある程度の費用対効果も考えなくてはなりませんので、その各道路の状況を見て、認定の可否や条件をお答えすることになります。

④西原バイパス道路の進捗について。今年度は道路詳細設計（軟弱地盤解析検討、道路設計構造物設計）を行っていると伺っており、二度全体会議を行い、乗り入れ計画、横断水路、付け替え水路、機能補償道路計画の計画案の確認や上下水道埋設物に関する協議を行っております。

周辺地域土地利用についてですが、現行の市街化調整区域においては、バイパス沿線の用途

変更などを行うには、沿線沿いの広範囲を農振除外し、市街化編入しなければなりません。現在のバイパスの計画では、沿線沿いの土地はいびつな形状での残地が多く、また高低差もあり、全体的な用途変更を行うには、土地利用上、良策とは言えず、現時点では検討しておりません。

今後区域部分の見直しなどを行い、非線引きとなった場合には、農振農用地に特定用途制限地域などの指定を行い、土地利用を検討している方などが活用できるようにするなどの検討も行っていきたいと考えております。

大枠2の①中部広域移行についてです。中城村は昭和49年に区域区分のある那覇広域都市計画区域へ編入され、厳しい土地利用の制限を受ける市街化調整区域の割合が約9割を占め、地域が求めるまちづくりが必ずしも実現できておりませんでした。

今後は将来の社会情勢や経済情勢の変化などにも的確に対応し、住環境を整備することで、暮らしや歴史や自然、文化などを大切にしたい地域が求めるまちづくりの実現に向けた取組が必要になると考えております。そのため、両村は令和元年5月に区域区分の定めのない中部広域都市計画区域への移行を沖縄県知事へ要望しております。

現在、区域区分を廃止した際の無秩序な市街化防止や計画的な市街化誘導を行うため、土地利用計画案と立地適正化計画案の策定を行っており、中部広域都市計画区域移行に向けて引き続き取り組んでまいります。

大枠3、商業施設について。

①中城中学校の跡地利用につきましては、商業施設を誘致することで、地域住民の買物の利便性向上を図るとともに、地域課題の解決や今後の村の発展に寄与することを目指しております。令和6年度におきましてはアンケート調査やヒアリング調査などで得られた住民などのニーズを踏まえ、商業施設の機能、誘致の実現に

向けた対応策などを示した誘致戦略の策定に取り組んでいるところです。また、併せて中学校跡地を含む役場周辺地域一帯に地区計画を策定し、新たな拠点形成及びその周辺の住環境の整備に向けて取り組んでおります。

次年度以降におきましては、事業者公募に向けて誘致する商業施設の公募要件の検討を進めてまいります。

②新中学校の東側農道、それに接続する公共駐車場北側の農道、同様に資料館横の農道を今年度3月に村道認定を行い、今年度は歩道整備の設計業務を発注いたします。また、タウンセンター地域の排水計画策定について、8月に交付金の決定が下りましたので、9月発注予定でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 金城議員の大枠2の③、④についてお答えいたします。

直売所の予定地、施設の規模、土地、建物、設備に係る予算規模、どのような経営方針で臨むかは関係部署及び地元関係団体等の意見も聞きつつ検討中でございます。

④についてです。中城城跡を利活用した観光プランをこれまでと違う観光PR方法として、行政及び観光協会の発想以外に民間から新たな発想提案も受け入れ、官民共創での新たな村のPR手法を積極的に取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠3の②の学校建設の進捗状況についてお答えいたします。

中城中学校の校舎建設については、現在ホームページより公募をかけて、事業者からの提案書の提出を依頼中であり、今後提案書の審査を行い、年内に優先交渉者を決定し、その後

仮契約を締結します。3月議会において議案可決後、本契約締結を行う予定となっております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠4の行政懇談会についてお答えいたします。

地域の皆様からの御意見、御要望の多くは日常生活に直接影響する村の事業で言う維持管理的内容でございました。中でも大雨時の冠水対策、農道、村道や排水の改善要望、交通渋滞の解消や、村道の通行規制、交通安全対策、護佐丸バスの増便ルート見直し、ごみや草木の収集方法など、多くの要望がございました。各自治会から非常に多くの要望が寄せられておりますため、自治会と密に連絡を取りながら、実施の優先順位を決めた上で、財源の許す範囲で対応してまいります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、再質問を行いたいと思います。

まず、大枠1の2番ですね。②久場前浜原線、これは以前、前村長に尋ねたところ、村長も副村長とも地主に接するのは自ら接しなくてもいいという答弁がありました。現村長、副村長、どう思いますか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 章議員の質問にお答えします。

8月7日就任時に、翌日その本人に電話しました。いずれにしろ、もう今年度中に早めに道を開通したいと思っています。それは村長も同様です。

以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長、ぜひこの前浜原線も副村長が課長時代に取り組んだ物件ですので、あれからもう10年、まだ未開通でありますので、さっさと解決に至ってください。

私も今年地主に会いました。本人は役場との

協議があれば別に反対はしないんだということで、最初の協議があまりにも押し付けというのか、そういう話合いで、なかなか前に進まない状況だったと。ぜひ早めに進めてください。こういった難題を本当に担当課だけに任せておくことは一番駄目だと思うんですね。やっぱり村長、副村長、さきの一般質問にもありましたけれども、先頭に立っているいろいろなことに取り組まないといけない。これからは麻乃村長は中城を変えるという話をしていますので、ぜひ前に立っているいろいろなことの解決に取り組んでください。

続いて、③ですね。この認定道路、私がちょっと添石の183番地である、そこの地主さんからちょっと御意見いただきまして、質問を書いたんですけども、課長、これ村でモデル事業だと思うんですけども、この道路は側溝まで造られています。この用地に接する2メートル以上までですね。これはどうして認定道路になかったのかどうかだけ答えられますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 そちらの道路についてはちょっと経緯のほうが少しまだ分からないのですが、これは村がやったのかもどうかもちょっと経緯としては分からないので、ただし、村道認定はされておりません。建築法上の道路じゃないということで、県のほうから2項道路にも入らないということで扱われていると思いますので、この辺についてはまた検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、違うんですよ。これはちゃんと村が工事して造った箇所です。課長も村民からでも質問があったら、現場を見たほうがいいですね、課長。ちゃんとした側溝もつけられて、舗装までして、そこに接する2メートル以上まで造られている。個人で道路つくることはない。副村長、ちょっと課長時代に

やった件のはずですけれども、どうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 すみません、この質問の中には場所も書いてないし、どこの道路かもありませんよ。これは答えられませんよ、私は。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 あのね、課長、このモデル事業時代に課長も職員だったかどうかはちょっと定かでないけれども、これの名義変更して使用許可取って認定道路にしたと思うんだよね。そこを道路、以前からこの地主さんは都市建設課に出向いてこの土地に住宅建設が可能かを都市建設課に聞いたはずなんだよ。これは職員任せじゃなくて、いろんなことを考えてやったほうがいいと思うんです。副村長、都建課長時代のことですので、答弁を、添石183番地の土地の件です。その前の道路です。そのとき都建課長でしたので、副村長、答えて。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 金城 章議員にお答えします。

今の件は私のところに先週、設計士が来ての場所ですか。そうであれば、その手前までは道路認定されています。ただ、その今建築しようという場所は2項道路でもないので、村としては認定をしないで、そのままになっていますけれども、ただ、ここを今認定しないと、どうしても4メートル空けないと住宅は建築できませんので、その辺で建築できないようになっています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長、僕はそれを聞いたんじゃないですよ。その手前まで認定道路は分かります。けれども、村がその土地まで4メートル、ちょっとこういうふう空けてあるわけ。設定されているんです。それでなぜ

そこができないのか。認定してなかったのかだけ聞きたいわけ。この件は都建課長もそうですけれども、村中いっぱいモデル事業で名義変更してない。それだけまだあるんですよ。それで僕はファジーに書いてだけ。

これからこんな問題がまた上がってきますよ。この土地の隣の土地ですね。相続問題があるそうで、その私有地を測量したら、村が前地主と協議してオーケー取って、道は造ったと聞いていますけど、そういう物件はいっぱいあるわけ、道路が。認定道路にしたときに、お家を造って固定資産税も入るし、いろんなことが入るわけ。何でこんなところでやらなかったのか分からなくて質問しているんです。それが村道の今の2項道路、これも調べてください、課長、そうしたら。また質問しますよ。名義全部変更したのかどうかも調べてください。ぜひこういうのは真摯に、1軒でも中城に住宅が多くなったほうが村のためだと僕は思っています。それで質問に代えたんです、中城村の認定道路には安里でもまたいろんな問題がありまして、それでこの認定道路の質問をしています。これは今後調べてください。また質問しますので。

次の西原バイパスの件ですね。今課長から答弁で、乗り入れ道の、協議もあると答弁がありました。各地主さんと打合せして乗り入れ空けるのかどうなのか。それと高低差ですね。高低差が大分あると聞いているものですから、この周辺用地はただの通過道路であって、村の地主さんの利用はできない道路だったら、中城村は本当に拒否するべきですよ。せっかく和宇慶に上がる道路を津覇まで延伸、北進したのに、その土地も使えないんだったら何のために道路空ける。西原で切ったほうがよかったんじゃないか。道路造るには、その周辺の土地利用が一番考えてやるべき。国道、県道であっても、そこは村で主張すべきじゃないですか。副村長、どう思いますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。  
○都市建設課長 呉屋克行 中城村としてもやはりこういう道路ができるということは沿道活用ができるかどうかはやっぱり検討していつて、できるだけ沿道活用をさせていくべきだとは思いますが、先ほども答弁したとおり、この西原バイパスのルートというのが畑、農地を斜めに横断している形のルートになってしまっていますので、この土地利用についてはそこを市街化編入とか、現行では市街化編入して農振を外すかとか、そういうのがやっぱり良策とは言えないので、土地利用をしたい方がこのあまりいびつな形でよくない土地を集めて利用するとか、そういうのを考えている方ができるような土地利用の用途の指定とか、そういう形でできないかと考えております。高低差もまたあるため擁壁の設置も必要になると思いますので、そういう形でやりたい方ができるようにというのを考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 そうしたら、副村長は、よくこういう道路関係が詳しいので、再度質問します。今、都建課長の答弁ありました。私は先ほども言ったように、道路はその周辺の土地の利用価値で道路を造るべきだと考えております。しかし、この西原バイパスは高低差もあって、今都建課長が答弁したように、擁壁も造らないといけない。個人負担が大きい。土地もいびつにカットされた。ただ、地主からの意見は公共用地で買っていただくから、もうそれだけでいいと。その後利用も考えないといけないと。それで質問しているんですよ。どうですか、副村長。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 金城 章議員にお答えします。

先ほども都市建設課長が言ったように、今基盤整備された土地改良区に斜めに入ってくると、

西原バイパスですね。これが津覇小学校のところに出てきますけれども、さっき言ったように、真四角の土地が斜めに入ってくるものですから、残地が残ると。村としても残地も国のほうには残地買上げも要求していきたくと思っています。いびつな形で土地利用できないものですから、その辺も含めて、今後国道事務所とも何回か協議ありますので、行っていきたくと思っています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長、ぜひもうそういうこともやっていただきたい。一番村民に負担かけないようにいろんなことをやるのが行政だと私は思っています。今この西原バイパスも実際には高低差がないように下に下ろして、国道の据え付けぐらひはまた戻していくとか、そういう考えもあるはずなんですよ。ぜひまた協議、今年二度協議があったと思いますけれども、村も協議に出席して、県とか国にもちゃんとやりたいことを言ったほうがいいですよ。そうしないといろんな改善はできないと思いますね。ぜひこの周辺用地の方からどうなのかという話を聞いて、高低差もありますよということとで答えた。ええ、土地も使えなくなるのかとしか答えられなかった。ぜひ、そこもちょっと進めてください。

大枠2にいきます。

村長、この多世代交流施設整備、これは先ほどの答弁から、児童館、以前から私は南上原への開発が進まない。議員になった当初から南上にはこういった何かの施設を造るべきだと言ってきました。村長の答弁で南上に造ると答弁が返ってくるかなと思っていたんですけども、しかし、今となってはもう地価が上がって到底ではありませんけれども、造れないですよ。南上原は難しいと思います。村の財政で南上の土地をどのぐらい買えるか分からないですから、

これは村長は選挙のときに上地区と話していましたがけれども、上地区はまだ南の外れでもあるし、また違うところもあると思います。ぜひ場所を検討して考えて、それと利用度も考えていただきたいと。

それと、村長は先ほどの博正議員の答弁で、これに代わるのは下地区には児童館があると。吉の浦ですね。そうじゃなくて、また違う施設を考えないと、あの施設では全然もう高齢者と児童との交流は図れないと思う。また違う感じの発想をして、交流館とかを造らないといけなと思っていますんですけども、これもまたの質問に代えますので、ぜひいろんな考えをめぐらせてください。

次、③ですね。直売所ですね、野菜の。これは先ほどの村長の答弁は商店のような小さい売り場を設定したいということでありましたがけれども、確かにコミュニティーはあります。それで、この直売所でも中城下地区で生産物が売れると考えていますか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 先ほど売店のようなというか、商店のようなごさまるしえというものを設置したいということでお答えをいたしました。もうここに来れば中城の新鮮な野菜が買えるということを周知していくことによって、村内の方だけではなくて、中城を通勤として通っている方などにも周知できればいいなというふうにも思っております。野菜だけではなくて、本当に日用品も買えるような、本当に必要なものを買えるようなところにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ちょっと私と村長の考えが少し違うんですけども、私はこういう小さい施設を造った場合に、村長、あまり物が売れないだろうと。JAの店舗がどうしても閉

まったのか。先ほど博正議員からあったように、各地域の商店が何でなくなったかということ。今朝市をやっていますけれども、中城では。朝市は第2、第4に開催して、イベント的なものだから、今大体150名から200名ぐらいの来客があるんですけども、こういった感じ。毎日開かれた小規模の店舗でどのぐらい売れるかというのを考えてほしいんです。これはもう今は断念して、商業施設にもうちゃんとした農産物売り場、人を集めるものの中にこういうのを持ってこないとどうしてもできない。今村長が訴えたように、ごさまるしえと言ったらうるマルシェ、あれぐらいの大きさのものをつくらんといけな。この商業施設の中にあれぐらいだったらつくれるかもしれない。そういった考えで進まんと、これからの中城というのは何もできないと思いますね。今公約だからすぐつくるんじゃないで、それは違うと。確実につくりますよということに訴えれば、村民も納得しますよ。これに向けて下準備をして、この商業施設内にちゃんとしたまるしえみたいなものをつくると、そういう考え方に変えたほうがまだ利潤があるのでは。

一旦何でJAの店舗が閉店したか、向こうで農作物は売れなかったんですよ。残りが多かった。僕はもう週に何回か行くんですけども、ほとんど残りがありません。取り入れた新鮮野菜がもうそうじゃなくなったら、買い手も来なくなる。商業施設内にまた設定して、魅力ある売り場をつくれれば人は集まる。そういう商業施設を考えないと、先ほどの博正議員の答弁でも、都建課長はスーパーみたいなのが来るだろうと、皆さんそう思っています。以前の質問でも僕が話したとおり、スーパーでは中城村では固定しな思っています、私は。スーパーでもちょっとほかにはない魅力のあるスーパーを造らないとすぐ潰れると思いますね、私は。

それと、今、教育課長から答弁のありました

商業施設の跡地利用のほうは全然まだ、要するにいろんな跡地利用計画をする全課的な会議はこれからあるのかどうか、もう一度だけ。聞き漏らした。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

今、この跡地利用が令和12年から供用開始までの間にどういったものがふさわしいのかというものを中城村が用地を提供して、あくまで民間がここに建てることを条件として中城村としてどんなものがあるのかという公募要件を今探っているところでございます。それに対しまして、庁内での委員会の設置を検討しております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 すみませんね、ちょっと聞き漏らして。これは公募すると言うけれども、用地も売却しての考えなのかどうか。そこは誰か答弁できますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在のところは定期借地での公募要件として検討中でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 定期借地ですね。ぜひ借地にてまたこの利用度を考えていただきたいと私も思います。

せっかくの用地を売却して、そこが商業地としてうまくいかない場合に、この用地の価値はまた違うと思うんですね。ぜひ売却しないで、魅力ある施設を造れるように考えていただきたいと思います。

次に、ちょっと大枠3の2に移ります。

課長、排水路計画も都建課から計画しているという話がありましたけれども、排水路もそうですけれども、周辺の整備、それと前から言う安里のムラガーに通ずる道路整備とか、河川維持道路、それもぜひ考えていただきたいと思います。この業者にはぜひその旨検討できるかどうかもう1回。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 質問にお答えいたします。

前の議会のときにも申したと思いますが、今中学校の建設業者の指定については公募をかけておりまして、この公募における要求水準書のほうをホームページで公開しています。この要求水準書の中では、敷地南西側に隣接する安里のムラガー及び水路などのへの訪問や清掃管理など行えるようにアクセスができる歩車線の動線を確保することとしております。

なお、アクセスの動線としましては学校範囲外での確保も可とするということで、現在申しておりますので、業者からのいろんな提案が出てくることを期待しております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今課長が言われた学校内外と言うんですが、本当は外にしてほしいですね。この河川維持と安里ムラガーせっかくの村の文化財として登録してもらいましたので、誰でも校舎内を通過して、そこに行くんじゃなくて、ぜひ単独ですぐにでも行けるような道路に考えていただきたいと。

この周辺整備は全課とも協議は行っているのか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 月1回関係課を含めて協議等を行ってきております。これにつきましては学校周辺だけではなく、今後移転するこの商業施設誘致もいろいろインフラ整備が必要となりますので、この部分についてはいろんな課で協議して進めていくものだと思いますので、現在協議のほうをやっています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ今質問したことをまたいい考え、いい答弁に変えられることをまた期待しております。

村長にあと一言だけ。村長に就任して2か月、

これから村長がやっていく村の運営、これは今日の朝一番に新垣 修議員からありました独特の発想力を持って運営しないと、中城村は変わっていかない。そのPRもしかりです。今までどおりやっては何も変わらない。前村長の事業を引き継ぐのも確かではありますが、これからまた独自なり、副村長も意外とアイデアマンですので、ぜひいろんなアイデアを出し合って、これからの中城をよくしていきましょう。

以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時35分）

## 令和6年第9回中城村議会定例会（第6日目）

|                                |                 |                     |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和6年9月6日（金）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和6年9月11日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 散 会             | 令和6年9月11日（午後3時11分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                               | 欠 員       |
|                                | 3 番             | 欠 員                 | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 16 番                               | 伊 佐 則 勝   |
| 8 番                            | 屋 良 照 枝         |                     |                                    |           |
| 欠 席 議 員                        | 15 番            | 石 原 昌 雄             |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 11 番            | 仲 松 正 敏             | 12 番                               | 金 城 章     |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃             | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 新 垣 正               | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 森 本 雅 人   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり             |                                    |           |

議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、大城常良議員の一般質問を許します。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 おはようございます。議席番号9番、大城常良であります。

今議長の許可が出ましたので、通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。

その前に、新村長になられて2か月が経過しましたけれども、多忙を極める中、村内21か所の自治会をめぐって、いろいろと村民の声を聴き、地域懇談会というふうに行っていることに対しては、非常にいい取組であると私も思っております。地域の声をしっかり受け止めて、そして、行政に反映させ、村民の思いに応えていただきたい、そのように思っております。

また9月3日に、就任挨拶ということで県庁に赴いて玉城知事との面談を行い、その中で、村発展について連携を要望したということが新聞紙上にありましたので、読んで足が速いなどということで感銘を受けていますので、ぜひ課題、難題がある場合は、県との連携を深めていって、しっかり対応をしていただきたいと思っております。

そして、副村長においては、村長をサポートしていただいて、それから、課長以下職員の皆さんとのコミュニケーションを充分取って、それから、職員を充分大事にして、そして、働きやすい環境を整えるように期待をしております。ぜひ頑張ってください。

それでは質問に入ります。

大枠1番、地産地消と良好な買物環境ということで、①下地区に村内農家の新鮮な野菜など

が購入できるごさまるしえを設置するとありますが、設置に向けての取組を伺います。これは月曜日にも、全ての議員ということでもいいのかな、ありましたので、ぜひひとつ答弁のほうをお願いしたいと思います。

②のほう、JA店舗の閉店により、これAコープのほうですね。近隣住民の買物に支障を来しているが、商業施設が開設するまで直売所等店舗を誘致する考えはないか伺います。

大枠2番、日米地位協定の改定看板設置ということで、①日米地位協定の抜本的改定は県民の総意であり、改定に向けての取組をさらに進めなくてはならない。現在懸垂幕を一定期間掲げているが、イベントや強風などで撤去する期間が長期に及んでいる。そこで、正面玄関横に設置してある「非核宣言の村」看板の隣に「日米地位協定の抜本的改定を」の看板を設置できないか伺います。

②来年戦後80年の節目を迎えますが、恒久平和への発信やイベント等、役場を中心とした取組を検討できないか伺います。

大枠3番、中小区域の学童保育はということで、①小学校改築に伴うひだまり学童の移転計画の進捗状況及び認可外学童施設の認可に向けての取組はどうなのか、これ3月定例会でも同じように質問を出していますので、進捗があったのかどうか、そのあたりを伺いたいと思います。

以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、改めましておはようございます。

先ほど大城議員のほうからありましたように、玉城デニー知事のほうに訪問させていただきました。そのときにも、村で行うことはできるだけやっていくが、やはり県の協力を得ないと進んでいかないものもありますということで、前向きな検討などをいただいたのもあります。私

だけではなくて、そのときには副村長も一緒に同行して、村長、副村長で一緒に来てくれたということで本当に喜んでもらいました。

それでは、大城常良議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては、産業振興課、大枠2は総務課、企画課、大枠3につきましては、こども課で答えさせます。

私のほうからは、お尋ねの大枠2の②についてお答えいたします。

大城常良議員におかれましては、日々平和を思う活動、そして、提案に本当に心から感謝を申し上げます。私といたしましても、戦後80年の節目に、後世に発信するための行事を開催していきたいというふうに考えております。引き続き、この件につきましては、また大城議員のお考えなどがありましたら、御助言をお願いいたします。

では、詳細につきましては、担当のほうから説明させていただきます。

**○議長 伊佐則勝** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏** おはようございます。

それでは、大城常良議員の大枠①と②についての質問にお答えいたします。

月曜日の博正議員の答弁と重複しますが、予定地の建設の規模、土地、建物、設備に係る予算規模、どのような経営方針で臨むかは、関係部署及び地元関係団体等の意見も聞きつつ、直売所の早期設置を目指してまいります。

続きまして②です。JA店舗の閉店により、当間地区をはじめ、下地区の皆様は買物に支障を来していると思います。行政懇談会の中でも、多くの皆様からの意見も多々ありました。商業施設が誘致されるまでの間、この課題を解消できるよう早期に対策できるように取り組んでまいります。

以上です。

**○議長 伊佐則勝** 総務課長 大湾朝也。

**○総務課長 大湾朝也** それでは、大城常良議員の大枠2、①についてお答えいたします。

日米地位協定の見直しを求める掲示につきましては、中部市町村会において決議され、各市町村の庁舎への掲示要請に基づき、これまで設置をしてきております。現在では大半の市町村が設置を行っていない中、中城村としては日米地位協定見直しに関する必要性とその思いを後世に継承すべく、懸垂幕による継続的な掲示を行っております。

看板設置につきましては、現庁舎での設置にかかる費用などの観点から看板設置は考えておりません。しかし、多くの米軍基地を抱える沖縄県において、米軍人などによる事件事故の裁判権が日本側にないなど、不平等が多い現在の日米地位協定は見直しが必要であるとの考えに変わりはありません。現状の取組による継続的な掲示を行ってまいります。

**○議長 伊佐則勝** 企画課長 金城 勉。

**○企画課長 金城 勉** 大枠2の②についてお答えいたします。

村長答弁にもございましたとおり、戦後80年の節目として、平和記念事業を計画してまいります。

**○議長 伊佐則勝** こども課長 比嘉昌子。

**○こども課長 比嘉昌子** 大枠3、中小区域の学童保育につきましては、①についてお答えいたします。

ひだまり学童の移転場所につきましては、吉の浦公園周辺で準備を進めております。正式に決定いたしましたら情報共有いたしたいと考えております。

認可外学童を認可する取組等は実施していませんが、小学校区で低学年の待機学童が発生する場合は、支援数を増やす必要があると考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、答弁についての再質問を行いたいと思います。

また、①のほう、これ月曜日にも答弁が相当あったんですけども、私のほうでやっぱり課長が言われた場所、それから、どういうふうな形態になるのか、まだ決定を全然してないということでありましたので、それについての大きな課題として、それだけの店舗を誘致することが可能なかどうか、そのあたりはいかがです。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 はっきり可能とは申し上げないのですが、めどはついていくということで認識していただければいいと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ①②行ったり来たりして質問をしますので、対応お願いします。

まず、めどがついているということなんですけれども、私たちの日常のものが足りなく大変だと、大きく言えば、卵一つ買うにもタクシーに乗って行かなきゃいけないとか、そういう状況があったもんですから、それを本末転倒だということ、やはりAコープが閉まってしまって数年経つんですけども、やはり地域の方々は深刻に受け止めていらっしゃって、ぜひ何らかの形で日用品、あるいはそれに準ずる野菜等が買える場所をぜひお願いできないかというような要望もあるものですから、今回提出させていただいたんですけども、金城議員からもあったとおり、Aコープが閉店したということをちょっと私電話で聞いてみたら、やっぱり赤字で採算が取れないというのが第一の条件ですよというのがあったものですから、今回例えばござまるしえを設置するに当たり、やっぱりいろいろな運営方法とか、あるいは単価の問題とかそういうのも含めて、全て考慮してやる

んであれば出さないといけないという状況になるかと思うんですけども、そのあたりを店舗をつくってくれる方との話し合いの中で、恐らくこれ新しい商業施設ができるまでということですから、約6年ぐらい、早くても期間になるかと思うんですけども、それなりの期間で対応ができる可能性があるかと思うんです。先ほどめどがある程度あるんじゃないかという話ですけども、この期間限定になってしまうものですから、そのあたりも含めて、一定の理解を得られるような形になっているのか、それを伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

これからの話になりますが、今、商工会等とのまた連絡もあって、連絡をしながら、また、いろいろな商店、加工品販売している人たちの単独、またはグループでの運営できるかというようなものを今説明しながら、いろいろ検討しております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 住民からの要望、しかしながら、店舗をつくってやっぱりいなかったということになったら、これまた店舗出した側に対しては非常に失礼なことになるかというふうに思うんですけども、やっぱり地域住民のニーズ調査とか、そういうものもやる予定でいるかと思えます。出す側の意見も聞かないといけないし、出した後の住民がやっぱりどれぐらいの方々を利用するんだろうと。大手店舗はやっぱり地域住民のニーズを考えて、最初は場所を設定していくというのがあるものですから、そのあたりを調査するのか。あるいはこれだけの要望があるから、すぐ出してこうというふうに考えておられるかどうか、それはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 ニーズ調査については、今後考えていきたいと思いますが、まず運営する、手を挙げる方、もしくは業者と、その辺はまた、まずはやるかやらないかのものを一応もらって、意見もらって、その辺で話を詰めていきたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは相当また時間をかけてもいけないですし、地域住民はやっぱり喫緊の課題で考えていると私も理解しているので、できるだけ早く回答を得ていただいて、あるいは調べるべきを調べて、そして配慮できるように対応していただきたいと。

今旧役場跡に、観光協会が入っているプレハブがあるんですけども、向こうは村が、村有地になっているのか、それとも賃貸で出しているのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今は無料で貸出しております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 観光協会はどこかに移動して、プレハブを利用して、建物を利用して、そこに何らかの形で入居してもらおうと。いろいろな、駐車場も広いですし、足りなければ何かまたプレハブを新たに追加してやっていくというような考え方もできるんじゃないかなと思いますので、そのあたりも含めて、ぜひ前向きに検討していただいて、短期間ではないんです。五、六年と言われれば、長いと言えば長いですし、また業者からすれば短いという方もいるかもしれませんが、しっかり詰めていって対応をしていってください。

それでは、大枠の2点目に入っていきます。

これは日米地位協定の改定看板設置ということで、要望はしたんですけども、最初言ったとおり、今ちょっと強風とかイベントとか大分取られている期間が長過ぎるという声もありまして、何とかそのあたりにしっかりとしたものを恒久的に設置できないかという話があったものですから、出しているんですけども、現状考えていないと。現状のままということなんですけれども、それについて例えば、例えばの話なんですけれども、つくる場合におけるの予算というのは、大体どのぐらいかかるのかは調べましたか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず議員が例に挙げられています非核宣言の看板につきましては、当時35万程度で予算を取って設置しているところがございます。当時から二、三年たっておりますので、実際には40万程度かかるということでお話を聞いております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今、課長言われた35から40万ぐらいということなんですけれども、今、皆さんも新聞紙上、あるいは報道でも聞いていると思うんですけども、課長も言われた、答弁で言われた米軍の事件、事故。これ非常に頻発している。県民の人権や尊厳が踏みにじられているという中で、やはりその根本にあるのが米軍最優先のものであると私は認識しております。村民の安全、それが県民の安全も込めて、本当に強い意見を出し、あるいは村としてその意思を示して、ぜひこの看板は設置していただきたいという思いがあるんですけども、この日米地位協定は今、政府、自民党の中でも総裁選挙ということで、誰一人口にする人もいないですし、やっぱりアメリカとの2国間協議等の問題として、全然取り上げてくれないと。県知事が幾ら改定を望んでも、その話にさえ乗っ

ておかないという状況ですので、やはり地方のほうから声を上げていかないと、その問題は県知事だけの話かなというふうに思われてしまったら困るものですから、我々は事件、事故があるたびに、意見書や決議を出して、この地位協定の改定をしっかりと毎回入れているんですけども、それでもやっぱり前に進まないという中では、やはり強い意志を示したほうがいいんじゃないのかなというふうに思っているものですから、私としては、ぜひ必要だということで、やっぱり懸垂幕があるからということではなくて、やっぱり懸垂幕も二、三年すれば切れたり、あるいはもう使えなくなったりして、変えないといけないという状況になるかと思うんですが、その後にも、それを、じゃ、もう少し検討して前向きに設置に向けてやっていきませんかとか、そういう話を、庁舎で、皆さんのほうで、ぜひ御提案できればいいのかなと思っているんですけども、そのあたり、課長どうですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

日米地位協定の抜本の見直しにつきましては、本村としても、沖縄県としても、見直しが必要だということは、以前から強く申し上げているところでございます。

看板設置につきましては、意思表示として、我々としては、ことを成し遂げているとは感じておりますが、そういう強い要求要望というのは、我々一村では難しいと思いますので、近隣市町村の状況を確認しながら、看板の設置、強く訴えるということは検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 我々村議会としては、先ほど言ったとおり、きっちりとアメリカにも、そして政府にも考慮しているということで、やっぱり近隣市町村の状況を見ながらではなくて、

我々が率先してやっていこうという強い態度を示していただいて、前面に立つと。県と一緒に、しっかり頑張っていくと。そうすることによって、県民の安心・安全、それから痛ましい事件が相当頻発している中でも、少しは防げるんじゃないかというようなこともいろいろと考えているものですから、そういうところを踏まえて、40万ぐらいでできるのであれば、村はこうですよと、議会も率先して、そういうふうにやっていますよというような思い、強い思い、そして、態度を見せながら、村民にも強く示していただきたい。

これがもし村民がそういう事件があった場合、村としては、本当に思いを込めてやっているのかというようなこともちょっと心配になるものですから、いつ何時、本当に村民がこういう事件に巻き込まれた場合に、対応としては、いささかまだまだ弱いんじゃないのかなというふうに思っているんで、しっかりここは十分調査して、そして、前向きに検討していただきたい。まずはこれ、今日は提案ですので、これからまた、前向きに検討をお願いしたいと思っております。

次、②のほう、企画課長が検討、計画していくということですので、これしっかり来年8月23日、慰霊の日、それに向けてやっていくのか、そのあたりまた事前にやるのか。何らかの形でやっていくのかも含めて、村長が議員時代に語った平和の日の制定も含めて、どういうやり方が一番いいのか、村民に伝わるようなやり方はどうなのか、そういうのも含めて、しっかりと前進していただきますようお願いしたいと思います。

今本島を含めて、南西諸島の軍事要塞化が進む中で、これは戦争体験者からは戦前に似ているというような話をよく聞きます。昔はこうだったんだよと、戦争が起こる前は、何かいろいろつくられて、我々も駆りだされて、防空壕

をつくと。あるいはまた竹やりを持っている人なところで練習してと。あなたはこっち、あなたはこっちということで分けられて、どんどん戦争に向かって進められていたと。我々が分からない間に戦争が始まってしまったというような話があるものですから、やはりこれは、戦後79年ですね、現在。80年に向けて、戦争の悲惨さ、そして残酷さをこれからの子供たちにしっかりと伝え、二度と戦争が起こらないような取組をやらないと、やっぱり子供たちは全然戦争ということが分からないものですから、今の平和教育でいろいろ教育委員会の方もやっているんですけども、その中でも、しっかりとこういう状況はあってはならないということを村が率先して、教育委員会とも連携していただいて、子供たちに伝えていくと。戦争の起こらない世の中をしっかりとつくっていくということを発信していただきたいというふうに思っています。

あとは、この平和の80年に対して、恒久平和の発信に対して、村長、何か答弁できる部分があれば答弁していただきたいんですけども、どうですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 これまで、議員時代には、いろんな平和への訴えで、議員の皆さんも一緒に平和の礎の読み上げの活動をやってきました。本当に平和の大切さ、命の大切さというのをいろいろと子供たちのためにも伝えていきたいというふうに、今思っておりますし、先日中学生が訪ねてきて、平和についてお話をすることができました。私も、前職はガイドとして、いろんな生徒たちに平和の大切さ、命の大切さを伝えてきました。先日のこの中学生の話の中で、もちろん国と国との戦いである戦争反対というのは当たり前のこと。でも、その前に、やはり身近な人と人との小さな争いごとからやめていきましょうねという、私ではなく

て、別の方からそういう話があって、それがいじめのない世の中になるだろうということで、いろんなことを中学生と話すことができました。

今後も、80周年の節目ではあるんですけども、それだけにこだわらず、これからも村長として、子供たち、もちろん大人の皆さんにも発信していくことができると思っております。

先ほどの懸垂幕の件もそうなんですけど、旧庁舎からこの新庁舎へと移すというのを大城議員はずっと訴えておりました。それが懸垂幕になりましたけれども、本当に長期外されているということに対しましては、本当に申し訳なく思っております。それがあったから、今回の話も、やはりそういう思いをさせてしまったのかなというふうに思っております。また、引き続きこれに関しまして、いろんな検討をしながらいきたいというふうに思っておりますので、今後とも一緒に平和について訴えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これも報道でちょっと見たんですけども、教育委員会を中心にして、村内小・中学校の4校の教員約90名を対象にした、これは平和教育研修フォーラムということで、7月30、31日に、ひめゆり平和記念資料館、そして対馬丸記念館を訪れたということで、そこでまた、沖縄戦の実相を教員の皆様方が学んで、それを子供たちに広く伝えていくこと、それが私はやっぱり大きな意義があるというふうに思っているのです。

これは前年も聞いたと思うんですけども、毎年開催されていることだと思うんですけども、実際いかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森下雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

教職員の平和研修に関しては毎年行っています。ただ、コロナ期間のほうは一時中断しまし

たが、昨年度は中城村内の戦争遺跡をめぐっております。また、次年度も計画を進めていく予定です。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 やっぱり教職員の方々がしっかり現場を見て、戦争の実相を調べて、あるいは聞いてみて、それを実際に子供たちに伝えていくと、こういうことがあったんだよということで、この話を教育、あるいは子供たちに伝えられて、継承していただけることであれば、私は教育長をはじめ、そして、教育委員会をこれは高く評価したいと思います。ぜひ今後も続けていただいて、やっぱり教職員が変われば、また現場の雰囲気も変わると思っていますので、それはそれでしっかり続けていただきたいというふうに思っております。

教育長に伺いますけれども、この取組というのは学校が、例えば主体となってやられているのか、教育委員会、あるいは教育長の助言もその中であるのかどうか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 教育長になって翌年からスタートした事業です。一番思ったのは、教員が60年定年ということで、誰も戦争を体験した人がいない世の中になっていて、子供たちにどう平和を継承していくことができるのかというのが一番の課題でして、そのためにはやっぱり先生方が、知識だったりとかフィールドワークで、しっかりと子供たちに指導できる資質、能力を身につけないといけないということがあって、それでこの事業をスタートしました。いろんな方の力を借りながら、そういったことで、ぜひ子供たちに平和の大切さを継承していこうということでスタートしていった事業です。コロナ禍でしばらく途切れましたけれども、さっき主幹からあったように、去年はコロナ明けの

ちょっと心配もあって、遠出ししないで地元の戦争遺跡をやろうということで。今度からはこの対馬丸、ひめゆりに関しては、5年ほど前に下見をして来た経緯があって、それを今年度実施して、また来年に向けてどの地域をやっていくかということのをこれから取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 沖縄県には、いろいろな戦争遺跡があって、やっぱり読谷村のガマとか。あるいはまたほかのところのガマもいろいろあるし、やっぱり調べる、見るべきところは多分にあると思いますので、しっかり来年度以降も継続してやっていってください。

あと大卒3番のほう、学童保育についてなんですけれども、これ最初に言ったとおり、3月議会でも4月から始まるんですよということで、時間ないですよと言った覚えがあります。そのときも、定例会の中では協議検討しますということで話があって、今回もこれについては、公園周辺で計画しているということで、前年は新たな施設を協議すると、選定中とあった中で、今回はこういう周辺に計画しているということなんですけれども、公園周辺ということは、やっぱり今相当地震、津波が心配される中で、本当にそこで大丈夫なんだろうかというちょっと疑問があるんですけれども、今小学校を造っている中で、その辺りの周辺、旧幼稚園跡地とか、そういうところも候補に上がらなかったのかどうか。そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 幼稚園跡地につきましては検討しましたが実施に至らず、今回吉の浦公園周辺で準備を進めるという運びになっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今答弁で実施に至らず

ということは、何らかの課題があったということ  
と理解していいのかなと思うんですけども、  
この課題が何だったのか、やっぱり賃貸の問題  
なのか、あるいはそれ以外に何か理由があるの  
か、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 幼稚園跡地は村有地  
ではございませんので、新たな賃借料というも  
のが発生しますので、そういう負担を考えまし  
て、ちょっと検討をしましたけれども、実際進  
めるには至らなかったということです。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えば今進めている、  
じゃ、公園周辺というのは吉の浦公園だと私は  
理解しているんですけども、そこまで歩いて、  
1年生から6年生までずっと歩いていくのかど  
うか。何かまた送迎等も考えておられるのか、  
そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 送迎バスとか送迎車  
をその学童を実施する事業者が実施するという  
ふうに予定しております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 事業者が段取りをして  
いく、これは当然なんですけれども、事業者と  
の協議進展についての話し合いというのはやられ  
ているかどうか。私の聞いた範囲では、役場か  
らまだ何の連絡もないですよとしか聞いてない  
ものですから、そのあたりしっかり協議をして、  
事業者と。決まってからやっていくのか、やっ  
ぱり物語としては決まらない前にしっかり協議  
して、向こうも納得していただいて、じゃ、そ  
こだといいんですよ。こういうやり方も、運  
営の方法も、じゃ、これでいきましょうとい  
うような段階まで話し合って、しっかりとやっ  
ていかないといけないと思うんですけども、そ  
のあたり事業者とは、段取り、あるいは今の進  
め方でいいというような了解はもらっているの

でしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今後も協議してまい  
りたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 課長、だから、このま  
ま協議することはいいんですけども、今まで  
も、大体こういうような土地だということも含  
めて、事業者と、じゃ、ここら辺でいいです  
かというような話し合いもやられているのかな  
というふうな、今質問をしているわけです。協  
議はやっぱりやらないといけませんし、それ  
についての段階的なものを踏んで、事業者も  
納得したところで、じゃ、場所はここら辺  
ですよというふうな話し合いまでしているの  
か。あるいは、やっぱりまだ協議中だから何  
も言っていないのか。そこはどうですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 定期的とはではなく  
て、不定期ではありますけれども、これま  
でも協議はしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 やっぱりその学童の後  
ろに80名の子供たちがいるものですから、し  
っかりと対応していただかないと、これがまた  
待機児童になってしまったら、全然中城は何  
やっているんだと、子育て、日本一に向けて  
の取組が全然なっていないじゃないかとい  
うような話になってしまうかもしれません  
ので、そこはしっかり協議していただいて、  
事業者と、そして村と連携して。これ期間  
無いですよ。もうあと半年。4月といっ  
たら、もうあつという間に来てしまいま  
すので、本当に俺も間に合うのかなとい  
うように心配しているんですから、3月  
にも出した、6月にも出した、次、また  
9月にも出した。また12月にも出すか  
もしれない。あと4か月ですよという  
ような進捗は、ぜひスピードを早めて、  
事業者ともしっかり連携して、じ

や、しっかりここでやりましょうというような段階まで持っていかないといけないので、そこはやっていただきたい。

あと、教育委員会のほうに聞きますけれども、今小学校で2支援使わせていただいているんですけども、これはもう、3月いっぱい、終了するのか、あるいは解体する直前まで延長もできるのか。その点いかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

中城小学校の校舎改築の完成が令和7年9月から開校となりますので、それ以前まででしたら、使用は可能だというふうに考えています。どうしても開校と同時にグランド整備を行いますので、解体工事が入りますから、令和7年8月いっぱいまでしたら借用可能というふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今担当課である子ども課のほうに質問集中しているんですけども、やっぱり子供たちは小学生でもありますし、教育委員会も何らかの形で連携していかないと、すんなり話が進まないのかなと思っていますので、そこは教育でも、いやもう学童保育は子ども課の管轄だから、向こうに全部お任せですよというような取り組み方ではなくて、しっかり同じ中小、あるいは近辺の子供たちが、今小学校実際使っているわけですから、そのあたりも含めて、協力できるところ、あるいは協議できるところはしっかり、事業者も呼んで三位一体で取り組んでいただくよう、そのお考えはありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

私も、こちら教育委員会になってから、この学童とも実際、使用許可を得る場合については、

その施設長及び学校長と教育委員会と、直近では子ども課も入ってもらって、協定を結ぶ際にはこうしていこうという、安全管理も含めてですけれども、そういった内容を含めて協定を結んでおります。ですので、今後も教育委員会としても考える部分については、こちらと情報共有しながら、学童の存続のほうについては考えていきたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 子ども課と、そして、教育委員会しっかりタッグ組んで、善処できるようにしっかり対応していただきたいと思います。子供たちに不利益が出ないような形で、取り組んでいただくようにこれは強く要望いたします。

一番は期限が迫っているということですので、いつまでも協議、協議ではこれ始まっていきませんので、しっかりもう決定して前に進めていく、あるいは建物を建てていくと。子供たちの安心、子供たちだけではなくて、預けている父母にも、しっかりと安心を与えていけるような体制をぜひつくっていただきたい。今父兄の方々も心配しているんですよ。来年取り壊されたらどうするのというような話がちらほら聞こえるものですから、そこはしっかり対応のほう、村長、副村長以下、しっかり取り組んで、前向きに検討して行ってください。

それは3番の②のほう、認可外保育学童についてなんですけれども、これ3月定例でも、必要があればプラス検討するということだったんですけども、今回は、先ほどの答弁、もう一度課長にお願いできますか。

○議長 伊佐則勝 子ども課長 比嘉昌子。

○子ども課長 比嘉昌子 御質問の認可外学童施設の認可に向けての取組というものは実施しておりませんが、小学校区で低学年の待機児童が発生する場合は、支援数を増やす必要があると考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは、中小は教室も3教室増やすということで、子供たちが増えるのは確実に増えていきます。今各学童、これ今中小区域の話をしているんですけれども、やっぱり弾力受入れということで、5名ないし10名が多めに受け入れられている状況ですので、やっぱり子供たちが利用する機会というのはおのずと増えてくるというふうに思いますので、そのあたりも、やっぱり今にこにこ学童クラブというのは、今年で4年目を迎えています。3年間は夫婦でやって、1人支援員を使ってやっているんですけれども、もう夫婦の採算というのかな、給料ほとんどないという状況で3年間を過ごしている中で、その中でも40名の子供を預かっているというのは、やっぱり私は村としては充分考慮しないといけないなというふうに思っているんで、そのあたりも含めて、いつまでもこういう状況で事業者もできるわけではないというふうに思いますので、向こうがやらないといった場合に、あとどうするんだということで、また二、三年、これが決定するまでかかってしまった場合、これはまた預けている父兄も大変厳しい思いをしてしまうということですので、そのあたりも充分踏まえて、やれるところはしっかりやっていくということをお願いしたいと。

ちなみに、今、学童1支援について、大体年間予算というのはどのぐらい出しているんですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 資料持ち合わせておりませんが、おおよその予算ですと40名1支援で約1,000万の補助金が交付されます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 大体資料見れば1,000万ぐらいですね。その中で、村の負担分というのが大体どれぐらいになりますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 国3分の1、県3分の1、村3分の1ですので、おおよそ330万円ということになります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは父母からの要望もすごく強いものですから、何でできないのと、いろいろな取り決めがあるので、予算的にも厳しいですし、やっぱり認可外ということで、子供たち一人一人には少し補助金をあげているんですけれども、その中でもやっぱり認可して、330万円程度で40名以上の子供たちがしっかりこうして育てられるのであれば、私はいいんじゃないのかなと思いますので、その後も、担当課が中心にしっかり対応して、できるような形で前向きにぜひ取り組んでください。

最後になりますけれども、9月6日に吉の浦会館で行われた役場周辺のまちづくりに関する説明会で、多くの村民が参加して、担当課による説明あるいは質疑が行われました。質疑の中では、呉屋課長を中心に、一人一人に丁寧に、そして、分かりやすく答えられていたと思います。31ページになる冊子も準備して、いろいろと村の行く末をしっかりと説明して、とてもいい説明会でした。私としては大変評価するところであります。村民の皆様にも、ぜひ説明責任を果たしていただいて、理解を得ることが一番大事ですので、今後ともしっかりと説明責任を果たしていただくように強く要望して終わりたいと思います。

以上です。

○議長 伊佐則勝 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時50分）

~~~~~

再開（11時05分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告書のとおり一般質問をしたいと思えます。

議席番号2番、玉那覇 登でございます。

大枠1、中学生の地域ボランティア活動について。

現在、中学生が地域の行事にボランティアとして参加しています。その活動の目的と内容をお伺いします。

大枠2、戦後80年の取組について。

来年沖縄戦が終結して80年になります。これまで様々な形で戦争の悲惨さや、また平和の尊さについて学ぶ機会がありました。80年という節目の年に当たって、村として何か取組はあるかお伺いします。

大枠3、子供政策について。

令和5年6月に異次元の少子化対策として、こども未来戦略方針が出されました。その中で支援策として、子ども誰でも通園制度があります。県内の自治体でもモデル事業としてスタートしています。本制度の施策の目的と内容をお伺いします。

大枠4、マイナ保険証を持たない被保険者への対応。

マイナンバーカードを取得し、保険証をひもづけるよう、政府から広報されていましたが、まだ取得していない方がいると思えます。紙の保険証は12月2日に廃止されます。廃止後は資格確認書が交付されることになっていますが、何点かお伺いします。

①本村の高齢者の取得は何パーセントか。これはマイナ保険証です。

②本村の後期高齢者の取得は何パーセント。これもマイナ保険証の有効期限、失礼しました、

資格を確認して。

③有効期限はいつまでか。

④有効期限が切れて、再交付の手続はどのようになっているか。

⑤マイナ保険証を使用しないことによる不利益はないのかお伺いします。

大枠5、全国中学校体育大会の競技大会の廃止について。

日本中学校体育連盟は、6月に全国中学校体育大会において、令和9年度以降9競技、水泳、ハンドボール、体操、新体操、ソフトボール男子、相撲、スキー、スケート、アイスホッケー、この9競技を取りやめると発表しています。中学生にとって全国大会がなくなるということは目標がなくなるということで残念に思われますが、本村への影響はないかお伺いします。

以上、答弁よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、玉那覇 登議員の御質問にお答えいたします。

大枠1に関しましては、生涯学習課、大枠2は企画課、大枠3がこども課、大枠4が住民生活課、大枠5が教育総務課になります。

私のほうからは、お尋ねの大枠1について、所見を述べさせていただきます。

現在中学校のほうでは、ボランティアカードが発行されております。それがきっかけとなり、生徒たちが地域活動に参加するのが目的ではないかなというふうに思いますけれども、清掃だけではなくて、敬老会で児童・生徒が舞踊を披露したとか、そのときには自治会でもって、この印鑑を押してもらっているようです。清掃だけではなくて、個々に合った活動ができて、地域貢献できる喜びを今後も知ってほしいなというふうに思っております。

また、大枠2についてでもありますが、先ほどもありましたように、本村では毎年全教員が、夏休みを利用いたしまして平和学習を行ってお

ります、今後それが児童・生徒に伝わっていくものであると期待しておりますし、戦後80年のこの節目に、村民みんなで平和と命の大切さを考える事業が開催できればというふうに思っております。

以上でございます。詳細につきましては、また各課のほうから答えさせます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の中学生の地域ボランティアについては、生涯学習課長が答えます。

私のほうは、大枠5の全日本中学校体育連盟の9競技の廃止についてですが、私としても継続してほしいと思っておりますけれども、県中体連からは、運営面の厳しさ、その競技への選手の参加者の減少等から廃止が決定したと聞いています。

本村も今年度水泳で九州中体連に参加した生徒がいました。中城中学校では、これらの9競技のうち、ハンドボール部だけが学校の部活動として活動しています。九州大会への派遣は県大会で優勝、準優勝しないといけません。学校側は現在のところ影響がないということです。

また、中体連主催の全国大会は廃止になりますが、協会主催や各種団体主催の大会は継続して行われるものと思っています。選手はその派遣がかかっている大会を目標に、今後も取り組んでいくものと思っています。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 玉那覇 登議員の大枠1についてお答えします。

児童・生徒が地域活動へ参加することで、地域のつながりを深め、多世代と交流することで、地域人材の育成や地域で子供たちを育てる環境づくりを目的とした、地域学校協働活動推進事業の一環といたしまして、児童・生徒の地域行事や地域活動、ボランティアへの参加を推進し

ております。

また、中城中学校では、キャリア教育の一環としてボランティアカードを発行し、生徒の地域活動への参加を後押ししております。

現在の主な参加活動としましては、春と秋の地域全体清掃や12月のCGG運動の清掃活動と、あと、村の陸上競技大会の運営補助などを行っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠2についてお答えいたします。

村長答弁にもございましたとおり、戦後80年の節目として平和記念事業を計画してまいります。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 子供政策について、子ども誰でも通園制度についてお答えいたします。

子供が家庭とは異なる環境で、家族以外と関わる経験を持つことや、家庭で子育てをする保護者の孤立感や負担軽減を目的に実施されます。月一定時間、現在の施行実施では月10時間、保育施設等へ通院できる制度です。令和6年度は希望した自治体にて施行的事業を実施中であり、令和8年度には全市町村にて実施されます。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 玉那覇 登議員の大枠4の御質問についてお答えいたします。

まず1と2についてです。

国民健康保険に加入している65歳から74歳の前期高齢者のマイナ保険証の取得率は約52%です。

②75歳以上の後期高齢者の取得率は約38.8%となっております。

③についてです。マイナンバーカードの有効期限についてですけれども、18歳未満の方は発行の日から5回目の誕生日まで、18歳以上の方

は発行の日から10回目の誕生日までとなっています。

④についてです。マイナンバーカードの有効期限切れの再交付の手続についてですけれども、有効期限3か月前に国のほうから通知が届き、手続を行うこととなります。有効期限が切れた場合でも、最初の手続は可能となっています。その場合は、スマホやパソコンの専用サイト、役場の窓口等で手続を取ることが可能です。

⑤についてです。12月2日で新規の健康保険証が発行されなくなりますけれども、保険証に変わる資格確認書が発行されることから、マイナ保険証を使用しないことによる不利益はないと考えています。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ちょっと今答弁で、住民生活課の④の有効期限切れの再交付というのは、これはマイナンバーカードではなくて、資格証のことをお願いできますか。

休憩でもいいんですけども、紙の健康保険証だったら1年ごと交換ですよ。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（11時19分）

~~~~~

再開（11時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 今、中学生の地域ボランティアということで、ボランティアカードというものがあって、それに自治会長あたり、担当の方が印鑑を押して確認するというふうなことがありました。内容としては、春秋の一斉清掃と、CGG、クリーングリーンレイシャスの清掃活動、あと体協の陸上競技等のスタッフとしてやっているということでありました。やっぱり地域に下りてきた場合には、今のところはCGGと春秋の一斉清掃しか来ないんですよ。やはりせっかく多くの生徒が、結構多いん

ですよ。津覇の例をとっておりますと、20名ぐらい来ますので、せっかく来ている生徒たちが、ほかのものにもできるかどうかというのと、あと、自治会長の印鑑を押して、その場は終わって学校に戻るということで、その後の学校での指導はどのようにしていますか。印鑑を押してもらって、ああ、行ったなぐらいのものなのか、それを発展的に何かさせているのか、その後の学校での指導はどのようになさっていますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森下雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

中学校のボランティア活動への参加についてですが、学校のほうも生徒たちがボランティア活動できる場を探しているようです。ですから、もし学校のほうに、このようなボランティア活動募集していますというお話をいただければ、先生方、生徒の都合等もありますが、積極的に参加するような意欲があるということです。

ボランティアカードの指導に関しましては、子供たちの行動の記録、成績等、また、キャリアパスポートというのがありますので、そちらのほうに反映されています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 先ほどもちょっとお話ありますけれども、せっかく多くの生徒が参加していますので、やっぱり地域に送るというふうなことであれば、先生方への負担もないだろうと思いますので、地域の行事に参加することによって、地域との関わりを持って、地域の良さなども知って、将来はまたこの子たちが地域行事に積極的に参加するというので、将来の地域を支える人材になると思います。

地域の子は地域で育てるというふうな、標語みたいのがあるんですけども、やはり学校と地域が連携して、いい環境の中で育てたいなというふうに思っておりますので、その辺はどういうふうに思っていますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森下雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

学校教育におけるボランティア教育の位置づけの中で、学校内外に生徒の社会的活動を促進して、自立、自主、協働の精神、また社会の形成に参画しという目的があります。議員がおっしゃるように、生徒が地域に出て地域に貢献するというのは望ましい姿と思いますので、学校教育のほうでも取り組んでいきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 先ほどそういったボランティア活動をした場合に、評価を学校で行うというふうなことがありましたが、やっぱり地域との関わりが非常に薄い今現代で、子供会も地域では衰退していつてなくなっていくとか、青年会もなくなっていくというふうなことからしますと、やっぱり地域に行事に、いろいろ参加をして、参加をさせて、この地域の行事について、グループでもいいし、個人でもいいんですが、その行事の意味とか、なぜこういった行事をするのか、この行事をすることによってどういうふうになるのかとか、そういった歴史であるとか、そういったいろんなものが調査研究をして、学べると思うんです。

それを学んだ上で、また学校に帰ったら、学校で何らかの、総合学習の時間でもいいし、何らかの時間を取って、全体の前でプレゼンテーションで発表させるとか、それを発表したものに対して、学校長であるとか、教育委員会でもいいですので、表彰を行うというふうなことをすると、もっと生徒たちが意欲的に、そういった活動をするんじゃないかなと。

ひいては、また3年生になると、また高校受験等も控えていますので、そういった調査書への記入であるとか、表彰状のまた証明書類とか、子供たちにとっても非常にいい結果が出ますので、学校に戻っても、そういった発表会を設定

するとか、そういったことを、負担にならない程度に、教職員の負担にならない程度に、そういったものができたらいいかなと思っていますけれども、どんなでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 御提案ありがとうございます。

中城中学校では、中学校1年生に総合的な学習でござまるコースというのがあります。こちらのほうで、生徒が自分の興味関心課題に応じた調査活動、それから、発表活動を行っております。昨年度につきましては、中城村の特産品や沖縄の伝統文化をどのように残すかなどを学習の調査活動、そして、発表を行っております。

こちらにつきましては、中城村教育の日に、入り口のモニターで発表しております。このように、生徒が学習した取組、地域で学んだことを発表する場がありますので、またこういったことに関して熱心に取り組んだ生徒に関しては表彰等を行っていききたいと思います。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 褒める教育も大事ですので、あらゆる学習の場で、そういった活動に対する表彰とか、そういったのをやって、子供たちを伸ばしてほしいと思っております。

次にいきます。

戦後来年80年になるというふうなことで、そういった記念、そういう80年の事業を行いますというふうな答弁がありました。先ほど大城議員にもありましたが。

ちなみに那覇市のほうでは、1944年、昭和19年、今年で80年という10・10空襲があつて、空襲で焼け野原になった那覇市の写真展も行っているというふうなことがあります。

同じく1944年9月7日、現在の沖縄市嘉手納基地の中にある旧越来村で、旧日本軍がアメリカ軍に降伏する文書に調印しました。文書調印

式がありました。沖縄市では条例でその日を沖縄市民平和の日と定めております。沖縄市の沖縄戦として、写真や証言集、証言などを映像で紹介する企画展を行っております。

本村においても、これまで村内の戦争遺跡や証言をまとめた平成2年度に中城村史第4巻沖縄戦争体験編を発刊されています。さらに、平成28年度から令和3年度にかけて、中城村沖縄戦調査事業で中城村の沖縄戦と題して、資料編と証言編の前編後編ということで発刊されています。これ見て、大変すばらしいものだと思います。

それ以外にも、ほかにもそういった資料や写真とかいっぱいあると思いますので、そういった活用もしながら。何か村としてできればいいかなと思っております。

それと合わせて、そこで伺いますが、来年は戦後80周年という節目の年であります。二度と悲惨な戦争を繰り返さず、後世へ平和を継承するためにも、平和の日を定める条例制定などを行ってはどうか伺いますが、村長どんなでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

新垣博正議員の質問にもお答えしましたがけれども、戦後80年の節目に合わせて、中城村平和の日の制定の検討に入っております。平和事業や平和教育は、何年目だからやるということではないと考えておりますが、節目に当たって、これまで制定してなかった平和の日、中城におきましても、中城にゆかりというんですか、事実上沖縄戦に係わっている日などもございますので、その辺は十分に検討し、来年度制定に向けて、取り組んでいきたいと。

あわせて、平和の日当日は、できれば祈り念ずると書く平和の祈念事業として、制定の宣言と、平和の日の周知をしながら、平和について考える場所の創出として、記念事業を計画して

まいりたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 分かりました。

村長も議員時代に平和の日の制定の提案もあったと思いますので、検討されているということで、来年はもう条例制定されるというふうなことで、期待をしております。

やはり村がそういった平和の記念事業を行うのに当たり、やはり学校としても教育委員会としても、何らかの平和の記念事業みたいなのをやるのかなと思うんですが、毎年この慰霊の日前後になりますと、平和学習とかそういったのを今までやってはいるんですけども、私がちよっと今去年、去年ですかね。これは、県レベルの礎の読み上げ、礎に刻まれている戦没者の読み上げですけども、そういった平和の日の周知するためにも、小・中学生でもいい、小学校でも中学校でもいいんですが、平和の日を周知するためにも、平和の日の前後、週間、平和の日週間みたいなものを設けて、中城村の平和の礎に刻まれている戦没者の名前を、児童・生徒に読み上げる取組とか、そういったのもいいのかなと、さらに、各字の生徒たちが、各自分の字の戦没者を読み上げると。伊集の生徒が伊集の戦没者を読み上げるとか、そういうふうなことになる、やはり子供たちにも、もしかすると自分のひいおじいちゃん、おばあちゃんがいるかもしれませんね。そういった意味でも、平和に対する意識も変わるんじゃないかなと思っていますので、もし平和学習の一環として、負担のない限りでできればと思っております。よろしく申し上げます。

次に、子供政策について。

施策の目的と内容を答弁がありました。議案41号ですか、そこで、30名から25名に定員が、1保育士当たり少なくなるというふうなことで、さらに保育士不足が心配される中ではあるんですけども、そういった中で、また2026年度か

ら制度化されるというふうなことでありますが、この事業の委託先は、事業者、村が、例えば事業者ができるというふうに判断した場合は委託することができるというふうにありますけれども、これは認可外でも、例えばこの認可外の保育園ではあるんだけど、村から見て、村が委託先として判断できるというふうなことがあれば、認可外でも指定委託できるのか。それからまた、認可外の保育施設に周知はされているかどうかちょっとお伺いします。

○議長 伊佐則勝 子ども課長 比嘉昌子。

○子ども課長 比嘉昌子 子ども誰でも通園制度は、現在モデル事業として各自治体、手を挙げたところで実施しております。県内では2市町村、2市、2つの市がモデル事業を実施しているというふうに聞いております。

今回認可外の保育施設でも委託とかそういう可能かどうかというのも含めまして、これは今モデル事業ですので、今後またそれが可能かどうかというのをちょっと精査していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ちなみに今モデル事業として2市が行っているというふうなことでありますが、浦添が7月1日から開始して2か月がたっているというふうなことで、非常に利用者からしたら、日頃のこの孤立感、育児に対する孤立感であるとか、仕事もできるようになったというふうなことで、非常にいい成果が出ているようであります。もちろん課題もこれから出てくると思うんですけども、これもぜひ、待機児童を減らす意味でも、これから取り組んでいかななくてはならない事業だと思っておりますので、2026年度からは制度化されるということですので、ぜひ保育士も、月曜日の答弁にもありました、答弁じゃなくて質疑ありましたけれども、子ども課だけじゃなくて、全課、全職員、私たち議員も、そういった保育士をみんな

で探せるように頑張っていないといけないなど思っておりますので、待機児童を少なくするためにお互いに頑張っていきましょう。よろしくお祈りします。

次に、マイナンバーカードについて。

マイナ保険が、12月2日に廃止されるということですが、またこれが延長になるかということのちょっとあやふやな時期で、自治体がもう相当苦労しているのかなと思います。意外と、本村が65から74まで、本村の高齢者が52%、半分以上が持っている。75歳以上の後期高齢者が38.8ということの数値を見て、私はいい数値だなと思っています。というのは、全国でも、今年の7月時点でマイナ保険証の利用が11%しか利用されていないということで、残りの9割は現行の紙ベースの保険証を使っているというふうなことが出ていましたので、こんなにたくさん数字が出ているということで非常に喜んではいます。

これまで、マイナ保険証にひもづけするときに、いろんな誤りが、入力誤りとか、情報が漏れたりとか偽造されたりとか、そういったいろんな、マイナ保険に関して、いろんなマイナスなイメージがありましたので、そういったものが解決されないと増えないのではないかなと思っていました。

マイナ保険証を利用することで、またプラス面もたくさんあります。医療の情報が共有できるとか、医療控除が自動でできるとか、切替えがすぐできるというようなことが、いろんな、それ以外にもありますので、これから12月まで、また、マイナ保険証を一人でも多く増やす取組と、また、これからマイナ資格確認書の作成で、かなりの負担を強いられると思いますが、しっかりミスのないように頑張ってください。

以上です。

次、中学校の体育連盟が3年後、令和9年から9競技取りやめるというふうにあります。教

育長からの答弁もありましたけれども、協会であるとか、団体がそのまま引き続き開催するという競技もあるようです、本村にとっても水泳が影響があるというふうなことで、ハンドボールも、本村に部活があるというふうなことで、ハンドボール以外は、その部活はないわけですよ。なくても、やっぱり競技には別の、例えば施設で練習をして競技に参加するというふうなことはあるのかなと思います。中学校の現在の部活動の加入率は大体何パーセントぐらいですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

65%前後となります。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 65%というのは、この文科系活動もスポーツ系活動も両方含めて65%ということですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 文化系を含めると70%前後となります。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 いい数値なのか、ちょっと悪い数値なのか、ちょっと判断はできませんけれども、分かりませんが、時代の流れで、全国中学校体育連盟も、全国の設置率が20%以下の競技はもう取りやめをするというふうなことであります、やはり少ない競技であっても、やっぱりできることであれば、競技の数は多いほうがいいのか。やっぱり生徒の選択の枠が広がりますので、やっぱり少ないからもう閉じるとか、そういうふうなことじゃなくて、オリンピックでも、いろんな、私たちが見たことのないいろんな競技もありますし、競技がマイナーだから閉じるとか、そういうふうなことがないほうがいいのか。と思っておりません。中城村からオリンピック選手を出そうというふうな呼びかけもよくありますので、種目に

よっては、この競技大会を通過してオリンピックに参加した選手も結構いるというふうな種目もあるようです。しかしながら、今般少子化が進んで設置率が低くなっているというふうなこともあって、また、部活の外部移行とか、そういったものに伴って、地域クラブの大会等が進んで、学校の部の全国大会の権威と言いますか、それが薄れてきているのかな。さらに大きなものとしては、大会を運営するためには、協会の力を借りたりとか、また教員が負担も多くなるというふうなことで、教員の負担軽減とか、そういったのもいろんな要因があつての判断だったのかなと思っております。

あと3年後というふうになりますと、今の小学校の3、4年生ぐらいというふうには、大体該当するのかなと思いますので、この子たちが、やっぱり中学校に行っても、クラブがないとか、そういうふうなことで道が開けるように、これからはまた子供たちの指導をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時48分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、小橋川恵美議員の一般質問を許します。

小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 皆さん、すみません、まず初めに、通告書の訂正をお願いします。

大枠2の子ども議会の「設置」についてを「開催」についてに変更をお願いします。

では、始めていきたいと思ひます。

まず初めに、比嘉麻乃村長に関しましては、

3月定例会の後の村長出馬表明から選挙当選、就任、公務と怒涛の5か月余りを村民の皆さんの期待に応えられるよう、スピード感を持って、現在も公務をこなされていると印象を受けております。前浜田村長が気がつかなかった細やかな部分にも目を向けて、今後も改革していくことを期待しております。

そして、麻乃村長が公約に上げております、みんなが幸せで明るい元気な中城村をつくっていききたいという思いは、この議場にいる皆さん全員同じ思いであると思っておりますので、これからも行政、議会、村民も一緒に頑張っていきたいと思います。

では、これから私の一般質問を始めていききたいと思います。

議席番号1番、小橋川恵美、通告書に沿って一般質問を行います。

ではまず、大枠1、児童館の運営の見直しの提案。

近年、子育て世代は共働き世帯が多く、子供が小学校へ進学すると、放課後は学童クラブや児童館などで過ごす子供たちが多くいると思っておりますが、そこで児童館の運営に関して伺います。

①児童館の目的とは。

②令和6年度の6月と8月、夏休みの利用者数を伺う。

③利用時間と開館日を伺います。

④親の仕事の出勤時間なども考慮して開所時間を見直すことはできないか。

大枠2、子ども議会の開催について。

現代社会において子供たちの意見や視点は地域の発展に置いて非常に重要です。子供たちが自らの意見を表明し、地域の課題解決に参加することで、彼らの成長を促進し、地域全体の活性化にもつながります。そこで、子ども議会の開催について提案をいたします。見解を伺います。

大枠3、地域防災組織結成の強化について。

日本において、近々の自然災害の多さから、本村でも地域防災組織の結成や円滑な組織体制の強化、住民へ防災活動の周知や研修などを早急に強化していく必要があります、以下のことを伺います。

①本村に各自治会の防災組織は幾つありますか。

②防災組織結成する際に補助金などはありますか。

③防災組織の運用の課題はありますか。

④現在の担当職員と地域を密につなげる防災コーディネーターを配置し、各自治会の組織体制を強化することはできないか。

大枠4、泊交差点信号機設置について。

令和4年9月の一般質問にて、泊交差点の信号機設置を要望しており、本村からも宜野湾署に要望しているとの答弁がありましたが、その後の進捗を伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、冒頭に温かなお言葉ありがとうございます。今後も、議会の皆さん、そして職員と力を合わせて、みんなが幸せで明るく元気な中城を目指してまいります。

それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては、こども課、大枠2は教育総務課、大枠3が総務課、大枠4が住民生活課がお答えいたします。

私のほうからは、大枠2、子ども議会の開催についてということで、以前は本村におきましても、子ども議会が開催されたこともあったようでございます。私も、村議時代に子ども議会の開催について提案をさせていただきましたけれども、やはりそのときも、課題などがありまして、開催することが叶いませんでした、できませんでしたが、今後、どうやれば開催できるのか。やはりおっしゃるように子供たちの意見

とか、視点は本当に大切に、今でも中学生から村長宛に手紙が来たりとか、メールが来たりとかしますので、本当に子供の目線はすごいなというふうには感じておりますので、今後また協議をしていきたいなというふうに思っております。

じゃ、詳細につきましては、各担当のほうからお答えさせていただきます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の子ども議会についてですが、学校側から要望があれば検討したいと思っています。現在教師の働き方改革で、教材研究の時間確保や行事の精選を行うよう校長会等で指導助言をしているところです。開催については、再度校長会、教頭会で話をしていきたいと思っています。

詳細については、教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大枠1、児童館の運営についての①から④までお答えいたします。

①児童館は18歳未満の全ての子どもを対象とし、健全な遊びの場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としております。

②令和6年度6月利用者数は延べ人数511名。7月利用者数延べ人数548名。8月利用者数延べ人数632名となっております。

開園時間は午前10時から午後6時までとしており、開館日につきましては月曜日から土曜日となっております。祝日と年末年始、12月29日から1月3日、慰霊の日は除きます。

④委託事業者と調整を行い、他市町村の状況を確認しながら検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠2についてお答えします。

児童・生徒が地方自治への興味関心を高めることや、キャリア教育の一環として子ども議会を実施することは大変意味のあるものと考えま

す。

一方で、学校では教職員の働き方改革として、学校行事の精選に取り組んでいるところであり、新たな行事として子ども議会を行う場合には、児童・生徒への質問事項の収集や議会進行の流れをレクチャーするなど事前に準備する必要があり、さらにその授業数を確保する必要があると考えます。

地域の課題解決や活性については、学校において様々な取組、意見考える場を設けています。教育委員会としては、学校から要望があれば、何とか周年事業等で実施できると考えています。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、小橋川恵美議員の大枠3、①から④についてお答えいたします。

まず①でございます。本村の防災組織結成状況につきましては、8組織が結成されております。伊集防災組織、北浜、津覇、奥間、泊、久場、サンヒルズタウン、南上原防災組織の8組織になっております。

②でございます。新たに自主防災組織を結成する団体に対し、自主防災組織補助金として支援を行っております。まず、資機材購入補助として30万、これが1会計年度30万でございます、この30万を3会計年度、3年間補助を行っております。

次に、訓練実施の際の補助金として5万円を補助しております。

その他といたしましては、自治総合センター、宝くじ助成金の、採択された場合に、備品などの購入費用補助として活用できる200万円の補助がございます。

③でございます。災害時の対応について、災害避難などの取組や活動役員の不足、資機材の使い方などへの不安が上げられます。組織全体を把握する防災リーダーとなる人材が必要であると考えております。

④でございます。防災に関する様々な相談などに対して、防災コーディネーターとしての資格を有する人材の配置は行っておりませんが、経験を持つ職員により、資機材の使い方、購入補助関連、避難経路の確認、防災全般における対策などについて説明・対応を行っている状況でございます。専門的な対応をする場合におきましては、関連機関からの講師の派遣なども調整しておりますので、防災力強化において活用していただければと考えております。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 小橋川恵美議員の御質問の大枠4についてお答えいたします。

令和6年度においても、宜野湾警察署と現地の確認を行っており、信号機についても相談しておりますが、信号機の設置新規設置については、いい回答が得られていない状況です。しかし、交通事故が発生している状況がありますので、事故が起こらないためにも、宜野湾警察署と協議しながら、交通安全対策について検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 答弁ありがとうございます。

それでは再質問を行います。

まず、大枠1の児童館の運営の見直しについてですが、こちら②の利用人数ですけれども、平日の学校終了後の利用人数と、土曜日、休みの日の人数などが分かればお伺いします。一日のでもいいですし、全体ではなくて。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 8月の632名、延べ人数の場合の報告書はこちらとしても把握していますが、平日が利用者数が40名とか、曜日によってかなりバラつきがございます、40名のときもあれば23名のときもあり、土曜日も28名とか、平日と土曜日を平均しますと土曜日のほうが少なくて、平日の方が多い傾向がございます。

す。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

じゃ、土曜日が割と少ない傾向もあるということなので、親御さんがお休みのときなどとかは利用が少なかったり、お友達がお休みだったら利用が少なかったりするのかなというところもあるんですけれども、平均して、大体単純に開所時間で割ると、大体28名ぐらい、30名程度の利用ということになるかと思うんですけれども、この利用者のお子様たちの安全対策や保険、学童ですとかですと保険とかに入っていると思うんですけれども、保険の加入状況などはどうなっていますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 児童館の運営委託費用の中に保険料含まれておりますので、最初の登録のときに、子供たちの保険というのも加入しております。

加えて火災報知器、防犯カメラ等もございまして、安全対策はなされていると考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、③なんですけれども、開所時間ですが、今現在10時から6時までということで、開所時間を行っておりますけれども、これは開設した当時からこの利用時間ということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えいたします。

児童館の設置及び管理に関する条例というのが平成21年に設定されておまして、そのときに、第5条の中に、開館時間は午前10時から午後6時までとするというふうにあります、これがずっと運用されている状況でございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 開設が平成21年とい

うことで、結構な、開設してから年月がたっているかと思うんですけども、この開設時間ですとか、児童館の運営に関しまして、今この事業委託者、委託業者との課題等などはありますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 課題等は、主に人の職員の確保などが児童館からは伺っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 児童館の運営に関してなんですけれども、この開所時間、職員の確保が難しいということが、今課題ということではありますが、この開所時間、今10時ということではありますが、通常のお仕事しているお母さん、子育て世代という、普通の学校の平日、子供が学校に行っている時間、小学校の時間というのは、もう8時頃から学校が始まりますので、主に夏休みとか、長期休暇にはなるんですけども、ちょっとこの時間帯というか、朝の時間帯の空白というか、仕事に行くけれども、子供を児童館が利用できたりとか、子供が遊びにいける先が10時から開所ということで、思い起こせば、私の子供が小さいときも、ここちょっと問題だったなというところがあるんですけども、そういう御意見、住民、子育て世代の方からの御意見等などは役場に上がってきたりはしないのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほど行政懇談会の中でも、自治会、どこだったかちょっと記憶がないんですけども、保護者の方から開園時間を早くしてほしいという意見はございました。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、私たち親世代、子育て世代の希望としても、やはりこの10時の開園、開所時間に合わせて間に合わない。結局子供を置いて仕事に行くことはできないので、一旦おじいちゃんやおばあちゃんに預

けて、そこからまた、児童館におじいちゃん、おばあちゃんが送り届けるという声などもありますので、その時間帯等を見直していくということは可能でしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほども課題に申し上げましたとおり、時間を早める。例えば今10時開館を8時に開館するとなりますと、現在職員2人でこちら委託しておりますので、職員の確保であるとか、そういう委託料のまた算定であるとか、そういうこともありますので、委託事業者とまた調整を行って、他市町村の状況とか、他市町村の開館時間はどうなっているとか、そういうことをちょっと確認しながら検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ちょっと私も確認したところ、この沖縄県内の児童館、ほぼ10時から6時の開館時間が多くありました。でも一部やはり改定されて、9時から、浦添市だったか、豊見城などは9時から開いている個所もありますので、財源の確保ですとか、そういうことはあるかと思うんですけども、やはり今の時代、開設した当初のまた時代と、私たちの今の働くお母さんたちの数も多分増えていると思いますので、この辺のまた見直しを検討していただけないかなと思いますので、また、次年度に向けて委託事業者の方と検討をお願いします。

では、次にいきます。

②子ども議会開設についてなんですけど、今現在開催している市町村はありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

県内の子ども議会の実施状況につきましては、令和5年度うるま市が調査を行っておりますので、それを基に、また私が聞き取った結果をお伝えしたいと思います。

恩納村は、うんな中学校開校時に行っている

と。うるま市は3年おきに実施している。今年度実施予定だったそうですが、実施方法の見直しのため、翌年以降に延期するということです。沖縄市は令和4年度が最後、令和5年度、令和6年度は実施なしで、今後は未定ということです。読谷村は平成28年度に一度行われたそうです。北谷町は以前は行われたということなんです。コロナ禍から中止をされていて、今後は未定という状況です。

以上です。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 結構継続している自治体というのは、県内では少ないように感じるんですけども、やはり継続できない課題なども、もし調査しているのであれば伺えますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

子ども議会に対する課題は、やはり開催となると、児童・生徒が参加になりますので、学校や職員の理解、協力が必要となってきます。ですから、どうしても学校に負担がかかってくるということで、それが一番の課題となっております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

そうですね、やはり近年も教職員の働き方改革ですとか、先生たちの多忙により、やはり感じるどころが、子供たちのそういう情操教育の部分がかかなり少なくなっているのではないかなというところを保護者として感じます。

それに関してなんですけれども、今学校主体の話をされていますが、これを行政が計画して、公募してという、村内の子供たちを公募してということで、行政主体で行政と議会でもいいですし、ということで、イベント的にといたらあれですけども、開催していくことは難しいでしょうか。先生方ではなくて、あくまでも行

政として公募してというところで、どうですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

教育委員会が主催となりましても、ある程度の学校への負担というのは免れないかなと思っています。

また、当局との調整等があります。ですから、実施することが、方法が目的にはなっては困りますので、しっかりその目的と実施方法については、充分検討する必要があると思います。

管内には実施した自治体がありますので、その自治体の課題、実施方法、どれが一番負担が少ないのかという情報収集は行っていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 本当に私もそこは分かります。大人が大変だなというところも分かりますが、その件に関して、教育長、もし行政主催、教育委員会主催等で開催するとなったときの見解というか、お伺いできればなと思います。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 現在3町村で中学生フォーラムというのを開催しています。西原、北中城、中城の4校。そこで生徒会役員を中心に、自分たちの学校をどうよくしていくか、どう活性化させていくかという討論を行っています。そこでもやはり先生方が生徒を誘導しながら、やっていますけれども、1点は、この行政主催という形であったとしても、やはり学校の先生方の負担にいくことは間違いないんじゃないかと思っています。

ただ、再度校長会でちょっと諮らせてください、校長会で諮って、学校が要望というか、やってほしいというふうなことがあれば、またそこら辺は学校と連携しながら、考えていきたいなと思っています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ今後、中城村の発展とか地域の盛り上がりとか考えても、やっぱり子供を中心に、中学生もそうなんですけれども、小学校の高学年でもいいですし、こういう教育というか、していくのは大事なんじゃないかなと思いますので、そこで、また地域との関わりですとか、地域に興味を持っていくというところにつながるといいますので、ぜひそこは、できない理由じゃなくて、できるように前向きに検討をお願いします。

3番に、じゃ、移ります。

地域防災組織についてなんですけれども、皆さんがもう再三質問しているので、再質問については、この防災組織を立ち上げた地域の方を対象にとは思うんですけれども、防災士の資格取得に補助金等を出しているかと思うんですけれども、この資格取得、資格を取るには幾ら値段がかかって、村からは幾らの補助があるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

防災士の講座につきましては、4万5,000円ほど費用が出ます。あと、参考資料として5,000円程度金額が発生しますので、その分につきましては毎年4名程度の補助金を村として予算を計上しているところであります。

去年につきましては4名補助をしているところでございます。今年につきましても、同じ人数、4名から5名程度の予算を計上しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この防災士の資格に関してなんですけれども、去年4名資格を取っていらっしゃるということではありますが、この資格を取られた方々は、今どのような、活動というか、具体的な活動等は何か、どういう位置づけというか、資格を取って、どう地域で活動

していくのかとかということありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それではお答えをします。

防災士講習を受けた方につきましては、やはり地域防災組織を結成するところの人材を育成する目的で講習を受けておりますので、地域に帰りまして、災害の状況にもよりますけれども、避難する経路であったり、そういった相談、確認等を行っていると考えております。あと、資機材、いろいろ資機材がございますので、使い方などについても。操作、説明等も習得していると考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この防災士なんですけれども、資格取得に関してと、今年度に関しては、もう応募を待たずに、沖縄県で実施する防災士の定員というか、もう募集を、締切り待たずにいっぱいして、締め切っている状況でありました。やはりこの近年の災害から見ると、やっぱり資格を取ったりとか、防災意識が全国的に高まってきているのかなというところも推測されるんですけれども、今行政が、昨日も、月曜日清市議員も質問があったと思うんですけれども、この防災組織、今21団体で8自治体が組織しているんですけれども、活動、このペースで行くと、やはりちょっと時間、全体ができるまでに時間がかかるのかなというところもありますし、防災士の資格もなかなかちょっと取れないという状況もあるんですけれども、村として、今後この防災組織を増やしていくというか、村全体に周知していくために、何か取組というか、やる予定ありますか。取り組んでいることというか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それではお答えいたします。

防災組織の結成につきましては、これまでも

各議員から御質問等がございました。一番に考えるものは、住民の一人一人が防災を意識する、防災力を高めることが組織結成になっていくと考えております。テレビ報道でもあるように各地域の災害も増えておりますので、それについて、住民の一番に取る行動としましては、一次避難をどうするかということで考えておりますので、組織、必ずしも結成しなければ、その意識を変えられないわけではございませんので、一人一人の意識を高めるために、今月の村の広報紙につきましても防災グッズということで、これだけはそろえておきましょうということで御案内をしているところでありますので、村民一人一人の防災意識を高めることが組織結成、機運の向上が高まっていくのではないかとこのように考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、防災意識を一人一人村民に高めていくということではありますが、関連して、年に一度、多分3月11日付近で、各地域で避難訓練であったり、防災訓練であったりとか講演会などを行っているかと思うんですけれども、その効果なども、来場者数というか、印象、開催しての印象。今多分私が知り得るに2回ぐらい、今年と去年も防災の講演会を行っていたと思うんですけれども、その反響というか。講演会の課題とかあればお伺いできますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

防災訓練、毎年3月11日前後で訓練を開催しているところでございますが、その後、午後に講演会を行っております。今年の講演会につきましては、気象台のほうから御紹介いただきまして、講師を派遣していただき、1時間程度の時間ではありましたが、来場者の皆様からは、もっと聞きたいことがたくさんあるという

事で、1時間、2時間でもやってほしいという声はございました。最近の状況によりますと、防災に対する意識が高まっているというふうに考えております。

課題ということではないんですけれども、各防災組織からの参加が少なかったのかなというふうに感じておりますので、呼びかけ、周知のほうを今後行っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 私も2回、去年も今年も参加しましたが、内容についてはすごくいい内容だったんですけれども、やはり来場する方々が少ないかなという印象でありました。私たち地域も多分、その日は清掃活動が朝あって、その後に講演会があったんですけれども、会っていて、私たちも講演会あるよという話をしているんですけれども、やっぱり来ていらっしゃる地域の方は少なくて、ちょっとまだ意識がまだまだ低いのかなというところもあったんですけれども、防災訓練に関しては、私たちのこの泊地区は多分、社協と協力して、高齢者の方々と一緒に個別で避難訓練もしましたし、泊地域としても避難訓練したときにはすごい皆さん、やはり防災の意識を持ってたくさんの方が参加されていたんですけれども、やっぱりちょっと感じるのは、講演会の話の内容もそうなんですけれども、もっとスピード感を持って、もっと地域に入って行って、この防災に関する意識を高めていく必要があるんじゃないかなと思いついて、この4番の担当職員と地域を密につなげる防災コーディネーター、コーディネーターという名前をしているんですけれども、あともうちょっと、地域のこの防災組織をつくるために、8団体を21まで、全部の組織が防災組織を組織できるようにサポートしていく。多分、この書類を作成したりとか、人がいないとかといういろいろな課題があると思うんですけれども、手伝ってあげる、もうちょっと親身に手伝ってあ

げる方がいれば、もうちょっと皆さんの意識も高まるのかなと思うのですけれども、どうなんでしょうか。

これが、ひいては地域の活性化とかにもつながっていくのかなと思うんですよ。議員の皆さんからもよく質問がある、書記配置とか、公民館に何かを一緒に、自治会長さんと一緒に活動してくれる書記の方々の配置のお話とかもあるんですけれども、もう少し密に、役場と自治会をつないでくれるような方々、アドバイスしてくれる方がいたらどうかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるコーディネーターというのは、県内でお話を聞いたことはありません。県外では、コーディネーターとして配置しているところもあると聞いております。実際に本村としまして、先ほど事務の手法とか、そういうものにつきましては、担当のほうでこと細かく対応しながら、補助金の申請であったり、資器材の購入であったりというのをやっている状況ではあります。

先ほどお話がありましたとおり、もう少し防災に関する意識を高めるためには、もっと必要だよということでもありますけれども、実際にはコーディネーターを設置する前に防災組織を結成しているところで、一番に必要なことについては、村が避難経路を設定するという形になっていますけれども、そうではなくて、各地域の状況で変わってきますので、その地域の皆さんでよく避難経路、どこから行けば近いのか、どこが安全なのかというのはよく分かるはずですから、それをまず聞き取りをして確認をする、例えば地図を用いて、地図の上でここからいったほうが近いよねという、皆さんの意識の確認をし合うというのが一番重要だと思いますので、

今小橋川議員がおっしゃったとおり、困っていることがあると、もう少し手伝って密になって、親身になって、役場のほうもやっていただきたいという話もありましたけれども、その部分については対応をしていきますので、まずは、地域の皆さんの防災力の意識の向上ということについても、役場としても考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ防災意識強化していただけるように、取組をよろしく願います。

では、4番、泊の交差点の信号機設置についてなんですが、この件に関しましては、ちょっと再質問からごめんなさい、この要望書、いろいろ、地域の要望書が上がってくると思うんですけれども、信号機設置ですとか横断歩道の設置ですとか、いろいろ上がってくると思うんですが、それに関しては、関係機関とはどのように協議を行っているのか、伺ってもよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

こういった地域からの要請については、その地域の要請・要望などを一つに取りまとめて、村の要望として宜野湾警察署のほうに提出しております。提出する際も、直接技宜野湾警察署のほうを訪ねて、担当課に提出する際に、口頭でも状況の説明をしております。

その後、日程の調整をして、警察署と一緒に現地の確認をするという流れでやっております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 今の中城村で、分かればいいんですけれども、この信号機設置ですとか、宜野湾署に要望している件数とかというのはわかりますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

令和6年度に行った要望で、信号機の設置の

要望は4件ございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この要望ですけれども、多分毎年要望を出していらっしゃると思うのですが、いろんな、南上原ですとか、いろんなところの信号機設置、議会でも取り上げられますけれども、この優先順位というのは、どのように決まっていくかというのは分かりますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

信号機設置の指針というのがあるようで、例えば、一番交通量だと思うのですけれども、交通量だったり、道路の幅員であったりとか、そういったものを警察のほうで現地の確認をしながら、状況を見ながら、優先順位をつけていると思います。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 じゃ、中城村が要望を上げて、ほかの地域が要望高い順、事故率が高いところですか、そういうところから、設置されていくということではありますけれども、とは思いますが、この泊の信号機、皆さんもう何回も議会にも要望が上がっているのでも御存知かと思うのですけれども、議会でも令和3年の9月の定例会議で、自治会から、泊自治会から出した陳情書と国道329号線泊交差点について安全性、利便性確保のための信号機の設置等のお願いということで、議会でも採択になって、その後多分宜野湾署にも再三要望はしていると思うのですが、本当にこの2年間の間にも、事故がやはり定期的にあります、吉の浦線から出てくる信号が青でも、329沿いの信号無視で車がぶつかるとか、今回は8月15日にも、クワディーサーですね、村道の久場から出てくるところ、信号機が付いてないところですが、そこから出てきた工事車両と329の信号無視の車がぶつかってということで、もうフェンスも曲がっている状況です。怪我人が

出ていたのかというのは、ちょっとそこまでは調べてはいないのですが、これ多分もう根本的な信号をつけたから解決するという問題ではないと思うのですけれども、その生活道、久場から出てくる生活道で使われている方々が、もうタイミングつかめないんですね。青になっても、ここに信号がないので、出て行くタイミングがすごくつかみづらいというところもあるので、今後も引き続き要望していただいて、早く信号機設置、何らかの交通安全対策ができるように要望いたします。これからもよろしくお願いします。

私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 以上で、小橋川恵美議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時19分）

~~~~~

再 開（14時35分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、桃原 清議員の一般質問を許します。

桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 皆さんこんにちは。

ちょっと体調悪くて、そのままでやらせていただきます。

一般質問、ただいま議長の許可を得ましたので、議席番号4番、桃原 清、これから一般質問を始めます。

通告書を読み上げて質問いたします。

質問大枠1 政治姿勢公約について。

①村長は公約として、上地区へ多世代交流施設の整備を掲げているが、前村長が南上原の村有地を売ったことにより、大きな村有地は少ないと思われる。しかし、位置的には上地区の中心となる北上原には、小学校分校跡の広い村有地がある。分校跡地であれば、多世代交流施設の整備、交付金措置のある生涯学習施設公民

館が実現できるかと思われる。ぜひ実現していただきたいが、その考えがあるか伺います。

大枠2、護佐丸バスの浦西駅までの運行について。

①モノレール浦西駅は2019年10月に開業しているが、その頃に護佐丸バスを浦西駅まで運行できないか、一般質問したことがあります。現在はそのときとは、村長も変わり、現比嘉村長も、この件については同じ考えではないかと推測しているが、実現する考えはあるか伺います。

大枠3、村道路維持について。

①村道若南線は全域舗装工事まで終わっているが、西側端のほうは道路と畑の高低差も大きく、ガードレールもなく、危険な状況にある。早急に対策を行っていただきたい。

②若南線の東側、北上原地区の地域は、村の一斉清掃のとき、区民が草刈りを行っているが、新垣地区の地域は、草刈りが行われていない。スキも伸び放題で危険である。どう対策するか伺います。

③若南線は改良工事が終わり、道幅が広く整備されると同時に、多くの車が駐車されるようになりました。この車両は駐車されているのか、または放置車両なのか、今の状態では道幅も狭く注意をしながら通行しなければなりません。対策について伺います。

④登又地内の、高速道路、南伸線側道の路盤、舗装工事の終わった場所で車道と民地の高低差の大きい箇所がある。ガードレール設置の予定はあるか伺います。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、桃原 清議員の御質問にお答えいたします。

大枠2につきましては、企画課、大枠3につきましては、都市建設課、私のほうからは、大枠1について所見のほう述べさせていただきますけれども、まず、私の公約に目を向けていた

だきましてありがとうございます。確かに北上原には分校跡地がありまして、先日も行政懇談会のほうで、こちらのほうにはどうかということで意見がございました。やはりこの多世代交流施設ということで、この施設を建設するためには、今、今後も一番どの場所がいいのかということ、一番適している場所、人口踏まえてでもあるんですけども、移動も考えて、どの場所が一番適しているかというのを今後しっかり協議をして検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠2についてお答えいたします。

新村長も浦西駅までの推進と公約に掲げておりますところからも、今後改めて、ただこ浦西駅延伸の可能性について検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、桃原 清議員の大枠3番の①から④についてお答えいたします。

①現在、工法の検討を行いながら転落防止柵を検討中であります。工法が決定次第、予算化し、早急に対応してまいりたいと考えております。

②村道ハンタ線の件だと思われませんが、ハンタ線の車両の通行の支障になる草木については除草の対応を行ってまいります。

③交通規制などは公安委員会でしかできませんが、迷惑駐車や放置車両などについては、住民生活課とも調整しながら、看板などにより注意喚起の措置や放置車両であれば法的処置の検討を行ってまいります。

④今年度発注しました令和6年度交通安全対策工事において、転落防止柵の設置を行いました。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 じゃ、これから再質問を行っていきます。

まず大枠1、多世代交流施設についてなんです。先日の北上原の行政懇談会でも同じ質問、半分だけ重なったような同じ質問があったんですが、前から北上原のこの分校跡地は広い敷地があるということで、駐車場も必要な、大きな施設は必要なものもありますよね。そういうところで対応できないかというのはずっと話が出ておまして、ただ、今回この多世代交流施設というのが、一番私がいいと考えるのが、児童館と村の老人福祉センター、地域包括支援センター等、福祉課が今、いろいろと頑張っているかもしれないんですが、これを、地域包括支援センター等の施設なども考えて、そういう多世代交流施設ができないかということの案もあるんですが、ただ、児童館もということを含めると、もしかしたら村長の頭の中には、児童館を南上原の、小学校もありますし、人口も多いので、そういうほうが相当頭の中で占めるんじゃないかという懸念もあるんですが、多世代交流施設を児童館を切り離して考えることもできるかなど。若い人だけじゃ、多分私が言っているのは、この老人福祉センターとか、地域包括支援センターというのは、どうしても高齢者関係になりますけれども、そういう多世代交流施設のほうも考えていったほうがいいんじゃないかと。北上原は分校跡地広いんで、そこで十分な駐車場など、そういうのが充分できる可能性がありますので、それを今後検討していけないか、ちょっと質問します。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 本当に分校跡というのはもう魅力的なこの広さでもあります。今、清議員からありましたように、やっぱり児童館であれば、やはり小学校下校後にすぐ移動ができる場所、安全面のことを考えて、もし跡地のほうに児童館みたいなものを、また他所で交流センタ

ーを、場所も本当にいいとは思っているんですけども、やはり子供たちの移動、安全とかそういうことを考えれば、小学校の近くがいいなというふうに思っております。

あと、多世代交流センターということで、別として考えることができないかということなんですけれども。確かに2つ造れば本当によいと思います。児童館も、あと老人福祉センターでしょうか、そういったのも2つ造ればいいと思うんですけども、もちろん土地、大きなものが、やはり予算に関係が出てきます。やっぱり多世代交流センターという名前で、何かの交付金が頂ければなというふうにも、いろいろなことを、場所と、あと予算と、本当にいろいろなことを、何と言っても、村民の使い勝手のことを考えております。

今後、また清議員とも相談をしながら、その場所がいいのか、広さ的な本当にいい場所とは思っておりますので、今後真剣にこういったことを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 先日の北上原の住民との懇談会の中で、執行部の皆さんはもう感じたと思うんですが、大した人数でもないのにもういっぱいでしたよね、北上原の公民館は。大変不便ではあるんですよ。実際狭くて、地区内で敬老会など、何か行事をやるにも公民館が狭く、今はもう何回も吉の浦を借りて、敬老会もやっています。

前に、前村長の頃に、公民館建設の件で、狭いから不便だからということで、補助金メニューが何かないかということを知ったことがありましたけれども、ないということで、一言で簡単に断られたということもありまして、その前にサンライズ、きれいな公民館ができて、それからの流れで浜田村長に聞いたんですけれ

ども、ないということで終わりだったんで。

ですから、今回、多世代交流施設というものは、必ずしも児童館と一緒にということではなくて、なんか公民館とほかの施設と一緒にして、何か受けられる補助金がないか、これは企画課長の腕にかかっているのかなと思いますけれども、ぜひ頑張って、何か補助金を探していただきたい。ぜひよろしくをお願いします。

大枠1番は以上です。

大枠2です。

モノレール浦西駅まで接続するという話なんですけど、ほかの議員の方々からも今回同じ質問がありまして、浦西駅まで護佐丸バスを引っ張るには、中城から西原、それから浦添市までということで、ちょっと難しいということもありました。それと、南上原まで護佐丸バスで行けば乗換えますということもありましたけれども、南上原のバス停は、あれ琉球バスですか、沖縄バスですか。何台も南上原通っていますけれども、そこから浦西駅まで行くバスというのは何路線あるんですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 29号で2路線で、琉大小学校前までで2路線だと思います。すみません、3か4ルートございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 それだけのバスが浦西駅まで行っているとしてですよ、南上原から。バス停は護佐丸バスと同じ場所でもいいんですかね。これはまた南上原まで行って、その場所で止まるバスや、また、ちょっと離れたところですよでは、ちょっと問題ですよ。すぐ乗換えができるかどうかというのをお聞きしたい。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 琉大附属小学校はすぐ隣にございまして、29号線については、沖銀の中城支店の横側村道と、路線バスは、沖銀の目の前にある県道29号ということで、距離的には

100メートルも離れていないと思います。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 バスの乗換えで100メートルは遠いですよね。近いですかね。それはいいんですけども、ただ、一番最初に、この浦西駅ができた頃に、浦西駅まで何とか護佐丸の場所を引っ張ってくるというのは、あれはモノレールの会社の人だったんですよ。その人から話があって、何とかできないかという話があったんですよ。

あとで聞いたら、この社員は中城村にも掛け合ってきていますね。何とかという人と交渉したけれども、進まなかったって話もあるんで、2019年から2020年にかけて、このモノレールの会社のほうから中城村に交渉に来たという、そういう覚えとか誰かありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 記録はございませんが、口頭レベルでの確認はあったかもしれません。当初は民間路線バスも、それまで柔軟な対応が取れていなかったと思いますけれども、安定路線になり、モノレールがもう地域住民の足となってからは、民間路線バスもそこを通す、近接するように動き始めているので、民間路線バスが通っているところへ、村が地域コミュニティバスを通せるかの課題はございます。すみません、先ほどのバス停までの距離の話ですけども、30メートルぐらいで距離としては全然遠くないと思います。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 これはもう19年、五、六年前の話なんで、ただ、その後に惜しいことしたなみたいな話が出ていたんで、モノレール駅を開設するとき、そのタイミングで話に乗っていけば、もしかしたらもっと簡単な話だったかもしれないと。

ただ、今護佐丸バスはりうぼうまでは行っているんで、これは一般質問じゃないんで、これ

は聞かないんですが、城跡とりうぼうまで行っている、中部商業は行っている。城跡と浦西駅を何とかつなぎたいというのがあるんですけども、観光客、または、車の運転できない児童とか、誰でも行けるような状況にしたほうがいいかなど。城跡の場合は、そこからまた北中のコミュニティバスがありますね。それは連携していけばとてもよくなるんじゃないかなど。今回、どうしても浦西駅までは、何とか頑張って。それで、中城から西原に越境して、また西原から浦添に行くというのは、例えば途中で、バス停を設置しないで、中城から直行ですぐ浦西駅につけて、そこで下ろすだけでもちょっと進めるとするのは難しい面もあるんですか。それとも、簡単になるんですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 城跡から浦西駅という話もございましたけれども、整理させていただきますと、行政が運営するコミュニティバスは、基本、交通空白地帯の日常生活の足の確保ということで、生活環境支援、生活支援バスであることを御理解いただきたいです。今の課題として、圏域を超える、1市1町をまたぐ護佐丸バスはまた、本村のルートの中で、先ほど言ったように、29号や琉大付属小学校で民間路線バスの結節点、浦西駅まで行ける乗換えが可能な結節点があるのと、また民間路線バスが通っており大きな課題がある中で、この両市町または、県・国、そのルートを通る民間路線バスと広域協議が必要になります。広域協議をするときに、まず行かせてもらいたい。延伸しなければならぬ理由、根拠を定義づけをしますが現状の延伸させたい理由としては、ただ村民の利便性の向上だけになりただの要望にしかならないということからすると、現状の課題改善等ではございませんので、要望を持ってその協議テーブルに上げられるのか不安というか、上げるべきかも含め今から検討しますけれども、今のレベルで

考えるに、この要望だけで、基本法律にも沿わない要望を持って行かせてください、では通るものではないというのが今の認識でございます。

しかしながら、何かの広域協議の場で、意見として言えるのであれば言っていこうという思いでございますので、かなりハードルは高いですが、やらないわけではないんです。桃原議員がおっしゃるように、当初だったらもっと難易度は低かったかもしれません。民間路線バスも運行しておりませんでしたし、現状からすると、かなり高い難易度の検討ということで御理解いただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 すんなりといかないような感じがして、でも何とか頑張って、車を持ってない人たちが、浦西駅まで行ければ物すごく行動範囲が広がると思うんですよ。ですから、前向きに今後も検討していただきたいという気持ちです。それは企画課長よろしくお願いします。

続きまして、大枠3、村道路維持について。これを再質問していきます。

まずは大枠3の①、今回、転落防止柵を検討中でありますというふうに答弁いただきましたけれども、若南線の一番西側というのは高低差が大きいんで、あそこは片側は危なくて、片側は大丈夫なんですよ。ですから、その危ないところに歩道があるのであれば、歩道もつくられたような道であれば、転落防止柵でいいんですけども、普通に車が落ちるのが危ないということなんで、ガードレールかガードパイプ、転落防止柵というのは、対人用の柵なんで、径の細いタイプになるので、それでガードレールとかガードパイプで検討をしていただきたいと思うんですが、課長いかがですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

今議員のおっしゃられた箇所につきましては、

当初の計画の段階では、この高低差があるところが、現況的に高低差がない状況だったので、そういう計画がなかったんですけれども、その畑側が土地利用をしてしまったために、ちょっと高低差ができてしまって、急遽擁壁を、L型擁壁を入れる設計に変えました。そのL型擁壁を入れて側溝を設置してあるんですが、今の状況ではちょっと側溝の内側にしかガードレール等は打てないような状況になっています。その内側に打ってしまうと、かなり幅員が狭くなってきてしまうので、何かしらこの領域にできないか今検討しているんですが、ガードレールとなると、やっぱり径が、ちょっと、擁壁圧が狭すぎて径が足りないんで、側溝を設置し直して、そこにガードパイプを打つかとかいう検討も現在してはおります、擁壁に何とか付けられる転落防止柵というか、そういうのであればすぐにはできるんですけれども、ちょっとその辺の検討を今模索している状況でございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 転落防止柵であれば、車が突っ込んだらすぐ落ちますよね、車は、転落防止柵にはね。ちょっと難しいようなところがありますね。側溝の厚みはあまり大きくはないですよ。じゃ、これどうすれば安全かを充分検討しながら進めてください。本当は人が歩くようなところであれば、対人用の防護柵であれば転落防止でもよかったですけれども、じゃ、車が落ちたら危ないんじゃないかというようにところなんで、そこは検討よろしく願いします。

あと②、これ今答弁で、ハンタ線の草木かという答弁がありましたけれども、実際これ、質問の中には若南線の東側と書いてありますけれども、同じ若南線、場所近いんです。そこから100メートルぐらい中に入ったところですか、大きなススキは両方から覆いかぶさるように来ているんで、新垣としても、こちら住宅から離

れたところで、多分一斉清掃にはそこまで手を伸ばすことができないと。北上原でも、今答弁の中で出てきたハンタ線とか、高速の側道の道なんかは、なかなか一斉清掃でも対応できないようなこのススキの場所なんかあるんですけれども、そういうところを今の答弁のように、除草対応をお願いします。

ただ、今回の質問は、若南線の東側ということで、今のこの転落防止柵の話が出た。そこからちょっと入ったところのススキなんで、その対応もよろしく願いします。

次、③、これ若南線が出来上がってきれいな道になってから、迷惑駐車がたくさんあるんですよ。これが、ナンバーがついているものとか、ついていないもの、まだ端っこに寄せている分はまだ文句あまり出ないんでしょうけれども、道に相当出てきているような車もあるんで、その辺の地域の住民から、以前からよく何とかしてくれという話があるんですが、なかなか、議員が民間の会社に行ってできるようなものではないので、何とか執行部のほうで調査をしていただきたいんですが、これまで調査行ったことありますか。この若南線の駐車車両に関して。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この迷惑駐車の車両とか放置車両についての調査ではないんですが、道路パトロールを行いながら、状況は確認はしております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 この道を利用するのは、北上原と新垣の人たちなんですけれども、なかなか直接いろいろ言えるものでもないし、何とかしてくれたらというのは前からあるんですよ。

これ、執行部、役場でも、触っていいものでもないですよ。こういう放置車両というのは、住民生活課、何かありますか、そういう車両に対してどんな対応すればいいか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 放置車両につきましては、道路上にあるものだったら、道路管理者で法的処置を行います。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 でも、道の端から道路まで半分ぐらいとかこんな感じですよ。そういう車両も勝手に片づけていいのものですかね、そうではないんですよ。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 もちろんそれが放置車両であるかの調査を行って告示を行い、この放置車両にも予告通知を行いながら、そういう放置車両に対しての処置を行ってまいります。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 これが、本当の放置車両かどうか、僕らははっきり分からないので、何とか調査をして、もし修理工場とか何とか許しがいるのであれば、なるべく問題にはならないように。

それと、車両を何とかしようというときは、宜野湾署にも相談しながら、法的には何も問題はないようにしながら、頑張っただけで対処してほしいです。これ大丈夫ですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 放置車両であるかどうかの検討は、検討というか、そこの誰かが、この修理工場が置いてあるのであれば、やっぱりそこまた調整しながら、今のままではナンバーがついてないとか、そういうものだと道路に出ていると違法放置車両になりますよとかいう調整はしていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 じゃ、よろしくお願ひします。

最後に、登又の新しい工事が終わったところ、この間見たとき、まだ転落防止柵なかったように思うんですが、これ④は、いつ頃転落防止柵を設置したんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 8月中には設置してあって、現在も設置されて完了しております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 私が最後に確認したの8月でしたかね。多分ぎりぎりでの工事を見てないかもしれないです。今度確認してみます。

ただ、ああいう危ないところは人に対する転落防止柵ではなくて、なるべく車に対するガードレール、ガードパイプを利用して設置していただきたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、桃原 清議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時11分）

## 令和6年第9回中城村議会定例会（第7日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和6年9月6日（金）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和6年9月12日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和6年9月12日（午後3時38分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                                 | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                               | 欠 員       |
|                                                 | 3 番             | 欠 員                 | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                                 | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
| 8 番                                             | 屋 良 照 枝         | 16 番                | 伊 佐 則 勝                            |           |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 11 番            | 仲 松 正 敏             | 12 番                               | 金 城 章     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃             | こ だ も 課 長                          | 比 嘉 昌 子   |
|                                                 | 副 村 長           | 新 垣 正               | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 森 本 雅 人   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり             |                                    |           |

議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○15番 石原昌雄議員 みなさん、おはようございます。議席番号15番、石原昌雄、一般質問をします。

通告書に沿って質問をいたしますので、よろしくをお願いします。

大枠1番、行政懇談会の狙いは。

麻乃村長は、7月4日の就任後、7月、8月、9月中に、各字において行政懇談会を実施していますが、今回の狙いを伺います。

①周知の方法は。参加状況は。

②各字の意見や要望はどのように取り扱うか。

③今後も計画的に行うのか。

大枠2番、各種団体の育成方針について。

村内には多くの各種団体があります。社会福祉の団体、文化活動の団体、スポーツ活動の団体、地域支援ボランティアの団体などがあるが、今後はどのように関わり支援していくかを伺う。

①活動の把握で各種団体との懇談会などは開催できるか。

②各種団体と担当部署の連携はどのように考えるか。

③各種団体への財政支援はどのように進めるか。

大枠3番、公共施設の計画について。

村内の今後の公共施設計画について伺う。

①上地区に公共施設として児童館などの施設計画はできるか。

②老人福祉センターがなくなりましたが、それに代わる新しい施設の考えはあるか。

③旧役場敷地は次の計画が決まるまでの機関、

どのような活用が考えられるか伺います。

よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、おはようございます。

石原昌雄議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては企画課、大枠2が生涯学習課、大枠3がこども課、福祉課、産業振興課でお答えいたします。

私のほうからは大枠1についてでございます。お答えいたします。

7月27日からでしたでしょうかね、議会前日の9月5日まで、全21自治会にお邪魔をいたしまして、本当に多くの御意見、御要望をいただきました。早い段階で開催することができたのはよかったかなというふうに思っております。

今後、できることはすぐに取り組んでいきますし、予算がかかるものはまたいろいろと管内調整をしまして優先順をつけて、できるだけ早く取り組んでいきたいなというふうには思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうがお答えいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

各種団体の活性化については、とても重要であると思っています。

教育委員会は、体育協会や総合スポーツクラブ、少年野球連盟、文化協会や中城ジュニアオーケストラなど、財政支援を行っているところです。ますます活性化に向けて努めていきたいと思っています。

詳細については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 村長 大枠1についてお答えいたします。

村の変革期である現在の大型事業や今後の重要な計画などへの取組、進捗状況を多くの村民にお伝えしながら、村民の皆様からの御意見、御要望を直接お聞きし今後の行政運営に生かしていくことを目的に実施しております。

村長自身が村民対話を熱望されており、早期の実施とさせていただいております。

①自治会毎に各家庭へのチラシ配布をお願いしております。また、行政防災無線による参加も呼び掛けてもらっております。

参加状況としましては、各字十数名から30名程度、多いところでは54名の村民の皆様のご参加がございました。

②について、今後取りまとめた上で全課に共有し、優先順位をつけ計画を立てながら予算対応ができる範囲で取り組んでまいります。

③これまで同様に、総合計画における見直しの際に反映させることを想定しておりますので、4年に一度のペースでの開催と考えております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠2の①から③についてお答えいたします。

社会福祉団体、文化活動団体、スポーツ活動団体、地域支援ボランティア団体など、各種団体の活動を把握するための懇談会や情報交換会などについては、必要に応じて開催可能と考えております。

各団体と各担当課の連携については、適宜調整を行っており、各団体からの相談、要望等があれば、その都度対応しているものと考えております。

財政支援については、これまでどおり中城村の各育成団体に対しては、活動活性化のため補助金の交付をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大枠3、①についてお答えいたします。

現在のところ、児童館単独での施設計画はございません。理由としては、児童館整備単独では国、県の補助金などが乏しいため、村単独での施設整備は財政上難しいと考えております。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 石原昌雄議員の大枠3、②についてお答えします。

現在、老人福祉センターに代わる施設整備の予定はございません。なお、老人福祉センターの整備に関する国の補助金は既に廃止されております。

今後の代替施設については、あらゆる多機能型施設を想定し、整備、運営のための予算、設置場や運営方法等を検討していく必要があると認識しております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。

石原昌雄議員の大枠3の③についてお答えします。

旧役場跡地は、現在、中城中学校での送迎などの一時的駐車場として利用されております。

次の計画が決まるまでの間、その機能を残しつつ地域に還元できるような販売所などのコミュニケーションが図れる場などを検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 回答ありがとうございました。

順を追って再質問をいたしますので、よろしくをお願いします。

懇談会については、各字からの要望、意見などについてたくさんあったと思うんですけども、本当に小さいことも真摯に受け止めて、村民の生活の向上につながるように解決してほしいと思います。

また、担当課においても、予算がないからで

きないとかいろいろすぐ簡単にできないが先にくると思うんですけれども、できないを先に言うんじゃないくて、どうすればできるかの方策にやっぱり頑張っしてほしい、諦めないでこの村民の小さな声も拾って行ってほしいと思います。

今、答弁の中では、予算がということで、村長も予算があればみたいなイメージで答弁していますけれども、予算はなくてもできる要望も、意見もあったかと思うんですよ。で、そういうのはちゃんと分けて、これはどうしても予算がかかるというのは、ある意味で今まで各課から出てきた事項と同じだと思うんですけれども、地域においてはそうでもなくて、ちょっと村からアイデアをとかそういうちょっと行動の支援とかそういうの、助言があれば完成するような要望も多々あったかと思うんですよね。そういうのまで丁寧に拾って行ってほしいと思います。

そして、今後についてですけれども、今4年に一度というイメージでお話はしているんですけれども、例えば、県でも毎年市町村と要望を基本意見交換会がなされているんです。副村長はよく分かっていると思うんですけれども、村においてもそういうイメージで、例えば各地域としては自治会長がメインになってくるわけですから、自治会長と年1回以上のそういう意見とか要望を聞く、定期的な意見交換会というのを実施してほしいなと思います。今、都市建設課あたりは街灯とかそういうの、カーブミラーとかそういうのの部分の要望ありますかという書類は配っているみたいですが、じゃ、そのほかの項目は、じゃ、どうするのというものも出てくるわけですよ。ですから、今回の地域懇談会というのの自治会長版に変えて、最低でも年一、二度は自治会長から地域で困っているとか、こういうのいかとか、そういうのを直接村長、副村長が自治会長とも懇談するような場を設定してほしいと思います。今、自治会長会とはいっても事務委託者会議であって、じ

ゃ、村長も出たことないと思うんです、恐らく。多分、副村長出る番も自治会長会、事務委託者会議にはほとんどないと思うんですけれども、それとは違う意味でのそういう地域の声を聞ける場を設定してほしいと思うんですけれども、今の件でどうですか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 今の自治会長との意見交換会、年に一、二回、とってもいいアイデアだなというふうに思いました。

今後、4年に1回ということで思っておりましたけれども、今後は各小学校ごとなのか、あるいは本当に全課長も一緒に年に1回やっていくのかということで実は考えておりましたところを、自治会長を、皆さんを集めて、でしたら年に1回なら検討していくことはできるのではないかなというふうに思っておりますので、今後いろいろ、また課と相談をしながら前向きに考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 広告打つとか大きく構えると、どうしても取組が遅れていくと思うんですよね。

ですから、そういう面では各自治会長であれば、各自治会のほうの声をその都度集めてくださいと、そういうふうに伝えますよということになれば、結構素直に小さいことまでやっていく、声が上がってくると思うので、ぜひ自治会長との意見交換会は実現してほしいと思いますので、よろしく願います。

大枠2番について、各種団体ですけれども、もうこの各種団体とも懇談会を必ず実施してほしいというふうに思います。といいますのは、ある意味で各種団体は担当課を通じて要望していますよとかというイメージが強いんですけれども、行政のトップはもうどんどんどんどんある意味で替わっていくわけですよ。今回、麻乃

村長に替わりました。でも、各種団体と新しい村長との接触の仕方というのは今からのことですので、ぜひこの任期中に、この補助金を出している各種団体には、文化団体、スポーツ団体、経済関係、ボランティア団体もたくさんありますけれども、全部の団体と最低でも意見交換とかが実施できるようにお願いしたいと。

で、各いろいろな団体、僕らも聞いたりするんですけども、こういうの要望したいんだよなと言っているけれども、担当課に一応要望したら改善してくれるかなと思ったら、案外ほとんど改善されていないんですね。だから、僕は逆に、もう要望するとか支援してほしいんだから直接村長室に行ってくれというふうなアドバイスをするわけです。そういう面からすると、その各種団体の長が村長室に、もう副村長とも意見交換ができるような状況をぜひつくってほしいと思うんですよ。それこそ本当に各種団体が元気の出る源だと思うんですよ。そういう面では、ぜひ各種団体と意見交換をしてほしいと思っています。

あわせて、各種団体いろいろ毎年定期総会とかありますよね。そして、ちょっとしたイベントも各種団体ほとんどやっています。そこら辺のイベントや総会にも、3役をはじめとして各部署の担当職員もそこに顔を出して、そこで皆さんの声を一つでもいいから聞いて、課題とかを相談に乗ったりしてほしいと思うんです。そういう面で、各種団体との関わり方について、今後の方針みたいなのを少し述べてもらえばありがたいです。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 ただいま各種団体の、すぐに村長室に行くといいですよということは、これはもう本当うれしいです。

村長室に入っていて、何か就任の激励ということで各団体の皆さん来てくださっているんですけども、そのときにもちょこちょこ要望な

どは伺っております。

村長室に伺うのもいいんですけども、また私から各イベントにできるだけ今は、お声をかけをいただきましたら昼でも夜でも出向いているんな意見を聞いたり情報交換をしておりますので、今後もこういったイベントなどもどんどん私のほうから参加もしていきたいと思っておりますし、あと意見交換などもしていきたいなと思っておりますので、もし何かありましたら声をかけていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 村長さんから声をかけられると、各種団体非常に元気が出るというふうに思っております。

で、また、中城村全体としても、自治会及びこの各種団体の活発な活動こそが元気な村へとつながると思います。村が元気というのはほどこを見て皆さん言っていますかといったとき、各地域が元気なことが村が元気ということであって、村というのはアバウトなんだ。でも、各地域は元気はすぐ分かるわけです。だから、元気な字が多ければ当然元気な村になっていくわけですから、そういう面でも各種団体、各字自治会についても支援をぜひやってほしいと思います。

で、あわせてこの各種団体については、もう今、長いこと財政的な厳しい時代があって、そこから増額した団体というのはあまり聞いたことないんですよ。減額されたのが平成17年前後から、あの頃から減額されて、増額したよという各種団体というのはあまり聞いたことないです。

ですから、そういうところも含めて、この各種団体が継続していけるような支援をしてほしいと思います。

で、各課においても、この各種団体から出てきた要望事項、あるいは予算事項についても、

本当に去年と同じでいいよねという発想をやめてほしい。増額してきたんだったら、ちゃんと聞いて上に上げて、こういうところですからせめて今回はこの団体とこの団体はとか、一斉に上げるとは言っていないですよ。全部できるところからやっついていかないと、一斉に上げて無理です。

そして、大変な額を上げるわけではないと思うんですよ。各種団体って10万円ぐらいの団体多いんですよ、年間10万円支援。で、1万円上げて大きいんですよ、各種団体にとっては。で、そういう面では財政支援も真剣に話し合っしてほしいと。

以前、コロナの時代に、活動しなかったから支援減額ということがあって、当時の役員は、各種団体役員は大変な時期にあわされているわけです。そのときの役員がやめたときに、次の後継者にバトンタッチできなくなるわけです。各種団体の役員の成り手がなくなるというのも、そういう財政支援の弱さ。

で、今、中城においても大きな団体が2つも休んでしまっています。小さい団体が今かすかに残っているイメージもあるし、で、こういう団体こそ支援していかないと、中城において、ある意味では部活動のない学校だなというイメージになっちゃうわけです。各種団体があちこちで頑張っていれば、この団体はほかの市町村でも同じような団体あるわけですね。で、同じように交流して、中城こういう団体頑張っているとかそういうの分かるわけです。そういう面では、各種団体というのを価値観をもうちょっと各課、各部署でもしっかり受け止めて支援をしてあげてほしい。ただ金額だけの問題ではないです。やっぱり相談もちゃんとできるような体制まで各係にも伝えてほしい。要望しておきます。

それから大枠3番、行政懇談会でもいろいろあったかと思うんですけども、ちなみに上地

区で登又、新垣、北上原、南上原辺りで公共施設の要望があったかどうかを教えてください。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 ごぞいました。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ずばりどのような施設かも、もしよければお願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 役場機能の支所的な施設や、中学校、児童館、老人福祉センター等複合施設など、いろいろな御要望ございました。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そうですね、私もそう思っています。

上地区、今回は当間安里地区の行政センターが中心に整備されていくんですけども、あわせてやっぱり上地区でもそういう施設がほしいというのは、やっぱり僕らも要望ということで聞いていますので、ぜひそういうところも検討してほしいと思っています。

で、先ほど児童館を単独では厳しいんですよとか、老人福祉センターも単独では厳しいですよということでもありますけれども、確かに単独では厳しいのは重々承知の上で質問もしております。で、名称がその名称だから駄目なんですよ。名称を変えた形の施設を今からは要望していかないと難しいと思うんです。

で、ちなみに、各字にある公民館と皆さん言いますが、公民館では補助金が下りないので農業改善センターという表現で補助金もらっているわけですね。だから、この名称が変わればそういうのできるのであれば、そういうところを各課だけでのじゃなくて、その予算を担当する部署等も含めて、三役等も含めて、本当にどういうのがあればできるのかなと、それに近い形だけ使えと、十分生かせると、子供たちが集まるとか、お年寄りが集まるとか、女性の皆さんが集まるとか、困った人た

ちが集まるとか、そういうのにも使えそうなものを補助金としてやっぱり申請していかないとなかなか厳しいと思うんですよ、現実。ですから、1テーマの、私たちがちょっと1テーマを中心に投げてるんですけれども、よく言う複合施設ということもそうですけれども、複合施設にしても今、中城村では護佐丸資料図書館ですか、1個ですよ。うまい具合にああいうふうにできているわけです。

ですから、複合施設の部分だったら、そういうのを全国にどういう施設があるんだと、そうしたらどの施設の予算で多くとれるかなとかも含めて、ぜひ頑張ってもらいたい。いつまでも探さないともうできないということですよ。そういう児童館の予算ってもうないですよ。老人センターの予算というものもないんですよ。ないのを使うわけにはいかんから、じゃ、それに代わる名前のをぜひ連携、お互いの課の連携を通してそういう補助金までたどり着いてほしいと。皆さんも頑張っていると分かるんですけれども、そういう全国の事例をどうつかんでくるか。あるいは、沖縄の沖縄振興補助金もどういうふうにすれば使えていくのかという部分がポイントであると思うんですよ。で、例えば中城でも公共駐車場、普通だったら駐車場ってあの補助金で下りないですよ、普通に考えて。よく頑張ってああいうのを獲得したなと思います。あれができていくということは次のこともできるという期待をしているんです、僕らは。

ですから、ぜひそういう趣旨のものに合うような表現をしながら中身を充実して行ってほしいというふうに思います。

皆さんの部分で絶対できると私たちは期待していますので、今回の行政懇談会等々に含めての各地区の要望も含めて、一步一步前進することを期待して私の一般質問を終わります。

**○議長 伊佐則勝** 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時30分）

~~~~~

再 開（10時45分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 おはようございます。

議席番号8番、屋良照枝です。議長のお許しが出たので質問いたします。

大枠1番、浜に護佐丸バスはいつ通る。

浜の護佐丸バス試乗の結果はどうになりましたか。その後の検討はありましたか。お伺いいたします。

大枠2番、とよむちよ筋体操について。

とよむちよ筋体操の現在の各字の取組状況を伺います。

当初の取組から数年たっておりますが、現在の活動へは当初と比べて変化がありましたか。

以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、屋良照枝議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては企画課、大枠2につきましては福祉課が答えます。

私のほうからは、大枠2について所見を申し上げます。

去る9月10日に、旧暦8月8日ということでトーチの日に米寿を迎えられた方の御自宅に訪問させていただきました。本当に88歳とは思えないぐらい皆さん若々しくて生き生きして、逆に私のほうがパワーをもらって帰りましたけれども、その方々にいつも元気でいられる秘訣はなんですかとお伺いしましたら、やはりちよ筋体操に通っているからですとお答えになった方もやはりいらっしゃいましたので、改めてこのちよ筋体操の大切さを実感して帰ってきまし

たので、今後も皆さんがやはり元気でいられるように支援などをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 大枠1についてお答えいたします。

6月24日から7月12日までの3週間の期間中に御利用いただいた人数は、伊集回り線が47名、久場回り線が40名、累計で87名の方が乗車されております。実質10名ほどの区民の乗車となりました。自治会長や屋良議員の乗車もございました。区民10名の中でも、免許や車をお持ちでない自家用車の利用ができない交通弱者と呼ばれる利用者は一、二名だったかと考えております。

実証実験の結果だけで言いますと、現行の利用者や運行にかかる時間への影響などを考慮すると難しいと考えます。

しかしながら、担当課としてルート組込みが妥当なのか悩ましいところではございますが、ルートと時間の影響を最大限に抑えて、可能なのかも含め検討してまいります。

また、浜地区に限らず将来的に高齢者が増えていく推計の中で、護佐丸バス以外の方法はないかも含め、地域公共交通全体として検討していく必要があると考えております。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 屋良照枝議員の大枠2についてお答えします。

介護保険法がこれまで何回か改正されており、とよむちよ筋の実施体制、内容の変更等はございますが、最初に開始したのが平成18年度となります。それ以降、とよむちよ筋という名称を用いて地域の公民館等での介護予防教室という形で展開してまいりました。

で、現在の実施体制としては、運動指導士などの個人や事業所に委託して実施しております。

また、安全管理を目的にできるだけ看護師をその地域に配置するようにしております。

で、過去には、各教室で体力測定等を行って評価をしていた時期もありますが、現在は日常生活で継続できる運動というのを学ぶ場として実施しているということになっておりますので、体力測定等は特段行っておりません。

で、教室開催は8月末現在、通年で12か所で、3か月ごとの実施が6か所の自治会で実施しております。

以上となります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 それでは再質問をしていきます。

まず、大枠1番の護佐丸バスの浜のバスの試乗の件ですけれども、利用者の中で浜は10名程度とおっしゃいましたけれども、先ほど自治会長と私と、それから青年部の方と3名は検証実況でやりました。その中で、8名は区民の本当に必要性を求めている方が乗っています。私のデータではトータルで11名です。それは、で、今、8名の本当に80代、上は93歳が乗りました。そしてリウボウのほうにも行きましたし、ハートライフの病院の受診のために乗ってらっしゃる方が3名、これは必要性に迫られて本当に助かっているということで利用をされておりました。11名のほうが浜は利用しておりましたので、その結果は記録にとどめていただきたいと思います。

それから、先ほど難しいというふうにありましたけれども、まず実証実験をしました、人数も把握しました、それに向けての検討会とか何か集まりとか、検討とかそういう討論とかそういう場はありましたでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 計画見直しについての検討はこれからでございますが、照枝議員からの議員が抑えている数字、内容等ございました

ので、できれば自治会長、照枝議員とうちでもう一度この状況確認、実際の乗車の内容の確認をさせていただきたいと思います。担当課としての検討をまとめた調査結果をこれから地域公共交通協議会に諮らないといけない内容ですので、その辺はまた一緒に調整、検討していけたらと思っております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひこの浜というか自治会長、私も含めて検討会というかそういう場を設けていただきたいと思います。

そして難しいとはありましたけれども、この方々が今、御高齢であるということを実際に考えていただきたい。上は92歳の方が利用しています。本当に今、動ける、本当に乗ってこの利用できるのが本当にあと数年だと思えますよ。その方については本当に差し迫った問題で、直接自分でカートを持ってリウボウに行けたということが本当にうれしく、それから、お盆前とか買物ができたということが、自分の手で直接スーパーに行って自分が気に入るものを買えたといううれしさに、本当に生き生きとお話ししてくださったのが本当によみがえるんですけども、課長、今現在の難しい、それからすぐには、すぐできないというのは分かりますけれども、この間みたいに試乗ができましたので、それを年に一度でもいいです、浜のこの通る間に試乗というかそういう形で12月、年末のときにできるとか、年に一度でもいいですからそういうふうに小さいコミュニティバスとか試乗のそういったものを、護佐丸バスが通る全然バスの通らない地区です。そこのほうを考慮していただいて、検討会のほうにも申し上げますけれども、そういった考えを持っていただきたいと思っておりますので、今後持っていただくことを約束していただきたいと思いますけれども、考えてもらえますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 もちろん検討は一緒にしていきたいと思っております。最終的に申し上げた実証実験の結果だけで難しいというところで答えた理由としまして、浜が87名の乗車がございましたが、前回の実証実験の登又においては188名の乗車があったんですが見送りという形にもなっております。

照枝議員も御理解いただいていると思っておりますけれども、通してほしいとか、バス停があったほうがありがたい、便利だなど、バス停があることがステータス的な考えでは通せるものではなくて、実際病院とか買物で足がなくて行けないという真の利用者がいることや、そこからの要望があるべきで、利用しない方からのお声が多々ありますが、実際今の護佐丸バスの運行状況、方針を考えますと、真の利用者として潜在的にいれば検討しなければならないと考えます。実証実験で口頭で確認をさせていただき把握している状況でございますので、乗車数が多かったから運行するではないんですね。今回もありませんけれども、期間中件数を増やす乗車というのが多々見られましたので、例えばバス停まで車で来ての乗車というのは、登又でこういうことがありましたよと申し上げましたけれども、今回もバス停で車を置いて乗った方や、繰り返す乗ったり等、数を増やすのが目的ではなくて潜在的な需要を確認するための実証運行ではあったんですね。ということから、潜在的な需要があまりにも低すぎる、結果から申し上げたんですが、浜地区にバス停が1つもないので要件としての可能性はあると思っておりますので、今後また一緒になって検討していきたいと考えます。

定着している中の時間や利用している人の影響もあるので、要望されている気持ちも分かるんですが、現状の影響が出てくるところもございまして、今後に向けてまた調整していければと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 浜の護佐丸バス、中城で唯一バスの通っていない地域です。

この護佐丸バスの目的、趣旨に一番適した地区だと思っております。

それなのに、一番不便な浜がなんでこのバスを通してもらえないのか。その理由は再三述べました。昔から共有タクシー、そして浜は何十年と、本当に半世紀以上ですよ、バスが通らない昔からのバスのない生活を虐げられているんです。中城村で一番不便だと思います。その中を、文句も言わずそのまま地域で生きているのは、共有タクシー、地元のタクシーが目の前にあったからです。それを100%利用して生活してきたんです。

護佐丸バスが通るといふ非常のそのときでさえ共有タクシー、自分たちのところにバスが通らないわけではないというその信念があるんです。一度も乗らなければ通しませんよというその一言が、当局の一言があれば、必ず誰か乗っていました。別に浜にはすぐ通してもらえるというその頭があるからです。

ましてや、昔からの共有タクシーとのタクシーのドライバーさんとのその駆け引きがあるんです。毎日の、毎週の、毎月の病院に行くための連絡を、前もって前もって2週間に1回ずつ予約を入れるんです。当たり前でタクシーの運転手は、もう浜のバスと一緒に定期的に乗せます。住民の足となって動いていました。それが今、共有タクシーがなくなり、ひまわりタクシーに替わりました。どんなに電話をしても15分後に来ます、15分後に電話してください。私もできるだけかけてあげています。自分が、要するにおじいちゃんおばあちゃんがしょっちゅう同じ人がいたら、かけた来ないのかなということで、私のところにもお願いにくるんですよ。同じ電話番号だから何か来ないのかなということで、私がかけます。でも同じです。今、近く

にタクシーがありません。15分後に電話してください。3回かけて1時間45分待ってやっと1台きました。そんな実情は昔にもあります。浜が、今そういう現状で皆さんが過ごしているということなんです。

それで実際、今、人数が実質必要な人は8名です。でも、本当にはもっといるんですよ、いたんですよ。でも、今デイサービス、そういうものにも通われている。高齢者の比率で言えば、浜は80歳、90歳の方、多々大勢います。そういう触れ合いの事業などには25名の参加があります。本当にたくさんの方が公民館には来ていただいて、顔を見てその話をします。

ぜひ今後、浜の自治会長、それから議員、私の2人を踏まえてでもよろしいですので、これに向けての協議会、それから今後の検討会を実施していただけますように希望いたします。

再度お願いいたします。検討会をもっていただけますね。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 検討会をもってまいります。

照枝議員がおっしゃられている浜の実情と、自治会長も足しげくうちに来てバス停の要望を非常にされております。

令和4年には自治会長からの要望と。令和5年度には請願書も受け付けております。浜地区の自治会長及び浜地区の思いというのは十分認識しておりまして、照枝議員からも度重なる質問もございますので、浜地区において日常生活の足がなくて、買物等多くの住民に御不便がかかっていると、切実なお声があるものだという認識をしておりました。これまでの経過も含めて実証実験をやらせていただきました。

照枝議員がおっしゃっているお声だけいただいてもルートに追加するのは困難で、前回の実証実験でも乗られる方がいらっしやらなかったもので、ルートはなくなった状況ですので、お声

だけでルートを追加はすぐにできるものではなくお声の本質的な利用調査として今回の実証実験をさせていただいております。

で、利用調査の前から自治会長や照枝議員が実証実験の周知を浜地区でなさっていただいて、今回は全戸チラシも配布させていただき、更に自治会長から区内の防災無線でも広く呼び掛けていただきました。私どもとしても、多くの不便を強いられている区民が乗車利用をしてくれるだろうと思っておりました。その結果があれば、課題は解決するような方向に向かっていたのかもしれないんですけども、そのおっしゃるお言葉の不便を感じている多くの利用者が乗車利用をしていただかないことには、実証実験の目的、その根拠というのが出ないことには、検討のテーブルに上がらないこともございますので、先ほど申し上げたようにそういう切実な思いだと感じてはいるんですが、実際8名とかおっしゃっていますけれども、こちらが押さえている、車の運転が出来ない人は一、二名ぐらいしか把握できていない中で、あったら便利ということではなくて、真の利用者がいるかどうかで考えないといけない。それを踏まえて、何回も実証実験やったらとおっしゃっていますが、本当に必要な人がいればと前向きには考えていますが実際いなかった現状もありますので、その辺も相互の意味も考えながら相談していきたいと思っておりますので、今後とも一緒になって協力をお願いします。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 この件については、また討論会というか、みんなの場のほうで、企画のほうで、検討会のほうでまたお話をしたいと思えます。よろしくお願ひします。

大枠2番に移ります。

村長の所信表明より、住みたい村、住み続けたい村ということで、高齢者の居場所づくりと住み慣れた地域での生きがいづくりという所信

表明がございました。

この中で、各公民館における事業の充実などを図り、住み慣れた地域での生きがいを見出し、高齢者も元気な中城村を確立するために取り組んでまいります。その言葉を受けて、その所信表明を受けて、ちゃんと高齢者のことを考えていращやるなということで感銘しております。

それに向けて、今、取り組んでいращやる中城村がやっているるとよむちよ筋体操ですね。その体操が、今現在、各地域でやっています。これを当初の最初にやっていたときから今現在、人数的に増えたのか、減っているのか、そういう実情を把握したくて今回質問いたしました。もし減っているのであれば、今後続けてもらえるのか、そういった課題とかそういうのも見出して、できるだけ続けていただきたい、そして、高齢者の方が本当に生きがいづくりになっていращやるということ、実情を知っていただきたいと取り上げました。

再度、課長伺います。当初の始めた頃の人数と比べて、今現在の人数は増えていきますか、減っていますか。そして、支部的に自治会のほうは増えたんですか、それとも横ばい状態ですか、減っていますか。お願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

すみません、細かい数字はちょっと昔の文書等が今もう廃棄されている一面もあって細かいデータが手元にはないんですけども、立上げは私が担当としてやりましたので記憶にある限りの話で言いますと、実施箇所、参加人数ともに増えています。

基本的に、最初はもう小さな何か所か、週1を始めることでも一か所一か所丁寧に自治会のほうと協議しながら進めていきましたので、3か月ごとのゴールとかでスタートしております。

で、今現在は通年で、先ほどもお答えしましたが、12か所まで増えて、今年、添石が1年や

りたいということで何とか講師の調整もつきましたので、年度途中からですけれども添石自治会のほうでは1年通年という形でやらせていただいています。

で、そういう形では、今、当初と比べると実施箇所、1年で通年をする箇所も12か所まで増えてきたということ、参加人数も地域ごとのちょっと差はあるかと思うんですけれども、基本的には全体としては増えている状況ではございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 私もこの体操に関しては、最初から参加をしておりますので、自分は浜の体操のその経過しか分かりませんが、浜は3か月のテスト期間というか、それをすぐ一番最初にずっとやりますというふうに返事をいたしました。指導の講師の先生側も、1年を通してできるかちょっとまだ分からないんですよという時点から、浜は続けてやりますのでできるようにお願いしますということを最初に声を上げた支部です。

そして、今12か所、年間を通してやりたいという支部が増えたということが一番うれしいことです。

この運動を指導をしていらっしゃる講師の先生方、何名でどういうローテーションで、で、十分足りているのか、そういった検討は、課長、どんなですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

令和5年度の実績ですが、委託箇所は5か所の事業所で行っております。で、令和6年度は添石地区が新規で増えましたので8か所委託しているところでございます。

で、基本的に全自治会を通年でやりたいという方向性はずっと持っておりますので、その部分で自治会のほうとも交渉させていただくんですが、なかなかやっぱりこの運動指導士の確保

というのが困難な状況はございますので、その辺調整しながらということと、で、もう一つは、安全管理、健康管理のために看護師を配置しておりますが、村で雇い上げて、今、各地域にほかの病院で働いている看護師さんたちがお休みのときにお手伝いという形で入っていただいたりしているケースも増えております。でも、なかなかこういったピンポイント的に通年でやりますとどうしても1年間通じて毎週1回ですか、その決まった曜日を押さえていかないといけないということになりますので、その辺ではちょっと看護師の確保が今、大きな課題というところがございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 大変だと思いますけれども、本当に村民のとかみんなの健康状態、それから本当に生きがいくりの場になっていきますので、ずっと続けていただけるように、そして、これが目に見える形で記録として残していただきたいというのが私の希望です。

といたしますのも、浜は人数が本当に増やしたいというか、これだけいいことなんだよというのを知らしめるために、いろいろとその指導をなさっている先生に目に見える形で記録として残す方法とか何かありますかということで御相談をしましたら、吉の浦の2階のほうに体内年齢を計る機械とか装置とか、それからぜひ吉の浦の2階のほうにいろんな器具があるので、そういうのも見ていただきたいと、そういうのもあるんですよというのを見ていただきたいという先生の御希望もありましたので、浜は最初の利用している人たちが80歳以上の方でしたので、ちょっと自転車とかランニングマシンとか大変だなと思うんですけれども、ただ見ることはいいことだなと思ったので、始まって3か月の終わり頃に、すぐ2階のほうに皆さんお連れして、もっと若い人たちはこういうふうなので体力、それからやっているんだよというのをただ見学

はしました。そのときに、自分の体の体内年齢を計れる機械がそこにあるというのを見つけました。あ、これはいいなと思ったので、始めたときから、これが私の始まったときからの記録ですけれども、たくさんありますけれども、その中に体内年齢を計る機械、その2階のほうに毎年4月に1年に1回、自分の体力年齢ですか、それを調べております。それを目にするによって、私はこの体操のおかげだと思っております。身長体重は当たり前ですけれども、はだしで乗ることで、自分の実年齢ではなくて体の中の年齢を計ることができる。それを目にすることによって、この体操の本当に効果というか、そういうものを実感しております。

各支部、浜はそれを利用しておりますけれども、先ほど課長がありました体力測定とか当初の頃はやっていたとおっしゃいましたけれども、これぜひこのやっぺらとやらとやらと意識づけをして、そして、せつかくこれに測定されますので、それを自分で自分の実年齢、そういうのが体内年齢が分かるということで、これがどんなにいい体操なんだなというのを実感すると思うんですね。ぜひ、本当に体重計です。それにはだしで乗って、それに数字が出るんですよ。だから、実際の自分の年齢を、それを見ることで励みになりますので、各支部の皆様にも、ぜひこれを記録として残していくことで、自分の励みになりますので、そういったものを周知させる、そういう努力もしていただきたいと思っておりますけれども、どんなですか、取組として。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 御提案ありがとうございます。

議員のほうから御紹介を受けた機械のほう、もう少し確認を必要とするんですが、持ち運びができるような簡易的なものであれば、福祉課において1台購入した上で各教室のところを回

ってやるという方法が一番使いやすいかなと思われまので、そういった方向で検討できるかどうかは考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 課長がおっしゃったみたいに、本当に薄い体重計なんです。持ち運びもできます。

ただ、吉の浦のほうはデータが印刷されて出てくるものですから、これはその機械がつくのはちょっと難しいと思うんですけれども、下に出ている、実際に出ているのを読み取るだけで、記録するだけで本人にはとても希望になりますので、それを1台購入すればその支部ごとに回るところに運んでいけますし、そして実際に目にすることで今日の自分の調子というか、必ず毎週毎週じゃなくていいんですよ、浜に関しては1年に1回、自分たちの御褒美として今年どうだったかということで表にもしています。それから、公民館のほうに出席簿も作って、来た人、そういうふうにしールも貼って、目に見えてメンバーを増やすとかそういう努力もしています。

ぜひこのちょ筋体操が継続して続けていくことを希望いたしますが、村長、どんなですか。施政も変わりましたけれども、これからのこのちょ筋体操、取組をそのまま継続してもらえる方向で考えていただけますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 今、話を聞いたら、このちょ筋運動がなくなるのかなというふうに私も心配して話を聞いて今確認しましたら、いや、続けますよということなので、それだけではなくて、また、ほかの地域ではカラオケで喉を鍛えるところとかそういうこともやっているそうなので、あと、体内年齢というんですか、これも課長のほうから今、案がありましたので、できればやっぱり数字として目に見えるというのは、ダイエット中の人もそうなんですけれども、本

当にこの目に見えるというのは大切だなというふうにしておりまして、それはまた前向きに考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ありがとうございます。

高齢者の本当に住む中城ですので、こういった公民館を中心とした自分の住み慣れた地域で、ちゃんと触れ合って顔を見て、そして集まれるというのは、中城の一番いいところだと思います。

そして、地域が元気であれば本当に村政にも元気になっていくといういいことだと思いますので、とてもいい取組ですので、本当に継続して続けていってくれることを切に望みます。

麻乃村長には、これからもくれぐれも体調管理して頑張ってもらいたいと思っております。

以上、終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時20分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 議長の許可を得ましたので、5番、新垣貞則、一般質問を行います。

大枠1番、久場地区の施設整備。

①久場区画整理内道路のカーブミラー、防犯灯設置の取組は。

②久場真尻原・宇地真原線は、大雨には排水路から水があふれて住宅、畑に被害を及ぼしているが、道路整備、排水路整備と地滑りも発生しているが、対策は。

③吉の浦発電所入り口側の排水路は、ヘドロ、

海岸ごみなどで水がよどみ濁っているが、対策は。

④久場公民館下の海岸にペンキ空き缶、電気器具などが捨てられているが、不法投棄対策の取組について伺います。

大枠2番、教育環境整備。

①長期化する食材・物価高騰により、子供世帯の生活が困窮しているが、学校給食を無償化する取組は。

②県営中城第2団地は、子供たちが遊ぶ場所に遊具がなく遊ぶ子が減っているが、遊具設置の取組は。

③吉の浦公園、大人広場のベンチ破損及び遠見台の階段横石段のブロックが破損して、危険だが修繕の取組は。

大枠3番、中城村内の施設整備。

①地域座談会を開催して、地域における十分話し合いを行い、地域計画を作成するが、事業内容の課題及び今後の計画について説明をお願いします。

②中城ヒルズタウン内中央道路は、車の交差点の多い急こう配の坂道を抜けることから危険ですが、交通安全対策は。

③中城モールから日本クレーン会社（屋宜）まで、行政、村民、企業と連絡して整備するには。護岸を活用して村民の健康づくりと中城村の観光振興を図る取組について伺います。

以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては、都市建設課、住民生活課、大枠2につきましては、教育総務課、都市建設課、生涯学習課、大枠3につきましては、産業振興課と住民生活課がお答えさせていただきます。

私のほうからは、大枠2の③についてお答えさせていただきます。

吉の浦公園、大人広場は、村民の皆様、特にまた老人会の皆様の健康づくりの場として利用されておりますので、今後も快適に利用できるよう対応させていただきます。

では、詳細につきましては各担当課のほうでお答えさせていただきます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の①教育環境の整備については、現在のところ給食費を無償化にする予定はございません。

詳細については教育総務課長が答えます。

それから③の吉の浦公園の修繕に関しては、生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣貞則議員の大枠1番、大枠2番についてお答えいたします。

大枠1の①現在、各自治会に優先順位をつけた要望書の提出を依頼しております。財政の調整のつく限り優先順位の高いほうから取り組む予定となっております。

②北中城村との境界付近の道路のことでありましたら、私道となっているため抜本的な道路整備の計画はございませんが、国道付近の側溝の改良を行えば水の流れはある程度改善されると思われまますので、調査検討中でございます。

地滑り対策工事については、中部土木事務所が久場地滑り対策工事（R5）として令和7年2月を工期として発注されております。

③当該排水路は村管理ではないため対策を行うことはできませんが、流末に関しては、閉塞した場合にはその都度浚渫を行っております。

大枠2、②について、県営中城第2団地は沖縄県の敷地になるため、中城村での設置予定はございません。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 新垣貞則議員の御

質問大枠1の4、大枠3の2についてお答えいたします。

大枠1の4、御指摘の海岸にあるペンキ缶などの不法投棄については、近隣の事業所より情報提供がありまして把握はしております。

一部については清掃ボランティアの方々の協力で集めてもらって、村のほうで回収しております。ただ、まだ残っている不法投棄もありますので、早めに撤去できるよう調整しております。

取組についてですけれども、現在、移動式のカメラを海岸入り口のほうに設置しております。

大枠3の②についてお答えいたします。

現地を確認して必要箇所へ交通安全のための看板等の設置や、警察と協力したパトロールを行い、交通安全について周知してまいります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠2の①についてお答えいたします。

新垣博正議員へ答弁したと重複しますが、沖縄県としては学校給食費無償化に向けた取組の第一歩として、教育費の負担が大きい中学生のいる世帯を対象に、令和7年4月から学校給食費の2分の1を市町村に対して補助していくこととしています。

村としましては、保護者の負担軽減を図るため、学校給食費無償化については県の動向を踏まえつつ、その財源確保ができないか検討していく必要があると考えております。

また、生活保護世帯、非課税世帯やひとり親世帯などについては、要保護準要保護児童生徒就学援助事業で給食費を全額補助を行っております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠2の③についてお答えいたします。

大人広場のベンチについては、予算の範囲内で既製品を購入して設置したり、私どものほう

で修繕するなどをしていきたいと考えております。

展望台の破損箇所につきましては早急に対応していきたいと思っております。

**○議長 伊佐則勝** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏** 新垣貞則議員の大枠3の①と③の質問にお答えいたします。

①の地域計画の事業内容の課題につきまして、5月から7月の間に各地区を対象に地域座談会を行いました。その中で挙げられた課題は、担い手農家の育成支援、販売施設の整備、販路の拡大、ブランド化の推進などの課題が挙げられました。

今後の計画につきましては、9月と10月に目標地図の作成に向け、担い手農家を対象とした座談会を開催いたします。その後、地域座談会にて出された意見を取りまとめ、地域計画（案）を作成し、11月に作成した計画（案）の地域説明会を行います。説明会後は、地域計画（案）の公告縦覧を行い、令和7年1月末までに地域計画の策定を予定しております。

続きまして、③中城村の観光振興を図る取組についてですが、東海岸一面に広がる海は、中城村の地域資源であります。

運動、健康、体験を絡めた一つの観光アクションプランを今後計画できればと考えております。

以上です。

**○議長 伊佐則勝** 新垣貞則議員。

**○5番 新垣貞則議員** それでは、大枠1番の久場地区の施設整備、久場区画整理内の道路のカーブミラー、防犯灯設置の取組について質問します。

久場自治会長から都市建設課長宛てに、カーブミラー設置要請が6か所あります。カーブミラー設置されていないために子供たちが自転車

飛び出しヒヤリハット、自転車と車が衝突事故や、賀武道線では今年6月に個人タクシー運転手が壁に衝突、死亡事故などが発生しています。

カーブミラーを早急に設置する必要があります。前も自治会長要請がりますが、優先順位とか、もしそういった決めているんだっいたらいつから設置しますか。説明をお願いします。

**○議長 伊佐則勝** 都市建設課長 呉屋克行。

**○都市建設課長 呉屋克行** 7月の後半から行政懇談会を各自治会行いまして、各自治会からやはりこの維持管理に関した要望は多数ございましたので、各自治会からやっぱり優先順位を自治会ごとにつけていただいてということで提出をお願いしております。

やはり財源が限りがございますので、できるだけその自治会が要望する優先順位の高いほうからやっていきたいと思っております。

先日、久場自治会から優先順位をつけた要望書が届きました。その中ではちょっとカーブミラーと防犯灯については優先順位として低いほうに位置づけられておりましたので、できるだけ高い順位の要望から取り組む予定であります。

**○議長 伊佐則勝** 新垣貞則議員。

**○5番 新垣貞則議員** 都市建設課長から答弁がありまして、1から6の要請というかカーブの設置があります。5案が今言ったように子供たちがヒヤリハットしたというのがあります。6のほうは賀武道線で、個人タクシーが、運転手が壁に衝突事故が発生、死亡事故が発生している。

自治会長と調整しながらぜひ早急に、1から6までありますけれども、5と6は交通事故が実際起きていますので、対策として5と6のほうを早めに設置をお願いします。

次、防犯灯設置について質問します。

久場自治会長から防犯灯設置、27基要請が令和5年3月にありました。1か年過ぎたがいまだに設置されていません。27基設置は予算的に

厳しかったら、久場区整理内道路13号線の宮城宅側、新垣宅側、比嘉宅側の交差点は、日頃から交通量が多いです。街灯がないので暗い状況ですので、交通安全対策として3基を優先順位で設置する考えはないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 先ほども答弁いたしました。久場自治会より22項目の要望が出ております。

その中で、防犯灯に関しては8番目となっておりますので、高いほうから進めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この防犯灯の設置の3基を去年から要請はしていますので、宮城宅側の交差点、それから新垣宅側の交差点、比嘉宅側の交差点は日頃から区民の人がモールやローソンに買物とか行きます。暗くて危険な状況です。去年から要請をしていますので、まだ設置されていませんので、そういうこと早めに設置をお願いします。

それで、次、②の久場真尻原・宇地原線の道路排水整備について質問します。

本道路は農作物、主にサトウキビの搬出するために、地主と自治会の協力で建設されている道路です。建設してから50年後は沿道には家々が建ち並び、生活道路としての役割が大きな比重を占めています。

ところが、生活道路とはいえ一般の村道と違い、排水路などの付帯設備が脆弱であり、国道との接点付近では雨降りのたびに冠水し、近隣住宅を困らせている。地権者から、道路を村道認定ほしいという要請がある。それで、村道を認定する方法、手続の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 先ほども答弁しましたが、現在ここを村道認定して抜本的な道路整備を行う計画はないのですが、国道付近で水

がたまる状況は原因が分かっております。こちらに関しては、現況を見る限り国道付近で逆勾配となっていて、例えば仮に道路整備を行うとしても、課題は結構大きいと思います。道路が逆勾配になっているということは、道路を上げてしまうとその接している畑とか民家が低くなってしまいかそういう課題がございます。すぐ今道路認定して村道として整備するという計画は、まだいろいろ検討が必要だと思っております。ただし、側溝がついていて、国道側に排水できる設備がありますので、そちらを勾配可変なり何らかの措置を行って水がたまらないようにするという事は、今検討中でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この自己開発道路は久場区民の人たちが寄り添って切り開いた道路です。サトウキビで使う農作業で使うから、そこで山手のほうまで自分たちでお金を出し合って、自分たちで開発した道路です。

この自己開発道路の地主は、村民ですが自己開発道路の整備は久場の区民ですか。それと北中村民ですか。分かりましたら答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 こちらちょうど境界付近になっていて、上のほうでは北中城村の民地も結構あります。

どこがやったかというのは、今少し、すぐは分からないのですが、結局先ほども申したとおり、この道路の北中城側は北中城村の畑、所有者がおりますので、やはりここを安易に開発してそこに水が行ってしまうとかそういうことも考えられるので、今すぐにこれを村道認定して道路整備を行うということはまだはっきりとは言えません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この道路は久場の区民の人たちがサトウキビを出すのに不便だから自

分たちの土地を削ってそこで開発した道路なんですよね。

それで、サトウキビ運搬やるときに困るものだから、自らお金を出して土地を削ってやったということ、久場区民の土地が地主のだと思います。

それで、大切なものは、この自己開発道路というのを早く解決しないと、これ自分の土地だから、もうここ閉めるよという自分の財産だから、早く村道認定しないと、道が使えなくなるような状況になりますよね。だから早めに村道認定してやってもらわないと、これ地権者からの要望です。その地主の人たちが職員たちと自己開発道路の要請をしました。そこでは職員の皆さんは、自己開発道路するためには周辺地主の了解を得ないと駄目ですよ。地主の人たちは早めに自己開発、村道認定してください。

次に沖縄県は、地滑り対策工事をするために、新たな久場真尻原・宇地真原線の地滑り対策工事をする事に新たに3本の道路つくる計画です。それで、この自己開発道路を大型車両、トラックなどが通ります。沖縄県に道路や排水整備とか、この自己開発道路を通して、新たに地滑り対策として3つの道路をつくる計画です。沖縄県のほうに、その舗装とか、それと排水とか、そういった要請はできないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 もちろん工事車両が通っているのであれば、その補修などは依頼できる、要請できると思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 都市建設課長、この作業の方々は、凸凹にしたら、修繕で対応しますと言っていました。

そうじゃなくて、せっかく工事やりますので、大型トラック通ります。道路が凹凸やりますので、県は道路整備しますので県のほうにその地滑り対策工事と一緒に自己開発を整備するよう

に、そういった要請もぜひお願いします。

それじゃ、次、③の吉の浦発電所の入り口側の排水路対策について質問します。

この吉の浦発電所入り口側の排水路対策として、副村長が都市建設課長るとき、ヒューム管を入れて対策をしたが、現在、発電所入り口側の排水路は水がよどみ、ヘドロ、海岸ごみなどが増えて、毎年のように環境が悪化している。この排水路の件に関しては、10年余り要請をしているが課題解決はしていません。

沖縄県は、排水路を埋め立てて遊歩道をして整備する案があります。それで、排水路対策として3者、沖縄県、中城村、沖縄電力でそういった話合いをやっていると思います。3者で排水路対策の協議をやっている内容を、もし分かるんだったら説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 議員のおっしゃいますとおり、3者協議は行っております。

ここを埋め立ててというそういう話もございました。

ただ、埋設管にするには勾配がとれるか、埋設した場合に結局どういう管理を、詰まった場合どういう管理をしていくとか、そういうことも考えられますので、そういったものも慎重にその3者協議で協議はしております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ちょっとこれ副村長に伺いますので、副村長、この排水路対策により関わっていますので、それで、自治会長から、久場自治会長から、泊側に導流堤の要請の文書が出ていると思います。

泊側の排水導流堤を設置したら、そういった排水がスムーズにいき環境もよくなると思います。それで、今後この吉の浦の発電所の排水路の対策、どういった考えでいますか。ちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

今の排水ボックスのところは、両サイド10年前にヒューム管入れてやったんですけど、なかなかしけがあるときには砂が堆積して、これの維持管理するのもヒューム管の中に土砂がたまるといのがあって、背部のほうではヘドロになっているというのは理解しています。

ただ、これも都市建設課のほうでは、たまった土管の中の清掃をしたりやっていますので、それと、この泊側から久場にかけての排水がありますけど、これは公安課のほうで都市建設課のほうと電力と3者で、覚書で公安課のほうで管理するというので協定ありますので、その辺は都市建設課のほうから公安課のほうに協議するようにやっていきます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 副村長が今答弁なされて、3者で県がやる仕事、それから、中城村がやる仕事、沖縄電力がやる仕事、そういう3者協議会があります。

これぜひ、もう10年以上もまだ解決していませんので、その連携を取りながら、ぜひこの課題解決してください。区民からは悪臭もあるしヘドロ等も多くなって排水路がよどんでいるということで、住民から早く解決するようにと言われています。そういう3者協議会でまとめていて、早めに課題解決をするようお願いをします。

次、それじゃ④ですね、不法投棄対策について質問します。

不法投棄対策として、現在監視カメラが設置されているが壊れているので、修繕や不法投棄立て看板の設置、また、久場公民館下の海岸に車が海岸に行かないように護岸側にトンプロックを設置して県に要請する考えはないでしょうか。不法投棄対策の取組について説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えします。

今現在、不法投棄用のカメラ、移動式のカメラつけております。

壊れているわけではなくて、もともと不法投棄の多い場所だったので設置はしてあったんですけども、カメラの設置で不法投棄が少なくなっていくんです。

そのために、ちょっとまた別の箇所で増えたところがあったので、そこに一旦移動をして、その一旦別の場所に移動した間に今回のペンキ缶の不法投棄があった状況になっています。今また現在つけてやっていますので、壊れているものではないですので安心していただきたいと思います。

あと、立て看とかも手前側のほうからつけて周知に取り組みたいと思います。

トンプロックを設置して、ちょっと車の進入を止めたらということの御提案なんですけれども、少し調整したいと思いますので、ちょっとお時間いただきたいと思います。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 忍課長が住民生活課職員のときに、戦後引き揚げ者上陸碑の護岸とかに不法投棄がありました。

そういう不法投棄、忍課長のおかげで不法投棄の撤去してもらいました。撤去しただけで、久場のボランティアの方々がここを掃除してきれいになっています。

だから、言いたいことは、行政と区民と連携をやることできれいになりますよということですね。私たちは行政をお願いしています。

だから、不法投棄対策をやるためには、まずきれいにすることが原点です。

忍課長のおかげで、非常に戦後上陸碑きれいになっていますので、それを絶やさないように僕らもやっていきますので、どうもありがとう。

それで、次、教育、大枠2番の質問します。

長期化する食材、物価高騰に子供世帯の生活が困窮しているが、学校給食を無償化する取組について質問します。

中城村は小学校を無償化すると約5,000万円余りの、中学校は約1,000万円です。

小学校は5,000万円、一般財源から出ますので財源確保が厳しいです。中学校は県が2分の1負担。中城村も2分の1、1,000万円負担しますが、何名ですか。父母の毎月の給食は幾らですか、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

児童数は1,483名、中学校の生徒数は518名です。

中学校の生徒に関する給食費につきましては、1か月当たり5,000円です。で、小学校につきましては、4,500円となっております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それで今度村長に伺いますが、小学校の給食費無償化は一般財源から5,000万円出ますので、財源確保に厳しいと思います。

中城村は、中学校は沖縄県が2分の1負担、中城村が2分の1、1,000万円負担しますが、中学校の毎月の保護者の給食費は5,000円です。県が2分の1負担、2,500円、中城村2分の1負担、2,500円です。中学校の給食費を無償化するには、県補助額と同額を一般財源で補填しなければなりません。保護者の財源が小学校、中学校の財源確保が厳しかったら、中学校の給食費無償化することで、物価高騰で子育て世帯で困っている父母の支援につながると思います。

村長は議員時代から子育て支援に取り組んでいました。中学校の給食費の無償化に向けての村長の考えをお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

給食費を無償化するために、今、教育委員会のほうでもこの財源確保について検討しているところでもあります。

私たち中城村だけでなく近隣市町村も、県に対しては、中学生だけでなく小学校に対しても補助をしていただくように現在要請しているところでもありますので、できるだけこちらの一般財源で給食費補填するのではなく、県からの補助いただきたいということで、今要請を行っているところでもあります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 もし村長の中学校の給食費無償化に向けて村長の考え方、お願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 では、新垣貞則議員の再質問にお答えいたしますけれども、本当おっしゃるように長期化する食材、で、物価の高騰によりまして、この今質問書のほうにあるように、今非課税世帯だけが本当に食費に困っているというわけでは本当はないと思いますので、今回中学校の無償化についていろいろと提案などもさせていただいておりますが、今後、本当に無償化に向けて財源確保のためにしっかりとまた今後協議をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 中城村の子供たち世帯の生活支援を図るためにも、ぜひ学校給食費の無償化が必要だと思っておりますので、財源確保に頑張ってください。

それじゃ、次、②の県営中城第2団地の遊具設置について質問します。

この遊具設置について、児童の遊ぶ場所及び危険箇所などの報告、調査委員からこんなこと

が書かれています。

ブランコが腐食して撤去を要請して4年後に撤去されました。子供たちが遊ぶ遊具を早急に設置してほしいという要請がありますけれども、そういった文書を御覧になったことがありますか。

都市建設課長がおっしゃったように、ここ、都市建設課の管轄じゃないですが、県営団地の子供たちが遊ぶ場所がなくなって、遊具もブランコも取っ払っていますと、公社が。それで、遊具がなくて、この県営団地の区民の方々は非常に困っているということです。早急に公社のほうに要請をして、4年後に撤去されています。答弁はいいです。早めに、遊具の設置の公社のほうに要請を出してくださいということです。そういうことでよろしくをお願いします。

次、③について質問します。

吉の浦公園の大人広場は、村老人クラブや安里老人クラブの皆さんがゲートボールなどをしている。老人、保育園、幼稚園児が利用して、テントで休憩するが、ベンチを破損している危険箇所があります。老人クラブの会員から修繕要請があるが、まだ修繕されていません。

また、吉の浦公園の展望台を利用する児童生徒が増えて、石段のブロックに乗ったりする。階段横の石段ブロックが破損して危険です。

それで、いつ頃からこのベンチ、展望台の修繕を予定していますか。説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、大人広場なんです、ベンチに関しまして、今、既製品を2脚購入しまして設置はしています。

ただ、圧倒的に数が足りない、私たちのほうで杉材などを購入しまして修繕を早急に図っていきたく思います。できるだけ早めに対応したいと思います。

あと、展望台の危険箇所に関しましては、ス

ロープを上って行って突き当りの多分擁壁といえますか、壁に横に亀裂が入っているところでしょうか。そちらに関しましても、今すぐ危険というわけじゃないんですが、ただやっぱり亀裂が入って飛び出ているところもございまして、セメントを塗るなり早急に対応していきたく思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ベンチの破損もそんなに大きいお金はかかりませんので、修繕ですので、それが新設にやる場合にはお金かかると思っていますので、これ、ここは老人クラブのゲートボールとか大会とかいろいろやっています休憩場所ですので、ベンチが壊れているので施設をちゃんと整備することは熱中症対策につながります。早急にやってください。

それから、先ほど言ったように、展望台のほうも、おっしゃったように、階段の横に亀裂が入っています。早めに応急措置やっておかないとこれがどんどん広がりますので、壊れるようなことにならないように早めに修繕をよろしくをお願いします。

それじゃ、次、大梓3番の①地域座談会について質問します。

座談会の目的は、今後10年後の農業や農地利用について地域住民の皆様と将来像を描く座談会です。

中城村の農業を取り巻く状況は、農家の高齢化や担い手不足、異常気象による農作物の被害、資材価格の高騰、特に農業者の担い手不足の様々な課題を抱えています。こうした課題の解決を図るために地域座談会を開催しました。どういった効果がありましたか。また、中城中学校の生徒たちが4年前に、行政、企業、生徒たちと連携して4つの商品を開発したが、何か課題があったらお願いします。

それで、今後、中城中学校を対象に商品開発の取組についてあるんだったら説明をお願いします。

ます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

座談会の効果につきましてですが、今回の座談会はワークショップ形式にて行いました。参加した農業者や地権者が個々のおもいな考えを付箋紙に書き込み、意見を交わすことで地域農業の課題や解決に向けての取組と、あと、地域として今後目指す方向性を共有することができました。

あと、中学生、中城中学校で行った4つの商品開発の課題につきましては、商品の製造において、村産品の農産物のみを使用するために、原料の調達や単価の調整、また、商品の販路開拓が課題となりました。

今後の商品開発につきましては、現在取り組んでいるオキコ株式会社さんと島ニンジンを使用した地域コラボ商品開発を毎年行っておりまして、今年の商品は教育委員会等で連携しまして、中城中学校2年生の生徒とともに商品の開発を行います。生徒へは、今回開発する商品のパッケージをデザインを提案してもらい商品開発に取り組めます。

今後も教育委員会と連携しながら、キャリア教育の一環として取り組んでいきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、産業課長がおっしゃっている中城村の農業の課題は、担い手がないということが課題ですので、今、非常にいい取組だと思って。中学校の商品開発がです。

だから、この中学校の子供たちに農業の商品開発を教えることによって、この子供たちが高校とか大学行くと、そのうち専門的な知識を養うのかなと思う。これを続けてもらいたい。最初は必ず課題がある。続けることによって子供

たちは成長します、商品の新たな発想で、新たなブランド開発され将来の何かその担い手の人材育成につながると思う。中学校の、これ僕非常に魅力的な事業なので、ぜひ続けてもらいたいと思っていますのでよろしくお願いします。

次、今年も座談会に参加しまして、この本村の今後の土地利用は、那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画に移行など、新たな土地利用計画に進んでいる。そのような中、住生活との調和を図りながら農業者の営農環境や豊かな田園風景を守るため、農業者をはじめと住民の皆様と農地利用や地域農業の在り方について話し合いを行う必要があります。本村の農業未来活性化を図るために、行政、農協、琉球大学、農家、座談会などに参加した人たちと、農業未来地域サークル団体を結成する考えはないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 議員のおっしゃるように、農業の抱える課題は大変多く、その課題は地域の課題として行政や農業関係機関だけではなく、地域ぐるみでの取組が必要と考えております。

その取組の一步としまして、御提案いただきました地域としての取り組む仕組みづくりにつきましては、各地区ごとのリーダーをつくりまして、それを取りまとめ役としましてそのリーダーに役割を担ってもらおうということで、今後決定し進めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 スポーツでもスポーツ教室を終わったらスポーツサークル、団体をつくってやっています。

吉の浦体育館でママさんバレーとか、それと、教室終わったらサークル結成して自立してできるようになっている。事業を終わってもこれで終わるじゃなくて、こういったサークル団体を

つくってやったら、もっともって中城村の農業も未来につながるかなと思う。そういった取組もぜひ考えてやってください。

それじゃ、次、②のサンヒルズタウンの交通安全対策について質問します。

サンヒルズタウンは、急傾斜の丘を開発して宅地造成されているため、道路急勾配のつくりとなっている。地域住民以外にも抜け道で部外者の利用も多く、センターラインのない一直線道路で速度制限標識、一時停止標識もない現状は、大きな事故発生が危惧されている状況です。

サンヒルズタウンの区民から、宜野湾署に制限速度30キロメートルの道路標識を設置してほしいという要請がある。もし道路標識が設置が難しければ、速度制限板ハンブを設置できないでしょうか。今後の交通安全対策について説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

法的規制30キロの場合は、やはり公安委員会、警察なりが判断して決定していくことになりますけれども、地域の意向も確認しながら私たちのほうでも相談できればと思っています。

で、あと、今、ハンブのお話がありましたけれども、そちらについてはまた相談、関係課含めて相談をしてみたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 これもサンヒルズタウンの区民からの要請です。そこら辺できるものとできないものがありますので、そういうことで取り組んでもらいたいと思います。

次、③について質問します。

中城モールから日本クレーン会社まで護岸5キロ、観光振興と健康づくりを図るために大切なことは、護岸をきれいにする必要があります。

それで、中城モールから日本クレーン会社まで、行政、村民、企業と連携して秋の一斉清掃、春の一斉清掃に海岸や海岸周辺の道路を行政、

企業、村民と連携して清掃活動ができれば、地域活性化が図れます。企業の皆様に秋の一斉清掃、春の一斉清掃を知らせるために、行政、企業の連絡会議を取り組む考えはないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 新垣 忍。

○住民生活課長 新垣 忍 お答えいたします。

5月の春の一斉清掃、10月の秋の一斉清掃については、環境美化の日として一斉清掃を実施、村民、事業所の皆様に一斉清掃を実施してもらって、村内の環境美化に御協力いただいているところです。

今、中城モールから屋宜クレーン会社までの護岸については、環境美化の日以外でも毎月のように事業者の皆さんにボランティアも、事業所だけではなくてボランティア、ボランティア団体も含めて御協力いただいて海岸の清掃活動を行ってっております。

村では、清掃に必要なボランティア袋の提供ごみ回収の処分支援を行っています。

今おっしゃっている活動、この年2回の一斉清掃のときの護岸清掃活動のときに、連絡会議を設置してはどうかということなんですけれども、今ボランティアの一環として考えているので、まだ会議を設置してということまでは考えておりませんが、今後もこの一斉清掃のときには周辺事業者の皆さんに協力の依頼をお願いしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 久場から屋宜まで護岸を整備しています。整備している企業と整備していない企業がありますので、拓南製鉄さんは、職員の皆さんが護岸をきれいにやっています。吉の浦発電所の皆さんも朝礼終わってから清掃をやっています。企業の皆さん協力お願いして日曜日じゃなくてもいいんですよ、その前にやる。地域全体できれいにする取組ができないのかないつも思っています。このチラシを一

斉清掃ありますので企業と一緒にきれいにしてください、そんな難しいことじゃないです。これをやってもらわないと、ボランティアの人たちが久場から屋宜まで5キロ整備していますと非常に大変ですここを整備するのに1か月かかりますので、みんなでやればすぐ終わります。年2回ですので、清掃期間に取り入れてもらいたいと思っている。

それじゃ、次、中城モール周辺の海岸は、最近マリンスポーツやスカイスポーツ、戦後上陸碑周辺ではキャンプ、バーベキューなどをして憩いの場として活用されている。次年度の5月の連休を活用してスカイスポーツ、マリンスポーツ、海ぶどうショップ、魚つかみ取りなどしたら観光振興が図れます。今後、行政、観光協会も周囲の企業などと連携して、5月の連休にイベント事業をする考えはないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

御提案ありました地域資源等を活用したイベントなどの開催について、行政、観光協会、企業等と連携しまして、今後の観光振興につながるイベントが企画できないか、また検討してまいります。

まず、地域住民及び周辺企業が楽しめるイベントを企画し、そこから観光振興につながるヒントが得られればと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 中城モールから屋宜まで護岸整備している目的は、村民の健康づくりと観光振興を図る目的でやっています。

ただ、本当の目的は、ここを整備して村民の健康づくりを図りたいと。そのために今考えていることは、吉の浦公園スタートして中城モールまでゴール、約5キロのウォーキングコース

を考えています。

道はつくるのじゃなくて、人にここに呼ぶための仕掛けが必要だと思っているとしたらこれができると探しています。探したらやまびこ会という組織を立ち上げようと思っています。次年度は、吉の浦ウォーキングコースをやるために、本当の護岸整備の目的を達成しようと思っていますので、そのためにはどうしても企業、それと行政、住民の連携なくしてできないと思いますので、そういうことでみんなでそういった連携という、共にいいことが、やるということが最大の目的。護岸を整備しながら、また、村民の健康保持を図る。そのためにはみんなと連携することで達成できると思っていますので、そういうことで、みんなで頑張っていきましょう。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時29分）

~~~~~

再開（14時45分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○14番 新垣善功議員 こんにちは。

通告書に基づきまして質問いたします。

まず1点目、職員の人材育成についてでございます。

職員の人材育成については、これまでどのように取り組んできたか。職員の人材育成なくして村の活性化、発展は考えられず、職員は村民のリーダーとして村民を引っ張っていかなければならない立場にあると考えます。これまでどのように取り組んできたか、今後どのように取り組んでいくか説明を求めます。

2点目、地域リーダー養成講座の実施について

て。

村の活性化、発展は、地域の活性化が必要であると考えますが、地域の活性化を推進していくためには地域リーダーの人材が不可欠と思います。教育長に伺います。地域リーダー養成講座を開催する考えはないか、説明を求めます。

それと3点目、老人福祉センター建設について。

長い間、村老人クラブ連合会の活動拠点及び社会福祉協議会の事務所として運用してきた老人福祉センターが老朽化により解体され、現在、吉の浦会館に間借りしている状況であり、村老人クラブ連合会や社会福祉協議会の活動に支障を与えかねないのではないかと。関係者からは早めの老人福祉センター建設を望む声が多く聞かれますが、建設についての説明を求めます。

以上、3点。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては総務課、大枠2は教育委員会、大枠3は福祉課がお答えいたします。

私のほうからは大枠2についてでございますが、現在、本村のほうでは婦人会、そして青年会が休止状態になっているというふうに聞いております。

どの団体もやはり村にとっては、村の発展にとっては大変重要な団体というふうに感じておりますので、今後、この団体が復活に向けてできる限り、行政のほうからもできる限り努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2のリーダーの育成についてですが、どんな組織においても、学校現場でも各主任となるリーダーの育成、人材育成はとても大事なことです。また、地域との連携も大切にしないといけないと思います。

地域リーダー養成講座の開催についてですが、リーダー養成講座を実施して村の活性化につなげることは、とても重要なことだと考えます。開催に向けて、どの地域で、どの年齢層を対象に、どんな講座内容にするか検討していきたいと思っています。

詳細については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣善功議員の大枠1、職員の人材育成についてお答えをいたします。

職員の人材育成につきましては、中城村人材育成基本方針に基づき取り組んでおります。

人事制度、職員研修、職場環境の3つの項目に重点を置き、その中でも、職員が目指すべき職員像として掲げる「意欲と情熱を持って職務に取り組み、村民のために果敢にチャレンジする職員」を実現するための職員研修に力を入れて取り組んでおります。

また、毎年策定している職員研修計画に沿って各種研修会へ派遣をしております。具体的には、市町村職員研修センターが行う研修会や、市町村アカデミーが行う県外研修への参加、講師を招聘した庁内職員研修などを行っております。

職員研修につきましては今後も計画的に行ってまいります。その中でも、多様化する住民ニーズに対応するための課題解決能力の向上、若手職員育成、職員一人一人のさらなる意欲向上に向けた研修などに重点を置きながら取り組んでまいります。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠2についてお答えいたします。

本村では、青年会や婦人会など、これまで地域活動を牽引していた団体の活動が縮小・休止しているという現状にあります。

私どもも地域の活動や課題解決を牽引する地

域リーダーが各世代に必要なということも認識はしております。地域リーダー養成講座につきましては、いきなり村全体というわけではなく、まずは人口の多い南上原などでできないか、教育長もおっしゃっていたように、対象年齢等も含めて自治会と調整しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、新垣善功議員の大枠3についてお答えします。

石原昌雄議員の答弁と重複しますが、現在、老人福祉センターに代わる施設整備の予定はございません。

なお、老人福祉センターの整備に関する補助金は、国の補助金等を含め既に廃止されております。

今後の代替施設の建設については、多機能型の機能を持った施設を想定し整備・運営のための予算、設置場所や運営方法等を検討していく必要があると認識しております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは、大枠1から順序よく再質問していきますので、答弁よろしくをお願いします。

皆さん方は、私の質問の趣旨はよく理解していると、私も理解しております。

が、しかし、答弁した中で、言ったことはちゃんとやってもらわんと、私は、令和3年の3月22日の一般質問においても、人材育成について質問しました。それは先ほどから皆さん方もよく知っているとおりに、婦人会、青年会は、村でも主な団体ですよ。それがもう消滅してしまつた。それに対して何の対策も取らない。もう3年になります。その前から青年会も下火ですよ。

先ほど石原議員にも答弁ありましたが、補助金を出せばいいという問題じゃないんです

よね。補助金を出しても、ちゃんとその組織が稼働しているのかどうか。そして、組織が衰退していくのは、皆さん方は目に見えていたと思いますよ。それに対して何の対策も取らない。それで皆さん方は職員として自分の責務を果たしたと言えるかどうかと、私は非常に疑問を感じるんです。

余談にはなりますけれども、先ほどから一般質問の中でもあるように、指摘しないと分からないようなことじゃ困る。指摘される前に皆さん方、ちゃんと現場回って見ているはずですよ。議会から指摘される前にしっかり対応していただくようにしないと。

現在の人材育成基本方針は令和3年に策定していますが、その前は、前の新垣清徳村長のときに策定して、14年ぶりに改訂したものであります。

総務課長、この人材育成のこの冊子は、職員には配ってありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それではお答えをいたします。

令和3年、改訂をしております。その冊子につきましては、紙ベースの配布はしておりませんが、データ上での回覧、配布ということで行っているということです。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 じゃ、これについては、ペーパーではみんなには配っていないということね、職員には。

これ、職員みんなこれ読んでいますかね、この人材育成基本方針というのは。どう思います。読んでいると思いますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それではお答えいたします。

人材育成の改定につきましては、しばらく改定がございませんでしたので、それまでに各課、

各係にヒアリングしながら内容も詰めておりますので、その部分の改訂をした冊子については目を通してると認識をしているところがございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私も一応目を通して読んでいますけれども、本当に素晴らしいこと書いてあるんですが、でも、あんまりごちゃごちゃして、何か読んで理解に苦しむようなところもあります。これはちゃんと職員全員に周知理解しないといけないのではないかと思います。課長はどう思う。課長や皆さん上層部、管理職だけが知って、部下職員は知らないということ、これが人材育成方針が全うされるか。

私もくちばしく言ってきたんだけど、計画書はつくっても実施計画つくってちゃんと、計画に基づいて実施されているかどうか。実施計画はできているとは思いますが、しっかり職員にそれを周知して今後の育成に取り組んでいかなきゃならないと思いますよ。そういう意味でも、ぜひそれはやっていただきたい。

そして、これはほとんどが外部に委託しているような感じなんですよ。

そこで、村長、副村長に一応質問します。村長講話というのはやる考えがあるかどうか。私はこれまでの村長を見てみると、講話がないんですよ。村長や副村長、あるいは教育長もそうですよ。職員に対しての講話。一般の企業では毎朝朝礼して、社長や幹部が社員に対して訓示、あるいは会社の方針を伝えていますよ。どうですか。教育長は長いから、この3期間教育長をして、職員に講話したことありますか。何回ぐらいありますか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 役場職員全体に対してはないです。

新採用職員には、今ここにある熱意と情熱を持って果敢に挑戦する職員を求めているという

ふうな、毎年新採用の職員に対しては話をしています。

それから、教員に対しては、辞令交付式のときに講話といいますか話をしているところです。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 職員に対しては最初の採用のときだけ、新採用のときだけしかやっていないと。これから30年も勤務していく職場ですよ。

私は基本的には、村長、副村長、それから教育長は、月に1回ぐらいは自分の所管する職員には講話をすべきだと思うんですよ。

職員には勉強しなさい、あれしなさいと言いながら、自己啓発をしなさいと言っているからには、自分たちも自己啓発しないと、職員に対しては物が言えないと思うんですよ。

私は自分の経験上から今話していますが、私も組織の人間として働いてきたから毎月講話がありました、上司の、トップの。そして、1か年の毎月の指針、進んでいくべきところ、あるいは重点的なことをちゃんと講話の中で訴えています。

そこで、村長、初めて村長になってです、今後、村長、副村長、2人とも講話のする考えはあるかないか。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それではお答えいたします。

もう以前から善功議員には一緒に人材育成の大切さについて休憩場所、いろいろとお話をしていたというのをちょっと思い出しながら、今聞いていましたけれども、この職員講話について、これまで開催するという事は考えておりませんでした。今後、月に指導できるかどうか分からないんですけど、今後は前向きにやり方、どのタイミングでやればいいのか、その期間、どのぐらいでやればいいのかというのをしっかりと、どこかにまた事例がありました

らそういったのを参考にしながら、私としてはやはり職員の皆さんに今の村長が思っていることなどを伝えるのは必要ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 新垣善功議員の質問にお答えします。

今、村長がおっしゃったとおり、村長が月に1回、2か月に1回というのをちゃんとやるというのであれば、副村長も一緒になってやらないといけないと思っています。

今、私の中では、各課回りながらコミュニケーション取って、朝もやっています。この辺を課の中に入って、おはようございます、挨拶しながら、それは今やっています。それと、朝のラジオ体操はみんなやるようにというふうに促しています。平成25年でしたかね、中城村は優良団体ということで、ラジオ体操の表彰ももらっていますので、これは継続して今でもみんな頑張っています。

その講話については、ぜひ必要だとは思いますが、いつのタイミングでやるのか、その辺は村長と相談しながらやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私はその講話については、村長、やはり職員とのコミュニケーションの取る場所でもあると思うんです。

村長の考え方をしっかり職員に周知し、そして職員からの意見もあると思うんです。その場で職員からの意見を聞くなりすれば、風通しがよくなると思うんです。

そういう意味でも、これは実施していただきたい。それで、副村長、この議会だよりの後ろにもあるように、これまでの前例や慣習にとらわれることなく、常に疑問を持って村の未来に

向かって信頼される村づくりを目指してまいりますということで紙面で挨拶していますので、しっかりとこれまでの村政を変えていただきたい。そういう意味でも、しっかり職員に対する講話をしながら、そして、総務課長については、この人材育成基本方針、もうちょっと短くして、コンパクトにして全職員に徹底して自己啓発を促していただきたいですね。その辺をしないと、職員が怠けていたら村政の発展はないと思うんですよ。そして皆さん方は公務員になる時は宣誓してきたはずです。全体の奉仕者としてしっかり村民のために働くということを、初心忘れるべからずでひとつ職員を厳しく、また優しく指導していってほしいと思います。

ひとつ講話については、三役は自分たちも勉強しないと講話できないと思うんです。しっかり勉強して、職員にも自己啓発を推奨していくというふうにもらいたいと思います。

これは副村長に聞きましょうね。村長はなつたばかりですから。職員をやる気を出すにはどうしたほうがいいか。副村長、どう考えていますか。

○議長 伊佐則勝 副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 新垣善功さんにお答えします。

やる気の話ですけれども、まず職員と会話がないとやる気もできないと思うんですよ。その辺でいつも思っているのは、職員との会話が一番大事かなと思っていますので、その辺は常日頃から職員と向き合って話しないと駄目じゃないかなと思っています。その辺を大事にして職員とコミュニケーション取りながらやっていこうかなと思っています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 そうですね、対話が大事ですよ。

しかり、部下の意見も聞くと、じっくり聞く

耳を持つと。そして、自分に対して耳の痛い話も受け入れると。部下の中には率直に意見を言う職員もいますが、それを意見と聞くのか、批判として聞くのか、私は常に自分に言い聞かせているのは、やっぱり自分と違った意見を理解するように努めております。それが一番大事じゃないかと思えます。

そして、組織の中には必ず反対する、あるいは違った意見を持った方がいるということも肝に銘じてもらいたい。組織の中には違った意見を持たない組織というのは、私は後々は減んでいくと思うんです。いろんな批判とかいろいろあると思うんですけれども、やっぱり百何十名もいる中で必ず異論を唱える方もいますので、そういう人たちを大事にしていきたい。

これまでの村政を見てみると、課長の人たちも上司にもものを言えないような状態じゃ困るんですよ。上司にはっきりものが言えるような組織になってほしい。そして、課長の皆さん方も部下から提案があったら、いや、これ駄目とすぐ門前払いするんじゃないで、しっかり意見と、そして議論をして対話を重ねて、じゃ、やってみるか、じゃ、やってみなさいと部下に接してもらいたい。

それでは、大枠2番目に移ります。

地域リーダー養成講座の実施について、私は婦人会や青年会が消滅していくのを見て、もうこれ駄目だということで、何度か前村長や教育長にも指摘しました。しかし、何の対応も取っていないというのが非常に疑問を感じます。

私は、皆さん方は役員になる人がいないということを繰り返し答弁してきましたけれども、だったらこれから生涯学習課が中心となって地域のリーダーをどう養成していくかを考えていくべきだと思うんですよ。

どうですか、課長。このリーダー養成講座というのは、地域じゃなくて村で募集して、そこに著名な人を呼んで講演なんか聞かせて、そし

てどこかの県内研修でもいいですよ、しっかり一生懸命活発なところに視察研修に行ったりして、そういう講座を設けていく考えはないか。これは教育長がやるかやらんかの問題だと思うんですけどね、指示して、するか。できるできないじゃなくてやるかやらんかですよ。まずやってみて失敗したら、失敗は成功のもとという言葉があるように、失敗したら次の、なぜ失敗したか検証をしていけば、次はいい結果が出ると思うんですよ。失敗を恐れず果敢で挑戦してもらいたい。どうですか、教育長、これ、やる。

それで、皆さん方、今までのこの講座を見てくださいと、確かに村民個人の知識向上はやっていますけれども、リーダーの育成をしないと地域は活性化していかないと考えております。どうですか、やる。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

前もお話しはしたと思うんですが、元婦人会とか青年会の方を呼んで意見を聞き今後どうやって活性化できるかということで少しお話しはさせてもらっています。今後もそれをやっていく予定です。

新垣議員の御提案いただいたものに関して、私たちもずっとどうやって活性化していけるかなということで悩んでいたんですが、新垣議員の御提案いただいた件に関しましては、一応私、答弁では、自治会を絞って試しにやっという考えもあったんですが、全体に広げられるかどうかというのは今後検討していきたいと思えます。

できるかできないかということに関しましては、やっていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 検討じゃなくてやると答弁してもらいたいですね。

検討というのはやらないというような解釈が

ありますから、やりますと、教育長、ひとつや
ってくださいよ。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 まず、第1回目の婦人会、
青年会OBというんですかね、元の皆さんと、
あと再度話し合いを持ちたいというふうに思っ
ています。

それから、この研修に関しても、先ほども話
しましたが、取組ができるやり方を、今、村全
体という話していますけれども、この焦点を絞
ってやったほうがいいんじゃないかなと、年齢
層であったりとか組織であったりとか、そうい
うふうに考えていますので、やる方向で話は進
めます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 もうやり方は皆さん
方に任せますから、とにかくリーダーを育てて
いくと。そのリーダーがまた次のリーダーを育
てていくというようにしていただきたい。

特に子供会ももうなくなりましたけれども、
子供会は私も初代会長として立ち上げました
けども、とにかく子供会というのは今の学童ク
ラブみたいな役割じゃないかなと私は理解して
います。地域で子供たちを、子供会の活動を通
して地域で子供を育てていくということなので、
ひとつ各団体のリーダーとなる人たちを養成
していただきたいと。

宜野湾市でやっていますから、向こうと連絡
を取り、どのようにやっているか実施していただ
きたいと思います。

それでは、大枠3に移ります。

老人福祉センターも老朽化で解体し今、吉の
浦会館でやっていますけれども、何か手狭で非
常に老人会の皆さん方からは、いろんな組織、
団体が使うものだから使い勝手が悪いというこ
とで、老人センターに代わる、施設をつくって
いただきたいという要望がありますので、これ
については、村長が提案した多世代交流施設と、

複合的にやるのか、それともこの多世代交流施
設というのはどういうものか、説明お願いしま
す。

○議長 伊佐則勝 村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 ではお答えいたします。

老人福祉センターが老朽化で解体をされてし
まいましたけれども、現在、吉の浦会館のほう
にて不憫な活動をされているということは認識
しております。

老人会の加入者率が、中城は右肩上がりです
全国でも本当にトップクラスということを知り
ております。そんな中、本当にこれまで中城村の
発展のために頑張ってきた皆さんが、今でも
地域のほうで元気で暮らしていきたいという
ことで活動されているというのは、本当に分か
っております。

で、お尋ねの多世代交流センターと老人福祉
センターは同じなのか、違うのかという質問で
はありますけれども、私としては、多世代交流
センターは山側地域のほうに建設をしていき
たいというふうに思っております。で、これま
での老人福祉センターというふうにつくってしま
いましたら多世代交流センターではなくなって、
子供からお年寄りまではちょっと利用が難し
くなるのかなというふうに思っておりますし、今
後は、私としては、また吉の浦周辺あたりでも
こういった老人福祉センターが建設できればい
いなというふうに思っておりますけれども、今
のところそれに関しましてはもちろん計画もあ
りませんが、今後、本当に今もう御承知のよ
うに学校の建設とかが多い中、予算を算定する
のに苦労しております。

今後は、それが終わりましたら、これは本当
に優先的にはすぐに今度は計画に入っていかな
ければならないものだというふうには思ってお
ります。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 老人福祉センターももう解体しましたが。

解体に代わるものをつくるべきじゃないかと思うんですよ。

上地区となると、村長は南上原方面を想定しているかと思うんですけども、今から南上原に土地を買って建築するとなると相当の財政が必要かと思います。

そこで、せめて土地だけでも先行取得して確保しておく考えはないのか。

私の調べた結果、今年の9月の決算を見ますと、土地開発基金が1億475万3,151円あります。そして、公共施設整備資金基金が10億1,446万9,000円、積立てしています。その2つを活用して、この下地区に元の老人福祉センター規模ぐらいの土地は確保しておけば、建設に対する補助メニューは、探せばどうにかあるんじゃないかと思うんですけども、照屋課長、どうですか。建設用地が確保されておれば、メニューがあるかどうか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

過去に、社協と移設のときにいろいろ、今回の老人センターから吉の浦会館に移設する際に社協ともいろいろ話合いをしておりました。

その中で、市町村が補助金を受けるというものの国の交付金やら補助金というのほとんどない状態、例えば障害者の施設をつくるとか介護保険施設をつくるとかという民間が行うものに対しての国の補助金はあります。社会福祉施設整備補助金というのがございます。で、それはもう市町村のほうでは使えない状況になっております。なので、何かの事業所をつくるという場合には適用が可能なんですけれども、例えば社協だったら、きりがB型事業つくるときには、この補助金を使って推奨のところにプレハブは建てております。でも、ちょっとその次に更新していくというの、またなかなか使いにく

い部分もあつたりしたので、移設するにはちょっと今回使えなかったという事情はあつたんですけども、じゃ、社会福祉協議会が何かをつくりたいというときに使える補助金があるのかということに関しては、競輪の団体の補助金とか競艇、あと日本財団等においては一応活用できそうなものがあるというのは確認はしております。でも、その中の要件としては、土地にこの補助金が使えないというのがあるので、その土地に関してはどうにか取得をして、何らかの形で社協が取得をするのか、村有地を提供した上でそこで社協が交付金を持ってきてくれるのかということですね。この使える補助金の規模にしても、100万単位から億単位のものまであるんですけども、日本財団とかの億単位のものとはなかなかレベルの高い、ハードルの高いコンペとかいろんな部分があつたりするので、かなり難しい交付金になっています。でも、競輪財団とかの、競輪とかのものを見ますと、2,000万円ぐらいから5,000万円ぐらいの間ぐらいで活用ができそうだなというのあつたりします。

そういったものがどういうふうに行っているのかというはあるんですけども、実際には土地が必要だというところがあつて、土地の部分をどうにかしないと社協のほうで建物をつくるというその機能ですね、社会福祉協議会が建物をつくってそこで老人クラブが活動できるような何かの規模までつくれるのかどうかという話までいろいろやつたんですけども、やはり先行的な土地がないと設計とかそういった提案もできない、応募もできないというのがあつたので、ちょっとそこに関しては今、頓挫している状態です。

で、最近もいろいろ調べてみたんですけども、こういった補助金、いろいろまだ残っているの、何とか土地があれば検討できるかなというふうには考えてはおります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 企画課長にちょっとお伺いしますが、この公共施設整備基金というのは、そういう土地購入とかには使えないですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

公共施設整備基金条例からしますと、土地購入も解釈できるのかなというところではございまして、議員のおっしゃる庁舎建設基金や公共施設整備基金について、現在の財政状況から、具体的な計画があっても精査をしなければならない状況でございまして、先行取得となるとさらに今の財政状況ではすぐに検討できるものではない状況です。4月に中長期財政計画を御説明してお示ししてあると思いますが10年計画で20億円余りの借金が見込まれるところで、その改善に向けてこの基金の取崩しが増える、支出が増える令和8年頃から基金の取崩しを行うと供に出た基金の積立て額も現在の1億5,000万円から5,000万円まで落として、積立てていく。中長期財政計画では基金が丸々余力としての金額ではないと御認識いただきたい。おっしゃることも分かるんですが、先行取得となると、今の財政状況ではかなり厳しいと財政的には考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 公共施設整備基金ではできないとなれば、じゃ、土地開発基金か、土地開発基金で1億円余りありますよね。1億400万円余りありますよ。それで下地区でもいから先行取得できないのか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (15時29分)

~~~~~

再 開 (15時29分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 私のほうが完全に把握しているわけではないんですが、この土地開発基金が土地開発公社からの借入れ時の資金になると認識しているんですけども、この土地開発公社からお金を借りる場合でも、結局は、債務になって、償還しなければならず、元金も利子も償還していく流れで、1億円借りたとして、毎年の支払いが出ていくことになります。今の財政状況では毎年0.3%、3,000万円の予算を削減していく計画もあり、一般財源の毎年の負担が増える状況では、具体的な計画、精査を経た計画しか今の財政状況では対応できないとの認識でございまして。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ということは、もうできないということね。

それと、今度学校建設に相当財政が使われていますが。今後、私はこの老人福祉センターなくなって今の状態になると、老人会も活動が停滞していかないかどうか。社協というのは村の外郭団体ですよ。村の福祉事業を担っている団体ですよ。そういう組織の拠点である事務所とかをつくらんと、今の状態で吉の浦会館も、もう36年ぐらいになるんじゃないかな。建替えしないといけない時期にきていると思うんですよ。

そういう意味でも、学校方式でPFIですか、民間の力を借りてやる方法はないか。しかし、それでやるにしても、やはり土地は確保しておくべきだと思うんですよ。このひらやすのこども園も土地は村有地でしょう。そういう方法でいろんな知恵を出して、庁議で検討してもらいたいです。

じゃ、10億円というお金は、学校建設の借金払いのために今預金しているということで理解していいですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えします。

もちろんそれだけではございません。この名称のとおり、様々な公共施設が老朽化することによって、改修や建替えも必要になるので、基本は公共施設全般ではあるんですが、2つの小学校の改築と1つの中学校の移転に伴うPFIではあるんですけれども、建築した後一挙に出るときにそこに充てたりと、また10年の赤字を逆算して毎年1億円はその基金から使わせてもらう財政計画でございまして、議員がおっしゃるように、私どもも先行取得しておけば今後の可能性はあるという認識でございまして、さきの答弁でも申し上げましたけれども、結局借入れするのではなく、高率補助の補助金、交付金を活用して土地を取得するというところを目指してきましたし、これからも計画立てをして精査して、ぜひ必要で、先行投資になる事案であった場合でも、高額補助金、交付金で買うと、借金せずにできるだけ補助金、交付金を活用したこれまでどおりの事業執行として、財政としても考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私も長い間、議員しているけれども、この土地開発公社を活用して、購入した事例はないと記憶しているんですけれども。あれば教えてください。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 すみません、私も1年目にして、引継ぎでもそういった引継ぎもなかったのと、あと資料も見たこともなく、実際あったかどうかというのは、過去にあったかもしれないんですけれども、現時点ではあったかどうか、分からない状況です。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私の記憶では全くないということ、30年余りこの土地開発公社を活用していない。

一つ先行取得できるんだったら活用して土地

を確保して複合的なものができるんじゃないかなど、土地があれば。その辺しっかり福祉課との話し合いしながら、社協とか、老人クラブ連合会の事務所とかほかの事務所も入ってもいいんじゃないかと思うんです。ひとつ検討してもらいたい。

最後になりますが、基本的には人、人材育成に力を入れてください。村長は、職員は優秀と言っていますけれども、私はあまり優秀とは思っていません。もっと知恵を出していけば、もっともっと伸び代があると思うんです。今、優秀といっても半分ぐらいしか皆さん方は知恵を出していないと思う。それで職員が本当にやる気を出して、村民福祉の向上に頑張るといって、果敢に挑戦できるような職場づくりをしていただきたい。特に副村長、ひとつ職員を把握してコミュニケーションを取りながら、じっくり不満やあるいは違った意見聞きそしてまた提案があれば積極的に受け入れて、それを実現するようにお願いをして質問を終わります。

以上。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣善功議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (15時38分)

## 令和6年第9回中城村議会定例会（第8日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和6年9月6日（金）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和6年9月13日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和6年9月13日（午前11時33分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                                 | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                               | 欠 員       |
|                                                 | 3 番             | 欠 員                 | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                                 | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
| 8 番                                             | 屋 良 照 枝         | 16 番                | 伊 佐 則 勝                            |           |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 11 番            | 仲 松 正 敏             | 12 番                               | 金 城 章     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃             | こ だ も 課 長                          | 比 嘉 昌 子   |
|                                                 | 副 村 長           | 新 垣 正               | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 森 本 雅 人   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり             |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名                                      |
|-----|------------------------------------------|
| 第 1 | 認定第1号 令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 2 | 認定第2号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 3 | 認定第3号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 4 | 認定第4号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 5 | 認定第5号 令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 認定第6号 令和5年度中城村水道事業会計決算認定について             |
| 第 7 | 認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定について            |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、9月6日に説明済みですので、これから質疑を行います。

まず、歳入について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 この1ページの特別土地保有税について、もう毎年1,000円ずつ計上していますよね。目標値みたいに。これ特別保有税は廃止になったんじゃないですか。なぜ載せているの。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 これまで令和5年度まで費目存置として計上しておりましたが、御指摘を受けまして、令和6年度より予算の項目より除いておりますので、すみません、5年度までは計上している形となっております。6年度より指摘を受けて改めております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これ特別土地保有税が廃止になって、しばらく本村ではずっと費目存置で残ってあった理由は何なの。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 特別土地保有税につきましては、平成15年度の地方税法改正によって課税停止ということになっておりましたので、その当面の間は、それ以前のものに課税について発生等が考えられることから、費目存置として残しておりました。

議員御指摘のように、この年数も経過しておりますので、もうこの特別土地保有税については、発生しないことが想定されましたので、令和6年度より費目存置のほうを削除しておりま

す。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これは平成15年に廃止になったということだよな。

○税務課長 比嘉 聡 廃止ではなくて課税停止なので、これまでのものがあれば……

○14番 新垣善功議員 この特別保有税で未収があったんじゃないの。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 未収については、ありません。その後に時効等、そういうものによって、不納欠損処理を行っておりますので、もう現在として発生しない税目となっております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を行います。

歳出1款に対する質疑はありますか。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 歳出について質疑します。

68ページの総務の一般管理費の中で、負担金補助金の中で不用額が出てます。

これ2款か、失礼しました。ちょっとフライングです。

○議長 伊佐則勝 2款ですね。1款のほうから。

1款に対する質疑ありましたら、よろしくお願ひします。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出第2款に対する質疑はありますか。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 じゃ、2款のほうで、私のほうから1点お願ひします。

76ページお願ひします。

不用額451万5,000円シニア世帯生活支援事業給付金について伺いますけれども、まず、これ実績に伴う不用額というふうに決算不用説明書で読んだんですけれども、これこんなに、ちょ

っと多いのかなという感じを受け止めるんですけれども、実績は1,693人というふうに実績見ましたけれども、1人当たりの給付が幾らで、なぜこんなに、これ多分計算すると、どれぐらいの、何というかな、451万ということは何人の人が受け取れていないのか、実績は何名を想定していたのか、その点お願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 お答えいたします。

65歳以上の村民1人当たり1万5,000円の商品券となります。対象者が4,722名に対しまして4,581人の方に商品券を配布し、配布率は97%でございます。

97%の配布した方への商品券の使用が98.8%の方が使用されていますということで、結果的に141人に配布することができなかった状況です。

転出の方もいらっしゃいますけれども、何度もこちらからの働きかけはしているんですが、141名の方に配布できず、現在の不用額となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、2款のほうに質疑をいたします。

68ページ、その中に、訴訟弁護士委託料ということで66万円入っているんですけれども、これのちょっと内訳をお聞きしたいと思います。

あと、もう1件、これ決算不用額説明書の中からなんですけれども、その3ページ、不用額、これ10節の需用費、これの需用費の中で、これ光熱水費について、庁舎内の電気料金が想定より少額で済んだため予算不用ということになっているんですけれども、これの理由、例えば節電とか、それから節水が全ての職員に浸透して減になったのか、あるいは当初見積もりが多かったのか、そのあたりを伺います。2点です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、68ページの12節委託料、訴訟弁護士委託料につきましては、裁判による着手金と最後の……

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (10時12分)

~~~~~

再 開 (10時12分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

○総務課長 大湾朝也 着手金があって、裁判が進みまして解決になっておりますので、成功報酬の額になっております。

続きまして、不用額の3ページの10節需用費、光熱費関係につきましては、節電等をまずは周知はしておりました。何がどれだけという数値的なものはないんですが、前年度に比べて光熱費につきましては、安く済んだという形になります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ、68ページの訴訟弁護士委託料というのは、これはもうこれで全て解決したということで考えてよろしいわけですね。

あと、節水、節電も行った結果、大分子算が不用になったということですが、これは今、物価高騰とか、例えば電気料、水道料、相当上がってきている中で、それだけの金額が不用になったということ、これは総務課だけではなくて、見てみたら一定の課のほうでも大分そういう金額が大きいものが入っているものから、そのあたりも込みで全てが各課での対応として節水、節電に努めた結果、それが大きくなったということで理解してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

職員、常に節電、節水ということについては、心がけておりますので、新庁舎が立ちました。その後につきましても、電気料につきましても、以前の建物より大きくなっておりますので、その辺については周知をして、5時以降のエアコンの電源につきましても節制をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 成果説明書とか、それからこれらの今言った不用額、それについても庁舎で今、義務的に使われている金額は莫大なものになっているものですから、これやっぱり前庁舎と違って3階、4階建てで相当の容量も多くなったということは理解しているんですけども、ぜひこれ継続して節水、節電、それからほかにもいろいろ節約できるところは、よく職員にも言い聞かせて、ぜひそれに努めるようお願いしたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 それでは、68ページの一般管理費の負担金補助金の自主防災組織の補助金が不用額出ていますけれども、そして、その成果報告書の中では3ページになるんですけども、達成率は十分な成果100%ということだとマークされるんですね。この予算の執行している部分と、この事業の達成率とのちょっとニュアンスが違うと思うんですよね。ですから、この補助金が交付にならなかったところをもう一度説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

自主防災組織への資機材購入の補助金につきましては、一会計年度30万という補助金を3会計年度、3年間補助をするものでございます。

連続して3年間必要かと言えば、各組織について、取得する資機材の内容によっても補助金

を活用する、活用しないというのがありますので、今回につきましては、3団体の予算でしたけれども、2団体の執行ということになっております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 これらの補助金申請については、各自治会では自治会長が中心になって申請すると思うんですけども、毎年毎年あるようなものでもないと思うので、ぜひこういう補助金の申請については、説明会を十分やってほしいと思います。

自治会補助の部分もあるんですけども、自治会長が変わったりして、その制度が十分熟知していないために申請ができなかったとか、その年度末になってからどうのこうのとかというところの感じがするわけですね。ですから、補助金については、ただ申請がなかったから駄目じゃなくて、もうちょっと親切なサポートをお願いします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 同じく68ページの訴訟弁護士委託料66万ありますね。これはどういう訴訟なのか、この前説明を受けたけれども、もっと詳しくお願いします。

それと、74ページの地域おこし協力隊がありますね。今、何名いて、そしてこれ何年ぐらい続いていますか、その効果は出ていますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

68ページ、12節委託料、訴訟弁護士委託料66万円につきましては、こちらはさっきの補正予算で計上していて、裁判のほうはもう解決いたしましたけれども、内容につきましては、住民の方が総務を相手に裁判を起こしておりますので、内容については、申し上げられないということになります。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 地域おこし協力隊につきましては、ふるさと納税の担当業務ということで、令和3、4、5ですか、5年までで一応終了しております、ふるさと納税に特化した展開をしていただいております、実際ふるさと納税の額を見ればお分かりだと思うんですが、年々伸びてきて、去年だけ落ちてしまったんですけども、制度の強化ということでもちょっと落ちてしまいましたけれども、年々右肩上がりでは上がっているということで、特化した担当として活用して、成果は出していると考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これ課長、訴訟の内容がある程度概要は公表できないのか。

それと、地域おこし協力隊というのは、そういうふるさと納税の事務を増やすための活用としての協力隊なのか、それとも、私はそうでないと思うんですよ、別の目的あると思うんですけども。地域おこし隊だから、地域を活性化するためにいろいろやるべきであって、そういう事務は職員がやるべきじゃないかな。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

概要ということありますので、概要につきましては、本村が道路整備を行った部分に関する、今、申立てでございます。場所、地域につきましては、上地区の道路整備事業に対する申立てでございました。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 すみません、私が今、完全に把握しているわけではないんですが、地域おこし協力隊という名称で、そういう制度の中で、議員がおっしゃる地域の活性化に向けた取組として、これまでも観光協会、その前身の企業立地観光推進課などでも活用していたかと

思いますけれども、多分この何かの特交処置かなんかで予算確保ができるというところで、単費でやるよりも、その制度の中で活用できる収入を得ながら、内容として別に地域活性化でふるさと納税が駄目ということではないので、こちらとしては有効活用という意味合いも含めて、この名称の下、予算化もして処置していることで、ふるさと納税が地域おこしに関わらないではなくて、その解釈もあろうかと思いたすけれども、その活用として、ふるさと納税の担当として使っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 使っていたというあれじゃなくて、この地域おこし協力隊の趣旨というのは何の目的で、これ国はやったかですよ。そういう事務的なことじゃないと思うんですよ。

例えば、そこに移住して、そこで何かをやるというような、地域に寄与するようなものを、あるいは移住してもらって、何か事業を起こすとか、そういうのが協力隊でないかと思うんですけども、当初の趣旨はよ。そういう事務的な、ふるさと納税の事務をさせるための協力隊とは、私は理解ちょっと難しいんですけども、どうなの、課長。

○議長 伊佐則勝 企画課長 金城 勉。

○企画課長 金城 勉 ちょっと捉え方が違うというか、おっしゃるように、ほかの分野でそういう人材がいて、そういう人材を欲しいという課があれば、その人を地域おこし協力隊として呼び寄せて、使いたい課が使うということは非常にいいことで、議員がおっしゃっていることなんですけれども、今回の目的は、ふるさと納税担当が必要だという前提があって、おっしゃるように職員つけてもいいですし、会計年度つけてもいいんですけども、その人を地域おこし協力隊という名で使うと、財源が確保できるということなんです。

それを活用しているんじゃないかと、今回は目

的としてはふるさと納税担当業務がある。あるのに、じゃ、単費で出しますかというよりは、何かの特交でも、何かの財源があれば損はしないよねと、収入源が得られるよねというところでの名称をそれをもって、その制度の中で使わせてもらっているということなので、目的が違うとかではなくて、もともとの目的が、地域活性化の地域おこし協力隊というところではないというところで御理解いただきたいと思いますので、大丈夫でしょうか。

目的が、ふるさと納税担当の人が必要だったというところで、その制度を活用させてもらっているということで、御理解いただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

これで質疑を終わります。

歳出3款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、3款について質疑をいたします。

主要施策の成果説明書のほうから、これ27ページ、よろしいですか。

これ地域生活支援事業ということで、十分な成果で丸印ついているんですけれども、この中で、これ課題改善の方法で、国の補助体系の変更があるということで、一部の補助金が令和7年度からセンター未設置の場合の活用ができないため、令和7年度には基幹相談支援センターを設置する必要があるということなんですけれども、これ令和7年といたら、もう来年ですよ。それは、もう十分対応は可能なのかどうか、補助金が削られるということはないような取組を行っているのか、それ1点目です。

2点目が39ページ、これは児童館運営事業になるんですけれども、これ今、入れられる成果ということで、これ実施前が平均で約10名程度と、実施後が18.9名、約20名、延べ人数が5,350名になっているんですけれども、その中

で、これ平均利用者は10名ほど増えているんですけれども、この中で、18歳未満、例えば中学生、高校生、その方々が何名ほどこの児童館を利用しているのか、そのあたりちょっと伺いたいと思います。

これ委託事業で661万円出ている中で、中学校、高校生も使っているのか、それちょっと私が行った段階では1回も見たことないので、そのあたりが周知されているのかどうか、そのあたりちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

成果報告書27ページのほう、地域生活支援事業の課題の部分についての御質問です。

こちらのほう、従来、法体系の部分では、令和8年度までにこの基幹相談支援センター、イメージとしては高齢者の包括支援センターですね。そういった機能を障害分野のほうでも設置をするようにということで、法体系の変更がありました。

補助金のほうが、その体系に近づくために強化事業といって、一部委託をして専門職を派遣してもらおうという事業、または専門の資格を持った職員をより多く配置して厚く相談体制をつくれている、そういった内容に補助金が使えるというのがずっとありましたが、国のほうから、これの使い方も5年度で終了、6年度は経過措置をする、7年度からは基幹相談支援センターというのをちゃんと立ち上げていないと使えませんという補助要綱の改正がございました。

それに伴って、新しい村長、副村長のほうともこの内容について、今、協議しているところでございます。

基本的には、担当課としては、来年度3月末に立ち上げをしていくというふうに考えております。

その中においては、やはりいろんな職種、障害者相談の部分でのいろんな職種を配置しない

といけないというのがありまして、その中で今、うちのほうでは社会福祉士が職員として配置されておりますが、やはり精神保健分野の相談というのが増えておりますので、保健師の配置が可能なかどうかというところを今、協議しているところです。

あと、主任計画相談支援専門員という、包括でいう主任ケアマネと言われる部分ですね。それが計画相談専門員の主任というのがつくクラスがあるんですが、これについては、村の中で育成が全然できておりませんので、委託での配置を検討して、今、関わっている各事業所のほうで調整をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 成果報告書39ページの児童館運営事業についてお答えいたします。

延べ人数の5,350名の利用者につきましては、ほぼ小学生だと思われまして、ちょっとこちらのほうに資料がないんですが、ほぼ小学生の高学年が多いというふうに聞いております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ、27ページのほうの地域生活支援事業というのは、それに沿って取りあえず協議できるようにということで進めているということで理解していいですね。はい、分かりました。

39ページ、私もたびたび児童館行くんですけども、やっぱり小学生を中心にした子供たちが10名から20名ほど放課後に大体いるんですけども、やっぱり今行った段階では、全然中学生、高校生見当たらないものですから、やっぱり包括的に中学生、高校生とも小学生に触れ合うというような取組も児童館ではできるんじゃないかなと、18歳以下の子供たちですので、そのあたりもぜひ中学生、高校生も行けますよというところをやっぱり周知して、やっぱり行きたいという人は、分かれば行ける子供たちもい

ると思いますので、そのあたりもぜひ徹底して、中学校の学校でもいいですし、あるいは高校生向けでもいいですし、広報でもいいですし、そういったところにもぜひ広めていただきたいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、110ページと不用額の10ページ参照していただければと思いますが、保育士正規雇用化促進事業と不用額のほうにもいろいろと挙げられておりますが、県外保育士誘致補助金などは利用者なし、保育士就職応援金も利用者なしということですが、利用が見込めない場合に、この予算を別のほうに振り向けていって保育士を確保するための方策とかというのを考えられるような性格なのかどうかを確認したいと思います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 3月ぎりぎりまで、私たちは希望者、利用者がいないかということを持って、最後まで予算は残していたという現状がございましたが、残念ながら利用に至らないということになりました。令和5年度の決算は、このような状況でございます。

令和6年度、今年度は、9月にまた去った補正予算でまた研修事業を実施しますので、12月以降、研修等を実施する予定がありますので、それでもってまた保育士の負担軽減に努めていきたいと思っております。

この先ほど博正議員がおっしゃってました別の事業に振り替えというのは、ちょっと難しかったかなというふうに思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 成果説明書の中では、目標が3名に対して3名、達成はしているけれども保育士不足というような、また改善点等が挙げられているんですけども、この目標数値というのは、ちょっと甘かったという考えもあ

るのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 目標数值につきましては、前年度の実績を基に見込んでおりましたが、このような不用額ということが発生してしまいました。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 もう一度確認したいと思いますが、3名の目標に対して、3名達成はしているんですね。それでも追いつかない保育士の数、こういう目標の設定には、途中でやっぱり修正すべき点があるのではないかなと思うんですけれども、子供たちの数が増えていくという見込みをどのように立てていくかというところも主眼を置いていかなければ対策取れないんじゃないかなと思いますけれども、もう少しやはり目標を年度途中からでも必要であれば、変えていくという考え方が必要だと思うんですけれども、ぜひ予算に生かしていくためには、そういう考え方を持っていただきたいと思うんですけれども、担当課としては、どういう考えでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今後も周知をしまして、保育士の正規雇用などの保育士確保に係る予算が必要であれば、補正等で対応してまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 すみません、不用額説明書の7ページ、3款の12節委託料の中の手話奉仕員養成研修事業委託料が、これ28万4,094円減になっているんですが、この講座は毎年多分行っている講座だと思うんですけれども、そのときは開催がなかったということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

予算のほうは、当初の調整において計画された講座数で予算計上させていただきました。実際に精算したときに、途中、台風等何かいろいろ事情があった部分での減の部分と、あと、その後の講師との調整の部分で、予定回数よりちょっと少なめに実績の回数としては縮小したという形での実施があったようです。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この講座は、令和6年度も開催予定でありますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 令和6年度も今、講座開催しております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 すみません、ちょっとちゃんと講座回数とかは記憶にはないんですけれども、講座の回数、ちょっと期間が結構長いなという印象ではあったんですが、実際、何回ぐらい、開催予定が分かれば教えてください。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 すみません、今手元にちょっと資料がないので、入門編と基礎編というのを交互に毎年行っております。

入門編と基礎編では、ちょっと講座回数が違うのと、あと中身のやはりレベルも違うので、その辺の部分ちょっと資料確認してから、また御提供したいと思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
これで質疑を終わります。

歳出4款に対する質疑はありませんか。
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ、4款について質疑をいたします。

108ページ、これは歳入歳出決算書の108ページ。4款だよ。これ3款なってるの。

○議長 伊佐則勝 今、4款になりますので。3款終わりました。

○9番 大城常良議員 忘れてた。飛ばしてし

まった。じゃ、よろしいです。

○議長 伊佐則勝 ほかに4款について質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出5款に対する質疑はありませんか。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 不用額の15ページの委託料、サポートシステム地図・台帳データ業務が不用になった。この不用になった原因と内容についてお答えください。

○議長 伊佐則勝 15ページですか、不用額の。

○13番 新垣博正議員 はい。

○議長 伊佐則勝 6款になっていませんか。ただいま5款の質疑になっておりますので、5款について質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出6款に対する質疑はありませんか。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 先ほどは失礼いたしました。

改めまして、不用額の15ページ、サポートシステムの地図、あと台帳データ業務が不用になった。不用になった原因とその説明をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

サポートシステムの不用なんです、全国との統一性を図るためのデータ管理に向けてのシステムであったため、村独自でシステム導入をする予定であったんですが、それがそごがないということが分かって、整合性が取れないということで、今回のシステム導入を見送ったためです。

関係課、税務課とか、そのデータの抽出とか、それが交通整理ができていないということ、全国からどこでも見れる農地、どこが遊休

地になっているか、そういったものが村独自のシステムではできないということで、改めてまた仕切り直しということで、今回は見送っています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これは業務上必要な作業になるわけですよ。委託するわけですよ。新年度に向けては、これはまた再度仕切り直して計上していかなければならない業務なんではないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 今回もいろいろどういった方向で行けばいいのか、補正でということも考えながら、また新しいそういったシステムを入れるかどうか、また財政と相談しながら、またやっていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これは財源については、どの財源を充てているのかお答えください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 財源については、単費となります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 では、6款について2点ほど、また決算書134ページ、8節の旅費に関してちょっと教えてください。

まず、県外旅費が111万9,080円、これは当初予算にはなくて、多分補正で組まれていると思うんですけども、これ添付資料から見ても、ただ旅費としか書いていなくて、内容等がちょっと分からないものですから、できればその研修地、研修内容、そしてそこに研修で送った人数等を教えてください。

続いて、これ委託料の真ん中、土地利用構想

作成支援委託業務調査業務とあるんですけども、これも当初予算には含まれてなくて、154万組まれているんですけども、これが内容ちょっとどのような内容になっているのか。

そして、もう一つ、委託料の最後の農業振興地域整備計画策定業務委託料434万5,000円、これ基礎調査が令和4年にやって、令和5年度で今回最後の取りまとめ、計画書策定になっていると思うんですけども、これ多分これで終わりのかな、その振興地域整備計画策定に関わる業務が、多分これから、どのようなスケジュールになっていくのか、県との協議とかいろいろあると思うんですけども、その策定資料というのが、要項が今年度、令和6年度に上がってくるのか、その3点お願いいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

最初の旅費について、ちょっと資料がなくて、復命書を今度また提出したいと思います。すみません。

あと、土地利用構想作成については、利用意向調査を行っているんですが、農地の利用状況調査、その農家さんへのアンケートと、現況地図の作成の業務になります。

あと、農業振興地域整備計画策定業務に関しましては、冊子それを作成しています。農振が外れました。また新しい冊子をですね。

(「冊子もう出来上がってるの」と言う声あり)

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 はい、出来上がっています。

(「配付しないの」と言う声あり)

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 分かりました。議員さんには配付したいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 では、県外旅費ですね、

ちょっと内容がなかったものですから、これはまた建設常任委員会でもんでいただいて、その辺もお願いいたします。

そして、先ほど言った土地利用作成委託業務、今回、令和6年度160万予算を組まれているんですけども、さっき言ったように、その農地の利用状況調査とか、現況地図の作成、令和5年度は初期調査の分というふうに理解しておりますので、そして、農業振興地域整備計画業務委託、これ、できたものをやっぱり5年に一度、6年に一度の見直しの状況ですので、やっぱり冊子ができたら、できれば欲しいなと希望していますので、部数がありましたら、議員への配付、ひとつよろしくお願いします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、第6款について質疑をいたします。

まず、130ページ、これは決算書のほう、その中に旅費ということで8節に県外旅費ということで57万2,000円入っているんですけども、これ前年が9万3,000円で、前年比にしたら49万円ほど多くなっているんですけども、これ全国農業委員長代理者集会ということであるんですけども、これが約50万ぐらい増えたのは、どういう理由なのか、それ1点目。

それから、主要施策の成果説明書、これの75ページ、よろしいですか。

その中で、農業次世代人材投資事業ということで、これ旧青年就農給付金事業なんですけれども、これ令和5年度に該当者が1名いたんですけども、非常に心配しているのが課題改善というところに、事業該当者1名が年度途中より音信不通となり、現在も連絡取れない状況であると、畑にも姿が見えないため、今後は離農の判断と補助金返還に向け慎重に手続を進める必要があるということで書かれているんですけども、これ補助金をもらったところに返還し

ないといけない状況までなっているのかどうか。

これが返還するというのは、村が返還するのか、あるいは個人的な返還になるのか、そのあたり伺いたいと思います。

もう1件は、決算不用額説明書、そのほうの16ページ、よろしいですか。これの農林水産業費ということで、肥料価格高騰緊急支援事業補助金ということで、これも不用額になっているんですけども、これは当初予定していた額より春肥料に対する申請者が少なかったことによる残ということなんですけれども、これ農業者に全て周知したんですけども、どうしても申請者が少なかったのかどうか、その原因は何なのか、あるいはまた周知が足りなくて、申請者が少なくなったのか、そのあたりをちょっと伺いたいと思います。以上、3点お願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

旅費については、全国農業委員会会長の旅費になるのが年2回、その旅費で東京都、またどこかの県をまたいでの視察だったと思いますので、その辺も建設常任委員会のほうで説明したいと思います。

あと、次世代農業に関しましては、途中まで頑張っていたんですが、突然畑からいなくなりまして、その辺、家など探して、夜も回ってみてはいるんですけども、全然会えなくて、今いる状態で、村のほうとまた中部普及所、また営農センターのほう、一応会議を持ちまして、その辺、離農扱いするのかということで、今、進めているところで、この補助金に関しましては、本人が返還するということになります。

あと、肥料高騰に関しましては、全農業者に通知はしてはいるんですけども、思ったより農薬を購入するのが少なかったということで不用となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ、旅費のほうから。

これは50万近く増えているんですけども、これ会長1人でこれだけ予算が膨れたのか、あるいはまた誰かほかにも二、三名行ったのか、そのあたり伺います。1人であちこち行ったという話なんですけれども、それだけでこれだけ多くなったのかどうか。

先ほど返還という話が出たんですけども、私もこれ1人会ったことはあるんですけども、大変一生懸命農業やられていた方で、親も一緒に来ては農業を手伝っていたという状況も、私ちょうど行ったとき見たものですから、ああ、頑張っているなというふうに思ったんですけども、その中で、こういう状況に陥ったということは、何か担当課として原因があったのかどうか、何か家庭的なものなのか、あるいはまたそのほかにもいろいろ何か理由があるのか、そのあたりちょっと聞いたのかどうか、突然にこうして音信不通になったのか、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 旅費の件に関しましては、会長が2回行っているのと、あとその辺はほかの旅費で使った可能性もありますので、その辺もまた建設常任委員会のほうで説明したいと思います。

あと、離農者に関しましては、本当に突然で、今、農業青年の中でいろいろ話合いもしながら、総会とかも来て、元気なお若い方ではあったんですが、本当に突然で、みんなが連絡しても電話も取らなくなったりして、それがどういった原因なのかが、ちょっと私たちも把握できない状態で困っている状態なんですけども、その辺は何とかこの方に事情を聞いて、どうにか、何をやめたのかというのを聞いていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 県外旅費については、ぜひしっかり調べて、増えた原因、会長1人なのか、あるいはまたそばつきで一緒に行ったのかどうかも踏まえながら、建設委員会の中でひとつ答えは提示してください。

今言った原因も全然定かではないということがありますけれども、これ今後、二度とこういうのがあってはならないと私は思っているのでぜひそういうふうには就農されている方々ともじっくり話して、これからぜひこんな返還とか、本人が払うという、返還するという事柄なんですけれども、これがもしかしたら村が負担しないといけない状況になってしまった場合とか、損害があった場合には、これはまた本末転倒の事業になってしまうものですから、ぜひそこら辺も考慮して、しっかり原因を突き止めていただきます。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

これで6款の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（11時00分）

~~~~~

再開（11時10分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

歳出7款に対する質疑はありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出8款に対する質疑はありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出9款に対する質疑はありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出10款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、説明書の中から10款について質疑をいたします。

まず、86ページのこれスクールバス運行事業で、一番上になるんですけれども、ちょっとこれは登下校支援ということで、今3台スクールバス利用をしていると思うんですけれども、そ

の中で、雨天などで間に合わなかったというところが課題にあるんですけれども、その場合は遅刻になるのかどうか、あるいはこれも渋滞が原因だから遅刻ではないですよというような取り決めが何かあるのか、そのあたりちょっとお聞きします。

あと96ページ、これ人材育成事業ということで、一番下のほうにあるんですけれども、実績が66件、116名、339万円余りが実施後に使われたということなんです、これ当初予算約100万ぐらいのオーバーになっているんですけれども、これについてホームページ等を通して広く周知するということがあるんですけれども、父母の方々からちょっと少な過ぎるんじゃないかと、補助の金額が、いろいろ100万ぐらいオーバーして、大変財政的にも厳しいというふうには思うんですけれども、やっぱり子供が行く場合には父母も何名か、5名あるいは野球でしたらもう10人近くの父母が一緒に行くんですけれども、やっぱり全て実費という中で、これまた子供たちに多めに補助できるのか、あるいは父母にも少し分けられるのかどうか、そのあたり何とか補助金の在り方については協議してもらえないのかなというのがあるんですけれども、そのあたりちょっと増額できる範囲であるのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 86ページのバスの運行の遅刻の件ですが、現在のところ、遅刻のほうについてはいません。急激な天候不良による渋滞、また予測不能な交通渋滞の場合は、遅刻扱いしないと校長とも確認しております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 97ページの人材育成事業に関してですが、当初予算250万で、その後130万ほど増額しての補助を行っております。

これに関しましては、令和5年度に従来大会

の2位までだったのを3位まで拡充いたしました、かなり増えております。

こちらに関しましては、子供たち、児童生徒のほうを中心にしておりまして、金額的にもかなり財政的にも負担が来ておりますが、できるだけ子供たちに伸ばす機会を与えようということで増額はしておりますが、その引率といえますか、保護者の方に対する補助は、ちょっと財政的には非常に厳しい状況になっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ、1点目、スクールバスについては、なしということで理解をしました。

人材育成事業については、やっぱり近年では県外派遣が相当増えていると、3位までになったこともありますし、いろいろなこれは文化的なもの、スポーツ的なものも含めると、子供たちも非常に頑張っていて、いい成績を残して、人材派遣の補助をもらっているという中ではあるんですけども、やはり保護者に対する負担が相当量多くなっているものですから、前年比134万円の補正を上げたとしても、子供たちは今やっぱり行くときは、吉の浦の運動場のほうでも、また寄附金を集めたり、そういうものも全てやって、何とか少しでも派遣費の負担を減らしたいという状況もあるものですから、そこちょっと担当課で一回調べて、やっぱりこれが適正なのかというような金額も含めて、子供たちが練習をしないでも補助金集めにちょっと走っているのも見かけますので、そういったところは、それが本当に妥当なのかなと、一定程度の今の何%ぐらいの補助を出しているのか知らないんですけども、そのあたりも含めて、ちょっと検討していただきたいと。

今、例えば1人当たり幾らぐらいの補助が何%ぐらいあるのか、そのあたり分かるのであれば、ちょっとお聞かせしていただけませんか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

何%とかいうわけではなくて、例えば九州だと幾ら、運賃ですね、飛行機運賃とか含めて、九州だと2万5,000円、例えば関西だと3万円、東京だと3万5,000円、そういうふうに定額で決まっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これ1人当たりの単価ですよね。2万というのは、九州で。

やっぱり今、飛行機運賃も相当値上がりしているものですから、その高騰に対しても、いつまでも2万円というような決め方ではなくて、やっぱり上がった分に対しても、それなりに負担を軽くするためにも、これは子供たちがさらに飛躍して、村の名前も上げて、子供たちの育成にも十分つながるような体制ですので、ぜひ補助金の増額というのはもう1回担当課でしっかり吟味して、結果を出していただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

これで質疑を終わります。

歳出11款、12款、13款、14款は一括して質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第1号 令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第2 認定第2号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、9月6日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号は、総務常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第2号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 認定第3号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、9月6日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号は、総務常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第3号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 認定第4号 令和5年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、9月6日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 認定第4号について質疑します。

これ8年度に換地終わると出ていますけれども、清算金の徴収関係は、早めに行わないとまた徴収ができなくなって、この土地地区画整理事業も延び延びになってしまうと思うんだけど、そういうこの徴収金は、どういう進め方す

るのかな。また、全体でどのぐらいあるのか。

○議長 伊佐則勝 何ページになりますか。ページ数を示してください。

○12番 金城 章議員 委員会資料の最初のページ。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 清算金に関しては、現在、かなり高額な方もいる中で、まだ確定はしていません。

清算金の徴収業務は、換地処分後からの徴収となります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の換地処分終わってからのことは分かるんですけども、もうほとんど清算金が出る場所は、場所は、土地です、ね、土地は分かりますよね。そこは換地は早めに行って、清算金は早め早めに、地主には、このぐらいありますということは伝えて、分割でも払えるようにしないと、そこが清算がうまくいかないと、この土地地区画整理後、完了がずっと延び延びになりますよね。ぜひこれ、来年度からでもぜひその件は考えてもらいたいなと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第4号 令和5年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 認定第5号 令和5年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、9月6日に説明済みですので、

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第5号 令和5年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定第6号 令和5年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、9月6日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第6号 令和5年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、9月6日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（11時33分）

## 令和6年第9回中城村議会定例会（第21日目）

|                                |                 |                     |                                    |           |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和6年9月6日（金）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和6年9月26日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                | 閉 会             | 令和6年9月26日（午後0時15分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                               | 欠 員       |
|                                | 3 番             | 欠 員                 | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番                               | 伊 佐 則 勝   |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 11 番            | 仲 松 正 敏             | 12 番                               | 金 城 章     |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 辰 さおり     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 比 嘉 麻 乃             | こども課長                              | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 新 垣 正               | 企 画 課 長                            | 金 城 勉     |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 呉 屋 克 行   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 下 地 良 和   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 照 屋 郁 子             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 森 本 雅 人   |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 島 袋 かおり             |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 6 号

| 日 程  | 件 名                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 認定第1号 令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について                                |
| 第 2  | 認定第2号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について                          |
| 第 3  | 認定第3号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                         |
| 第 4  | 認定第4号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について                        |
| 第 5  | 認定第5号 令和5年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について                      |
| 第 6  | 議案第48号 令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について                            |
| 第 7  | 認定第6号 令和5年度中城村水道事業会計決算認定について                                  |
| 第 8  | 議案第49号 令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について                           |
| 第 9  | 認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定について                                 |
| 第 10 | 陳情第9号 事務委託費の改定について（要望）                                        |
| 第 11 | 陳情第11号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書 |
| 第 12 | 意見書第5号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書 |

## 議 事 日 程 第 6 号 の 追 加

| 日 程 | 件 名                          |
|-----|------------------------------|
| 第 1 | 議案第50号 令和6年度中城村一般会計補正予算（第6号） |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

お諮りします。本日、中城村長から議案第50号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第6号)が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議案第50号を議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認め、追加日程第1として議案第50号 令和6年度中城村

一般会計補正予算(第6号)を日程に追加し、議題とします。

追加日程第1 議案第50号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 比嘉麻乃。

○村長 比嘉麻乃 それでは、おはようございます。

では、議案第50号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第6号)について御提案申し上げます。

議案第50号

令和6年度中城村一般会計補正予算(第6号)

令和6年度中城村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,859千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,812,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月26日 提出

中城村長 比嘉麻乃

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|---------|---------|------------|--------|------------|
| 16 県支出金 |         | 1,561,346  | 44,024 | 1,605,370  |
|         | 2 県補助金  | 831,380    | 44,024 | 875,404    |
| 19 繰入金  |         | 396,221    | 21,835 | 418,056    |
|         | 2 基金繰入金 | 395,459    | 21,835 | 417,294    |
| 歳入合計    |         | 10,746,697 | 65,859 | 10,812,556 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項      | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|----------|--------|------------|--------|------------|
| 6 農林水産業費 |        | 340,990    | 44,024 | 385,014    |
|          | 1 農業費  | 319,078    | 44,024 | 363,102    |
| 10 教育費   |        | 1,519,999  | 21,835 | 1,541,834  |
|          | 2 小学校費 | 285,771    | 21,835 | 307,606    |
| 歳出合計     |        | 10,746,697 | 65,859 | 10,812,556 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩 (10時07分)

~~~~~

再開 (10時09分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、津覇小学校のプール解体工事に伴う予算関係と、それと内容的なものを少し確認いたします。

まずは今、教育総務課長から話がありましたように、1点は、この本体工事における進入路確保の優先のために早期の発注をしたいということで、プールのほうから先に解体をするというふうに位置づけての発注をしたいという考えでいいのか。

仮に今回この予算措置が可決された場合、業者との契約は早急というふうに捉えるんですけども、いつ頃を考えているのか。

それとあと1点、これは大事なことになると思うんですけども、先ほど配置図的なものを見せてもらっていますけれども、まず国道側から、川沿いから入って行って現場のほうに進入して行って、一部どこかで、何か3つほど赤いラインがあるんですけども、真ん中の直角がペケになっている部分、多分、本体工事に直角に入れないから、このプール側に進入路を、工

事乗り入れるために奥のほうに進入路を造るのかな、もしくは乗り入れ口。

それでもう一点は、本体工事の場合は、国道側からちょっとどう言うのかな、グラウンド側、斜めに入る、両方の2つの進入路を考えているというふうな図示でいいのか。

その際に、この川沿い、特に奥の住宅があるところね、そこが多分、大型ダンプで、車というのは16トン車が入ると思うんですけども、接地面の道路圧と考えたときに、今アスファルト舗装、これは村道だと思うんですけども、その辺の仮設、鉄板、先ほど予算の中でもちょっと敷き鉄板というのを少し見たんですけども、10万ほど敷き鉄板見られていますけれども、その辺の2か所の奥の進入路周辺の道路表面の養生、それから、国道から入っていく、ここ、切り返し部分の舗装の養生等々も全てこの予算の中に入っているのか。その3点ほどお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

まず1点目のほうとしまして、今回のこの解体に伴ってについては、2か所からの進入路を確保する、従来も2か所ではあったんですが、このプール側のほうにつきましては大分切り回しが狭いですので、安全性を高める上ではプールのほうを迂回するような形でしたいというふうに考えているのが1点と、後で大型重機を設置する場合、両側から行っていきますので、国

道側と山手側から両方重機を置いて、セメント等の搬入等もありますので、そういった場所としての配置も考えております。

2点目のほうの業者との契約関係につきましては、もう12月には工事が入ってきます。その前に11月頃には磁気探査等も行っていきますので、もう今後10月以降は工事車両が入ってきます。それに向けて早めにこのプール解体を進めたいために、今回予算措置をお願いしているところであります。

契約につきましては、今現在、パートナーズで行っているところで、そのまま、解体の部分については追加で契約をしていくことでの調整を行っております。

道路の養生につきましては、この鉄板につきましては、この工事車両の入り口、手前のほうに基本的には設置していきます。実際、この校舎建設後においては外構の整備も行いますので、その際に周辺につきましては整備していくことで考えております。今回は、この学校校舎の部分に係る工事として、その進入路を設け、そこで進入路になる部分につきましては、今後、校舎が改築後においては整備をしていくこととなりますので、その段階で行っていかうというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ちょっとイメージが湧かなくて気になっているんですけども、まずは確認の上で、11月には磁気探査が入る、そのグラウンド内ですよね。今、先ほど言うように、自分は進入路確保優先のために早期の発注を行いたいんですかという質問だったんですけども、そこも少し今、ニュアンス的な回答がなかったというふうに、この中でイメージが湧かないんですけども。11月に入るということは、じゃこれ、まず1点は、10月中に解体を終えたいという考えなのか。要は、契約いつ頃なんですかと聞いたのはそこなんですよね。要は10月の

初旬、中旬、あるいは下旬、ある程度、概要でいいんですけども、頃には、今回これ可決されたら早々に契約したいというのであれば、10月の初旬なのか、中旬なのかに大体決まってくる。それから着工します。

着工した場合、今言うように進入路の確保とか、そういったのをやって、でも、磁気探査が11月で入ってくる。そうしたら業者というのは2か所から、グラウンドで磁気探査をやっている、こちらからはいま言うように山側と海側に何か重機を入れると書いてある、そこは、僕は施工側に任せればいいと思っているんですよ。我々が知りたいのは、要はこの安全通路確保、単純に言えば、10月から解体をします、磁気探査入れます。だから、グラウンドは完全に使えない状態というふうに考えていいと思うんですよ。

そうしたら、今、後ろのほうに、職員駐車場とか、それから日曜日なんかは子供たちがここで野球しています、今ちょうどこの川沿いの工事の進入路となるところが一般のいま子供たち、父兄の駐車場への進入路になっているわけですよ。国道への出口付近の舗装が壊れます、あるいはプールへの入り口側、工事に入るところがアスファルトが壊れます、鉄板、先ほど仮設に関しては今回見ていないという話のニュアンスで僕受け取っているんですけども。その場合に、10月から仮に契約を入れます、解体から入れます、11月が磁気探査が入っています。グラウンドが一切もう使用禁止になっている状態であれば、この駐車場への進入路というのは一切ないわけだから、ある程度は理解するんですけども、ただ、理解はしたとしても、舗装面の、これは村道になっているはずですよ。村道の、要は今度、都計課のほうの財産、もちろんその財産になるんですよ。そこの養生というのはしっかり最初の時点からやるべきじゃないのかな。後で、本体工事と一緒に最後で外構で治し

ますといっても、子供たちは、そこ、今ちょっとバス停がありますよね、昔のバス停のところ。護佐丸バスが止まる場所。そこから朝も横断歩道を渡って歩いているわけだから、要は国道との接道部分のところが舗装とかが壊れたら、やっぱりちょっとあれじゃないのかな。その辺というのはしっかりと養生すべきじゃないのかなと思っているものですから。一応、質問、もう一回あれしたくてですね。

まとめますけれども、この辺の養生とかそういったのは確保されているのか。そして、解体がいつ頃にちゃんとやって、そういうふうに裏手の一切グラウンドを使わなくなるのか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

まず第1点目の契約のほうにつきましては、議会終了後すぐ、業者のほうとは事前に打合せをしておりますので、早期に契約をしていきます。

運動場の使用につきましては、もう当初から学校には9月いっぱいまでということで話をしております。10月からは、時期時期に応じて工事が入っていきます。グラウンドにつきましては、基本的には川沿いを重視して使うわけではなく、当初はグラウンド内を歩かす形でいきます。校舎が建ってくると、3階建ての校舎になりますので、どうしてもこの川沿いの道路のほうを使用しないといけない状況にあります。その段階で重機とかの大型車両を切り回すためには、どうしても奥山手側のほうにつきましては、ちょっとスペースが狭いというのがありますので、今回その部分を確保したいということで行っています。

この道路、川沿いの道路を使用すること、国道の進入口において、いろいろこの重機によって破損したものであれば、この部分は業者ともちゃんと調整することになっておりますので、

その段階を見て、補修が必要であれば、その要望もちゃんとしていくようにします。

児童の安全につきましては、先ほど申しましたように、基本的には児童の通学の時間帯は工事車両の使用の制限等を行っていきますので、これは現在、中城小学校においてもそうなんです。通学の間については重機の乗り入れ等はしない方向で行っていきます。あと、歩道となる部分につきましては、児童の安全を確保するためには、その部分はちゃんと事業者のほうでやっていくことで、そういう提案になっておりますので、そのように進めていきます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 もちろんこの児童の通学路の安全確保というのは、これは最優先されるべきだと思っていますので、工事優先じゃなくてね。ただ、中小に関しては、先ほど、ある程度図面を見たときも、要するに子供たちの通学路というのは、北側、正門、裏門、そこから、そしてこの南側から来る子供たちというのは、今、歩道がちゃんと向こう確保されているから、左側。そこから歩いて渡れるから、ある程度、安全というのは確保されているわけですよ。ただ、津覇小学校の場合は、今言うように元護佐丸バス停があった周辺、それから、先ほどもともとはグラウンド側からの乗り入れも考えていたというようなことを言っていましたけれども、要は単純に言えば、学校から以南の皆さんね、津覇、和宇慶、北浜、南浜、伊集は、このちょうど前の診療所があった横断歩道を渡って、そこからグラウンド正面側の歩道を歩いて学校に、通学路で今までやっているわけですよ。

多分その通学路を工事期間中は遮断はしないと思うんですけれども、遮断するかしないかは、それはもちろんそちらの判断だと思うんですけども、できるだけ遮断しないほうがいいのかなと思うんですけども。だから、その辺の安全、

道路養生をしっかりとしないと、子供たちの通学、歩くところが壊れて、壊れたら直していきますという考え方じゃなくてね、壊れないような措置を施したほうが好ましいのではないかと思います。

あと1点は、今、中身をば一つと見たときに、養生が3面養生になっていますよね、3面養生。予算の中で。仮設の養生シート50メートル、これは仮設、足場養生工、足場仮設3面施工、防音シート3面施工、多分基本的にはこの足場を組んで、5ページね、5ページの300平米、防音シートね。そうなると、多分この建物だけを周辺、3面、要は北側、南側、南側は開いていると思うんだけど、その辺もちゃんと、言うようにグラウンドは使用禁止と、9月までとなっていますけれども、子供たちというのは、やっぱりここで大型ブレーカーががたがたやっている。やっぱりちょっと好奇心の子供たちもいる。やっぱりそういうのもあると思いますのでね。本来であれば、しっかりとこの工事は見られない状況をつくったほうがいいのではないかなと思うんだけど、もちろん予算に伴うのであれば3面施工というのもあると思うんですけれども。その辺もしっかりと、業者とは安全面に配慮して発注のほうに向けてやってほしいと思います。以上です。お願いします。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、小学校のプールの解体について質問します。

この調書の建築予算、契約のときに施工に影響があるのか、今、重機の迂回路が何か厳しいとか言っていますけれども、ただ、最初から契約のときに分かるはずですがどうして急にまたこのプール解体が出てきたのか。

それと、この予算は、この1社だけに出していますか。これまでの解体予算、去年、一昨年、旧庁舎も解体しました。老人センターも解体しました。中小の幼稚園も解体しましたね。その

予算を見て、皆さん方が提示した予算、半値ぐらいでしたよね。ほかから見積り取ったのかどうか。

それと先ほど、修議員が言っていましたとおり、私もこの河川側の道路は相当傷むと思います。この今の重機のやり取りでしたら、確実にこの道は壊れるだろうと予測していますけれども。これの補修はこれには入っているか、この見積書には。また追加で出るんですか。

それともう一つね、この見積書に津覇小学校着工後に解体を行う場合は、計画が変わるため金額が変動しますというの。この解体は解体で、もっとほかの地元業者も別に、見積り取るべきじゃないかなと思うが、今まで解体は安くできていますよね。この予算を見て、そんなに予算かかるのかなと疑問符がある。まずお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

今回の解体の必要性につきましては、当初、業者のほうからは、今の現状でも一応、施工していくことは可能ではあります。ただし、事業を進めていく上ではよりスピーディーに、要するに工期を短縮できるように、あと工事車両の安全等も色々含めて、こういう案もどうかということで提案があり、こちら実質的にプールにつきましては今使用できない状況でありますので、解体も含めてできるのであれば、このほうが条件としてはいいというふうに考えた上で、今回の予算要求となっています。

ですので、業者の選定につきましては、現事業を実施しているとよむパートナーズ株式会社のほうで行っていただくということで、その業者にとっても、この事業を進めていく上では大分メリットがありますので、予算については比較的安い価格でお願いしますというふうをお願いして、今回の見積額となっております。

あと3点目の河川側の道路の維持補修につきましては、今回この解体工事につきましては、グラウンド内を通して工事車両が入りますので、川側のほうを使って工事するという事は実際しませんので、今回、見積りの中には、道路の補修等については予算計上に入っていません。あくまでもグラウンド内を通して解体工事を行っていきます。ただし、磁気探査等も入ってきますので、なるべく早く、この部分につきましては、その磁気探査のものも、業者とも調整しながら、場所を確保して、早めに撤去したいということで予算を現段階で計上しております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の課長の答弁と前の答弁が異なるんだけど、解体だけじゃなくて、これ施工するときにもここから重機が通るといことで、今、迂回路を逆にプール側に設定してと僕は受け取ったんですが、そして、この河川敷側の、道路から重機通りますよね。この壊れたときは、この業者が舗装するのかどうか。皆さん方が事業をやる時、吉の浦も野球場をやる時には、吉の浦会館の駐車場を通って、壊れたのも直さずにそのままですよ。ああいう感じになって、ここはまた都計課の予算を入れるの。それを聞いています。この業者が造るときに、この業者が建築するとき傷んだ村道は業者でもって補修しないといけないよ。修議員が言っているとおり、奥に何軒か民家もあるんだし。そこも通れるようにしないとイケないこと。

これも含ませて、ここを直すのはまた別ですよと言われたら、予算は別にかかります。逆に解体工事は急がずにやっても、外側からでも壊せるものなのに、どうしてこんな急ぎ、工期短縮とかそういうのを図るんですかね。それだったら前もって、もっと前もって、この業者が言

ってくるべきものだよ。こんな急に急いで着工するから、この解体は一緒に含ませてくれということが違うと考える。見積予算を何社か取って、ちゃんと入札かけてやるべきものでしょう、これ。また入札かけますよね。この業者と内諾してそこにさせるということの見積り、こういう予算見積り、議会に出すべきものではない。違うと思いますけれどもね。

村長、副村長、どう思いますか。単独でこの業者にぱっと指名して、これだけの予算すぐやるべきものですか。建築して工期が早くなる、ただこれだけの理由で。最初からこうすべきだったのをもっと早めに壊したんでしょう、予算も入れられた、入札も入れられたと思うよ。どなたか、村長、副村長、答弁。教育委員会じゃなくて。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

すみません、さっきの説明がちょっと不備があったかもしれません。

この川沿いを利用しての工事で、道路面が壊れた部分については、当初から、この事業につきまして、使用して壊した場合については、業者でもって直していただくのが正当なものになっています。

今、この解体工事ではそこを使わないので、予算は含まれていませんという話をしております。全体的な工事につきましては、これと別の、当初の計画でもってやっていますので、そこにつきましては、補修が必要なところについては、そこを整備していく必要はあります。

あと、今回、どうしても12月までには着工しないとイケませんので、今回この分については予算の兼ね合いもあります。一番早めのできる、あと比較的予算も少なく済むような形でできるということで、今回このような形で提案させていただきます。

今回この解体工事については、見積りは取っておりません。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 こういった予算の出し方、本当さっきも言いましたけれども、私は議員としては駄目だと思うんですね。村長、副村長、ちょっとこの予算の出し方、村長、副村長が認めてから出しているはずですけど、本当どうですか。プールは今年で使わないということを決めましたよね。解体もするんだったら、さっさと解体して、津覇小学校こんな急に、建築入る前にやるべきもんじゃない。議会にかけるのは500万以上、入札は議会にかけないといけないですよ。単独で2,000万、今工事する箇所にやるべきものではないと私は思っていますけれどもね。急迫したら議員が認めるだろうと思っている皆さん方が思いじゃないかな。御答弁、副村長か村長、どちらか答弁願えますか。こんな予算の使い方でもいいのかどうか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（10時35分）

~~~~~

再開（10時36分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

（「議長、指名してるんだよ、僕は。両方に」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 訂正します。

副村長 新垣 正。

○副村長 新垣 正 お答えします。

今、金城 章議員からの質問ですけども、道路についてはもちろん、業者が壊した場合は、その補修はしていきます。

今回のプールの解体については、教育委員会とも話をして、安価で見積りが出たということで、僕らも承認しました。恐らくプール全体一気に壊すと、それなりのお金がかかるということで、安価で解体できるということで予算を計

上しています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第50号について質疑をします。

まず、農業振興費のほうです。これ見てみますと、18節の負担金のほうですね。沖縄型耐候性園芸施設整備事業補助金ということで4,402万4,000円出ているんですけども、これ真ん中を見てみたら特定財源ということで、全てが国・県支出金ということになってはいますが、これのどこからの補助金が入ってきたのかどうか。

あとは、これ施設整備ですけども、どういう施設で、何棟を予定しているのか。そのあたりのちょっと説明を求めます。

あと2点目ですね。今の小学校費のほうで話が出ているんですけども、私が聞きたいのは、これは随意契約でやられているみたいなんですけれども、やっぱり今話があったとおり、見積りは一定程度取って、随契にしてもですね、大体どれぐらいかかるんだけれども、随契にしたらこれだけ安くなりましたよというような参考資料がなければ、我々もちょっと、ただ安く見積もったということではちょっと厳しいかなというふうに思っているんで。やっぱり入札の段階では幾らぐらい、行政としては幾らぐらいを解体費用を見積もっているんですけども、随意契約で今の金額で抑えられましたと。いろいろな判断材料がちょっと見当たらないものから、そのあたりがちょっと厳しいのかなと思っているんですけども、そのあたりをちょっともう一回お聞きします。

あと、これは村道で一本道なんですけれども、先ほどからこれが壊れた場合の話があるんですけども、これの現在の強度ですね。例えばミキサ一車がどンドン通っても全然問題ないというような状態なのか。あと民家があるもので、

民家に対しての影響はないのかどうか。そのあたりをもう少しちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 大城議員の質問にお答えします。

補助の種類ということなのですが、国・県の80%補助で、残りのものはJAの20%補助になります。

あと、どのような施設かということなのですが、平張りハウスなんですけれども、3棟です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

1点目につきましては、見積業者は取ってはおりませんが、前回発注しました幼稚園の解体、2園の解体を例に、同等の規模だというふうに考えております。その際でも、かなり高額な積算根拠となっております。それと比較してもかなり安価であるということで、現契約している事業者のほうに依頼してやる方向で今検討しておりました。

強度のほうにつきましては、基本的に道路として使用していますので、その基準等のほうについてはちょっと私のほうではすみません、把握しておりませんが、基本的には強度はあるというふうには考えております。

ただし、工事を進捗していく上で、その辺の破損があったり、あとは民家への影響等につきましては、逐次、業者とも詰めていきますので、悪影響が出ないような形で進めていくことを考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 農業のほうです。これは平張りのハウスが3棟ですと。これを3棟ということは、3名の地権者がいるわけですね。この方々は、これ何か3棟のハウスを建てて、

その中身は何を作るということで、これ見てみたら10割補助をもらえるようになっているんですけども、トータルでですね。その品種まで決まっているのか。あとは中身は自分で何を植えてもいいのか、そのあたりはどうかですね。

あと、小学校費については、民家への影響、そういうのをしっかり精査して、やっぱり4つ、5つの民家の中にあるもんだから、それについての出入りの影響ですね。あと、やっぱり道が壊れてしまったというのであれば、体制のしっかりした対策も取らないといけないということも含めて、あと、随契でこれだけ、2,200万ぐらいの金額が出ているんですけども、本当にこれが妥当な金額でやられていると自信を持って言えるのかどうか、それをちょっと行政のほうからお聞きしたいというふうに思っています。お答えください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

マンゴーハウスなんですけど、品種によつての縛りはありません。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

民家等への周知等、安全面につきましては工事の進捗に合わせて、その辺は周知を図っていきたいというふうに考えて、安全を加味していきます。

金額面につきましては、先ほども答弁しましたとおり、幼稚園の解体を基準、基礎にしながら検討した結果、かなり安価であるということは自信を持って言えると考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 やはり唐突にちょっと補正予算の中で2,000万余りの金額が出てきた

もんですから、ちょっと我々としても中身がどうということなのかなど。じっくり話し合っただけだったなという面もあるんですけども、こうした立派な建築のほうも11月から磁気探査も始まるということなので、通常であれば10月、9月ぐらいにもう1回説明して、こういう案件がありますよということをしつかり説明してもらえればよかったのかなという面もあるんですけども。そういう面も含めて、うちとしてはしっかり進めて、工期に間に合うような形でやっていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、議案第50号について、先ほど来議論になっております、このプールの解体についてですけれども、確認したいのは、プールの地下のほうはパイルとかそういったものが存在するのか、それは抜く必要があるのかなのか。それと跡地利用についてはどのような計画が示されているのか。

それと、道路の破損については、完全に補償されるべきものだという理解でよろしいでしょうか。お答えください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

プールの解体につきましては、パイルのほうにつきましては工事費用に入っていないというふうに考えております。そこも含めての、ごめんなさい、工事となっております。

プールの跡地利用につきましては、こちらのプールの敷地は借地でありますので、地主のほうに返還していくこととなっております。ただし、この工事期間については、引き続き貸していただくように依頼して、了解を得ております。

3点目の道路の舗装につきましては、こちらについては業者のほうとも十分調整をして行っ

ていきたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 パイルは存在するんですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

すみません、私の段階では、基礎面のパイルのほうにつきましてはちょっと今把握しておりませんので、後で確認して報告したいと思いません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これは図面で調べなかったんでしょうかね。かつて北中城村にある清掃組合の管理していた施設が解体をしましたけれども、後にパイルの存在が分かって、かなりの高額の高額な追加工事を発注したという経緯があります。そういうような状態がなぜ当初で分からなかったということで、清掃組合議会でもかなり紛糾したという事例があつて、やはり地主に返すのであれば、これ法律的にくいば抜いて返すというのが規則といえますかね、決まりになっているようですので。その辺しっかりと確認する必要があると思うんですけども、確認できませんか、それは。もともとの図面は残っていると思いますので、パイルの存在というのは、あるなしぐらいは分かると思うんですよ。そして、地主に返すのであれば、パイルはちゃんと抜いて返すというのが、これは建築上のルールだというふうに解釈しているんですけども、どうですかね。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

車庫の部分については借地ですので、パイルが入っているようであれば、基本的に全部撤去して返すこととなります。

すみません、私の答弁のあれで私自身がちょ

っとその辺を把握していなかったためにお答えできない状況となっています。図面についてはきちんとプールのがありますので、その部分については確認は可能となっております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時48分）

~~~~~

再 開（10時54分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

すみません、私の確認不足で申し訳ございませんでした。先ほどの質疑の中でのくいにつきましては、プールのほうについてはパイルは打っておりませんので、工事としてはそれを含んでおりません。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 おはようございます。

それでは、ただいまの議案について若干、この小学校建設関係については、現在、資料として提出していただいているものは見積書というふうなことになるんですが、随契になるにしろ、入札になるにしろ、やっぱりこれは見積りはあと2者は取って比較できるようにしないといけないと思いますけれども、その件についてお願いします。

あと、農林水産業費の県補助金について、これは県のほうでは進出を中城村のほうにするというふうなことで内示をいただいて予算補正に上げてきていると思うんですけれども、この内容について、国と県とJAで合計で100%というふうなお話でした。ハウスが平張りです3棟ですね。この3棟ですけれども、おのおの個人個人で3名の方が対象になるのか。この補助金を受けられる方というものはお一人で受けられるのか、そこら辺、少しお願いいたします。

それから、その補助金を受けるについての対

象者を村が選定する方法ですね。公示をして事業者を募って、その中で決めていくというふうになるかと思うんですが、そこら辺のことについて伺います。

あと、間もなく10月になりますけれども、この事業の選定を受けた方が年度内でその事業を終える可能性というものがほとんどないのかと思うんですが、そこら辺の対応について伺います。以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 見積りの必要性について、答弁いたします。

今回この事業につきましては、従来、学校建築の事業とは別に発注するのであれば、そのように手続は取っていかないといけないと考えております。今回、この解体工事につきましては、小学校校舎建設における整備の中でやっていきたいということで業者からの提案もあり、こちらでもその辺を考慮した上で実施してまいります。

この費用については、実際本年度においてプールを解体するに当たっては、校舎が建てしまった後にやると事業費が大分かさむ状況があります。今回の整備の中では比較的安価なものでやっていただくということで、この辺については事業者にとっても進めやすいというところと、村も今後、その取壊しにおいては大分メリットがあるということも含めて、今回の検討の結果となっております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

まず、3棟なんですけど、これは3名の受益者がいまして、おのおの1棟1棟ということになります。

次に、対象者の候補といたしましては、花き産地協議会というのがありまして、JAと役場と営農センター、そこで選定して、そこで畑を

確認しながら、今までの生産者の実績を見ながら候補として上げております。

年度内で完成するかということなのですが、JAのほうのリース事業となりますので、JAがそのハウスを建てて、その人に貸していくという方式になります。以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 プールの件ですけども、津覇小学校の改築について選定をされた、その事業者がいますね。その事業者の方が一緒にこのプールの解体についての工事を行うという考えでよろしいのでしょうか。

あと、そういうようなことがあると、例えば附随しているからというふうな考えであるのであれば、津覇小学校の学校内にあるいろんなことがこれからこういうようなことで実際、別な契約もなしに進んでいく可能性があるんですが、これ今回のものについてもそういう、先ほど随契も、新たな契約もないというふうな御答弁だったと思いますが、それでよろしいのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回の事業につきましては、全ていろんなものを今後もやっていくということではありません。今回のこのプールの解体につきましては、今後解体をやる時の費用を考えた結果、今いる事業所で、その事業の中で実施していったほうが安価で済むということで、このような契約を、これは単独でまた契約をしていきます、解体工事につきましては。単独で随契契約を行っていきます。新たにこの部分だけ別で発注いたします。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 新たに随契をしていくというふうなことで確認をいたします。

先ほど来のハウスの件についてですけども、

これは選定をする事業者というんですか、産地協議会というところで協議をして、実績などを勘案しながら補助対象者を決めていくということで、今回これ村からのこの補助を出す対象としては、沖縄県JAというふうなことになって、そこのほうから実際の農家の方を選定していくという考えでよろしいのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

まず、農家のほうから、そのハウスが欲しいということで手が挙がってきます。それでJAのほうで、その農家が適当であるか適当でないかということで、またこの花き産地協議会に報告しまして、そこでこの実績等を勘案しながら、農家のハウスを導入していくかというふうに決定していく流れとなっております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは、議案第50号について質問します。

3ページの沖縄型耐候性園芸施設というのはどういうものなのか。ハウスということは、今の普通我々が考えているハウスとはどう違うかね。

それと、先ほどから各議員から質問があります。プール解体についてですが、随契していますが、随契した理由。それから、ここ以外に見積り取っていないのか。皆さん方、これは安いから、安いからと言っているけれども、どのぐらい安いのかね、議員には分からないんですよ。ほかの業者と比べてどのぐらい安いのか。普通、随契する場合、三者ぐらいはある程度見積りを取って、それから安いほうにということになると思うんだけど。どのぐらい安いのか。それも我々議員では分からないですよ。

そして一番この契約書の中で1ページ、これ

資料かな。本見積書に記載なき事項は別途工事としますということが書いてありますよね。もし仮に、先ほども13番の新垣博正議員からあったように、パイルが今ないということを答弁ですが、もしあった場合は、これ追加工事になりますよね。これパイルがないというのは調べましたかどうか。それとも、このプールを建設する場合のプールの設計図面、今ありますか、保管してありますか。以上。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

沖縄型耐候性園芸施設整備事業というのがあります。以前はC形鋼とかあったんですが、今、これが現在強化型のパイプハウスということで打たれています。それは、台風時の自然災害に強い、この平張りハウスということでの事業名となっております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

随意契約につきましては、予算可決後において行いますので、まだ随意契約は行っていません。契約を行う方向で進めていくということになります。

あと、今回の予算の見積業者については、他の事業者からは取ってはおりませんが、幼稚園解体のときにおいて積算したものにおきましては、1園当たり大体5,000万から6,000万程度の積算で出ております。実際、入札を行った結果においても、落札した額よりは安く提示された額となっておりますので、安価というふうに認識しております。

答弁漏れがありました、すみません。図面等があります。その図面において、基礎パイルがないということは確認しております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 皆さん方の積算では6,000万かかるということなんですか。

それと、これ図面があるということは、もう間違いなくパイルは入っていないということですのでよろしいですね。これは確認しておきますよ。

それと、沖縄型耐候性というのは、これは台風に強い、今のビニールハウスよりは強いような構造で造るビニールハウスとして理解してよろしいかどうかね。

これ6,000万という積算は、皆さん方はどうして出したかですね。業者じゃなくて皆さん方が、技術者が出したのかどうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

先ほど6,000万と申し上げたのは、幼稚園解体の積算の根拠を例にして金額を述べております。大まかに幼稚園1園当たり5,000万か6,000万程度で積算しておりました。実際に入札後におきましてはそれ以下で入札はできております。

今回このプールにつきましては、それよりもさらに安く抑えることができているというふうに認識しております。

パイルのほうにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、図面に一切記載ありませんので、それは使用しておりません。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

今回建てるハウス、平張りハウスなんですが、これもうJAのほうでは主流となっていて、それが台風とかに強いということで導入しているようです。

○議長 伊佐則勝 ほかに。

玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 議案第50号に対する確認と質疑を行いたいと思います。

先ほどの課長の答弁では、プールの解体工事

は、この川沿いの道は通らなくて、グラウンドを
通って解体をします。実際、工事に入った場
合は、川沿いの道を通って工事をするというふ
うなことをおっしゃっていましたがけれども、こ
れは確認してよろしいでしょうかということと、
それとですね、やっぱり上のほうにも10軒ほど
の民家がありますので、そこしか通る道はない
んですね、自宅から出る場合はね。校内を通る
わけにはいきませんので。確実に予想されるのが、
この道が壊れるというのが予想されます。恐ら
く民家からも苦情も出ると思います。ですから、
今回はこの補修の工事は予算に入っていないと
いうふうにありましたが、これは業者が直すべ
きであるという副村長の答弁もありましたけれ
ども、その都度直していかないと、やっぱりい
ろんな問題が出てくると思いますので、その辺
もぜひ早急にですね、壊れた場合は直してほし
いというのと、それと民家のほうにぜひ、いつ
から工事が入りますからということで、1軒1
軒説明しに言ってほしいと。その都度説明しま
すというふうな先ほど答弁ありましたけれども、
ぜひ始まる前に、いつから工事入りますという
ことで説明しに行ってほしいなと思いますので、
よろしくお願いします。以上です。

すみません、もう一点、忘れていました。今
回の見積書の中に、3ページのほうに、敷き鉄
板というのが1個ありますけれども、これサイ
ズがどれぐらいのサイズかも分かりませんけれ
ども、たった1枚で、一式とは書いていないで
す、数量1で単価が10万円ということですので、
1枚でどこに敷くのか。1枚で足りるのかとい
う、これまでお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたしま
す。

工事車両の進入路につきましては、先ほどか
ら答弁しているとおり、基本的にはグラウンド
を中心に回していきます。どうしても道沿い、

工事の進捗状況によっては川側の道も利用しな
いと工事が進みませんので、なるべく舗装面
については壊さないような形で維持管理して
いただきたいと思います。補修が必要なところ
については、随時、業者とも調整を行ってい
きたいというふうに考えております。

民家への説明につきましては、これは工事
に入る前に、事前にそれは事業者から、ちゃん
とその説明はしておきます。工事の内容によ
っても、例えば重機が多く搬入が出る場合
についても、中小のときも同様にやってきて
おりますので、この部分については安心でき
るように、住民については丁寧に説明して
いきたいというふうに考えております。

鉄板の場所につきましては、すみません、私
細かく把握はしておりません。基本的には、
これ仮設工事に行く部分で、必要というところ
で配置するということを事業者のほうで示さ
れておりますので、その分で足りるというこ
とで認識しております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
議案第50号は、会議規則第39条第3項の規
定によって、委員会付託を省略したいと思
います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第50号は委員会付託を
省略します。

これから討論を行います。討論ありませ
んか。金城 章議員。

○12番 金城 章議員 では、議案第50号、
一般会計補正予算(第6号)について反対の
立場で討論します。

ただいまいろいろ議論ありましたけれども、
追加議案について、10款3目12節津覇小
学校プ

ール解体工事予算は削除していただきたい。この補正は、1社のみで見積りで、これだけの2,180万余りの工事ですね、そこと随契するということは議会としては認め難い、議員としても認め難いと。これまでどおり、議会に上げるのであれば、何社かの入札にて契約するべきだと考える。そこで、この予算だけは削除して、改めて予算計上していただきたい。この項目についてだけ反対であります。

○議長 伊佐則勝 次に、本案に賛成者の発言を許します。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 本案について、学校建設費についてなんですけれども、今回やはり随契になる可能性が大きいもんですから、そのあたりは、本当でしたら二、三か所の見積りを取ってやるべきものだというふうに思っているんですけれども、日程的に、11月からは磁気探査調査も入っていかないといけないと。緊急性を要しているんだというふうに私は思っているもんですから、そのあたりも含めてしっかりこの工事の金額も、これは見積りを見ても大分安価でできているという担当課の話もあるもんですから、そのあたりもしっかり調査してのことだろうというふうに私は前向きに捉えて、今回の議案には賛成という立場でございます。

○議長 伊佐則勝 次に、本案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 この採決は起立によって行

います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 伊佐則勝 起立多数です。着席願います。

したがって、議案第50号 令和6年度中城村一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(11時19分)

~~~~~

再開(11時30分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

次の日程に移る前に、先ほどの産業振興課長の答弁の訂正があるようでございます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 大変申し訳ありませんでした。

先ほどの答弁でハウスのことを平張りハウスというふうに答えたのですが、実際にはかまぼこ型のハウスになりますので、訂正をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 日程第1 認定第1号 令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正議員

令和6年9月26日

中城村議会

議長 伊佐則勝 殿

総務常任委員会

委員会審査報告書

認定第1号 令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

下記事項における意見を付け、令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を認定すべきものと決定した。

記

【総務課】

自主防災組織3団体に対する資機材購入補助金について、30万円の不用額が生じた。未組織自治会へも支援が可能であり、防災意識の向上を図る上からも積極的な予算執行に努めること。

自主防災組織の全自治会設置促進に向けての説明を積極的に行うこと。

【住民生活課】

植物ごみの処理費用削減と資源化・減量化に向けて取組むこと。

○議長 伊佐則勝 これまで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。こ

の決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第1号 令和5年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第2 認定第2号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正議員

令和6年9月26日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会

委員長 新 垣 博 正

#### 委員会審査報告書

認定第2号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

なし

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第2号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正議員

令和6年9月26日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会

委員長 新 垣 博 正

委員会審査報告書

認定第3号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

- 1 違法と認める事項  
なし
- 2 不当と認める事項  
なし
- 3 特に留意すべき事項  
なし
- 4 監査委員の審査意見に対する意見  
なし
- 5 その他  
なし

○議長 伊佐則勝 これまで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第3号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員

令和6年9月26日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

認定第4号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

- 1 違法と認める事項  
なし
- 2 不当と認める事項  
なし
- 3 特に留意すべき事項  
なし
- 4 監査委員の審査意見に対する意見  
なし
- 5 その他  
なし

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、ちょっと教えていただきたいと思います。

今、決算でも南上原地区の土地区画整理は換

地作業が行われていると思います。これが早期に終わるような議論とか、そういうのがあったかどうか。

○議長 伊佐則勝 建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員 建設常任委員会では、南上原早期解決に向けて、そういう話は出ていました。それで、換地の特別の早期に実現するというところで話合いがありました。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。  
これから認定第4号 令和5年度中城村土地

区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第4号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号 令和5年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員

令和6年9月26日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会  
委員長 新 垣 貞 則

#### 委員会審査報告書

認定第5号 令和5年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和5年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

なし

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和5年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第5号 令和5年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第6 議案第48号 令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員

令和6年9月26日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

建設常任委員会  
委員長 新垣 貞 則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                          | 審査の結果 |
|--------|-----------------------------|-------|
| 議案第48号 | 令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について | 原案可決  |

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号 令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第48号 令和5年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

日程第7 認定第6号 令和5年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員

令和6年9月26日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

認定第6号 令和5年度中城村水道事業会計決算認定

本委員会に付託された令和5年度中城村水道事業会計決算認定は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

- 1 違法と認める事項  
なし
- 2 不当と認める事項  
なし
- 3 特に留意すべき事項  
なし
- 4 監査委員の審査意見に対する意見  
なし
- 5 その他  
なし

○議長 伊佐則勝 これまで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和5年度中城村水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。こ

の決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第6号 令和5年度中城村水道事業会計決算認定については認定することに決定しました。

日程第8 議案第49号 令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員

令和6年9月26日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名                          | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第49号 | 令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について | 原案可決  |

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号 令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第49号 令和5年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

日程第9 認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員

令和6年9月26日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定

本委員会に付託された令和5年度中城村下水道事業会計決算認定は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

- 1 違法と認める事項  
なし
- 2 不当と認める事項  
なし
- 3 特に留意すべき事項  
なし
- 4 監査委員の審査意見に対する意見  
なし
- 5 その他  
なし

○議長 伊佐則勝 これまで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第7号 令和5年度中城村下水道事業会計決算認定については認定することに決定しました。

次の日程に入る前に、地方自治法第117条の規定により、関係者が議場内にいらっしゃいますので、大城常良議員、仲松正敏議員の除斥による退席を求めます。

休憩します。

休 憩 (11時57分)

~~~~~

再 開 (11時57分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

石原昌雄議員の退席をお願いします。休憩します。

休 憩 (11時57分)

~~~~~

再 開 (11時57分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第10 陳情第9号 事務委託費の改定について(要望)を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正議員

令和6年9月26日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣博正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号   | 付 託<br>年月日 | 件 名              | 審査の結果 |
|-------|------------|------------------|-------|
| 陳情第9号 | 9月6日       | 事務委託費の改定について(要望) | 採択    |

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、事務委託費改定についての要望について質問いたします。

事務委託費改定については、昨今の物価等に合わせて上げるのは反対ではありません。ぜひ予算の限り設定は行ってほしい。

それと、委員会では、この事務委託費について、どのような議論があったのかだけちょっとお答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 総務常任委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正議員 お答えします。

今、質疑があったように、改定の時期は来ているだろうという認識がありました。そして、基本的には当局との間で改定されるべきものであり、議会としては後押しをするような形で、これを改定を要望するというのと、あと、一部の事務委託者とは乖離するような開きがあるので、その辺はしっかりと考慮して、格差がないような形で改定されるべきであるということも意見としては出ました。これも当局には口頭でお話はしております。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この事務委託者、個人契約だと思います。そういう話は出ませんでしたでしょうか。

それと、私は前、一般質問においても以前より、この各団体、字と契約を変更したほうが各地域活性化になるのではないかとという一般質問を行っておりますけれども、そういう件では議論はなかったですか。

○議長 伊佐則勝 総務常任委員長 新垣博正

議員。

○総務常任委員長 新垣博正議員 お答えします。

特に委員会ではその議論はありませんでしたが、当局に対しては、一応こういったものも意見があるよということは口頭では伝えてありますので、個人との契約だけではなくて、組織として契約というのが可能なのかということは、当局には伝えてはありますけれども、いずれにせよ当局との間で合意することになると思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これでは質疑を終わります。  
これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号 事務委託費の改定について(要望)を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、陳情第9号 事務委託費の改定について(要望)は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

休憩します。

休憩(12時03分)

~~~~~

再開(12時04分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第11 陳情第11号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める

陳情書及び日程第12 意見書第5号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第11、日程第12については一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び趣旨説明を求めます。

総務常任委員長 新垣博正議員。

○総務常任委員長 新垣博正議員

令和6年9月26日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会
委員長 新 垣 博 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第11号	9月6日	子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書	採択

意見書第5号

令和6年9月26日

中城村議会
議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会
委員長 新垣博正

子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと
国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

陳情第11号における委員会審査の結果、採択となり別紙意見書を提出する。

子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと
国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書

いま、重くのしかかる国保料（税）は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。

国は、低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っている。しかし全国知事会との議論の過程では、国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げるために必要な公費として、1兆円の財政支援の拡充が必要という意見もあったほか、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3,400億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

そもそも、国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があり、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子どもの均等割は減免されているが、さらなる支援が必要である。

また、厚労省は令和7年度分保険者努力支援制度で子どもの医療費自己負担設定を配点評価する方針であるが、これは子育て支援策にも逆行するもので見直しを求めたい。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違っただけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

よって、政府に対し、国保保険者努力支援制度で子どもの医療費自己負担設定を配点する評価の見直しと国民健康保険財政への国庫負担増額を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する

令和6年9月26日
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（沖縄担当）

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第11号及び意見書第5号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第11号に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第11号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第5号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第5号は、委員会付託を省略します。

これから意見書第5号に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第5号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第5号 子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（12時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 仲 松 正 敏

中城村議会議員 金 城 章